

大正期における日本の対華政策の展開（1912-1919）

－日中衝突事件を中心に－

霍耀林

(4I151203)

同志社大学グローバル・スタディーズ研究科

## 目次

序論	5
第一節 先行研究とその問題点	5
第二節 問題設定	11
第三節 本稿の構成	14
第一章 辛亥革命後日本対華外交の出発	18
はじめに	18
第一節 漢口・兗州・南京事件に関する日中両国の折衝	40
第二節 対支同志連合会と其の行動	28
第三節 辛亥革命後日本の対華政策	33
まとめ	37
第二章 中国における日本駐屯軍の暴行：昌黎事件を中心に	39
はじめに	39
第一節 事件をめぐる両国の報告	39
第二節 事件に関する立会調査	42
第三節 事件をめぐる交渉	47
まとめ	50
第三章 第一次世界大戦の勃発と日本の対華政策の展開	52
はじめに	52
第一節 満蒙問題解決への固執	53
第二節 山東鉄道の攻略	57
第三節 国民外交同盟会と其の行動	61
まとめ	63
第四章 鄭家屯事件と日本対華政策の転換	66
はじめに	66
第一節 事件についての調査報告	67
第二節 事件発生後日本陸軍と関東都督の対応	76
第三節 事件発生する前日本軍の行動と満蒙独立運動	80
まとめ	84
第五章 寺内内閣における日本対華政策の形成	87
はじめに	87
第一節 中国における復辟問題	88
第二節 中国の参戦問題	93

第三節	臨時外交調査委員会の設置	97
	まとめ	102
第六章	寛城子事件に至るまで在華日本領事館警察の自国民保護の実像	103
	はじめに	103
第一節	寛城子事件の経過	105
第二節	事件における法的な動き	108
第三節	長春における邦人保護の実像	112
	まとめ	118
第七章	在華領事館の謀略：福州事件を中心に	120
	はじめに	120
第一節	福州事件の発生と日中両国主張の対立	121
第二節	共同調査と事件の真相	126
第三節	原内閣の対華政策	132
	まとめ	136
終章	結論	137
付録	一九一〇年代における日中衝突事件とその概要	139
参考文献		143

## 凡例

- 一、引用資料は原則として原文のままとしたが、次のような場合若干の修正をほどこした。
- 二、漢字は常用漢字のあるものは、概ねこれを用いた。
- 三、句読点のない文章についてはそれを適宜に加えた。
- 四、カタカナ・ひらがな混合の文章は、適宜どちらか一方に統一した。
- 五、支那・満州という表現は歴史的表現である場合はそのまま引用するが、適宜中国・中国東北地域と読み替える。

## 序論

本稿は、中華民国初期、すなわち、中華民国が誕生してから福州事件（一九一二年一月一日～一九一九年十一月一六日）の発生にいたるまでの日中外交関係を検証する。とりわけ、この時期における日本の対華政策<sup>1</sup>の立案とその後の遂行、言い換えると、日本の対華政策の展開過程を日中衝突事件の発生から解決にいたるまでのプロセスにおいて解明することである。

一八八九年の「大日本帝国憲法」の発布によって、「帝国」としての法制的イデオロギー基盤を確立した日本は、一八九〇年代、一九〇〇年代を通じて一方では欧米列強との不平等条約を廃止し、他方では急速な工業化とともに周辺地域への権益確立と列強によるその承認を国家目的とした。一八九四～九五年の日清戦争により台湾、澎湖列島を手に入れ、翌年には台湾総督府を設立し、一九〇四～〇五年の日露戦争では、旅順・大連を租借し南満州鉄道の権益をうけつぎ、カラフト南半を入手した。また、桂・タフト協定でフィリピンに対するアメリカ権益を認める代わりに、朝鮮支配権をアメリカに承認させた。一九一〇年には、韓国を併合し、朝鮮総督府を設置した。<sup>2</sup>

朝鮮問題が併合により、国内の問題になったあと、日本の大陸政策の如何に変わるにもかわらず、常にこれを保護することに収斂されている。つまり、利益線が主権線へと転換する<sup>3</sup>にともない、この時期からの日本の大陸政策は、日露戦争によって獲得した満州における権益を如何に拡張するか、という基点から出発したのである。この時から日本は中国大陸における権益の拡張、つまり大陸進出が活発化し、積極的に膨張主義を推し進めた。しかし、政党政治の確立（一九一八年九月、原敬政友会内閣成立）によって暫時抑制された。

### 第一節 先行研究とその問題点

---

<sup>1</sup> 本稿で言う対華政策は先行研究、たとえば、北岡伸一が言う中国に対する一切の政策の中国政策（北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年）、小林道彦が言う大陸政策（小林道彦『日本の大陸政策一八九五～一九一四』南窓社、一九九六年）、と違い、主に外務省あるいは外交担当者が主導のもとで制定された対華外交政策を指す。

<sup>2</sup> 井上清『日本帝国主義の形成』岩波書店、一九六八年、二八一頁を参照。

<sup>3</sup> 明治二三年一二月七日に、山県有朋総理大臣が「主権線」「利益線」という用語を使って当時の日本帝国における国防の考え方を説明した。「蓋国家独立自営の道に二途あり、第一に主権線を守護すること、第二には利益線を保護することである、其の主権線とは国の疆域を謂ひ、利益線とは其の主権線の安危に、密着の関係ある区域を申したのである。凡国として主権線、及利益線を保たぬ国は御座いませぬ、方今列国の間に介立して一国の独立をなさんとするには、固より一朝一夕の話のみで之をなし得べきことで御座りませぬ、必ずや寸を積み尺を累ねて、漸次に国力を養ひ其の成蹟を觀ることを力めなければならぬことと存じます」〔JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A07050000300「第1回帝国議会・衆議院議事録・明治23.11.29～明治24.3.7、四一頁」(国立公文書館)〕。

この十数年間、日本は大陸政策の推進において軍部特に陸軍が重要な役割を果たしたので、従来これを中心として膨大な研究が積み重ねられてきた。これらの研究を大きく分けて二つの視角から分析されてきた。一つは軍部の強硬論と大陸政策の展開、つまり軍事的強化に着目したものである。もう一つは外交担当者、つまり人物を中心に外交政策決定、展開過程に関して検討してきたものである。

一つ目の視点について、まず挙げたいのは北岡伸一氏の『日本陸軍と大陸政策』である。北岡氏は近代日本政治史における最も顕著な特徴の一つが、対外発展への一貫した強い関心であったと考えた。「世界の大勢」に伍するため、日本は対外的に膨張・発展を続けねばならず、さもなければ退嬰・滅亡の道を歩むしかないとする考え方は、日本の独立に対する欧米諸国の脅威が感じられた幕末以来、太平洋戦争に至るまで、ほとんど絶えることなくしかも広汎に存在していたと指摘した。彼はまた大陸発展政策が本格的に開始されたのは日露戦争後のことであり、以後それは徐々に強化され、第一次世界大戦末期に一つの頂点に達したと考えた。これを論証するため、彼は日本の中国政策（北岡が言う中国政策とは、いうまでもなく、利権の奪取、借款の供与等を含む、中国に対する政策の一切を指す）と陸軍内部の権力集団という二つの視角から日本の大陸政策の二つの類型（即ち、山県、寺内「援助＝提携」論と明石、田中「威圧＝提携」論）を提示した。<sup>4</sup>

これに対して、小林道彦氏は北岡氏が上原派の政治的力を過大に評価、また、長州閥内部に生じつつあった最大の亀裂、即ち、山県・寺内と桂の政治的対立の原因を十分説明しきれなかったと指摘しながら、北岡氏の大陸政策研究の枠組みをいっそう拡大して、元老・藩閥（陸海軍・外務省・植民地統治機関）と政党（政友会など）がその時々の大陸政策の立案と遂行にどのように関わっているかという問題に対して、藩閥勢力と一体化したものとみなされ、独自性に着目されることのすくなかった桂・後藤路線を内在的に分析しながら、藩閥・政党・陸海軍の相互関係を明らかにした。氏の言う大陸政策は対外政策というより国内政治のほうを重視して分析した感が強い。氏の研究の到達点としても、氏は長州閥（山県閥）における山県有朋・寺内正毅と桂太郎とを一体のものと考えず、桂太郎・後藤新平の積極的大陸政策（植民地経営）路線をクローズアップすると唱え、また、日露戦後軍部台頭説も認めず陸海軍の協調を必然とし、薩長藩閥による陸海軍分掌体制の完成が軍部の不成立という結論にたどり着いた。<sup>5</sup>

北岡説と小林説の共通の問題点は、大正政変（桂園体制の崩壊）によってもたらされた政治多中心化（外交の視点なら、二元外交、三元外交）を軽視していることである。

<sup>4</sup>北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年。

<sup>5</sup>小林道彦『日本の大陸政策一八九五～一九一四』南窓社、一九九六年。

大正政変についてまず指摘したいのは、この政変の勃発に伴い陸海軍の対立によって軍の政治的弱体化、すなわち、中央-出先を通じての陸軍権力の削減をめざし、山本内閣による陸海軍大臣現役武官制の廃止を断行した。勿論、その実現も大正政変後、国内の世論の緩和策と政党の譲歩がもたらした結果だとも言える。<sup>6</sup>つぎに、大正政変の結果、出現した桂新党は桂の死後、立憲同志会、後の憲政会となった。これによって日本ははじめて二大政党時代の前提条件が実現された。加えて、大正時代に入ると、元老集団の引退あるいは死亡により、官僚機構内部での利害調整機能が弱体化するにともない、政党勢力の台頭、軍、外務省が独自の大陸政策を決定、推進する動きが浮上した。すなわち、政治は多中心化するようになったのである。

この点について北岡氏は、陸軍を中心に大陸政策の推進した過程を検討したが、同時期のほかの政治勢力を重視していない。これに対して、小林氏は、大陸政策という概念を用いて、満州経営、鉄道の広軌化問題、軍備拡張問題、大陸への出兵などのすべてを大陸政策として扱っている。<sup>7</sup>つまり、これらの問題をすべて大陸政策の枠にいれ、結局、元来、陸軍、政党、外務省が主導している対華政策はすべて大陸政策という枠組みに盛り込み、それぞれの独自の展開過程を見逃した。

三谷太一郎は、この各政治勢力の独自の政策展開過程を発掘するため、この時期における軍指導者および政党指導者の外交指導について日本政党政治の形成という視点で詳しく分析した。

氏は、「大正デモクラシー」状況下の政党指導者は、第一に状況に順応しうる体質を持ち、従って状況に適合しうる政策目標を提示しえたことによって、第二にその政策目標の達成に寄与すべき重要な政治的資源を動員しえたことによって、また軍指導者はそのような政党指導者に同調することによって、それぞれ外交指導の役割を担いえたのであると指摘した。<sup>8</sup>そして、両者の相互接近が「大正デモクラシー」の状況化に対する軍指導者の意識的ないし無意識的対応の中に、政党指導者への接近の胚胎ができたと考えた。<sup>9</sup>

三谷氏はまた、田中義一及び陸軍を対米協調へ傾斜させる契機が第一次世界大戦後、対露関係と対米関係との比重が逆転したことであると唱えた。さらに対米協調について陸軍と政党の原則的合意が対中国政策に反映するには、辛亥革命以降の対中国政策の修正がなされねばならなかったが、田中が第二次大隈・寺内両内閣下において参謀次長として自ら

<sup>6</sup> 原奎一郎編『原敬日記』第三巻、福村出版、一九八一年、大正二年三月六日の条、二九三頁。「陸海軍大臣は現役に限るの規定を改むる事は国内の世論を緩和する要件にして又政友会の立場に於ても必要なり」、この点について小林道彦『日本の大陸政策一八九五～一九一四』南窓社、一九九六年、三〇〇頁も参照。

<sup>7</sup> 千葉功、書評、小林道彦著『日本の大陸政策 一八九五～一九一四：桂太郎と後藤新平』、『史学雑誌』一〇六(一一)、一九九七年。

<sup>8</sup> 三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成-原敬政治指導の展開』東京大学出版会、一九九五年、三一六頁。

<sup>9</sup> 三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成-原敬政治指導の展開』東京大学出版会、一九九五年、三一三頁。

指導した対中国政策の失敗はそのような修正がなされる契機となったと主張した。<sup>10</sup>

このように、三谷は軍指導者と政党指導者の相互接近を指摘したが、両者はいかに接近したかについて詳しく明らかにしなかった。

この問題に対して、坂野潤治<sup>11</sup>は従来アジア主義的中国政策の推進者とされてきた陸軍指導者の欧米観と中国政策の関係という視点から検討した。氏は第一次世界大戦勃発と同時に山県がアジア主義的中国政策に対して、参謀本部の明石も田中もその中国政策はむしろ対立的なものであったと考えながら、そのどちらもそれぞれイギリス、ロシア、アメリカの反応についての独自の判断を持ち、どちらも大戦中に日本が拡大した中国権益は、大戦後において欧米にみとめてもらわなければ維持し得ないことを熟知している程度には欧米協調主義的であったと指摘した。<sup>12</sup>氏はまた、陸軍内部において「帝国主義」的中国政策からアジア主義的中国政策への転換がおこなわれたのと同時に、外務省の側においても欧米列強の反応についての従来の楽観的すぎる見方が修正されたのであると考えた。<sup>13</sup>

そして、氏は大正政変から原内閣の成立までの時期に君主内閣論者から政党内閣の同調者に、アジア主義者から対米協調主義者に転換した田中の中に、一貫した行動基準を見いだそうとすれば、機会主義、状況主義以外のものはみつからないと指摘した。<sup>14</sup>田中の目標は、多数党をして陸軍の軍拡と大陸膨張政策とに協力させると同時に、反対党内閣の成立により陸軍の目標が妨害されないために、与党との一体化をさけるという点にあり、すなわち対外的には機会をつかんで満蒙問題を解決し、中国本土にも資源と戦略用地を獲得すること、国内的には、このような陸軍の政策に政党を同調させること、の二点であったと坂野は主張した。<sup>15</sup>

三谷も坂野も大正政変後の軍指導者の政党指導者との接近を分析したが、陸軍と政党側が中国の権益を獲得するため、いかなる形を以って対中国政策を実施するのかについて両者ともに言及しなかった。

二つ目の視点、つまり、外交政策の決定、展開過程についてまず千葉功氏の研究をあげたい。千葉功氏は第一次世界大戦後、西欧で「新外交」が唱えられ始め、「旧外交」<sup>16</sup>が崩

<sup>10</sup>三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成-原敬政治指導の展開』東京大学出版会、一九九五年、二六三～三一六頁。

<sup>11</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、七七～一二一頁を参照。

<sup>12</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、八七頁。

<sup>13</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、九一～九二頁。

<sup>14</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、一〇七頁。

<sup>15</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、一一九頁。

<sup>16</sup>氏によると、「旧外交」の本質を第一次世界大戦の外交的要因を次のように限定した。すなわち、外交を独占した各国の君主=政府は、二国間の同盟・協商を積み重ねるといふ帝国主義的な安全保障によって植民地分割を目指した。本来であれば矛盾し合う同盟・協商も秘密外交を行うことによって両立が可能であったが、最終的に同盟・協商間の矛盾が各国国民をして知らぬ世界戦争へと引きずり込んだのだ、と。要するに、「旧外交」の本質的な現象は、一、君主=政府による外交の独占、二、秘密外交、三、植民地主義、四、二国間同盟・協商の積み重ねによる安全保障、五、権力主義的外交（パワー・ポリティクス外交）（千葉功『「旧外交」の形成』



壊しようとする時期に、日本が列強に遅れて「旧外交」を習熟していった時期のズレに着目し、その過程で日本がどのようにして「旧外交」を形成していったかを分析した。氏は明治後半期から大正前半期までの時期、即ち義和団事件、日露戦争、辛亥革命、第一次世界大戦、ロシア革命の勃発という激変する国際環境下にあつて、近代日本外交が、日英同盟を基軸としつつ、日仏・日露協商や高平・ルート協定、石井・ランシング協定などによって支える「多角的同盟・協商網」を模索、形成し、崩壊するまでの日本の外交政策決定の過程を実証的に明らかにした。

千葉氏の研究に対して指摘したい問題がある。まず第一部の外務省の自律化<sup>17</sup>について氏の分析に従えば、この時期の外交は外務省が自律的に処理するという政策決定の型が、第一次世界大戦末期に完成した。<sup>18</sup>しかし、第三、四部の外交政策についての分析では、日露戦後の小村外交や第一次世界大戦の時の加藤外交などについて、氏は外相個人のリーダーシップを強調した<sup>19</sup>。つまり、外務省の自律性と外相リーダーシップの相互関係が不明、例えば、第一次世界大戦末期の寺内内閣や原内閣の時期、外交政策でリーダーシップを発揮したのは、外相や外務省ではなく、首相や臨時外交調査会である。氏はさらに小村と加藤は帝国主義外交即ち「旧外交」にすでに「洗練」されたと述べた。<sup>20</sup>このように考えると日本の旧外交の習熟はなぜ原内閣を待つのかは疑問である。このように氏は外務省の自律化についての検討が不十分である。その原因についてさぐってみれば、氏の言う外務省の自律化は主に制度や組織の改革によるものだと考えられる。つまり、この制度や組織による理想的な自律化は実際の政策展開過程との間に齟齬が存在することである。<sup>21</sup>

ところで、細谷千博氏はかつて牧野の指導したパリ会議外交が、中国問題をめぐり、帝国主義的「強圧」外交として他国のひんしゆくを招き、中国国民の反日感情を増進する結果を生んだ原因と分析した。原因として細谷は牧野自身のそれまでの外交経歴を振り返り、牧野が会議を一定の方向に導いてゆく優れたリーダーシップ、また大勢に逆らって自己の所信を実現する激しい気魄、あるいは卓越した実践力の持ち主ではない、いわば智将型の政治家だと指摘した。細谷はさらに日本外交の系譜のうえに、牧野が外政家として、明らかに「軟弱外交」の系列に属していると述べた。<sup>22</sup>

この視点より、イアン・ヒル・ニッシュ (Ian Hill Nish) はさらに従来軽視されてきた

---

勁草書房、二〇〇八年、二頁)

<sup>17</sup>氏の言う自律性は渡辺昭夫氏が指摘した外務大臣の自律性 (autonomy) と、外交政策では外務大臣が外交大権の名のもとに内閣や総理大臣の介入を拒否する特質を継承して、外交官の特別意識を背景に、外務省が外交政策を独占し、他機関からの干渉を可能な限り拒否すると意味付けをした。

<sup>18</sup>千葉功『「旧外交」の形成』勁草書房、二〇〇八年、五四頁。

<sup>19</sup>千葉功『「旧外交」の形成』勁草書房、二〇〇八年、二八三頁。

<sup>20</sup>千葉功『「旧外交」の形成』勁草書房、二〇〇八年、四〇〇頁。

<sup>21</sup>片山慶隆、書評 千葉功著『旧外交の形成—日本外交一九〇〇—一九一九』(勁草書房、二〇〇八年)『上智史学』(五四)、二〇〇九年、一九〇頁を参照。

<sup>22</sup>細谷千博『日本外交の座標』中央公論社、一九七九年、一二～一七頁。

外交人物、つまり政策の背後にある人間に少し光を当てようと試みた。氏はその研究において、日本の外交政策の作成者たちの思考の根底にある動機、官僚機構としての外務省の能力、外交政策の合理的基準などについて論じた。この上、彼は外務省の役割も見直してきた。大正時代（一九一二年～一九二六年）の状況について、彼はまずこの時代に入ると、元老の老齢化にともなって、影響力を次第に失い、外務省の役割が増大したのが確かのことと指摘した。そして、この時期はまた政党の成長期と重なり合い、それで、政府が選挙を自己に有利にするため、外交問題、特に無防備な状態にある弱い中国を利用しようという誘惑にかられることがときにはあったと述べた。彼はまた外務省省内にもしばしば意見の相克があったが、全般的に発言力を保持していたと評した。<sup>23</sup>

しかし、外交政策は、政策作成者の外交担当者の個人の行動力、野望などと深く関わっているのみならず、外相、外務省、首相、内閣などとも密接な関係を持っている。この視点より、佐々木雄一は一八九四年の日清戦争から一九二二年のワシントン会議閉幕までの日本外交を包括的に再検討し、帝国拡大の原因をあくまで日本の近代外交それ自体に求めた。氏は日本帝国拡大した原因が陸軍や在野勢力の対外強硬論に原因を帰するのではなく、首相・外相・外務省の主導権を強調し、その政策決定の論理そのものに原因を探る。氏は、さらに、その論理は日本の判断に基づく大国間の取引としてではあるが、主観的等価交換にもとづき、利益を追求し、条約や国際法に根拠があるという意味での正当性に配慮するという、対外拡張において促進的とはいえない三原則から構成されており、これらの原則を実践する過程そのものを精査することで、帝国拡大の原因を解明した。<sup>24</sup>

このような検討は外交担当者そのものや外務省の役割が容易に拡大する恐れがある。氏の論述は近代日本の対外膨張の流れにおいて、特に短期的な政策決定からみれば、その合理性が否定できないが、長期的あるいは全体的な視点からみれば、陸軍や世論が外交政策にかけた圧力を過小評価したと言わなければならない。大正政変後、外交担当者や外務省の対華政策の実施過程においてみれば、陸軍または国内世論が果たした役割は決して一時的なものではないのである。

上述のように、日本の対華政策について、従来の先行業績は日本の大陸政策と外交担当者を中心の外交政策の展開過程という二つの視点から検討してきた。しかしながら、外交担当者が立案した対華外交政策は必ずしも一片紙上の政策にとどまらず、その後の推進及び遂行も非常に重要な一環として重視しなければならない。

大正政変後、日本国内政治多中心化の背景に、陸軍はもちろん、ほかの政治勢力も対華政策に関し、それぞれの要求を持っている。もちろん、この各政治勢力の対華政策の要望

<sup>23</sup>宮本盛太郎監訳、イアン・ヒル・ニッシュ（Ian Hill Nish）『日本の外交政策一八六九～一九四二』ミネルバ書房、一九九四、五～八頁。

<sup>24</sup>佐々木雄一『帝国日本の外交一八九四―一九二二』東京大学出版会、二〇一七年。

は単に政策の立案の時に積極的に参与しただけではなく、後の政策の実施、展開過程においても、多様な形で参与した。とりわけ、この時期、中国では中華民国が樹立したばかりで、色々な原因で日中衝突事件が多発している。これらの事件に対して、日本各政治勢力の応対によって対華政策も常に動いている。つまり、この対華政策の展開過程を日中衝突事件の発生から解決にいたるまでのプロセスにおいて如何に動いていたかが注目に値する。

## 第二節 問題設定

さて、以上のような先行業績からの示唆とそれへの疑問とを念頭において、本稿は具体的に次の二点の分析を基本的な課題とするものである。第一に、千葉氏の提起した「外務省の自律化」という命題を、さらに徹底することをめざしている。つまり、外務省の自律化は他機関からの干渉を排除することが、大正政変後、政治多中心化の背景に、政党勢力・民衆運動の台頭、従来陸軍の政治的独立化と重なり、かえって、陸軍、民間勢力（右翼）との利害対立をもたらした。前述のようにこの外務省の主導する対華政策の展開過程は従来大陸政策の枠組みにおさめられ、その固有性が覆い隠された。本稿では、この日本の大陸政策研究の枠組みを打破し、また千葉氏の問題点を克服するため、外務省の対華政策の実践的な部分、すなわち、外務省が対華政策の立案とその後の遂行という枠組みにおいて、対華政策の展開過程を解明しようとするのである。

第二に、その際に留意すべきは当時国内諸政治勢力の動向、とりわけ、前述の三谷や坂野などの先行研究の中に重視されなかった陸軍及びその出先機関が中国の權益を獲得するため、日本の中国政策の遂行にあたり、取り組んだ手段、方法、また、政策が実施に当たる時、できた突発状況に対する外交担当者の対応などを考察しようとする。要するに、この時期における日本の各政治勢力の対華政策の展開過程を発掘することこそ、本稿の基本的な課題である。そして、このような展開過程を明らかにするため、本稿では、前述の先行業績と違い、従来あまり重視されていなかった二十世紀十年代、すなわち、中華民国初期（中国は辛亥革命後、日本は大正政変以降）の日中両国の間で発生した衝突事件<sup>25</sup>を視

---

<sup>25</sup> 中華民国ができてから、日中衝突事件は多様な形で多発していた。このような衝突事件を分析するため、以下のような限定をしなくてはならない。まず、本稿の研究対象となる衝突事件の詳しい史料を収集するため、日中両国において外交交渉を経て解決した事件に限定しなくてはならない。もちろん、量的な統計では普通の衝突事件も言及する。そして、これらの事件に関する史料を実証的に検討するため、日中外交文書以外、新聞雑誌などのメディアでの報道記事も重視する。また、これらの事件の衝突の特徴として、銃、剣による衝突、身体の暴行、略奪などがあげられる。さらに具体的に言えば、まず、本稿で言う衝突事件とは日中両国の人が中国国内において、起こした衝突事件である。つまり、海や河で発生した日中艦船の衝突事件などが含まない。そして、この時期において、中国の治安不良で、馬賊、土匪による被害事件は鉄道沿線だけでも、膨大な量に達した。本稿では、このような事件は日中中央政府レベルで解決交渉を経て解決した事件を除き、一切は本稿検討の対象としない。最後に、衝突事件の当事者は日本人と中国人と限定され、つまり、中国における日本人

点として、研究を行い、日本の対華政策の実施に当たる時、その動き及び日中衝突事件の類型化を試みたい。

日清戦争後、日本は中国内地における貿易、経済の利益を求めため、日本人の中国への進出も活発化した。日露戦争後、この趨勢が東北地方（満州）にまで拡大した。日本人の中国進出が頻繁になるに伴い、日中両国の間では衝突事件もしばしば起こっていた。しかしながら、当時これらの日本人は、いわゆる「不良日本人」<sup>26</sup>がほとんどで、彼ら多くの者が中国人を欺瞞し、一時の利益を図ろうとしており、当地中国人からの不信を招いた。この状況は日本の当地における将来の事業経営を阻害するため、日本領事館みずから不良者の取り締まりに取り組んだ。<sup>27</sup>言い換えれば、この時期において、日中両国の間では衝突事件は多発していたが、日本は長い将来中国における利益のため、事件は「日清通商航海条約」が規定した領事裁判権に沿って解決できた。つまり、これらの事件は両国間の外交レベルに至らずに解決したのである。

ところが、このような状況は長く維持できず、一九一一年中国における辛亥革命の勃発により大きく変わった。まずは武昌事変の後、満州への拡大を恐れた日本が京奉線警備を名目として、一九一二年（明治四五年）一月以来京奉線沿線（日本担当段）守備隊を配置した<sup>28</sup>。そして、南京に中華民国臨時政府が樹立された一九一二年一月一日、日本陸軍の歩兵一大隊と機関銃隊からなる中清派遣隊（後に中支派遣隊と改称）が長江中流域にある漢口に駐屯も開始した。<sup>29</sup>さらに、第一次世界大戦勃発後、日本は山東におけるドイツの勢力を一掃し、山東鉄道及び沿線の権益を獲得した。日本はまたこれらの利益を保護するため、軍隊を駐留させた。これらは旧来の満州に駐留した中東鉄道守備隊を加え、内地における日本の軍事勢力も見逃せない存在となった。この時期から、日中両国間の衝突事件も旧来の日中民衆間の衝突事件のほか、中国における日本駐屯軍隊との間の衝突事件も増えてきた。このような日本駐屯軍との間の衝突事件について、日本側は常にこれを日本陸軍の体面にかかわる問題として、中国側の無力を蔑視し、その非を責め上げ、力をもって押し切ろうとするため、容易に解決できる問題ではなくなった。

---

と諸外国人の間での衝突事件を除く。

<sup>26</sup>一九〇六年七月一日奉天領事館令第四号（明治四十一年十月二十一日警察犯処罰令）によると、強制的な売買、技芸の演出による報酬を求めること、路上の規則を守らないこと、異様な衣服を着ること、伝染病の隠蔽、夜中の喧嘩などの事項を犯す者、芸妓、酌婦など。（外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、一四二頁）

<sup>27</sup>外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、九三頁。

<sup>28</sup>明治四五年一月四日、在天津阿部司令官電報報告、本日、日、英、独、佛司令官會議の結果左の通り一致し其旨公使に通報せり：一、現在の状況に徴し、直に京奉鉄道全線の守備を実施する必要を認む。（「JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. B03050625200、清国革命動乱ニ関スル情報／陸軍ノ部 第四巻（1-6-1-46\_2\_004）（外務省外交史料館）」）

<sup>29</sup>詳細は櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）—漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治—」『経済社会総合研究センター Working Paper = RIPESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一～四一頁；李少軍「民国初期在漢口之日本陸軍派遣対隊述略」『近代史研究』第二期、二〇一三年、七九～九六頁を参照。

また、清末以来、中国国内治安の悪化にともない、馬賊、土匪の出没が頻繁になり、中国国民衆に多大な損害をもたらすだけではなく、中国における諸外国勢力にも被害を及ぼした。このような馬賊、土匪などと近代日中関係の担い手に関する研究中国における日本守備隊、日本居留民の間の衝突事件について、年代順の詳しい統計資料は未だ見つからないが、日本の関係文書によると、山東鉄道沿線は大正四、五年（一九一五、一九一六年）において、鉄道、電線、賊徒（馬賊襲来、森林盗伐、栈料窃取、村民我兵暴行）による被害はそれぞれ一四六件と一四四件に達した。<sup>30</sup>また、中国民政部警務課の調査及び諸報告総合取捨によると、一九一三年間南満鉄道沿線馬賊被害件数一六五件に達する。<sup>31</sup>これを通して、当時中国における馬賊、土匪は南満鉄道沿線や山東鉄道沿線に引き起こした日中衝突事件の一端が窺える。このような事件はほとんど発生当地地方の交渉によって解決したが、もちろん、日本側が見なしたこのような被害に対して、中国側に異論がある場合もある。このような状況では、地方の交渉を通して解決できなく、日中の公的な外交交渉によって解決せざるを得なくなった。

さらに、一九〇八年中国における第二辰丸事件<sup>32</sup>の発生が、全国的な規模の対日ボイコット運動を引き起こした。これをはじめとし、以後中華民国が誕生してから日中全面戦争が勃発（一九三七年七月）するまで、このような運動は十数回数えられる。しかも、このような全国的な排日運動はいつでもどこでも穏やかに行われていたわけではない、過激な行動による日中衝突事件もしばしば起こっていた。加えて、一九一二年孫文を中心とする南京臨時政府が中華民国の建立を宣布してから、間もなく、南北統一が実現した。しかしながら、この安定した新生中華民国は次第に袁世凱の専制化に伴い、ついに翌年の二次革命の勃発により崩された。この時から一九二八年南京国民政府による全国統一まで、中国はいわゆる軍閥割拠の時代に入り、各勢力間の闘争が繰り返された。このような国内の混乱に乗じ、中国兵士による日本居留民の略奪事件もしばしば起こった。この二種類の事件は発生当地、つまり損害賠償などによって地方でほとんど解決したが、日中外交ルートを通じ、解決した衝突事件もないわけではない。

最後に、清末に入ると、日本は中国における権益をはかるため、西欧側の使う常套手段（例えば外国人宣教師の殺害事件などを口実に武力行使で権益を獲得）に倣い、意図的に日中衝突事件を引き起こした。<sup>33</sup>このような状況は中華民国に入ってから依然として続

<sup>30</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090798400、日独戦役占領地施政一件／青島ノ部 第五卷／守備軍将卒ノ行動二関スル事故関係(5-2-6-0-22\_1\_1)(外務省外交史料館)」

<sup>31</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090231400、南満洲鉄道沿線守備隊関係雜纂(満洲独立守備隊)／将卒行為二関スル事故関係 第一卷(5-1-4-0-27\_1\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>32</sup> 一九〇八年(明治四十一年、光緒三十四年)二月、神戸辰馬汽船所属の第二辰丸(二辰丸)が澳門前面の水域で、武器密輸の容疑で、清国官憲に掌捕、廻航される所謂辰丸事件がおこった。

<sup>33</sup> この種の「謀略行為」は、かつてであるドイツの膠州湾占領、英仏連合軍の広東攻略はいずれも、宣教師の殺害事件を口実に武力行使で権益を獲得している。詳細は、大川周明『米英東亞侵略史』第一書房、一九四二

発していた。しかも、このような事件は日本側の主導によって引き起こされた謀略的な事件なので、事件の真実を明らかにすることがまず容易なことではない。そして、事件の真実を明らかにしてから解決することも難しい。

このように、中華民国が成立すると、中国の社会状況はいっそう複雑になった。これを背景とし、日中衝突事件もさらに多様な形で発生していた。

これらの衝突事件について、これまで近代史上において個別的にまたは実例として研究されてきた。その中で事件の事実関係はある程度に解明されてきたが、これらの事件の発生から解決までの過程、つまり、事件発生、発展のプロセスにおいて関わっている日中諸勢力の関係が必ずしも明らかにされたとは言えない。これらの事件も決して孤立的な事件ではなく、その背後の日本の対華政策、外務省、陸軍およびその出先機関などと相絡んで複雑な一面を持っている。これらの研究を通して、中華民国が成立してからの日中外交関係の一面も窺われる。

これらの様々な視点から見る事実の複雑な重なりが歴史の構成の実態である。この意味で、これら一つ一つの事件の研究は、ミクロ的な視座よりあらためて歴史の動的実態を再現するうえに重要な意義を持つと言える。

### 第三節 本稿の構成

本稿は上記のような課題を意識し、以下のような構成で分析を試みる。

第一章では、本稿でいう日本対華政策の出発点として、第一次山本内閣の対華政策の実施状況を扱った。辛亥革命が勃発した後、日本政府はもちろん、国内各勢力も革命に積極的な対応を取った。しかしながら、革命情勢の推移によって、かかる対応施策はいずれも具体化にできなかった。これは積極的に中国の革命運動に干渉しようとする軍部や一部の民間人の不満を買ってしまった。そして、二次革命の間に発生した漢口、兗州、南京での事件を利用して、陸軍だけではなく、対支同志連合会も輿論の動員に大いに力を入れた。この陸軍および民間からかけられた圧力に直面して、牧野外相はとうとう譲歩を余儀なくされ、対華親善の外交政策がついに陸軍や民間の圧力に屈した。この時から、牧野外相は元々堅持している平和的な方法による在華権益の拡大や、対華親善の外交という初志を次第に変えていくようになった。上記の三事件の処理に当たり、対華強硬な解決結果はさらに陸軍の欲望をかき立てた。この最悪の先例を作ってもなく、昌黎事件が発生した。日本陸軍のこの乱暴な行動に対して、牧野は再び陸軍から圧力をかけられ、ついに対華強硬な立

---

年、一四一頁、を参照。

場を執った。このように、牧野の初心はついに貫かれず、対華親善政策も結局実施できないまま、外務省の対華外交方針は強硬になる一方であった。これがその後十年代の日本の対華政策の基調となった。

第二章では、一九一三（大正二年）九月一日昌黎停車場において、中国巡警と日本守備兵の間で発生した昌黎事件について一考察を加えた。前章で示したように、この時期における北軍兵士による八月五日の兗州川崎大尉監禁事件、八月一日の漢口西村少尉拘禁事件と九月一日に起こった南京日本人殺害及び略奪事件という一連の事件に関与した日本軍将校が拘禁され、所謂「侮辱」された事件が発生した。これらの事件に対して、中国における日本駐屯軍司令官は訓令を發し、公然と軍人として行動するなら、常に軍服に汚辱を加えないことを注意し、やむを得ない場合、一死を以て最後の壮烈を飾るべきことを要求した。この意味で、昌黎事件の発生は、偶発的な衝突事件というよりむしろ中国駐屯軍司令官の訓令の激励のもとに発生した前述の三事件に対する報復事件だと言える。

第三章では第一次世界大戦が勃発した後、大隈内閣の対華政策について分析する。第一次世界大戦が勃発すると、日本は躊躇せず、これを中国における權益拡張の好機としてとらえ、間もなく参戦の決定を下した。加藤外相にとっても、この好機を利用して関東州の租借期限（一九二三）や満鉄の買戻請求権発生年（一九三六年ないし三九年）の延長などの「棚いっばいに並んで居る日支間の諸懸案」を解決しようとしたのである。<sup>34</sup>しかし、加藤外相の元々の参戦の狙いは、獲得する山東權益を取引材料として、中国との間で外交交渉を行い、懸案の満州問題を解決するが、肝心の日中交渉の具体的方法について見通しを持っていなかった。<sup>35</sup>加えて、加藤の外交政策は基本的に対英（米）協調路線と中国内政不干渉路線を堅持していた。この不干渉路線のもと、加藤は実際に中国情勢について静観する態度をとっていたのである。<sup>36</sup>ゆえに、加藤外相が袁世凱政府と繰り返しの交渉によって解決した中国の中立問題、しかし、出先の軍隊が交戦地域限定を容易に破壊し、待望の山東鉄道を全面占領した。この過程で、加藤外相は反対でなく、陸軍が作ったこの既成事実を承認するほか、その後片付けを余儀なくされた。これで、加藤は陸軍や国民外交同盟会などの対外硬派の大陸問題への以前からのつよい関心や主張と彼自身が解決しようとする日中間の懸案を混同し、対中交渉も明確な方策を考究しなく、ただ、各派の要求を盛り込み、二十一か条要求として中国に突き付けたのである。

第四章では、大隈内閣の後期（一九一六年八月）、中国で発生した大隈内閣の対華外交政策の転換点とも言える鄭家屯事件を取り上げた。一九一五（大正四）年一二月、北京の袁

<sup>34</sup>加藤高明伯伝編纂委員会編『加藤高明』下巻、原書房、一九七〇年、一四八頁。

<sup>35</sup>奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、六九～七〇頁を参照。

<sup>36</sup>櫻井良樹「第二次大隈内閣期における外交政策の諸相」『国際政治』第一三九号「日本外交の国際認識と秩序構想」（二〇〇四年一月）を参照。

世凱政府が帝政実施にしたがって、日本の対華政策もともなって調整した。翌年三月、大隈内閣は「支那目下の時局に対し帝国の執るべき政策」<sup>37</sup>を制定した。この閣議決定の線に沿って日本国内各勢力が迅速に行動を取り、第二次満蒙独立計画を企てた。しかし、六月六日、中国の袁世凱が急死したため、事態が一変し、日本政府のいわゆる反袁工作も一切中止となった。対華政策の調整で、日本政府内部の満蒙独立運動の支持者も僅かに留まった。このような状況で、三〇〇〇名のバボージャブ（巴布札布）が率いる蒙古騎軍は、計画通りに南満州を目指して南下東進を開始した。この巴布札布軍の進攻を防ぐため、中国側は鄭家屯に巡防隊や二七師、二八師の中国軍隊を派遣して防戦した。このような背景で、鄭家屯事件が起きた。この事件は、日本は中国に対し、二十一か条要求の提出による中国国内の反日運動がようやく鎮まりつつある時期に発生した。事件発生後、日本の大隈内閣は中国に二十一か条要求を突きつけて以来、強硬な対華政策を掲げ、当事件を利用して、中国における特殊権益を続いて要求した。しかし、大隈内閣のこのような強硬な対華政策は日中関係の悪化を招き、列国の猜疑を深め、漸次元老、軍閥、官僚等の不評を招いたため、総辞職を余儀なくされた。後任の寺内内閣は外交方針を刷新し、日中の「親善策」をとった。この意味で、鄭家屯事件は日本の対華強硬政策より寺内のいわゆる親善政策の転換点となったと言えるだろう。

第五章では、寺内内閣が成立後、中国における復辟問題、中国の参戦問題、対外政策の討議決定機構としての臨時外交調査委員会に注目し、寺内内閣の対華政策、いわゆる援段政策の形成過程を検討する。袁世凱の帝制が失敗した後、籌安会は迅速に南下し、徐州に盤踞する張勳を中心に、新たな復辟策源地（復辟の根拠地）を形成した。このような中国の復辟の暗流に対して寺内首相をはじめ、内閣要人は表では政府の対華不干涉政策の閣議決定を確守すると示す一方、背後では、中国の復辟問題に対し、相当の援助を与えるとの態勢を表明した。これは中国の元々不穏な政治状況を一層攪乱した。一九一七年二月、日本は更に中国の世界大戦参戦を要請し、中国の参戦問題も浮上して顕在化した。しかし、対中国の参戦勧誘は中国中枢に有力な人脈を持つ西原によって始まっていた。この西原ルートは従来の外務省や参謀本部ルートとの間に協力の関係にしても、併行の関係にしても、<sup>38</sup>対中国の参戦勧誘に積極的に参与することは外務省の対華政策の実施において一部の権力の譲渡を意味している。この状況下で後の外交調査会の設置により、外務省の位置は一層悪化した。外交調査会の設置によって本来外務省に属する外交政策の立案、討議などの職責が奪われた。外務省は単に形式的に閣議決定を経た事項などの実施をするのみになった。このような状況を背景にして、一九一七年七月二〇日に、寺内内閣はついに正式に段

<sup>37</sup>外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻四一八頁。栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、三六九～三七〇頁。

<sup>38</sup>斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二五頁を参照。



祺瑞政権を「援助」する対華政策を打ち出した。

第六章では寛城子事件を取り上げた。寺内内閣の援段政策の結果は中国東北地方における張作霖の勢力を育成した。張作霖はこの事件を通し、東北三省をついに統一し、名実ともに東北の実権を握った。この寛城子事件は張作霖の策略により起されたといううわさが日中両国の当局の耳に入ったが、特に対応が取らなかった。本稿ではこの事件の発生、発展、解決の段階においての法的な動きの考察を通して、領事警察の横暴と、当地守備隊の強硬がまさに事件を引き起した原因であると分かった。日露戦争の終結後、日本は南満州鉄道の獲得により、満州における権益の擁護を進めていた。これに伴って、当地における日本人の進出も頻繁になりつつあった。この状況を背景にして、日本は満州における権益を擁護するため各地に領事館を積極的に設置するようになった。さらに、この時期に日本の当地における秩序は乱れており、事業の展開もまだ正規な軌道に乗らず、いわゆる「不良」日本人の取り締まりも急務の一つとなった。ゆえに、領事警察の派遣も全力を挙げた。日本は満州における居留民の保護取締りのはたを掲げ、「不良」日本人を取り締りながら、領事警察自身に対しても厳しく監督した。これを近代的な法的システムが整備されつつあった背景から考えると、法に則って行動するという錯覚を起させやすい。しかし、この仮面の裏に、元々法的な根拠なしに派遣した領事警察の行動が当地における中国人の日本に対する不満を煽る以上に、常に当地に駐屯する日本守備隊から助力を得て、当地中国人を統制しようということは見逃せない。

第七章では原内閣の時期に中国福州で発生した福州事件について考察する。当事件は在福州日本領事館の黙認を得て、領事館日本人巡查が指揮の下、周密的な計画を通して、意図的に行われた日中衝突事件である。事件の発生した後、在福州日本領事館森浩領事代理は事実を歪曲して、事件の非が全部中国側にあると日本外務省に報告すると同時に、軍艦派遣を要請して、帝国日本の武力を以て五四運動以来福州における反日運動を鎮めようとした。しかしながら、当時の原内閣は欧米の協調を取る一方で、従来中国を圧制する政策を改め、公平な態度を持ち、この事件に対応した。結局、後の日中共同調査で、森領事の事件報告の多くの点を否定して事件の非は日本側にあることを明らかにした。事件最後の外交決着においても、中国側は大きな成果をおさめた。

最後は本稿の終章である。論者は本稿の結論として、二点を指摘したい。まずは大正政変後、政治多中心化にともない、日本の対華政策の展開過程も、対華政策を推進する動力が一貫していない点である。もう一点は、この時期における日中衝突事件をまとめて考察し、それぞれの事件の類型化を試みる。

## 第一章 辛亥革命後日本対華外交の出発

### はじめに

一九一二（大正元）年、武昌蜂起によって清朝が廃絶、中華民国が成立し、孫文は初代の臨時大総統に就任したが、北京の袁世凱主導の政権と両立した。後に、南北交渉によって、袁世凱が二代目の臨時大総統となった。ところが、最初の総選挙で、孫文、宋教仁などが指導する国民党が国会の第一党となり、袁世凱政権と国会の関係が対立様相を呈した。このような状況は宋教仁の暗殺によって関係が一層悪化していった。一九一三年七月、ついに、袁世凱を打倒しようとした革命派によって所謂二次革命が起こされた。こうして、中華民国政府が樹立され、諸国の承認も得ずに国内政治の動揺が続いていた。

当時の日本は周知のように、憲政擁護運動が盛んに行われていたことによって第三次桂内閣が倒れ、国内国民党や政友会の硬派や世論の反発にもかかわらず、西園寺公望の推薦と政友会幹部硬派以外大勢の支持者を得た第一次山本内閣が発足した。これで、山本内閣の政策は当然政友会ないし第二次西園寺内閣の政策にそって形成されていくことになるのである。<sup>39</sup>

対華外交政策からみれば第二次西園寺内閣の対華政策の立案者は阿部守太郎政務局長である。阿部が政務局長に就任したのは一九一二年五月西園寺内閣内田康哉外相の下であった。この年の十月初め、阿部局長は内田外相の命を受け、「対支政策」を起草した。内田外相はこれを西園寺首相の閲覧を得て桂太郎に送付している。山本内閣が成立した後、牧野伸顕外相は日中親善強化に資する合理的な中国政策の展開を意図したため、阿部がこの「対支政策」に更に長文化する整理を加え、それが山本内閣の対華政策の基軸となった。その要点は、満蒙に対してはあくまでも領土的な野心を排し、平和的な方法によって利権の伸張をはかり、中国との親善関係をはかることに努め、ロシアとの協調関係を維持することであった。また、中国全体に対しては、日英同盟にそってイギリスと協調関係を持って、通商の伸張に努め、在留邦人の平和的活動を進展させることを根本方針とし、その遂行のためには、軍部を押さえて、外交の統一をはかるべきであるというものであった。<sup>40</sup>

このような対華政策の基本方針に基づき、牧野外相はこの時期、外交方針を誤らないこ

<sup>39</sup>松岡八郎「第一次山本内閣と政党」『東洋法学』一九七九年二一巻一号、三四頁。

<sup>40</sup>栗原健、栗原健「阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国（満蒙）問題」『国際法外交雑誌』五五（五）一九五六年、同著者『対満蒙政策史の一面』（原書房、一九六六年）所収、九六-九七頁、外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻三六九-三七六頁。

とを彼の使命とした。<sup>41</sup>しかし、その結果については、この時期における日本の対華外交に関する二元外交、三元外交の存在は疑問の余地がなく、確実に存在していた。<sup>42</sup>もちろん、この結果は牧野外相の本来の志と明確に違った。なぜこのような結果になるのだろうか。牧野外相の対華政策の展開過程における転換、あるいは、牧野外相の意図した中国政策の実施に当たり、何かに遭遇したのだろうか。この問題に対して、従来の研究は牧野外相自身のリーダーシップや当時日本の対華外交ルートなどの視点から研究が行われてきたが、その二元または三元外交の様相は必ずしも明らかにしたとは言えない。<sup>43</sup>

本章は中国二次革命の際に発生した三つの事件<sup>44</sup>の検討を通して牧野の対華外交一元化への過程における挫折およびその構造を明らかにしたい。

一九一三（大正二）年夏、中国はいわゆる二次革命が勃発、国内政治の動揺が続いている状況に際して、日本国内の輿論が沸騰してきた。その原因は八月五日兗州川崎大尉監禁事件、八月一日漢口西村少尉拘禁事件と九月一日南京での日本人殺害及び略奪事件である。本章は陸軍、外務省、対支同志連合会の事件に対する対応の考察を通し、この時期における日本の対華外交の力学の実態を究明しようとする。

## 第一節 漢口・兗州・南京事件に関する日中両国の折衝

### 漢口事件

辛亥革命の勃発によって、南京に中華民国臨時政府が樹立された一九一二年一月一日、日本陸軍の歩兵一大隊と機関銃隊からなる中清派遣隊（後に中支派遣隊と改称）が長江中流域にある漢口に駐屯を開始した。<sup>45</sup>

二次革命が勃発した際、漢口は北軍の占領下に置かれた。江岸停車場は江西省南軍を鎮圧するための重要な基地であったため、戒厳令が發布され、厳重な警戒下にあった。それにもかかわらず、同地日本軍が北軍の状況を偵察するため、五月北軍来漢以来、毎日平服

<sup>41</sup>牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、二七頁。

<sup>42</sup>坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年、七八頁。

<sup>43</sup>細谷は牧野自身のそれまでの外交経歴を振り返り、牧野が優れたリーダーシップ、また大勢に逆らって自己の所信を実現する激しい気魄、あるいは卓越した実践力の持ち主ではない、いわば智将型の政治家だと指摘した。細谷はさらに日本外交の系譜のうえに、牧野が外政家として、明らかに「軟弱外交」の系列に属していると述べた。（細谷千博『日本外交の座標』中央公論社、一九七九年、一二～一七頁）。なお外交ルートの視点については坂野潤治『近代日本の外交と政治』（研文出版、一九八五年、七七～一〇五頁）を参照。

<sup>44</sup>本章の事件に関して依拠する参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正二年』（以下は『文書二年』と略称）、外務省編『外務警察史』（不二出版、二〇〇一年）第四九卷一五八～一六五頁。中国側は『中華民国外交部檔案』漢口事件が 03-33-055-02、兗州・南京事件が 03-33-183、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵（以下は檔案の数字番号だけ表記する）。

<sup>45</sup>詳細は櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）—漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治—」『経済社会総合研究センター Working Paper = RIPESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一～四一頁；李少軍「民国初期在漢口之日本陸軍派遣対隊述略」『近代史研究』第二期、二〇一三年、七九～九六頁を参照。

及び制服偵察将校を派遣した。<sup>46</sup>

八月一二日、在漢口芳沢謙吉総領事は牧野外相に中支派遣隊司令官与倉喜平大佐及び湖北交渉員胡朝宗の芳沢総領事に対する談話を報告した。<sup>47</sup>それによると、当日与倉司令官は領事館に来訪、次のようなことを述べた。前日の午後六時ごろ、偵察のため、派遣隊西村少尉に兵卒一名を附し、江岸停車場に派遣した。少尉はそこで休憩中、中国兵四十名が一将校の指揮の下、少尉の上衣を裂き、刀や棍棒を以て頭部及び背部を乱打したうえ、数時間制縛監禁した。

一方、湖北交渉員の胡の話は全く違うのである。江岸停車場が戒厳令執行地であるにもかかわらず、日本人少尉は警戒線に入り、江西湖南に行く兵員数などを歩哨に質問した。歩哨は日本人少尉に警戒線より立ち去ることを注意した。しかし、その西村少尉は聞き入れなかったのみならず、帯剣を以て歩哨の左の肘を切ったため、中国兵士が上衣と帯剣を剥ぎとり、拘留した。鎮守使杜錫均は報告に接し、少尉一名を派遣し、該日本少尉を日本軍に引き渡した。湖北都督黎元洪はこの報告に接し、大いに驚き、交渉員を通して日本将校の処罰と取締りを要求した。<sup>48</sup>

芳沢のこの報告の欄外に「現下ノ湖北官憲の疑心ニ顧ミ、与倉大佐及西村少尉ノ措置ハ甚だ不用意千万ト認ム」<sup>49</sup>との注記がある。この時、事件に関する日中両国の調査はまだ行われず、事件の真実もまだ明らかにならなかった。しかし、芳沢は日中両方の報告から事件に対する出先機関の不用意さをすでに認識した。なぜかと言うと、江岸停車場は北軍の根拠地として、警戒を頗る厳にしたが、領事館も従来屢々館員を派遣した。ただし、領事館員は歩哨の注意を尊重するため何等虐待を受けたことがなかった。<sup>50</sup>ゆえに、芳沢は与倉大佐及び西村少尉への措置を不用意千万と疑った。つまり、芳沢からみれば、日本の出先機関は中国側歩哨の注意を尊重するかどうかということが問題である。

事件発生三日後の一五日、牧野外相は芳沢に訓令を發し、事件に関する関係者の書面報告の要領及び芳沢自身の意見を提出させた<sup>51</sup>。このように、事件について牧野は慎重な態度を示した。しかし、一六日になると、牧野のこの態度が一変して、次のような訓令を芳沢総領事に与えた。それは「本件ノ原因如何ハ暫ク措キ兎モ角我將校ノ上衣ヲ剥キ帯剣ヲ奪ヒ殴打ノ上数時間制縛監禁シタル事実其事ガ我陸軍ニ対スル重大ナル侮辱ナリト認ムル」、それで「貴官ハ政府の訓令トシテ不敢此点丈（中略）黎元洪ニ嚴重ナル警告ヲ与へ帝

<sup>46</sup>大正二年八月一六日、在漢口与倉中支派遣隊司令官より大島参謀次長宛、極秘『文書二年』四三六頁。

<sup>47</sup>大正二年八月一二日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五一号、『文書二年』四三四頁。

<sup>48</sup>大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五二号別電、『文書二年』四三四～四三五頁。民国二年八月、湖北交渉署より外交部宛て鈔電「武開疆案」『中華民國外交部檔案』03-33-055-02-002、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>49</sup>大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二五一号、『文書二年』四三五頁。

<sup>50</sup>大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三八頁。

<sup>51</sup>大正二年八月一五日、牧野外務大臣より在漢口芳沢総領事宛て、第七四号、『文書二年』四三五頁。

国政府ハ此点ニ付必ズ支那側ノ責任ヲ問フベク充分ナル満足ヲ求ムル決心ナル」<sup>52</sup>というものであった。

事件に関する調査はせず、芳沢の意見の具申も待たず、事件の原因の如何にもかかわらず、とにかく、事件を陸軍に対する重大な侮辱と看做し、中国に責任を問うとの方向に牧野のその慎重だった態勢が急転した。牧野の事件に対する態度はなぜこのように急変したのだろうか。その原因について史料のため明らかできないのだが、以下の史料から、若干のヒントが得るかもしれない。

八月一六日、参謀本部第二部長の宇都宮太郎はその日記に「江岸停車場事件に付、昨日総長、次長の意志を聞き、自分の意見おも総合して昨夜中覚書を起稿し、今朝次長に呈す。」<sup>53</sup>と記した。

ここでは、宇都宮は一五日に参謀本部総長、次長に事件に関する意見を聞いたことが分かる。それで、事件に対応するため、宇都宮は参謀本部の意見を覚書として起稿して、一六日次長に呈した。この覚書の内容はわからないのだが、論者は事件の原因を調査せずに直接事件が陸軍に対する重大な侮辱だと牧野が認めたことと何か関係があるのではないかと推測している。なぜかという、まずは牧野のこの事件に対する判断は前日と違い、急に変化した。牧野はずっと慎重な対華政策の持ち主で、何か契機がなければ、このような急変が発生しないはずである。次に、牧野の中国に責任を問う態度はもっとも陸軍側の立場に立った態度ではないかと明確に映し出した。最後に、後述のように、陸軍側楠瀬陸軍大臣は最初から事件が陸軍の名誉面目と関わっているとして外務省に迫ったため、この時から、すでに介入した可能性が充分あると考える。

しかし、在漢口芳沢総領事は牧野外相のこの態勢の転換に全く気がつかなかったともいえる。一七日、芳沢は事件の発端、遠因及び処理方針について牧野外務大臣宛て電報を發した。その中に、芳沢は当時中国の時局を鑑み、なるべく中国側に対して適正な措置を取ると唱えた。芳沢は、また日中双方の報告の主張が全然異なるのだが、江岸停車場付近は北軍の根拠地として、当時戒嚴令施行地で、日本派遣隊将校がそこに赴いて取ったその行動は遺憾ながら適当かつ穩当だとは言えないと述べている。<sup>54</sup>

ここで芳沢が取り上げた中国の時局のことは当然二次革命で混乱の意味が含まれているのだが、中支派遣隊が居留民保護の名目で漢口の日本専管居留地の隣に兵舎を建築したことによって、中国はこれが主権の侵害として「喧々囂々としてこれを非難した」<sup>55</sup>意味も

<sup>52</sup>大正二年八月一六日、牧野外務大臣より在漢口芳沢総領事宛て、第七五号、『文書二年』四三五頁。

<sup>53</sup>宇都宮太郎関係資料研究会編、『日本陸軍とアジア政策陸軍大将宇都宮太郎日記二』岩波書店、二〇〇七年、二五四頁。

<sup>54</sup>大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三九頁。

<sup>55</sup>辛亥革命後、一九一二年一月一日日本は漢口に中清派遣隊を派遣した。その後、派遣隊は居留民保護の名目で漢口の日本専管居留地の隣に兵舎を建築した。これに対して、中国は主権の侵害として何回にわたって日本

含まれていると考えられる。

このほか芳沢はこれまで派遣隊と公務上における交渉の経験（たとえば季雨霖事件<sup>56</sup>、無線電信材料輸入の件）から、派遣隊の報告が真実と認めていない。特に、当時満州地方において、中国側を抑圧したこのような事件が多発しており、江岸停車場のこの事件の処理を通して、中国側に日本政府の公正を感知させるべきだと芳沢は牧野外相に上申した。<sup>57</sup>

芳沢はつづいて

陸軍側ニ於テ軍服ヲ着用シタルモノニ対シ、斯ノ如キ侮辱ヲ加フルハ甚タ不都合ナリトノ説アルモノノ如キモ、軍服ヲ着用スルモノハ自己ノ軍規ヲ守ルト同時ニ、他ノ軍規ヲモ尊重スヘキモノナルハ云フ迄ノナク、弱国ナリト侮リテ歩哨ノ注意ヲモ顧ミサルカ如キ行動、果たシテ之レアリトセハ其曲寧ロ我ニアルノミナラス、甚タ好マシカラサルコトヲ仕出カシタルモノト云ハサルヘカラス<sup>58</sup>

と述べている。陸軍軍人は、侮辱されたことが不都合であっても、軍服を着用しているものが自分側の軍規を守ると同時に、他の軍規も尊重すべく、歩哨の注意も顧みない行動として、事件が日本人によって引き起され、その非が日本側にあると考えていた。

芳沢はまた事件が元来一種の殴打事件に過ぎず、中国側も従来日本将校に不満を重ねており、本件をなるべく重要視することを避けるという態度を取ったほうがいと日本政府に提議した。<sup>59</sup>

八月一九日、芳沢はさらに黎元洪の軍事顧問石竜川、領事館池部書記生、当地同仁医院医師藤田秀一などと一緒に実地検証に行き、中国側の被害者少尉武開疆、事件当時に居合わせた兵士たち及び当時停車場二階にいたフランス人技師などと面会した。調査の結果、芳沢は、事件の最初は日本軍官西村少尉が中国側武開疆少尉を短刀で腕の上部を刺傷して、奔逃したため、中国兵士たちに取り押えられ、監禁、殴打されたというように判断した。<sup>60</sup>

しかし、牧野外相は、芳沢のこの調査結果の報告および事件処理の提議など牧野外相は全然気にしていなかった。そればかりでなく、以後事件に関する交渉も直接北京の袁世凱政府との間で行うようになった。つまり、事件に関する交渉は地方から中央政府に移転し

---

側に抗議をした。（芳沢謙吉『外交六十年』中公文庫、一九九〇年、五七頁。櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』、岩波書店、二〇〇九年、一八六頁。櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）— 漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治—」『経済社会総合研究センター Working Paper = RIPESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一三頁）

<sup>56</sup> 詳細は片倉芳和「季雨霖事件」『東方学』（七〇）、一九八五年、一〇五～一一七頁を参照。

<sup>57</sup> 大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三七頁。

<sup>58</sup> 大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三八頁。

<sup>59</sup> 大正二年八月一七日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二七二号、『文書二年』四三八頁。

<sup>60</sup> 大正二年八月二一日、在漢口芳沢総領事より牧野外務大臣宛て、第二八六号、『文書二年』四四二頁。

た。この移転について、湖北交渉員胡朝宗と芳沢の間でもずいぶんと交渉を重ねたが、芳沢は政府の指令を待つほかないと表明した。<sup>61</sup>

八月二三日、牧野外相は在北京山座公使に「曲者ニ対シテハ、仮令我軍人タリトモ我方ニ於テ、其責ヲ問フノ必要アルベシト雖、当方ノ重ヲ措ク所ハ事件ノ発端如何ニ拘ラズ、苟モ我將校ノ軍衣ヲ剥キ帯剣ヲ奪ヒ、制縛監禁シタルコトガ、帝国陸軍ノ名誉体面上容認シ難キ重大問題ナリトイフニ在リテ」<sup>62</sup>との訓令を發した。

牧野は、たとえ事件の非が日本側軍人にあつても、中国側が將校の軍衣を剥ぎ、帯剣を奪い、監禁したことは日本陸軍の名誉体面に関する点は容認ならざる問題だと指摘して重要視する姿勢を示した。また袁世凱にこの点を申し入れ、黎元洪に注意をし、帝国陸軍の名誉に関するこの点につき、誠実に遺憾の意を表し、適当な方法を以て陳謝をするべきであると要求した。<sup>63</sup>

牧野のこの態度は陸軍側の対応姿勢と非常に似ている。日本陸軍側はこの事件が始めから陸軍の名誉体面と関わるため、中国側に嚴重抗議を要求した。楠瀬陸軍大臣は「此ノ如キ事件ニシテ続發スルアラハ、愈支那ニ対スル帝国ノ威信ヲ失墜スルノミナラス、諸外国ノ嘲笑ト侮蔑トヲ蒙リ、帝国軍隊ノ支那ニ於ケル行動ハ其ノ平和ノ維持ニ関シ何等ノ価値ナキニ至ルヘク、更ニ帝国ノ既得利権ノ維持、乃至利権ノ確立ニ関シ憂慮スヘク地位ニ陥ラムコトヲ恐ル」<sup>64</sup>と述べていた。つまり、本事件は帝国軍隊の名誉を大いに毀損し、日本が国権に対し著しい汚辱を与えたものであるとして、断然強硬な態度に出ることが必要だと牧野外相に迫った。

ここからも、陸軍は事件が帝国の威信の失墜を招き、帝国の既得利権の維持、新しい利権の獲得に不利だと考えたことがわかる。ゆえに、事件に対して強硬な態度を取るよう牧野外相に迫ったのである。

陸軍側はなぜこのような対応政策を取っていたのか、これは辛亥革命以来、陸軍が一貫している積極的な中国進出政策と関わっている一方、目前の權益を獲得することとも関係している。前述のように、中支派遣隊は一九一二年秋から、居留地外に兵營の建築を始め、また無線電信所の設置を計画し始めた。これは条約上何等の根拠がなく、中国側の反対も頻りにあった。<sup>65</sup>陸軍省は漢口事件を絶好の機会としてこの利益を獲得しようと考えた。

<sup>61</sup> 民国二年九月一四日、特派湖北交渉員より外交部呈「呈報日兵官兵刺傷衛兵值日官武開疆一案呈奉副總統批繼續交涉抄錄原呈請鑒核備查由」『中華民國外交部檔案』03-33-055-02-009、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

<sup>62</sup> 大正二年八月二三日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四〇九号『文書二年』四四六頁。

<sup>63</sup> 大正二年八月二三日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四〇九号『文書二年』四四六頁。

<sup>64</sup> 大正二年八月三〇日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣あて、附属書二『文書二年』四五三頁。

<sup>65</sup> 芳沢謙吉『外交六十年』中公文庫、一九九〇年、五七頁。櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』、岩波書店、二〇〇九年、一八六頁。櫻井良樹「近代日中関係の担い手に関する研究（中清派遣隊）—漢口駐屯の日本陸軍派遣隊と国際政治—」『経済社会総合研究センター Working Paper = RIPESS Working Paper 29』、二〇〇八年、一三頁。

これは陸軍省が提出した事件解決に関する要求事項からもわかる。

八月三〇日、陸軍省楠瀬大臣より牧野外務大臣宛てに、漢口事件に関して中国政府に要求する事項を照会した。<sup>66</sup>そのなかに「漢口ニ在ル日本兵營敷地及之ニ属スル道路ヲ日本居留地ニ編入スルコト、漢口ニ日本ノ軍用無線電信ヲ植立スルノ権利ヲ認ムルコト」<sup>67</sup>との要求が載せてある。ここからも陸軍は事件に対して対応の要求を出すだけでなく、事件を利用して求めたい利権もあわせて提出したことがわかる。

しかし、陸軍のこの要求案は九月二日開催された山本権兵衛総理、斎藤実海相、牧野外相出席の閣議（楠瀬陸相は病気、他の大臣は旅行中のため欠席）で不相当と認められた。九月三日、より緩和した要求案<sup>68</sup>を山座公使宛に電報を發した。<sup>69</sup>

この案は陸軍の前案と比べると、大分緩和されたが、相当峻厳なものであった。訓令を受領した山座公使が再び外務省宛て「之ヲ実行スルコト能ハサルヘク、結局尋常手段ヲ以テ我要求ヲ貫徹スルコトノ殆ント不可能ナルヘキハ、予想ニ難カラサル処」<sup>70</sup>、要求は厳しくて、何等高压手段をとる決心があるかどうか、またこの高压手段による中国民心の動揺を招き、ボイコット及び日中両国関係に影響をもたらすだけではなく、列国の「傍觀セサル」ことも懸念していて、結果の重大さに鑑み、訓令実施を躊躇して、日本政府に再訓を仰いできた。

これに対して、牧野外相は、漢口事件について陸軍側が固より政府も重大視して、事件に関する救済に必要な条件を要求することで、「此機会に乘じ、更に何等かの利権を併せ要求することなく、政府は専ら侮辱の救済を目的として、要求条件を定め、其以上に出でざりし次第なり」と回答し、また、兗州・南京事件を加えて、国内の輿論が沸騰してきて、以上の要求について

<sup>66</sup>一、下手人及現場ニ在リシ將校ハ嚴刑ニ処スルコト

但シ右刑ノ執行ノ時ニハ漢口ニ駐割セル日本將校ノ立会ヲ要スルモノトス

一、前項下手人ノ属スル直系長官ハ中隊長、大隊長、連隊長、旅団長、軍司令官又ハ都督ニ至ル迄並ニ本件ニ関与シタル漢口鎮守使錫鈞同參謀長張厚森ヲ直ニ免職スルコト

右ノ免職者ハ少クモ一箇年以内ニ文武大小ノ官ニ就クヲ許サス

一、謝罪使ヲ日本ニ送ルコト

一、被害日本將校及兵卒ノ損害及名誉毀損ノ賠償トシテ左ノ件ヲ要求ス

イ、西村少尉ノ身体及物件ノ傷害及名誉毀損ノ賠償トシテ支那政府ハ金若干円ヲ出スコト

ロ、兵卒ニ対シ金若干円ヲ出スコト

一、前各項ノ外從前ノ懸案タル左記ノ兩件ヲ併セテ解決スルコト

漢口ニ在ル日本兵營敷地及之ニ属スル道路ヲ日本居留地ニ編入スルコト

漢口ニ日本ノ軍用無線電信ヲ植立スルノ権利ヲ認ムルコト

（大正二年八月三〇日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣あて、附属書一『文書二年』四五三頁。）

<sup>67</sup>大正二年八月三〇日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣あて、附属書一『文書二年』四五三頁。

<sup>68</sup>一、侮辱行為ヲ直接ニ指揮又ハ下手シタル將校兵卒ヲ總テ嚴重処刑スルコト並ニ右処刑ニハ我陸軍將校ヲシテ立会ハシムルコト；二、侮辱行為アリタル將卒ノ直属大隊長ヲ免官シ其監督上官即チ連隊長及旅団長ヲ嚴重戒飭スルコト

一、右兩項ノ各処分実行ト共ニ一面當該師団長又ハ司令官ヨリ親シク總領事館ニ來ツテ陳謝ノ意ヲ表シ一面黎都督ヨリ前記各処分実行ノ旨ヲ總領事及我派遣隊司令官ニ通告シテ陳謝ノ意ヲ表スルコト

一、別ニ支那政府ヨリ公然日本政府ニ対シ遺憾ノ意ヲ表スルコト

<sup>69</sup>九月二日、松井次官が外相の命により、陸軍次官と協議し、陸軍の希望を容れたものである。牧野外相の原案は一、侮辱行為を直接に指揮又は下手したる將校兵卒を嚴罰に処すること、二、侮辱行為ありたる將卒の直属大隊長を免官し其監督上官は例えば連隊長及び旅団長を嚴重に戒飭すること。

<sup>70</sup>大正二年九月四日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第六九七号『文書二年』四五九頁。



他国の非難を受ける理由はないと思うので、中国側と交渉し、事件を速やかに「落ち着せしむるよう」に尽力ありたし」と折返し訓電した<sup>71</sup>。

日本側の要求にたいして中国側の対応について後に兗州・南京事件と合わせて考察しようと考えて、ここで、続いて兗州・南京事件についての交渉を述べたい。

## 兗州事件

兗州事件について、中国側の張勳（江蘇都督）の調査報告によると、八月五日、私服で視察していた川崎大尉が泰安駅で捕り、兗州に護送された。その時、徐州の南は政府軍が用兵中で、兗州一帯も厳しく戒厳しているところで、日本人もかつて南軍に援助したことがあるため、その偵察も当然注意しなければならない。後に、兗州の北軍側はその詳細が明らかになることにもなって川崎をすぐ釈放した。同時に、川崎自身は何も虐待などされなかったとの声明も出した。<sup>72</sup>

これに対して、八月一五日佐藤鋼次郎支那駐屯司令官が事件に関して在中国山座公使と日本陸軍省宛てに電報をした。<sup>73</sup>それによると、北支派遣隊中隊長、陸軍大尉川崎享一は佐藤司令官の命令で、通訳一名を従え、七月二八日、天津出発、私服で津浦線沿道地方の中国軍隊の動静視察中、八月五日、兗州・済南間進行中の汽車の中で南軍の間諜の疑いで北軍の兵士に捕らえられ、八日まで兗州の北軍兵営内に監禁された。佐藤はさらにこの間、川崎があらゆる凌辱を受けて、帝国陸軍の面目上忍ばない侮辱だと考え、中国に嚴重抗議をすると要求した。<sup>74</sup>

この事件も漢口事件と同じように、川崎大尉の拘禁により、陸軍が侮辱されたとして日本人の反感を買ったのであった。しかし、その真実について、山座公使の調査によれば、川崎の護照（旅券）は本人の請求によって商人と記載され、中国側官憲も副署済み、交付する時、やはり軍人と記して旅行したほうが好都合と考えた。それで、日本領事館と協議の上、便宜訂正にさせたが、領事館側は事務多端のため、失念した。結局、その護照の日商の文字の上に紙を張って軍人と記入した。川崎が北軍に拘禁された主な原因もこの護照の訂正により南方から入り込んだ間諜かとの疑いからであった。<sup>75</sup>

山座領事はこの所謂拘禁事件について、その実相が日本に非常に不利だと考えつつ、帝国陸軍の面目を傷つけた不法行為だと認め、責任者を嚴重処分すべきであるとした。そし

<sup>71</sup>大正二年九月六日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四三一号『文書二年』四六一頁。

<sup>72</sup>民国二年九月一三日、會議軍事処より外交部宛函、「抄送南京張都督來電呈復川崎大尉現已釋放並未留難」『中華民国外交部檔案』03-33-183-01-004、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>73</sup>大正二年八月二六日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て、附属書二『文書二年』四五〇頁。

<sup>74</sup>大正二年八月二六日、楠瀬陸軍大臣より牧野外務大臣宛て、附属書二『文書二年』四五〇頁。

<sup>75</sup>大正二年八月二三日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第六六七号、『文書二年』四四八頁。

て、二三日、日本臣民は中国官憲の副署された護照を携帯して、中国内地の旅行を自由にすべきであり、もし護照を携帯しない、あるいは、不都合な場合でも、中国官憲はこれを最寄りの領事館へ引き渡すべきであり、この場合にも単に必要な拘束を加えるのみ、如何なる場合にも日本臣民に対して不法の待遇を与えるべきではないにもかかわらず、中国軍隊が日本軍人に対して監禁凌辱したとして、中国外交部に抗議した。<sup>76</sup>

この兗州事件または漢口事件と比べると、南京事件は日本人に三人の死者が出ており、比較的規模の大きい事件である。

## 南京事件

九月二日、在上海有吉明総領事は、牧野外相に南京における北軍兵士の日本人虐殺及び略奪を電報で報告した。その電報によると、南京領事館へ避難中の日本人理髪師二名と雑貨行商二名が外出後帰店中に数回の略奪に遭い、やむを得ず、国旗を押し立て再び領事館に行く途中、四人中の三人が北軍に銃殺されたとのことである。<sup>77</sup>

翌日三日、南京日本領事館船津辰一郎は一日に北軍が南京を攻め落とした時、日本国旗及び赤十字旗を掲揚した日本人医師を掠奪した事件、および国旗を押し立て領事館へ避難中、三人の日本人が銃殺された事件について、北軍当局者に嚴重抗議をした。<sup>78</sup>

四日、江蘇都督張勳は北京政府に打電して、北軍が南京を攻落した時、南方の反乱軍が敗走途中で掠奪をし、自分は抑えようとしたができず、秩序が回復次第、すぐ軍隊を派遣して各国領事館を保護するようにした。日本人が銃殺され、商店が略奪された罪を北軍に被せることは根拠がないと訴えた。<sup>79</sup>

六日、袁世凱は外交総長代理曹汝霖を派遣して、北京の日本公使館に陳謝の意を表すとともに事件真相を調査するため李盛鐸と劉恩源を南京に派遣した。<sup>80</sup>また、在日本中国の臨時代表郭左洪を訓令して<sup>81</sup>日本外務省に遺憾の意を表明した。

七日、馮国璋宣撫使は南京から北京政府に電報を送り、南京秩序が回復次第、自分が各国領事館と面会して相談したが、日本領事だけが病気を口実に面会しなかったと述べてい

<sup>76</sup> 民国二年八月、駐京日本使館より外交部宛函「請將武衛軍捕禁日本武官之當事者嚴重處分」『中華民國外交部檔案』03-33-183-01-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

<sup>77</sup> 大正二年九月二日、在上海有吉総領事より牧野外務大臣宛て、第二八六号、『文書二年』四五七～四五八頁。

<sup>78</sup> 民国二年九月四日、日本館より外交部宛報告「摘抄南京日領電告張軍慘殺日人事」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

<sup>79</sup> 民国二年九月五日、張都督より大總統府宛電「抄送南京張督電稱日領所稱各詞毫無根據」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-003、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

<sup>80</sup> 民国二年九月、大總統府秘書庁より南京馮宣撫使宛電「派員赴寧查辦」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-013、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

<sup>81</sup> 民国二年九月六日、外交部より駐日本馬代辦宛電「日本商人被害已派員查辦希向日外部道歉並告以政府重視此案之意」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-007、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。

た。馮はさらに、日本領事が書簡で日本人が銃殺され、商店が略奪されたことに中国側に抗議をし、日本領事がこの機に乗じ因縁をつけ挑発する危惧があるため、外交部から速やかに南京に特派交渉員を派遣するように請った。<sup>82</sup>

同日、北京政府の返電によれば、南京を攻落する前、中国側外交部は南京日本領事館に日本商民を予め退去させるよう言明したが、日本領事館は実際になにもしなかった。返電はさらに事件がすでに発生したため、責任の所在が北軍か南軍かはともかく、政府が責任をとって賠償の義務を果たすべきであると述べていた。<sup>83</sup>

このように、事件が発生した後、中国側北京政府が積極的に対応した様子が窺われる。これに対して、事件の情報が日本に伝わった後、日本の対応はどうだろうか。

九月二日、事件の情報は既に日本に伝わった。三日、朝日新聞は「日本人虐殺」という題目で、非常に目立った大文字で事件について報道した。

軍艦新高の急行、下関市街は大半烏有に帰し、獅子山は二日午前赤旗を掲げたり南軍は雨華台に依り、二日朝尚猛烈に交戦中なり、領事館は無事、日本人一人国旗を携帯せるも市中にて虐殺されたり、軍艦新高三日午前南京に急行す可し（点を付けた文字は特に大文字）<sup>84</sup>

『東京日日新聞』もほぼ同様な記事で軍艦が南京への急行、日本領事館の無事、国旗を携帯している日本人一人が虐殺されたことについて報道した。<sup>85</sup>ただ、ここで国旗を携帯している日本人が虐殺されたことに注意を払うべきで、『朝日新聞』の記事は元々も大文字で、読者の注意を喚起したいと考える。

四日、『朝日新聞』は続いて特電として、馮國璋南京陥落の公報及び南京領事館より日本人虐殺の公報を載せ、同じように日本国旗及び赤十字旗を掲揚してあるにもかかわらず、虐殺されたことを強調していた。<sup>86</sup>『東京日日新聞』も、非常に目立った大文字で「邦人虐殺」「国旗の凌辱」という記事が掲載し、日本国内人々の注意を呼び起こしたのである。

87

五日になると、『朝日新聞』も『東京日日新聞』も事実の判明も待たずに、それぞれほぼ一版面の幅で、続けて「邦人又虐殺」「北軍の暴行極点に達す」「虐殺掠奪頻頻」「国旗の大

<sup>82</sup> 民国二年九月八日、南京馮宣撫使より外交部宛電「南京日本案究應如何因應請大總統核奪示遵並飭部迅催交涉員赴寧」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-012、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>83</sup> 民国二年九月、大總統府秘書庁より南京宣撫使宛電「派員赴寧查辦」『中華民國外交部檔案』03-33-183-02-013、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>84</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年九月三日、五頁。

<sup>85</sup> 『東京日日新聞』、一九一三年九月三日、二頁。

<sup>86</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年九月四日、二頁

<sup>87</sup> 『東京日日新聞』、一九一三年九月四日、二頁。

凌辱」など、大文字で非常に目立ったテーマの記事で報じた。<sup>88</sup>

このように、事件について日本側の報道を総合的に見れば、日本人の虐殺というより国旗を携帯している日本人の虐殺のほうがもっと注目を集めた。つまり、国旗が問題の中心となった。これはなぜなのだろうか。おそらく国旗を携帯している人が虐殺されたことから国旗に対する大侮辱とされようとする事と関わっている。国旗が国家の象徴として存在しているため、国旗に対する侮辱イコール国に対する侮辱、このように、人の虐殺事件は国旗に対する侮辱事件から、国に対する侮辱の事件と昇格された。

さらに、このような侮辱事件を遡ると、二週間前に発生した漢口西村少尉侮辱事件、宛州川崎凌辱事件も自然に喚起されるようになった。そこで、五日になると、この二つの事件は掘り出され、陸軍の報告が事件の真実として、帝国陸軍に大侮辱とされた。これらの事件は日本人元々も敏感な神経を刺激して、日本国内の世論を大いに巻き起こした。<sup>89</sup>

これらの事件はなぜ侮辱事件とみなされたのだろうか、この問題を理解するには、同時期の日本国内の状況に触れざるをえない。

## 第二節 対支同志連合会とその行動

牧野伸顯は外務大臣として在任（一九一三年二月二〇日～一九一四年四月一六日）の当時、日本の中国に対する関係について、米国のメキシコにおける、或いは暹、露のバルカンにおける関係よりもいろいろな意味において一層密接であると認識した。そして、彼は当時中国を研究する支那研究会に対して、「かの徒に私情を挟み、感情に馳せ、理性を没却し、事の真相を極めずして軽々に事を論断し、これが実行を強ひんとする」、また「地理上の差を拡大し、国交を誤るの基となる」と批判して、注意を与えた。<sup>90</sup>牧野は支那研究会が事の真相を求めないで、私情や感情に馳せた研究として、国交を誤ると考えたのである。

牧野はここで単に支那研究会のことに触れたが、実際に当時活躍している中国を研究する公私団体はまだ多数存在していた。これらの団体は中国に対する研究のみならず、対華輿論の喚起、自らの対華施策を貫徹するため、政府特に外務省に圧力をかけたことも屢々ある。由って、以下では上記三事件の対応に当たっての陸軍及び外務省の対応の軌跡を、対支同志連合会の活動を通し辿ってみる。

対支同志連合会の考察に入る前に、まず連合会成立の主唱者である対支研究会について触れておきたい。

一九一三年六月二九日、『朝日新聞』は中国問題に関する研究のため、大江卓、小川運平、

<sup>88</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、二、三頁。『東京日日新聞』、一九一三年九月五日、二、三頁。

<sup>89</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、二頁。

<sup>90</sup>牧野伸顯『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、二七～二八頁。

川島浪速、川久保健、田川大吉郎、中村弼、中西正樹、中野常太郎、内田良平、山県知遠、松村雄之進、肥田景之の十二氏が準備委員として対支研究会の発起会が来る七月三日に催すと予告した。<sup>91</sup>そして、七月三日、対支研究会の発起会は神田南明俱樂部において開催、趣意書及び規約を決議して、研究会の成立を宣言した。その決議文には「我帝国の支那に対して執るべき方針政策は、先づ南満州に於ける帝国の優越なる地歩を厳守し、進で内蒙古の開発を図り、以て列国の支那本土に対する分割の趨勢を掣肘し、南方に於ける我経済的勢力を進むるに在り、而して満蒙問題の解決は今日の最大急務なりと信ず」<sup>92</sup>と記されていた。

この決議から、対支研究会の成立の契機は満蒙問題の解決の精力的な推進であると見られる。そして、その勢力を拡大するため、当時すでに活躍している中国問題に関係ある各団体の連合に努めた。七月一九日までに、支那同志会、浪人会、健行会、東邦協会、太平洋会、日華実業協会、日東倶楽部、亜細亜義会、立憲青年党、興龍会など十の団体がすでに賛成の意を表明した。<sup>93</sup>二七日、対支研究会の主唱によって浪人会、日東倶楽部、日華実業協会、東亜青年協会、太平洋会、大陸会、対外硬青年会、対支同志会<sup>94</sup>、南洋協会、健行会、黒龍会、亜細亜義会の十二団体により対支連合会は正式に成立した。<sup>95</sup>この連合会のメンバー団体が、一九日までに賛成の意を表明した団体と比べてみれば、東亜青年協会、大陸会、南洋協会と対外硬青年会など四つの団体が一九日以後新たに加入したことがわかる。これに対して、東邦協会、立憲青年党は連合会に加入しなかった。

これはおそらく対支連合会が掲げた趣旨の「満蒙問題解決」について論争<sup>96</sup>が存在していることと関わっていると考えられる。

公布された「対支連合会規約」によると、連合会の成立は日本の中国に対する方針政策の確立を期待し、満蒙問題の解決を図ることを目的とした。<sup>97</sup>これは対支研究会が設立した当初の目的と一致している。つまり、対支研究会のこの発起趣旨は中国に関係するほとんどの研究団体の賛意を得られた。あるいは、この趣旨に対して同感する研究団体が多くなってきた。ここから、当時社会の認識の風向きもある程度窺われる。

さらに、連合会の旨趣書で「吾人ハ今日ヲ以テ満蒙問題解決ノ時機ナリト信ジ、国論ノ

<sup>91</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）六月二九日、二頁。

<sup>92</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）七月四日、四頁。

<sup>93</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）七月二日、二頁。

<sup>94</sup>支那同志会は愈対支研究会へ合併する事と決定したるにより対支研究会にては二三日の臨時評議員会に提出してこれを決定の上其合併を実行する予定なり。（『東京朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）七月二日、四頁）

<sup>95</sup>『大阪朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）七月二八日、二頁。

<sup>96</sup>この趣旨をめぐり、七月二七日、対支十三団体連合大会総会を開いた時、激論して大騒ぎした。（『大阪朝日新聞』朝刊、一九一三（大正二年）七月二八日、二頁。）

<sup>97</sup>「本会ハ我帝国ノ支那ニ対スル方針政策ノ確立ヲ期シ満蒙問題ノ解決ヲ図ルヲ以テ目的トス」内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三巻』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。

帰一ヲ図リ、進テ政府ノ決行ヲ促サントシ、茲ニ対支団体ヲ糾合シテ対支同志連合会ヲ組織ス」<sup>98</sup>というように説明した。つまり、連合会は自身が成立した当時が満蒙問題を解決する時機と見なし、対支団体を糾合して国論の帰一を図り、政府の決行を促すことを企てる。

では対支同志連合会は国論を帰一するため、または政府の決行を促すために執った行動を考察することに先立ち、連合会はなぜこの時機が満蒙問題を解決する時機だと考えたのだろうか。その原因について触れてみたい。

一九一一年一〇月、中国で辛亥革命が勃発した後、日本陸軍、参謀本部、駐華公使伊集院彦吉、さらに、一部の民間人は中国への出兵、分割占領などいろいろな対応策を提出したが、いずれも具体化していなかった。これは積極的に中国の革命運動に干渉しようとする軍部の不満を買ってしまったのみならず、様々な立場や動機から革命運動に関わっていた民間人の不満も招いた。<sup>99</sup>

一九一三年六月、革命派の江西省都督の李烈鈞、広東省都督胡漢民、安徽省都督柏文蔚は袁世凱に免官され、二次革命寸前に追い込まれた。この時日本における満蒙問題の解決を掲げた対支研究会の成立が偶然の産物であったことはなかろう。これは対支研究会の発起人と革命派の関係からも分かる。失望していた彼等は中国二次革命の勃発によって新たな機会を見つけたと考えられる。しかし、革命がたちまちに袁世凱に鎮圧され、失敗に帰した。にもかかわらず、対支同志連合会は「支那ハ第二革命ノ乱ニ由テ、袁世凱ハ其反対派タル南軍ノ中心ヲ撃破シタルニヨリ、今後暫ク小康ヲ保ツヲ得ベキニ似タルモ、其内状ハ動乱ノ続発ニヨリテ、益ス統治に苦ミ、加ルニ借款ニ依テ、愈々破綻を生ジ、列国又之ニ対シテ野心ヲ逞フシ、或ハ政治的に、或ハ経済的に、到底瓦解ヲ免レザラントスルノ趨勢ヲ呈シツツアリ」<sup>100</sup>と認識した。つまり、対支同志連合会は二次革命が表で袁世凱に鎮圧され、撃破されており、裏には動乱の続発、財政難、列国の野心などを加え、瓦解が免れないと考えられた。このような認識の背後には辛亥革命の時に、実現できなかった積極的な中国干渉を、二次革命に際しても同じように実現できなかった民間人が蓄積していた不満も原因だと考えられる。だからこそ、彼等はこの二次革命のチャンスを利用して満蒙問題の解決を狙っていた。しかしながら、革命が急遽失敗に終わったものの、別のチャンスが訪れた。それは前述の二次革命の時に発生した三つの事件である。

九月四日、『朝日新聞』、「東京日日新聞」などは南京陥落の公報および日本人の虐殺を報道すると事件の対応として、政府のみではなく与野党の各党も行動を執った。黒龍会や対支連合会らを主とした右翼は緊急会議開いて激昂した言論を以て、輿論を動員したのであ

<sup>98</sup>内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三巻』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。

<sup>99</sup>趙軍「辛亥革命期における日本の対中国民間外交」『千葉商大論叢』四一（三）、二〇〇三年、一～三四頁。

<sup>100</sup>内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三巻』芙蓉書房出版、一九九四年、二六六頁。

る。

午後三時、犬養毅、頭山満をはじめ、対支臨時有志の十三人が東亞同文会楼上で南京事件有志会という緊急会議を召集・開催し、種々協議の結果「支那軍隊の我国旗及び良民を凌辱したる事件に対し、政府は先ず外交談判の保証を占取するを要す」との決議を為した。

101

対支同志連合会は、事件に対して国家の威信保持並びに居留民擁護において最も迅速強硬な手段を執り、根本的な解決を求める必要があると決議した。さらに、四日午後三時緊急幹事会を開き、五日午後一時より評議員会を開き、充分の評議が行われると決めた。<sup>102</sup>

五日になると、輿論が更に激昂してきて、山本権兵衛首相は事件について天皇に奏上した。事件に関し外交上臨機の処置をとるべきだと奉答した。日本政府は断乎たる処置を出そうという覚悟があったが、楠瀬陸相が在留日本人保護に関し、廟議決定次第一電の下に陸兵出動の準備ある旨を声言した。また、自衛のため陸兵を出動させ、南京を占領し、有力な軍隊後援の下に外交談判を開始すべしという声も盛んに出てきた。<sup>103</sup>

対支同志連合会は五日午後一時に本部で評議員会を開き、宣言書および決議を公表した。その決議「一、東蒙南満の要地を占領すること、一、揚子江一帯の要地に出兵すること」を六日午前山本首相と牧野外相に提出した。

六日、『朝日新聞』は「帝国軍人凌辱事件▽最近の二怪事実」<sup>104</sup>という記事を陸軍省発表として公表した。漢口西村事件の真相として、西村少尉が江岸停車場付近を散歩し同地駐屯の支那軍中の日本留学生出身将校を訪問しようとした時、中国軍が包囲し、軍帽軍衣を剥ぎ、停車場内の支柱に縛り、衆人の観覧に供したなどと述べた。兗州の川崎拘禁事件についても同大尉が拘禁される期間に囚人同様の待遇で、また兵卒などに罵詈雑言、脅迫強制され、三日間の間に日本官憲に何等の照会もせずあらゆる不法凌辱されたと記述して、陸軍が「面目上敢えて容認すべからざるもの」であると強硬な煽動的な態度を表明したため、世論は一挙に燃え上がった。

このような状況下、五日午後七時半頃、ついに阿部守太郎政務局長が凶徒に暗殺される事件が起った。阿部政務局長は政府「対支政策」の立案者として、中国政策について、かねてから平和的な手段によって通商の拡張、経済的権利の伸長を行うべきと主張し、外交は外務省で統一して行い、軍部も政府の方針に従うべきであるとの意見をもっていた。<sup>105</sup>事件について、阿部は「問責師を派すべし、陸軍に命じ要地を占領して嚴重なる談判を試むべし等と、輿論の沸騰却々に甚だしきものあるが如し、然れども之に関する詳細なる報告

<sup>101</sup> 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。

<sup>102</sup> 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。

<sup>103</sup> 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月六日、三頁。

<sup>104</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年九月六日、二頁。

<sup>105</sup> 栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、九六頁。

に接せざる以上確言し難きも、這次の事件は左程重大なる如く考え得ず、元より責任ある張勳の兵に惨殺せられし事なれば、団匪の為惨殺せられしとは、趣を異にするを以て直ちに問責の師を派すべし等唱ふるは、早計なりと云はざるべからず」<sup>106</sup>と考へ、事件はそんなに重大ではなく、問責師の派遣は早計だと表明した。

更に、黒龍会が編纂した『東亜先覚志士記伝』によると、阿部局長は「世間では南京事件で日本の国旗が侮辱されたといつて騒いでいるが、要するに国旗は一つの器具に過ぎぬから、こんな問題で憤慨するのは愚かなことだ」と放言したことがあるそうだ。阿部のこの態度が猛烈な批判を浴びて、志士の怒りをも買ったのである。<sup>107</sup>

この機に乗じて、対支同志連合会は、阿部政務局長が刺殺された事件に掻き立てられた大衆感情の排外主義的側面を利用して、七日、日比谷公園で「対支有志大会」を開いた。四方八方から押し寄せて来た人衆が松本楼を囲んだ。最後に、中国出兵勧告が決議され、散会後また、外務省に殺到して、外相及び次官に面会を求めた。「大臣が不在と押し問答をしているうちに次第に散っていたが、後で聞くと、同夜千駄ヶ谷の私邸に多数のものが押し寄せ、門を超えて侵入し、応接間で私（外相）が帰るのを待っていた様子である」<sup>108</sup>。この示威運動は元々対支同志会が陸軍と呼応してかき立てたものに過ぎなかったため、一日限りの単発的なものに終わってしまったと当時の原敬内相は考へた。原内相はその時東北地方を旅行中であり、内務次官水野練太郎から帰京をすすめる電報が度々届いたが、「この騒動は政党問題にも非ず、浪人等の企に過ぎざれば警察にて之を激せしめず又当局者狼狽の態度を示さざれば不日平定すべきものなり」<sup>109</sup>として帰京しなかつた。

八日午前九時、対支同志連合会は幹事会を開き、前日日比谷松本楼において開いた国民大会の決議について、直ちに実行して中国に出兵せんことを政府当局に要求した。山本首相は「貴意は之を諒とす、然れども出兵の事頗る重大問題なるは勿論、北京に於ける談判は尚未だ夫れ迄に達し居らず、山座公使をして嚴談せしめつつあれば、その報告如何によりて、機宜の処置を執るべし」と言明した。<sup>110</sup>

このように、対支同志連合会は陸軍側と同調して当時国内の世論喚起の急先鋒となり、外交上、もっとも過激な強硬論を唱導した。

これに対して、「事件突発真相未だ明らかざるに拘らず、遮二無二出兵占領を呼号せる対支同志会の危激なる言説に次、衆愚迎合を以て販売政略の一大用件とする多数新聞紙は競うて煽動的、挑発的、迎合的意見を採録するに努めたるが、陸軍の要職に在る某將軍、某佐官等の意見は就中最も大胆露骨を極め、従つて当時の言説として最も有力なる地歩を占

<sup>106</sup> 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月五日、三頁。

<sup>107</sup> 黒龍会編纂『東亜先覚志士記伝』中巻、黒龍会出版部、一九三五年、五六〇頁。

<sup>108</sup> 牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、三八頁。

<sup>109</sup> 原奎一郎編『原敬日記』、福村出版、一九八一年、第三巻、一九一三年九月九日。

<sup>110</sup> 『東京日日新聞』朝刊、一九一三年九月一〇日、三頁。



めたるものなりき」<sup>111</sup>と浅田氏は当時多数の新聞紙が発表した対支同志連合会や陸軍側の、煽動的、挑発的、迎合的な言説を批判したことから、その反面、対支同志連合会が陸軍側と同調して、世論を煽動したことも窺われる。

対支同志連合会と陸軍側の同調は単に世論の煽動に止まらなかった。初瀬氏は、より重大な背後関係には外務省の日本将校監禁事件処理を弱腰とみる陸軍省か参謀本部の一部が、対支同志連合会への資金援助をしたこともあったと推測している。<sup>112</sup>

### 第三節 辛亥革命後日本の対華政策

この時期、中国をめぐる、日本と主要列強間の関係は裏で相互競争し、中国における利益の拡大を図るのに対して、表面では相互協調の関係を維持していた。このような協調関係を維持できる要因には、中国の領土保全という共通認識があげられる。

帝国の立場より見れば、支那の分割は飽くまで防止して、その保全を図るは最も緊要なることにして、これを対支方針の大綱と言ふべく、帝国の平和を確保する上に於ても、将た通商貿易の前途を考へても、現状維持こそ必要であることは言を俟たない。<sup>113</sup>

このような対華政策から、山本内閣は当然中国自身の内政、南北紛争問題について、袁政府側にも反袁政府側にも偏らない中立的な立場をとるほうがよいと思われている。しかし、事実と結果からみれば、果たしてそうだったといえるのか。

中華民国が成立してから、財政上の基礎が整わず、多端な費用を充せるため財政問題は第一の急務となり、これは南北大統領が交代して、統一政府が成立後、一層緊迫な問題となった。一九一二年三月はじめ、袁世凱大統領が英・米・仏・独四国銀行団の北京代表者に、政府は至急一一八万両を必要とするのだが国庫には僅か一七万両しかないと通告した。これに対して、四国銀行団は三月九日一一〇万両を袁政府に交付した。そして、袁政府に書面で今後の三、四、五、六月及び恐らく、七、八月の借款に関し、四国借款団に優先権を付与することを制約させたのである。

四国団体は協議の上、五年に亘り、総額六千万ポンドを超えない改革借款の提供を約束した。日本はロシアと同様、中国本土に地理的に近接しているので、後も四国政府の招請によって借款団に参加したが、政治的色彩の強いものであった。四月末から、中国側は借

<sup>111</sup>浅田江村「南京事件に対して」『太陽』一九一三年一〇月号、一五頁。

<sup>112</sup>初瀬龍平「内田良平と中国問題—第一次世界大戦期」『アジア研究』Vol. 17 (一九七〇—一九七一) No. 34、三二頁を参照。

<sup>113</sup>牧野伸顕『回顧録Ⅲ』文芸春秋新社、一九四九年、三〇頁。

款団と借款の前貸し条件について、繰り返し交渉したが、渋滞になった。七月になると、交渉は一旦決裂した。袁世凱は「六国団体は名を支那の救済に借り以て利益を壟断し、内政に干渉するもの」<sup>114</sup>と借款団の専横を攻撃した。

翌一九一三年に入ると、借款団のほかのメンバーによる苛酷な条件と交渉の遷延を見て、アメリカは「問題がもはや中国を援助するための友好的な国際協力ではなく、利己的な政治上の目的を達成するため共通の利害関係をもつ大国の結託である」<sup>115</sup>と指摘し、借款団からの脱退を考慮した。三月一日、改革借款の条件は中国の行政的独立を脅かすという理由で、アメリカは遂に六国借款団からの脱退を声明するにいたった。このことは勿論他の列強の批判を招いたが、中国側から歓迎を受けた。五国借款団はさらに中国側との交渉を進めていった。

四月八日、袁世凱政府の国会は正式に開会した。二六日、参議院では国民党の継、王正廷が正副議長として選ばれ、衆議院では三〇日、民主党の湯化龍、共和党の陳国祥が正副議長として選ばれた。二六日、袁は国会にことわらずに日・英・仏・独・露の五国借款団からの二五〇〇万ポンドのいわゆる善後借款の契約を成立させた。就任したばかりの参議院議長張継と副議長王正廷は二六日、各省の都督に向かって、国会が既に開かれているにかかわらず、国会に謀ることなく、政府が日本と改革借款に調印したことを強く非難した。袁は却って、この借款によって、財政的基礎の強化と軍事力の充実をはかり、独裁的地位をますます強めた。

これに対して、改革借款の成功は国民党側に大きな打撃を与えることも予想された。南方の孫文、黄興等の南方革命派の首領は列国に対して強く中止を要請するに至ったのである。これによって、南北の対立が一層激化した。

袁世凱はこの莫大な借款によって、反対議員の買収につとめ、六月にはさらに国民党系の江西、広東、安徽三省の都督を次々罷免した。

袁世凱の強硬に対応するため、孫文をはじめ、南方革命派も積極的に準備を進んでいた。五月、かつて桂内閣の外相に当たっていた加藤高明は中国を訪問して、孫文と会見した。孫文の「もし南方が革命勃発したら日本はどのような態度をとるか」との質問に対して、「日本人は個人的には革命派に同情的であるが、政府は一貫して列国と協調し、袁政府の安定を確保するような努力するであろう」と応えていた。五月一七日、日本の意向を打診するため、黄興は上海で東亜興業の白岩龍平と会見した。白岩は黄興に、日本官民は基本的に国民党に同情を寄せているが、他の列国と協調の関係を持っているため単独に南方を援助することが不可能であり、軍資金調達の見込みがないと勧告した。<sup>116</sup>

<sup>114</sup>七月一日、伊集院公使への談話、『文書元年』第二冊、九一七文書。

<sup>115</sup>*Foreign Relations of the United States*, 1913, pp. 164.

<sup>116</sup>白井勝美『日本と中国一大正時代』原書房、一九七二年、三二頁。

江西省反袁の急先鋒であった李烈鈞都督も、密かにこのごろ高田商会や東亜興業に軍資金の調達をはかった。五月二二日、黄興は再び白岩と会見し、江西省南萍鉄道の借款契約を締結し、その前貸金を得たいと申し入れた。この報告を受けた大倉組は政府に打診した上、政府にも意向があり、南萍鉄道の続借款とし、成立させる弁法を考究中であると答えた。六月二日、黄興の宅で中国側孫文、黄興、江西代表と日本側白岩東亜興業取締役、江崎台湾銀行支店長が会合した。後、白岩は会談の様様を大倉組に報告し、「此際孫逸仙、黄興等に多少の同情を示し、吾が対南方経済政策の助けとなすと同時に兼ねて吾政府の大方針たる江西に於いての根本政策を確立するには得難き好機会」であると上申した。<sup>117</sup>

このように、中国国内南北紛争の問題をめぐって日本民間の世論は、南方の革命派に同情的であり、日本政府が上述の善後借款によって北方の袁政府を助けたとし、またこのことは、山本内閣の中立的立場に反するとして、山本内閣を非難していた。<sup>118</sup>

六月一〇日、山本内閣はこの非難に応じて「政府の対清政策」という対華政策に関する長文を公表した。

政府は固より支那の南北に依って、恩怨親疎の別を設け或いは党争に就いて、軽重偏頗をなさんとするものに非ず、政府の見る所は、支那国民全体にして其の間甲乙の差あることなく、政府の希望する所は平和の維持と事態の鎮静に在り（中略）、吾政府は固より厳正中立を持し、一般局外者と共に動乱の再発を欲せざるの希望を一にせり<sup>119</sup>

このように、山本内閣は中国国内の南北紛争に関して、厳正中立の立場を表明したが、民間では依然として、山本内閣の対華政策は袁政府を援助する外交であると攻撃した。

七月十二日、前述のような第二革命が勃発し、これに同情を寄せる日本国の軍人の一部や大陸浪人が南方の革命軍に参加した。しかし、袁大總統の軍隊によって鎮圧され失敗に帰した。苛立った一部の日本の政治家、右翼あるいは軍人たちが革命の最中におこした前述の三つの漢口・兗州・南京事件に加え、遂に、世論の憤激を巻き起こした。

日本国内で激昂した世論について、九月九日に発行された『タイムズ』は「支那の反乱及び其後」<sup>120</sup>と題する社説を掲載した。

吾人ノ見ル所ヲ以テスレハ、阿部氏ノ殺害ハ南京暴行事件ヨリモ痛惜スヘキモノナリ、何トナレハ若シ凶行ノ動機ニシテ、果シテ世上ニ報道セラルルカ如キモノナルニ於テハ、日本ノ過去五十

<sup>117</sup> 白井勝美『日本と中国一大正時代』原書房、一九七二年、三三頁。

<sup>118</sup> 曾村保信『近代史研究—日本と中国』小峯書店、一九七七年、一四四頁。

<sup>119</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一三年六月一〇日、二頁。

<sup>120</sup> 大正二年九月九日、在英国井上大使より牧野外務大臣宛て、第一二七号、『文書二年』四八二頁。

年間ノ自制力ハ、漸ク衰エントシ民衆ノ感情、明治時代ニ於ケルヨリモ抑制シ難キヲ示スモノナレハナリ、又タ過去数日間東京ニ於テ激昂セル民衆ノ示威的暴動モ、同様ノ結論ヲ生スルモノト云ハサルヲ得ス、吾人ハ支那人ニ対スル日本人ノ憤怒ハ決シテ不正ナリト云フニアラス、唯其憤怒カ程度ヲ超シタルモノアルカ如キヲ惜ム

『タイムズ』のこの社説は南京事件に対する日本国内世論の激昂が程度を超えると遺憾の意を示したと同時に、続けて「日本政府ノ態度頗ル平静ナルハ吾人ノ喜フ所ナリ、畢竟支那ニ関シ日本カ遭遇スル問題ハ、他ノ列強スヘキ問題ト殆ント同一、ナルヘク貿易及財政上支那ト大ナル関係ヲ有スル諸国ハ、何レノ国ト雖トモ成ルヘク早く強固ナル政府ノ確立スルコトヲ助ケントスルモノナリ」<sup>121</sup>と日本政府の事件に対する処置が妥当で、他の列強がこのような問題に遭った時も、同じように袁世凱を助け強固な政府を確立して秩序を回復すると唱えた。

かかる状況を背景にして、九日定例閣議が開かれ、事件について中国政府が帝国の体面を重んじ誠心誠意謝罪の実を表明すること、また、事件に関する責任者を厳重に処罰することなどが一致に達した。<sup>122</sup>

九月九日、牧野外相が南京事件及び兗州事件に対して、日本側の要求を山座公使に訓令として発した。<sup>123</sup>九月一日、牧野外相は在中国山座公使に国内世論の沸騰した状況を述べ、事件に関する日本側の条件を遷延すれば、軍人及び一般民心の激昂が極まりに達し、如何なる事態が発生するか憂慮するため、袁世凱にこの事情を十分に諒解させ、大局上、両国国交の疎通密接すべき東亜における両国の根本主義の動揺をせざる誠意を懇談した。そして、日本帝国政府の決心及び要求を示し、一日も早く我らの要求を貫徹させるよう尽力方

<sup>121</sup>大正二年九月九日、在英国井上大使より牧野外務大臣宛て、第一二七号、『文書二年』四八二頁。中国側は、民国二年九月一日、曹次長赴日本館會晤山座公使問答「日本三案條件政府均行允諾」『中華民国外交部檔案』03-33-183-02-025、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、を参照。

<sup>122</sup>『東京日日新聞』朝刊一九一三年九月一〇日、三頁。

<sup>123</sup>南京事件について、一、虐殺掠奪ヲ行ヒタル兵卒及直接之ヲ指揮シタル將校ヲ其情状ニ從ヒ死刑又ハ其他ノ嚴重ナル処罰ニ付スルコト並ニ右処刑（継続的刑罰ニ付テハ宣告）ニハ在南京帝国領事又ハ領事館員ヲ立会ハシムルコト

二、張勳始メ前記將卒ノ直系上官ヲ嚴重戒飭スルコト

三、張勳親ラ在南京帝国領事館ニ来リ帝国領事ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト

四、死傷者其他一般被害者ニ対シ相当賠償金ヲ支払フコト

五、凶行ヲ敢テシタル連隊ヲシテ我領事館前ニ来リ謝罪ノ意ヲ表スル為メ礼ヲ行ハシムルコト（大正二年九月九日、牧野外務大臣より在中国山座公使宛て、第四四二号『文書二年』四八〇―四八一頁。中国側は、民国二年九月一日、日本使館より外交部宛節略「日本三案之要求希望各條件」『中華民国外交部檔案』03-33-183-02-021、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵を参照）

兗州での川崎大尉事件は漢口事件及び南京事件と比べると、事態の軽重が比較的異なるのだが、大尉の身分がよくわかって、数日間不法に監禁をされ、帝国軍人を侮辱したことが到底容認できないため、日本は以下の要求を提出した。一、直接責任者ヲ嚴重処分シ其監督官ヲ免官スルコト、二、当該軍隊最高指揮官親ラ我北支駐屯軍司令部ニ来リ司令官ニ陳謝ノ意ヲ表スルコト、三、別ニ支那政府ヨリ帝国公使ニ対シ公文ヲ以テ陳謝ノ意ヲ表スルコト（民国二年九月、日本駐使より外交部宛節略「送来要求條件三款」『中華民国外交部檔案』03-33-183-01-006、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵）

至急電を以て要望した。<sup>124</sup>

九月一日、山座は再び覚書として、袁世凱政府が日本の要求条件の同意を躊躇し、事件の解決を遅延させ、事態が益々困難となることにより生ずる一切の成り行きについて袁政府に責に任ずると声明を出した。<sup>125</sup>

日本はこの再三の催促の中で、一三日、外交次長曹汝霖が山座公使と会見し、政府を代表して、日本側事件に対する要求をすべて承諾すると言明した。一五日、文書でこれを通告した。<sup>126</sup>

中国側がこのように速やかに条件をすべて受諾したことについては、アメリカ側からの勧告があったと考えられる。ウィリアムス米代理公使は中国にとって、日本の要求を即時に受諾し、重大なトラブルを導くかもしれないこの事件を解決することが得策だと考えていた。もし遷延すれば、日本は遥かに重大な要求を提出するかもしれないという噂が飛んでいることをも、同代理公使は報告している。<sup>127</sup>

確かに、当時ヨーロッパの新聞紙上の論調をみると、「本件ヲシテ国際的問題タラシメサルモノアリ、欧州列強ハ外国人ノ有スル条約上ノ保護ヲ確保センコトヲ欲スルモノニシテ、南京事件ニ関シテハ何等容喙スルコト能ハサルナリ、日本ノ要求ハ至極妥当ナルモノニシテ、支那ニシテ直チニ之ニ応ゼズバ、支那ハ世間ノ同情ヲ失フニ至ルヘシ」<sup>128</sup>と日本に同情的であった。このように、列強は日本政府の事件に対する強硬の要求が非常に妥当であり、中国が早く受諾しないと世間の同情も失うという恐れもあった。こういう論調が成り立つ基本としては、日本政府の列強との協調政策を基づいて、中国の現状維持を希望するほかないだろう。

このように、中国の受諾によって、この三事件の処置は九月末ごろになってほぼ完了した。一〇月一〇日、外務省が三事件について「日支交渉顛末」<sup>129</sup>を発表して、事件についての交渉は一応落ち着いた。

## まとめ

辛亥革命が勃発した後、日本政府はもちろん、各勢力も革命に積極的な対応を取った。

<sup>124</sup> 民国二年九月一六日、日本使館より外交部宛節略「日本三案之要求希望各條件」『中華民国外交部檔案』03-33-183-02-021、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>125</sup> 民国二年九月一日、外交部より大總統呈「呈據日本提出三案條件請鑒核」『中華民国外交部檔案』03-33-183-02-022、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>126</sup> 民国二年九月一六日、曹次長赴日本館會晤山座公使問答「日本三案條件政府均行允諾」『中華民国外交部檔案』03-33-183-02-025、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>127</sup> *Foreign Relations of the United States*, 1913, p. 130-131. 白井勝美『日本と中国—大正時代』原書房、一九七二年、三九頁参照。

<sup>128</sup> 大正二年九月一三日、在英国井上大使より牧野外務大臣宛て、第一三一号、『文書二年』四九四頁

<sup>129</sup> 『朝日新聞』朝刊、一九一三年一〇月一日、二頁。

しかしながら、革命情勢の推移によって、かかる対応施策はいずれも具体化しなかった。これは積極的に中国の革命運動を干渉しようとする軍部の不満を買ってしまった。

この時期、中国をめぐる、日本と主要列強間の関係は裏では相互競争し、中国における利益の拡大を図るのに対し、表面では相互協調の関係を維持していた。日本の対華政策からみれば、政府は列強諸国との協調を保ちながら、中国の領土保全を対華の方針とし、現状維持を図った。この対華政策から、当然中国の内政、南北紛争問題について、袁政府側にも反袁政府側にも片寄らない中立的な立場をとるほうがいいと思われていた。しかし、山本内閣は善後大借款を通して、北京政府に実質的な援助をした。これは革命派に同情を寄せる日本国内の軍人の一部や大陸浪人の不満を招いた。

まさにこのような軍部や浪人の不満がたまっていたため、対支研究会は二次革命の寸前に発起され、満蒙問題の解決を唱導し、勢力の拡大を努めた。そして、ちょうど二次革命の間に漢口、兗州、南京事件が発生した。この絶好のチャンスを利用して、陸軍だけではなく、対支同志連合会も輿論の沸騰に大いに力を入れた。この陸軍および民間からかけた圧力に直面して、牧野はとうとう譲歩を余儀なくされ、対華親善の外交政策がついに陸軍の圧力に屈した。

この時から、牧野が元々堅持している平和的な方法をもって在華権益の拡大や、対華親善の外交初志が次第に変わっていくようになった。三事件の処理に当たり、対華強硬な解決結果はさらに陸軍の欲望をかき立てた。次章で分析したように、この最悪の先例を作ったまもなく、九月一日、昌黎停車場において、中国巡警と日本守備兵の間で、些細なことが原因で日本守備隊は中国巡警局を包囲して、巡警五人を銃殺した事件が発生した。日本陸軍のこの乱暴な行動に対して、牧野は再び陸軍から圧力をかけられ、対華強硬な立場を執った。牧野の対華親善政策はついに実施できず、対華強硬になる一方であった。これも後日本の対華政策の基調となった。この意味で、二次革命の時発生したこの三事件をめぐる日本の対応は牧野の対華政策の転換点になるとも言えるだろう。

## 第二章 中国における日本駐屯軍の暴行：昌黎事件を中心に

### はじめに

前章で言及したように、昌黎事件は一九一三年（大正二年）九月一日昌黎停車場で、中国巡警と日本守備兵の間で発生した衝突事件で、この衝突事件によって、中国巡警側は巡長をはじめ五人が日本守備隊に銃殺された。一方、日本守備隊側は三人の負傷者を出したものの、いずれも擦過傷や打撲傷のような軽傷だった。

この事件について、従来の研究はこの事件の外交交渉及び最後の外交決着を通して、近代日中関係破綻の主要な原因が中国蔑視にもとづく日本の外交姿勢だと指摘している。<sup>130</sup>しかし、事件をめぐる日中両国の報告、両国の主張が食い違う点についての検討、両国の共同調査、事件発生当時の日中両国国内の動向などについては十分に検討されてこなかった。勿論、これらの点についての検討が事件全体の解明に不可欠で、重要な意義を持っている。ゆえに、本章はこれらの検討を通して、民国初期において日中外交交渉の屈折を明らかにしようとするを試みる。

### 第一節 事件をめぐる両国の報告

一九一三年（大正二年）九月一二日、在天津小幡西吉総領事より牧野伸顕外務大臣へ、前日の一日昌黎において中国巡警及び日本守備兵の間に発生した衝突事件についての報告がなされた。同日、当事件は在天津佐藤鋼次郎駐屯司令官より楠瀬幸彦陸軍大臣へも詳報した。

十一日後九時半、京奉鉄道上山海関ノ西方約二十里ニ在ル昌黎停車場ノ支那巡警ハ、同所我カ守備隊長（歩兵中尉佐野哲太郎以下三十六名）ヨリ出シアル、我歩哨ノ動哨中鉄路巡警衝当リ、突然我歩哨ヲ殴打ス、警報ニ依リ衛兵ヲ急派セシニ、該巡警我ニ抵抗セシノミナラズ発砲セリ、因テ已ムヲ得ス我モ応射シタルニ、彼等ハ皆民家ニ遁竄セルモノノ如シ、隊長ハ知県ヲ招致シテ談判セ

<sup>130</sup> 昌黎事件についての先行研究は、管見の限り、論文は柳生正文「昌黎事件について」（『史学論集』一九七七年（三）、二三～二九頁）しかない。この論文は昌黎事件を通して、近代日中関係の破綻の主要な原因が中国蔑視にもとづく日本の外交姿勢だと指摘した。また田村幸策の著書『最近支那外交史』（外交時報社一九三八年二版）は、事件について、日本陸軍側の報告にもとづいて、概略的にまとめであるだけである。

本章が事件について依拠する日本側の史料は外務省編『日本外交文書』大正二年第二冊で、（以下は『文書二年』と略称）、中国側の史料は『中華民国外交部檔案』03-33-183、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵である。

シニ大ニ謝罪シ、彼ニ於テ所置スルニ付猶予ヲ願ヒ、且ツ兵ノ引揚ヲ請ヒシヲ以テ、守備地ニ就キ依然警戒中ナリ、其後取調ヘタル所ニ依レハ、巡警三名ハ即死シ二名ハ重傷ニシテ、我兵右腕ニ軽キ擦過銃傷ヲ負ヘル者一アルノ外損害ナシ<sup>131</sup>

昌黎は天津より北東約百八〇キロの地点にあり、当地は梨、桃、葡萄等の産出が盛んな地方として、商人が頻繁に往来していた。武昌事変の後、満州への拡大を恐れた日本が京奉線警備を名目として、一九一二年（明治四五年）一月以来守備隊を配置していた<sup>132</sup>。部隊は停車場を中心に駐屯し、三ヶ月に一度で交代し、人数は四〇余名であった。また、同地には中国鉄路巡警一六名、巡長二名、巡官正副各一名がおり、鉄路巡警は一定の交代期もなく、いわば共同で鉄道警備にあたっていたのである。

事件発生当時、日本軍は前任部隊に代わって新たに到着したばかりで、さらに、その兵士たちの質もそれほど優れたものではなく、現地商人から果物や食物を買い取っても代価を与えないというようなことも度々あった。商人からの訴えを受けた巡警が再三にわたって日本軍に注意を与え干渉し、悪意が徐々に生じてきた。

九月一日にまた同様なことが起った。午前一〇時、商人が梨を運んでホームに入り、北行きの列車を待っていたところ、一人の日本兵が梨三個を掠め取り、ポケットに入れた。巡警の楊桐秋がこれに気づいて、元の所に置かせようと強く注意したため、両者は漫罵しはじめた。しかし、列車がまもなく到着したため、二人は遂に散し去った。

事は夜になって再燃した。通常、中国の鉄路巡警は日中には棍棒を携え、夜間には銃を持ち、日本兵は均しく銃を持っていた。夜間、日本兵は南北ホームに各二名ずつ四名を派遣し、中国巡警は南北ホームに各一名ずつ二名を派遣し、日本兵は二時間ごとに一回、巡警は一時間ごとに一回交代することになっていた。

一日夜、北京行き急行列車が当地を通過するため、通常通り、九時ごろ食物商人が南北ホームに集まった。この時、ちょうど楊桐秋が北ホームを巡回中で、昼間に梨を盗んだ日本兵も同じ場所におり、雑物商人と値段のことで争っていた。彼は間に入ったが口論となり、やがて乱闘となった。付近の日本人が駆けつけてきたため、楊桐秋はやむを得ず警笛を吹き、それを聞きつけた巡警八・九人が現場に走ってきた。同時に同ホームの日本兵一名も兵営に帰って報告をした。五分後、日本兵は兵器を携え、ホームに着くと、人員を分けて各路を扼し、守備隊長佐野啓太郎は兵八名を率いて、警局に闖入し、日本兵を殴打した楊桐秋を差し出すよう呼びかけた。巡長が外出を告げて明日改めて来るよう求めたが、

<sup>131</sup> 大正二年九月一二日、在天津小幡総領事ヨリ牧野外務大臣宛、第三七号、『文書二年』六〇六頁。

<sup>132</sup> 明治四五年一月四日、在天津阿部司令官電報報告、本日、日、英、独、佛司令官會議の結果左の通り一致し其旨公使に通報せり：一、現在の状況に徴し、直に京奉鉄道全線の守備を実施する必要を認む。（「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050625200、清国革命動乱ニ関スル情報／陸軍ノ部 第四卷(1-6-1-46\_2\_004) (外務省外交史料館)」)



佐野が指揮刀を抜いて劉巡長に切りかかり、拳銃を発射、部下に発砲も命じた。その結果、巡長劉長忠、巡警王学儒は即死、劉秉俊、楊桐秋は重傷（翌朝死亡）、巡警劉金銘は逃亡する途中、外に待機していた日本兵に射殺された。

後日、日本守備隊は巡警局を占拠、停車場を制圧した上で、衝突の報を聞いて駆けつけた昌黎県知事を軟禁し、事件発生の責任なしとする旨の書類に署名捺印するよう迫った。一三日、事件を政府間交渉に移すことを条件として停車場警備は復旧された。

以上が中国側の調査結果に基づいて事件の発生経緯を要約したものである。一方、日本側の在天津佐藤駐屯軍司令官の詳細は、午前中の事件については全て言及されていないうえ、夜間の乱闘が発生した原因についても下記のように中国巡警の日本軍に対する無礼な態度にあったとした。

当夜ハ天稍々曇リ四辺暗澹十米突ヲ隔テ、ハ人影ヲ認メ難キ状態ナリ、同シク停車場ニ在リシ  
鐵路巡警ノ一歩哨、我歩哨ノ後ヨリ来リ、右肩ニ衝当リタリ、其原因ハ単ニ夜暗ナリシニ依ルヤ、  
将タ故意ニ出テシヤハ不明ナルモ、我歩哨ハ驚キナカラ振り回り見レハ巡警ナリ、然ルニ彼ハ謝セ  
ントモセス、頗ル傲慢ナル態度ニ出シヲ以テ、我歩哨ハ心窃ニ平ナルヲ得ス、思ハス左手ヲ以テ之  
ヲ排セントス、此時彼ノ巡警ハ銃ヲ構ヘ、我歩哨亦之ニ応シ、将ニ格闘ヲ惹起セントス時ニ、巡警  
ハ呼子笛ヲ吹き警報ヲ伝フ、其位置鐵路巡警局ニ近カリシヲ以テ、忽チニシテ二十名計リノ巡警ヲ  
麤聚シ来リ、我歩哨ヲ包围シ棍棒又ハ銃ヲ以テ我歩哨ヲ毆打ス

また、発砲の経緯についても

守備隊長ハ事実ノ煙滅ヲ恐レ、直ニ現場ニ就キ調査スヘク巡長ト対談セントシ、一部ヲ以テ外  
部ニ在テ警戒ニ任セシメ、分局ノ門ニ入ラントスルヤ、巡長ハ先ツ軍刀ヲ抜き、其他モ銃剣等種々  
ノ武器ヲ携帯シ、我ヲ拒マントス、当時尚可ナリ多数ノ人員アリシカ如キモ、灯火不十分ニシテ、  
確實ニ之ヲ見ル能ハサリシ、隊長ハ再三再四談判スルモ、要領ヲ得ズ、我支那人通訳ハ戦慄シテ用  
ヲ為サス、姑ク躊躇スル際、彼巡警等ハ軍刀、銃剣等ヲ以テ我ニ迫ラントス、隊長亦軍刀ヲ抜き構  
ヘノ姿勢ヲ取ル、此際彼ヨリ発放セリ、是ニ於テ隊長ハ大喝一声「射テ」ノ令ヲ下シ<sup>133</sup>

としている。

日本守備隊の負傷状況は陸軍二等軍医黒川哲二の診断によると、守備隊長佐野中尉哲太郎をはじめ、三人が負傷したが、いずれも擦過傷や打撲傷である。

この日本側の報告は昼間の紛争に全く触れていない上、普段の中国巡警と日本守備隊の

<sup>133</sup> 大正二年九月二三日、在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛、『文書二年』六二五頁。

間の関係にも言及していなかった。ただ天気が暗くて、中国巡警が日本歩哨の右肩に当たった際、傲慢で謝らないことが事件を惹き起こした原因とされた。また二人が格闘をしようとした時、巡警は呼子笛を吹き、警報を伝えた。それにより日本人歩哨が駆けつけた巡警たちに殴打されるようになったとしている。事件を調査するため、守備隊長が巡警局に入ろうとしたが、拒まれ、結局は中国側が先に発砲し、日本軍がそれに対応して「正当防衛」の形をとって事件がおこったとしている。

この日中両国の報告を比べて見ると、中国側の報告はかなり詳しく、事件の遠因としての普段の日本人守備隊員の不法行為から、事件当日昼間の紛争、夜間の両者の衝突まであらゆる詳細を細かく記述している。これに対して、日本側の報告は昼間にあった両者の乱闘には全く触れていなかった。また、二回にわたる両者の衝突についても天気が悪く灯火が暗かったので、視界が悪く、偶発的に発生したような論調になっている。このように、日中両国の報告の主張がそれぞれ食い違っていた。

## 第二節 事件に関する立会調査

事件を公正に解決するため、九月一七日、中国側外交部は同部員および交通部員との立会調査を日本公使館に要請した。事実上の日中共同調査の依頼である。山座公使は中国側の要求を積極的に受け入れることによって、事件に対する日本側の公明なる姿勢を示したが、二〇日、在天津佐藤支那駐屯司令官は楠瀬陸軍大臣宛に立会調査に反対する旨電報を發した。

今回ノ事件ハ支那側ニテハ意外ニ重要視シ居リ、諸新聞ニハ虚報浮説宣伝セリ、依テ公使ハ此際寧ロ外交部員及交通部員等ヲ実地ニ立合ハシメ、根拠ナキ（中略）今回ノ事ハ軍隊カ其ノ威厳ヲ保ツ為執ルヘキ当然ノ処置タリ、英国軍司令官ノ如キ我軍ノ処置ノ極テ正当ナルヲ賞賛シ居タリ、此ノ正当ナル処置ニ対シ、支那側ニ嘴ヲ容レシムルトキハ、列国軍ノ為悪慣例ヲ作ルモノニシテ、後日列国軍間ニ物議ヲ招クヘシ<sup>134</sup>

このように、佐藤は中国側が本事件を異常に重要視し、各新聞も虚報浮説で宣伝したので、この時期にあたって、立会調査の根拠がないと唱えた。そのうえ、本事件は中国側がしかけたことで、日本軍の行動はあくまでも正当防衛であると称した。また、仮に中国側の要求を受け入れることになれば、外交上の悪慣例となって他の列国の物議を招く恐れがあるため、強い難色を示した。

<sup>134</sup> 大正二年九月一八日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第七六八号、付記、『文書二年』六一二頁。

佐藤は事件について、つぎのように提議した。

暫ク馬耳東風ニ聞流シ泰然動力サルヘシ、其内ニハ例ノ泣寝入りニ終ルコト明カナリ、要ハ此際列国ノ感情如何ノミ、今日マテノ処ニテハ、列国ハ左マテ本件ニ重キヲ措カサルカ如シ、然ラハ余リ急カサル方得策ナルノミナラス、立会調査ナゾヲ為サハ、信ヲ措キ難キ、支那人ノコトナレハ、偽証捏造等ノ申立テ続発シ、益々事件ヲ複雑ナラシム<sup>135</sup>

佐藤は中国側による事件に対しての要求は馬耳東風にして、列国の感情のみを重視すべきであり、事件の対処を急がないように提議した。この点からも、佐藤を代表とする日本陸軍側による中国を弱国視する優越感が明瞭な形で表されている。

だが、佐藤の反対にもかかわらず、十九日、牧野外相は北京公使館から松平書記官、天津領事館からも館員を派遣して調査に立会うことに同意した。また二日楠瀬陸軍大臣も駐屯司令官宛てに現地に将校を派遣して、調査に協力するよう訓令を發した。

二四日、山座公使による外交部宛ての覚書によると、日本側は松平書記官・林出通訳生を派遣することに決めた<sup>136</sup>。これに対して中国側は交通部代理路政司司長権量、外交部僉事林志鈞を現地に派遣した<sup>137</sup>。

立会調査が始まるにあたって、両国の調査委員は中国側の提議によって事件調査についての公平曲直を求めるため、日中の国境を超え、良心にもとづいて真の是非を判断するということに合意した<sup>138</sup>。しかし、この合意は単に中国調査委員側のみの提議で、拘束力がなかった。調査に同行した日本陸軍側の神村少佐は口頭でこの提議に同意したが、両国の事件報告の検討にあたった時、現地踏査の状況、収集した証言などを顧みず、陸軍側の報告に専ら則って、鉄路巡警の一人が先に刀や銃を持って暴行したと弁明した。

結局、事件についての報告の検討は両国の調査委員が共同の認識に達成できないのみならず、現地における証人の証言においても、双方の意見を合致させられなかった。中国側の当事者が全員亡くなったため、有力な反駁材料を得られないことも一つの要因であろう。

この調査の結果としては、駅構内の乱闘、日本軍の行動という点だけが共通の認識で、他の全ての点では山座公使が外交部孫総長に宛てた事件解決の回答のように、日本側は日本歩哨が果物を盗んだことを認めないうえ、中国巡警が日本歩哨を殴打し負傷させ、巡警局内の乱闘においても中国側巡警が先に手をだしたと主張した。

<sup>135</sup> 大正二年九月一八日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第七六八号、付記、『文書二年』六一二頁。

<sup>136</sup> 大正二年九月二三日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛、附属書三、『文書二年』六二七頁。

<sup>137</sup> 「昌黎事件之紛争」『讜報』一九一三年第七期、一三頁、「二次革命後之対日交渉：第四、昌黎事件」『時事彙報』一九一四年、第二期、五～九頁。

<sup>138</sup> 「昌黎事件之紛争」『讜報』一九一三年第七期、一三頁、「二次革命後之対日交渉：第四、昌黎事件」『時事彙報』一九一四年、第二期、五～九頁。

ゆえに、中国側が立会調査の結果にもとづき、提出した事件解決に望む条件としての以下の項目：

- 一、支那巡警ヲ銃殺セル指揮官及兵卒ハ貴国ノ軍法ニ抛リ嚴重処罰シ且其始末ヲ本部ニ照会スルコト
- 二、銃殺セラレタル支那巡警五名及停車場ノ建物器具ノ損害ニ対シ相当賠償スルコト
- 三、昌黎駐屯ノ日本将校ヨリ昌黎県知事ニ遺憾ノ意ヲ表スルコト
- 四、別ニ日本国政府ヨリ支那政府ヘ正式公文ヲ以テ道歉ノ意ヲ表明スルコト<sup>139</sup>

を日本側は全て拒絶した。勿論、これは中国側当事者が死亡してしまっ、決定的な事実が分からないという日本側の潜在的な認識と深く関わっている。しかし、果たして当事者の証言に頼るしか事実を明らかにできないのか。必ずしもそうではないだろう。事件が発生した当時、中国巡警は何人かがおり、そのほか、果物の商人、昌黎駅周囲の第三者、また現場の踏査からいろいろな手がかりや証言が得られるだろう。

さて、事実はいったいどうだったのか。まずは果物の事件について、中国側の報告によれば、昌黎当地は果物の産地として、商人はいつもこれら商品を運んで、停車場に来る。日本人守備隊員はよく果物を不当に安く買っていたので、商人はこれを巡警に訴え、干渉させた。共同調査における中国側の証言によっても、日本守備隊の兵士が中国商人から、果物や食物を買い取っても代価を与えないことがしばしばあるので、現地商業の秩序を乱していたことが分かる。実は日本軍のこういう狼藉行為は実に昌黎だけではなく、漢口事件、兗州事件、長春事件<sup>140</sup>、海城事件<sup>141</sup>などの事件でも確認でき、当時中国各地で相次いで発生していた。ここから推測すると、昼間に日本兵が三個の梨を盗んだことは捏造ではないだろう。また事件が発生したあと、中国側の昌黎駅副駅長の証言によると昼間に日本兵に三個の梨を盗まれ、巡警楊桐秋が取り返したことで、二人は謾罵するようになった。<sup>142</sup>

中国側の詳しい報告と比べると日本側の報告は簡略化されすぎていると考えられる。すこし考えると疑問点も実に多い。まず昼間の両者の乱闘に全然触れていなかった。また、事件発生後、中国側が指摘したこの点についても何の反駁もしなかった。巡警と日本歩哨

<sup>139</sup> 大正二年一〇月二三日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第九一一号、『文書二年』六三二頁。

<sup>140</sup> 一九一三（大正二）年九月一五日、長春城内にある日本料理店喜楽亭の前において、中国人の梨売りが日本人と道を争って、殴打され、中国警察官がこれを阻止して、梨売りの中国人を警察署に連れて行った時、約百余人の日本駐屯兵が警察署に闖入し、警察官を殴打し、四名を縛り去り、弾薬、刀剣多数の物品も奪った。

（「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C03022316100、密大日記 大正二年 四冊の内 一(防衛省防衛研究所)」）

<sup>141</sup> 海城事件は日本人巡査が海城知県を面会した時に、突然、剣を抜き、斬りつけようとし、知県を救護する従僕を斬殺した事件である。（「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C03022401200、密大日記 大正四年 四冊の内 四(防衛省防衛研究所)」）

<sup>142</sup> 「記録三 昌黎事件」『時事彙報』一九一四年、第二期、七頁。

がそれぞれ一定の哨位があるのに、なぜ衝突したのかについても不明である。単に天気が暗くて見えないと解釈するのはどうも牽強な口実のようだ。一步譲って、仮にこれが事実だとするとこの日本人歩哨の警戒感がいかに低下していたか想像できるだろう。こんな低下した警戒感は一一般的な歩哨に対するイメージと差が大きすぎる。

さらに、乱闘を惹き起そうとした時に中国側巡警が警報を伝え、その結果、たちまち二〇名の巡警が集まって日本兵を囲み殴打したことについても疑問がある。なぜなら、事件の後、調査した結果によれば日本守備隊員が負傷したといっても、腰部及び上膊打撲傷、そして腰部の打撲傷はこぶし大の腫れ程度である。二〇人に囲まれ殴打とされたとしたら、ただこぶし大に腫れた打撲傷程度では常識と合わない。

事実は、当時昌黎鉄道では巡警局局長が一名、副官が一名、巡警は二班あり、各班に巡長一名、巡警八名がいた。これで全部一八名の巡警がいるはずなのだが、二名の巡警は山海関局に転勤していたので、在勤巡警は実際には全員で一六人であった。この一六名の巡警も交代で警備に当たっており、全員が昌黎駅に揃っていたわけではない。これと日本側の報告「忽ち二〇人の巡警が駆けつけた」とは全く合致していない。

さらに、なぜ巡警が警報を伝えたかについても疑問がある。日本人守備隊員の不法行為が中国巡警にいつも注意されることから、巡警は日本人兵士を怖がらないはずなのに、なぜ格闘しようとした時、警報を伝えたのか。ここはやはり中国側の報告にある通り、付近の日本兵がみんな駆けつけてきたので、やむえず、警報を伝えたと考える方が道理に合っており、真相に接近できると考える。

それに、昌黎副駅長の証言もある。事件が発生した当時、楊桐秋と日本兵の間の口論の原因は分からないのだが、駅の昇降場において、喧嘩したことは確かである。彼は直ちに水塔付近に至って状況を見た時、楊桐秋が片手に銃を携え、もう一方で日本兵の銃を執り、日本兵は膝を曲げ、両手に銃を抱え、乱闘の最中で、昇降場にいた他の日本兵が助けに来た。楊桐秋は不利な状況を見て止むを得ず警笛を吹いた。この時、巡警らは急行列車が到着したと思って、制服を整え、約八、九人が駆けつけた。これを見て、同じ場所にいた日本兵一人が兵営に奔走して帰った。この間、楊桐秋は巡警の勸解で局にかえった。

この証言からも日本側の報告は真相ではないことが分かる。

次に、日本側の報告の、中国巡警が先に手出しして発砲したという事実の真偽について若干考察をしてみよう。事件発生後、交通部特別派遣のイギリス人医師ゴミシは昌黎県知事王芝田、憲兵官顧斌と共同で巡警五人の遺体を検査した。

巡長劉長忠、年齢約二八歳、体に傷一二箇所あり、刃物及び近くで発砲した弾丸によって傷ついていた。巡警王学儒、年齢は約二八歳、腹部の両側に傷あり、発砲した弾丸が左側から入り、右に貫通していた。巡警劉秉俊、年齢は約二三歳、弾丸による傷が二箇所あ

り、その中の一箇所は背中から入り、腎臓、肝臓を傷つけ、致命傷であった。巡警楊桐秋は銃傷があり、弾丸が前から入り、後ろに貫通していた。巡警劉金銘、年齢は約二六歳、左肩の下に銃傷あり、弾丸がここより入り、左肺及び大血管が傷付ついていた。<sup>143</sup>

この中国巡警五人の死者の遺体の検査からも分かるように、五人の死者は全員銃傷があり、日本守備隊により銃殺されたことははっきりしている。ただし、日本側の主張によれば、中国側巡警が先に手出しして事件を惹き起したものである。後の、日本側の負傷者の検査によると、ただ三人の負傷者が出たものの、いずれも擦過傷や打撲傷に過ぎず、実際に近くで巡長が斬りつけようとしたら、日本人が単に擦過傷ではすまないことが常識的にもわかる。

これらの事実にもかかわらず、日本側は中国側の当事者が全員なくなったため、有力な反駁材料が得られないと主張した。しかし、両国の事件報告および、共同調査の証言からみれば、中国側の報告がより事実接近していると考えられる。しかし、この事実の理非曲直はともかく、最も重要な問題は、「貴国証人等カ皆虚偽の陳述を為し、事実隠蔽につとめたる」という帝国日本が強硬的に押し付けた強者の論理である。一步譲って、たとえ、中国側巡警が先に手出ししたとしても、日本駐屯軍がそんな規模で中国巡警五人全員を銃殺するのだろうか。事件が発生した当時、日本軍のやり方は完全に正常な判断の範囲を逸脱したものだといわざるをえない。この日本軍の過度な行動は当時の国内外の状況からみれば、偶発的な行動ではないと考えられる。

昌黎事件が発生した前後、中国はちょうど二次革命の最中で、前章で示されたように北軍兵士による八月五日の兗州川崎大尉監禁事件、八月一日の漢口西村少尉拘禁事件と九月一日に起こった南京における日本人殺害及び略奪事件という一連の事件に関与した日本軍将校を拘禁し、所謂「侮辱」する事件が発生した。<sup>144</sup>これらの事件によって日本国内の輿論が沸騰してきて、事件の原因の如何はともかく、ただ事件が帝国陸軍の名誉体面を「凌辱」したため、容認できないと強調して、中国側に相当峻厳な要求を迫ったのである。

日本帝国陸軍が「侮辱」されたこれらの事件をきっかけに、八月二〇日、中国駐屯軍司令官の佐藤鋼次郎は中国駐屯軍に以下の訓示を発した。

中支派遣隊ニ於ケル凌辱事件ハ、実ニ我帝国陸軍ノ為憤慨ニ堪ヘサル所ナリ、支那人ノ乱暴ハ今更驚クニ足ラス、勢ニ応シ激変スル彼ノ如キ氣質ニ於テハ、我ニシテ一度彼ニ弱身ヲ示セハ、掌ヲ翻スカ如ク急変スルハ有り得ヘキ事ナリ、故ニ吾人ハ能ク其氣質ヲ呑込ミ、常ニ之ニ応シウルノ用意ナカルヘカラス、抑モ独立任務ニ服シ止ムヲ得ス、支那人ト事ヲ構ルニ方テハ堪忍シ得ル限り

<sup>143</sup> 「記録三 昌黎事件」『時事彙報』一九一四年、第二期、七頁。

<sup>144</sup> これらの事件についての検討は本論第一章を参照。

堪忍シ、百万手段ヲ尽シ血路ヲ求メ以テ任務ノ達成ニ努力スルハ、素ヨリ必要ナリト雖モ、微服シテ密偵ニ従事スルカ如キ場合トハ異リ、公然軍人軍隊トシテ行動スル以上ハ、常ニ我軍服ニ汚辱ヲ加ヘサルコトニ注意スルコト緊要ナリ、苟モ我神聖ナル軍服ニ汚辱ヲ加ヘラルルノ止ヲ得サルニ至ラントスルヲ察セハ、最早一死以テ最後ノ壮烈ヲ飾ルヘキノミ、而シテ此最後ノ決心ヲ為シタルノ時ハ、即チ兵器ヲ使用スヘキ適當ノ時機ナリ、中支那派遣隊ノ出来事ニ関シテハ未タ詳細ヲ知悉セサルヲ以テ、妄断難シト雖モ、吾人ハ平素此最後ノ決心ニ関シ細心研究シ置クコト極メテ緊要ナリ、之ヲ要スルニ内地ニ於ケルトハ趣ヲ異ニシ、何時禍乱ノ勃発シ如何ナル危害ノ不意ニ其身ヲ襲フカ、測リ難キ情況ニ在ルヲ思ヘハ、中隊長以上ノ各官ハ真面目ニ前述ノ主旨ヲ考究シ、普ク之ヲ部下ニ徹底セシ<sup>145</sup>

この訓令からもわかるように、前述した所謂帝国陸軍の「凌辱」事件に対して、日本側は非常に憤慨したため、これから、公然と軍人として行動するならば、常に軍服に汚辱を加えないことを注意して、やむを得ない場合、一死を以て最後の壮烈を飾るべきであり、この最後の決心をした時とは、兵器を使用すべき適当な時機であるとしている。

昌黎事件の発生は、偶発的な衝突事件というよりむしろこの中国駐屯軍司令官の訓令の激励の下に発生した「侮辱」事件に対する報復的な事件と言える。この点について、在中国山座公使も「今回昌黎事件ノ曲直、孰レニアリヤハ未タ不明ナレトモ、或ハ右訓示ノ如キモ多少与リテ、カアリシヤモ計リ難シ」<sup>146</sup>と同感して、中国駐屯の日本軍の行動に対して憂慮の気持ちを表した。

日本は当時国内で激昂していた輿論を背景にして、このように強硬な態度で昌黎事件に対処した。こういう強硬さは実に後の外交交渉でも明確に表されていく。

### 第三節 事件をめぐる交渉

昌黎事件に対する日本側の見解をみると、まずは、「日本守備隊が昌黎に在って、鉄道守備の任務に服することは北清事変最終議定書によって規定された権利で、中国側官民が該守備任務の遂行に対し、障害を加えることがあれば、その結果に対して自ら責任を負わなければならない。」<sup>147</sup>確かに、北京議定書（辛丑条約）第九条の規定「第九条清国政府ハ千九百一年一月一六日ノ書簡ニ添付シタル議定書ヲ以テ、各国カ首都海浜間ノ自由交通ヲ維持セムカ為メニ、相互ノ協議ヲ以テ決定スヘキ各地点ヲ占領スルノ権利ヲ認メタリ、即此ノ各国ノ占領スル地点ハ黄村郎房、楊村、天津、軍糧城、塘沽、蘆台、唐山、灤州、昌

<sup>145</sup>大正二年九月一五日、在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛、第三三二『文書二年』六一〇～六一一頁。

<sup>146</sup>大正二年九月一四日、在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛て、第七四七号、『文書二年』六〇八頁。

<sup>147</sup>大正二年一月一一日、在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛、附属書二、『文書二年』六三六頁。

黎、秦皇島及山海関トス」によると、日本守備隊が昌黎に駐屯することは、条約に規定されたものである。しかし、問題は「障害を加えること」についてである。

共同調査における中国側の証言によると、日本守備隊の兵士は中国商人から、果物や食物を買い取っても代価を与えないような狼藉行為がしばしばあった。現地商業の秩序を乱し、障害を加えたのはいったいどちら側の責任だろうか。類似の事態は前述したように、昌黎だけではなく、漢口事件、兗州事件、長春事件、海城事件などの事件においても存在し、当時中国各地で相次いで発生していた。

これらの事件を背景にして、中国駐在の山座公使がつぎのように、昌黎事件が発生した当初も、事件をきっかけに日本政府はこれら軍人の取り締まりに関し厳重に内訓を発して、陸軍の注意を求め、軽率な行動を戒めるよう意見を出した。

今後ハ出先ノ我軍人ニ於テモ、殊更事端ヲ醸シ、又ハ強テ無理ヲ通ス如キ、疑アル行動ヲ為サル様特ニ注意スル必要アルヘク、近来満州ニ於テ我軍隊ト支那官民トノ間ニ頻々起ル交渉事件ノ如キ、先方ニモ不都合ハアルヘキモ、我軍人ノ行動モ必スシモ全然公正ナリトハ言ヒ難キモノアリ<sup>148</sup>

この山座の意見からもわかるように、中国に駐屯していた日本陸軍の行動は軽率であり問題が存在していたことは確実である。しかし、これらの事実が中国側の証言によって確認できても、中国側の主張が認められないことは日本側の強硬姿勢を背景にした理不尽な横暴という以外に理解できない。

次に、中国側の調査報告書によると、日本軍は事件の報を聞いて駆けつけた昌黎県知事を軟禁し、現地の電報を控え、発報を禁じた。また、巡警は終始発砲しなかったのに、巡警局も占拠され、停車場も制圧された。これらの事実については後に中国側の証言もある<sup>149</sup>にもかかわらず、日本側は故意に見落としてなにも反駁しないまま、前述したように、中国側が提出した四つの解決を望む条件を拒絶した。

中国政府の立場から見ると、これらの要求は国内で沸騰した世論のうえ、譲ることのできないものである一方、立場を逆にした八月に発生した漢口・兗州事件における日本側の要求<sup>150</sup>と比較すると、極めて穏当だったと言える。しかし、この要求に対してさえ、日本側山座公使は「提出ノ四条件ハ全部同意スル能ハサルコト」と声明した。日本政府側も牧野外相はこの要求に対して拒否の態度を示した。

<sup>148</sup> 大正二年九月一三日、在中国山座公使より牧野外務大臣宛て、第七四五号、『文書二年』六〇七頁。

<sup>149</sup> 「二次革命後之対日交渉：第四、昌黎事件」『時事彙報』一九一四年、第二期、五～九頁。

<sup>150</sup> 漢口・兗州事件を解決するため日本側が提出した条件は、一、下手人及び現場にいた将校の嚴重処分及び刑執行の際の日本軍将校の立会；二、下手人の所属する直系上官の免職、直系上官は中隊長、大隊長、連隊長、旅団長、軍司令官又は都督を言う；三、識罰使の日本への送付；四、賠償金の請求。



我ニ於テ支那側ノ要求スルカ如キ、条件ヲ容ルル能ハザルハ、勿論ノ義ナルモ、五名ノ銃殺者ヲ出シタルハ、如何ニモ氣ノ毒ノ次第ニ付、其遺族ニ対シ相当救卹金ヲ支給シ、以テ平和解決ヲ図ルコトト致度、尤モ右ハ支那側ニ於テ張勳革職及南京事件賠償ニ付、我ニ十分ナル満足ヲ与ヘタル上実行スル<sup>151</sup>

このように、日本政府側は山座への回訓の中で五人の銃殺者が出たことが氣の毒であるとして、遺族に見舞金を支給して事件の決着をつける案を提示していたが、それさえも、張勳革職及び九月一日に発生した南京での日本人殺害事件に中国側が日本側の納得できる回答を寄せてきた時のみに実施するという付帯条件をつけた。

日本側のこの姿勢は十一月一〇日中国外交部に対しての回答書の中に、より一層明確に表された。回答書によると、まず日中両国委員によりなされた共同報告書及び当初両国間で交換した各自の事件公報に基づき、事件の実相について、日本人兵士が果物を盗んだ事実を認めなかった。また夜間の乱闘が発生した原因は中国巡警が服務中の日本歩哨を殴打し負傷させたことに少しも疑う余地なしとした。さらに巡警局で発砲したことも中国巡警側がまず発砲して、日本側は中尉および部下の行動は余儀なくされたため、正当防衛であると断定した。さらに、今後同様な事件を予防するため、「貴国官憲カ鉄道巡警等ニ対シテハ、鉄道守備ニ任セル帝国軍隊ノ任務ノ重大ナルコトヲ周知セシムル方法ヲ講シ」のように、中国巡警に日本守備隊による鉄道守備の重大意義を周知徹底させることを中国政府に対し要求した。

日本政府のこうした態度は中国外交部を非常に困惑させた。十一月二〇日、外交部次長曹汝霖は日本公使館山座公使を訪ね、昌黎事件による政府議会および民間の激昂している輿論に対し、外交部は事件を満足いくよう解決するべきだが、日本側は要求を全部拒絶し、外交部の立場は非常に困っていることを訴えた。

要求全部拒絶セラレタリトアリテハ、自分ハ辞職ノ他ナシ（中略）兎ニ角支那側ハ多数ノ死傷者アリタルニ、日本側ニ於テハ其事ナシ、曲直如何ハ第三者ヨリ見レハ明瞭ナル次第、ナレバ公平ナル見地ヨリ是非何トカ再考ヲ求ム<sup>152</sup>

日本側が要求を全部拒絶したことによって自分が辞職するほかないと表明したうえ、事件により中国側に多数の死傷者が出ているので、その曲直如何にかかわらず、是非再考する事を求めた。

<sup>151</sup> 大正二年一〇月二八日、牧野外務大臣ヨリ在中国山座公使宛、第五八七号、『文書二年』六三三頁。

<sup>152</sup> 大正二年十一月二三日、牧野外務大臣ヨリ在中国山座公使宛、第一〇二九号、『文書二年』六三八頁。

また、軍法によって日本人指揮者と兵卒を処罰することについても、曹は「単ニ形式丈ノコトニ付是非何トカ考慮ヲ煩シタシ」と日本側に懇願した。これにより、中国外交部は自らの手の内を晒して、対日外交が軟弱な姿勢であることを示した。

十一月二二日、外交総長孫寶琦は山座公使と面会した時に再び、事件に関する各方面からの脅迫状況を述べ、両国関係および外交部の立場と鑑み、何とか和協的に事件を解決することを切望すると語った。

これに応じて、山座公使は中国側の事件関係者がほとんど全員死亡したため、「反駁材料ヲ得ル能ハサルニ過キス、冷静ニ觀察スレハ、支那官民ノ激昂モ事情考量スヘキモノナキニアラサルニ付、何トカ多少面目ヲ立テ遣ルコトモ敢テ不当ニアラサルヘシ」というような考えから救卹金及び遺族への見舞金の支払いを事件解決の提案として日本政府に具申した。

翌年三月二六日、山座公使は改めて「関係将校兵士ハ法官部特別委員ノ調査ニ附する・見舞金ノ支給・事ノ曲直ハ別問題トシ兎ニ角五名ノ死者ヲ出シタルハ帝国政府ノ書面ヲ以テ遺憾ノ意ヲ表明」の三項による妥協的な解決案を日本政府に上申した。

このように、日本側の譲歩によって、事件解決が急速に進展していった。四月一四日、山座公使は孫寶琦を國務院に訪れ、

昌黎ノ件ハ曲直ニ拘ハラズ、此ノ不幸ナル出来事ノ為ニ、支那側ニ多数ノ死者ヲ出シタルハ、帝国政府ノ遺憾トスル所ナリ、依テ死者遺族ニ対シ見舞金トシテ二万六千弗ヲ支給ス、尚關係軍人ハ陸軍法官部ニ特別委員ヲ設ケ其審査ニ附スヘシ<sup>153</sup>

と口頭で述べ、これに対して孫総長は事件が平和的に解決でき、政府は欣幸とするところと感謝の意を表して、事件は一応の解決に至った。

## まとめ

本章では昌黎事件およびその外交交渉の過程を検討してきたが、以下の三点の問題が明らかになった。

第一に、事件が発生した後、中国側による共同調査の要請に応じて、日本公使館が松平書記官を派遣したが、両国の調査委員は事件についての報告の検討によって共同の認識に達成できなかったのみならず、現地における証人の証言においても、双方の意見を合致させられなかった。調査の結果としても、駅構内の乱闘、日本軍の行動という点のみが共通

<sup>153</sup>大正三年四月一四日、在中国山座公使ヨリ牧野外務大臣宛、第三一六号、『文書二年』六四六頁。

の認識で、ほかの決定的な事実は全く不明とか未解明である。その要因を探ってみると、これは日本陸軍の強硬な態度と切り離せないことがみえてくる。

第二に、昌黎事件を見るかぎり、中国側は日本陸軍の強硬な態度によって共同調査および後の外交交渉において全て劣勢に立たされた。この事件の発生は偶発的な衝突事件というよりむしろ中国駐屯軍司令官の訓令の激励の下に発生した、前章で示した北軍兵士による八月五日の兗州川崎大尉監禁事件、八月一日の漢口西村少尉拘禁事件と九月一日に起こった南京における日本人殺害及び略奪事件という一連の事件に関与した日本軍将校が拘禁され、所謂「侮辱」された事件に対する報復的な事件と言える。

最後に、本件の解決結果から見れば、中国側の要求はほとんど受け入れられなかった。これらの要求は今現在から見ても最も妥当だと考えられるにもかかわらず、勢いの強い日本陸軍勢力を背景に、恫喝的な不当拒否に遭い、中国側は弱腰な態度を明確に表わした。本来なら正当に解決できる事件でも、袁世凱政府の弱腰な姿勢によってかえって譲歩を余儀なくされた。<sup>154</sup>

---

<sup>154</sup>柳生正文「昌黎事件について」『史学論集』一九七七年、(三)二九頁を参照。

### 第三章 第一次世界大戦の勃発と日本の対華政策の展開

#### はじめに

一九一三年九月、二次革命が袁世凱に鎮圧された後、南京事件<sup>155</sup>などの解決に伴い、一〇月六日、日本はイギリス、フランスなどと協調して、中華民国政府を正式に承認した。<sup>156</sup> 袁世凱政府はこのように国際上において列強の承認が得られ、国内において、独裁政権の強化を進めていた。しかしながら、中華民国が成立してから、財政上の基礎が整わず、政府はずっと財政難に苦しんでいた。そして、袁世凱政府は政権の基礎を固めるため、積極的に列強諸国からの借款を通してこの財政の問題を解決することを図った。この時、日本は新興の帝国として、国力が弱り、大規模な対華借款の提供ができないのみならず、欧米列強が借款を通じて中国に対する経済の侵略にたいしてもほとんど施策を講じようがなかった。加えて、満蒙における諸権益は米国のハリマン案、新法鉄道並に愛琿鉄道計画、ノックスの満鉄中立提議等により少なからざる打撃と脅威をうけるという心細い状態であった。<sup>157</sup> 日本はこのような危機を乗り越え、局面を打開しようとした時、第一次世界大戦が勃発した。そこで、日本は躊躇せず、これを中国における権益拡張の好機としてとらえ、間も無く参戦の決定を下した。

この時期、日本は第二次大隈重信内閣発足したばかり（一九一四年四月）、加藤高明が政府の外交を主導していたのである。この時期の外交について、従来かなりの研究が蓄積されている。これらの先行研究に関して、大別して、主に二つの視点から検討されてきた。一つは、日本政治の内在的な視座よりこの時期の外交は加藤外相の強力なリーダーシップのもとになされたかどうかをめぐって論を展開してきた。<sup>158</sup> もう一つは、陸軍という視点から当時日本大陸政策の特徴、変容、陸軍の対華要求などについて考察してきた。<sup>159</sup> このようなマイクロ的な視点より日本政治構造の内部からこの時期の外交問題に対して考察を

<sup>155</sup> 拙稿第一章「辛亥革命後日本対華外交の出発」を参照。

<sup>156</sup> 中華民国政府を承認する問題について最新の研究は郭寧「尋求主導：日本与承認中華民国問題（一九一二～一九一三）『抗日戦争研究』（第三号）二〇一六年、を参照。

<sup>157</sup> 小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、八一頁を参照。

<sup>158</sup> 信夫清三郎『大正政治史』、勁草書房、一九六八、升味準之輔『日本政党史論』（三）、東京大学出版会、二〇一一年、齋藤聖二『日独青島戦争 秘大正三年日独戦史』別巻二、ゆまに書房、二〇〇一年、小林啓治『総力戦とデモクラシー 第一次世界大戦・シベリア干渉戦争』吉川弘文館、二〇〇八年、山室信一『複合戦争と総力戦の断層 日本にとっての第一次世界大戦』人文書院、二〇一一年、奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、Peter Lowe, *Great Britain and Japan*, Macmillan, 1969, Frederick R. Dickinson, *War and National Reinvention: Japan in the Great War, 1914-1919*, Harvard University Asia Center, 1999.

<sup>159</sup> 山本四郎「参戦・二ヶ条要求と陸軍」『史林』五七巻四号、一九七四年、小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容一九一四～一六年」『歴史学研究』六五六号、一九九四年。

行い、日本の対華政策の変動において、外務省、陸軍側それぞれの主張、役割などを明らかにする研究はもちろん不可欠なのである。しかし、このような研究の枠組みに様々な問題点が包含され、従来十分行われてきたとは言い難い。本章は従来それほど重視されなかった陸軍、外務省、と右翼（国民外交同盟会）の三者の第一次世界大戦勃発直後の動きに焦点を当て、日本の参戦問題、山東鉄道の占領などを中心に、そのディテールをめぐる研究を行い、当時日本の対華外交政策の展開過程の一角を描き出すことを目指す。

## 第一節 満蒙問題解決への固執

日本の参戦問題は、従来の同盟国イギリスの突然の要請にはじまった。これに対して、齋藤聖二は八月一日に、加藤外相の指示によって、駐英日本大使井上勝之助がすでにグレイ外相と面会し、イギリスの今後の動きに関する打ち合わせをはじめていたと主張した。<sup>160</sup>しかし、戦争が勃発した際、中国において直面した状況からみれば、戦争の勃発は日本の政治・軍事指導者にとって待ちに待った中国問題解決の絶好のチャンスだと言える。<sup>161</sup>

すでに、七月三〇日、明石元二郎参謀次長は寺内宛の書翰において、ヨーロッパでの戦争の成り行き次第では「我国之東亜ニ於ケル権威確立之好機ヲ生スヘキ事ト存居候、最モ注視ヲ可要存居候」との意見をしめした。<sup>162</sup>ここから、参謀本部の戦争を「好機」ととらえる認識が見える。また、関東都督福島安正は、戦争勃発の直後の二七日から八月一日にかけて表向き青島総督への表敬訪問という名目で大連民政署長以下幕僚三名と青島を訪れ、情勢視察をおこなった。のちに福島は寺内に、「堂々タル我軍青島ヲ攻略スルハ固ヨリ易々タル事ニ候得共、進テ膠済鉄道ヲ専有シテ我利権ヲ支那ノ中央ニ進メ、又不言ノ間ニ東南ヨリ北京政府ヲ威圧シテ、満蒙ニ対スル我政策ヲ容易ナラシムルコト、不堪切望次第ニ御座候」と書き送った。<sup>163</sup>参謀本部の戦争が好機だとの認識と比べると、関東都督府は直接このチャンスを利用して堂々と青島を攻略し、膠済鉄道を通し、中国中央、進んで満蒙における権益の拡張を図ると考えていた。八月七日、寺内は後藤新平宛書翰で「東亜の大局を支持するものは何人にも無之、我帝国ならざるべからず」「私の権利を確保し、益満蒙及支那に展開の途を開く事当局の急務には有之間敷や」と記し、積極的な権益拡張を主張していた。<sup>164</sup>一六日、陸軍大将宇都宮太郎は日記に「千載一遇として待焦がれたる欧州の大

<sup>160</sup> 齋藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、一九二～一九三頁。

<sup>161</sup> 小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容—一九一四～一六年」『歴史学研究』六五六号、一九九四年、三頁。

<sup>162</sup> 『寺内正毅関係文書』（国会図書館憲政資料室蔵六-三三、齋藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第119号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、一九四頁。

<sup>163</sup> 齋藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、一九四～一九五頁。

<sup>164</sup> 一九一四年八月七日付後藤新平宛寺内正毅書翰（「後藤新平関係文書」奥州市立後藤新平記念館、戸部良一

戦争は此に爆発し、(中略) 帝国大発展の為、即ち自大自強自存の政策の為、帝国は此機会を十二分に利用せざる可らず。多年此考を以て支那、南洋等に施設計画する所ありしに、今は此地に在て我抱負の実行に由なし<sup>165</sup>と記し、大戦の勃発が日本にとって千載一遇の機会とし、ぜひ利用して中国や南洋における多年の企図を実行するべきと主張した。

このように、第一次世界大戦の勃発に伴い、日本特に陸軍はこれを中国における権益拡張の絶好のチャンスとしてとらえた。そして、この権益の最も重要な一つは満蒙問題の解決と扱われた。その原因を追究すると、当時日本の中国における権益が不安定なものだ<sup>166</sup>という認識と無関係ではないのであろう。まさにこの原因で、辛亥革命が勃発して以来、日本では陸軍や対外硬派<sup>167</sup>が時機を失わずに満州における権益の維持や拡張を求めている。

一九一二年七月、第三次日露協約が調印され、内蒙古が日本の勢力範囲として画定した。このころから日本人の間では「満蒙問題の解決」が語られる状況がうまれていた。他方、中国では袁世凱が権力を掌握、さらに独裁体制を固めた。このような中国情勢の展開に対して、日本の対外硬派により一三年七月二七日に対支連合会が結成されたことに注目しなければならない。<sup>168</sup>この対支連合会が公布した「対支連合会規約」によると、連合会の成立は日本の中国に対する方針政策の確立を期待し、満蒙問題の解決を図ることを目的とした。<sup>169</sup>さらに、連合会の旨趣書で掲げた「吾人ハ今日ヲ以テ満蒙問題解決ノ時機ナリト信ジ国論ノ帰一ヲ図リ進テ政府ノ決行ヲ促サントシ茲ニ対支団体ヲ糾合シテ対支同志連合会ヲ組織ス」<sup>170</sup>のように、連合会は成立した当時が満蒙問題を解決する時機とし、対支団体を糾合して国論の帰一を図り、政府の決行を促すことを企てる。

日本はドイツに対する宣戦布告した後の八月二五日、対支連合会が評議員会を開き、調査委員会の調査によってまとめた対支根本政策の意見がなされた。この対支根本政策の第一条であげられたのは満蒙問題の解決で、対支連合会は従来一貫の立場を守っていることを示した。<sup>171</sup>

このように陸軍及び国内硬派の一つの対支連合会は戦争勃発の時機を利用して積極的に満蒙問題の解決を唱導していた。これに対して、日本政府の対華政策はいかなるのか。

---

編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、六一頁。

<sup>165</sup>宇都宮太郎関係資料研究会編、『日本陸軍とアジア政策陸軍大将宇都宮太郎日記二』岩波書店、二〇〇七年、三五九～三六〇頁。

<sup>166</sup> 満州の返還期限は、遼東半島に関しては一九二三年、南満州鉄道に関しては一九三九年に設定されており、それ以降の租借期限延長は保証されていなかった。奈良岡聡智『対華二十一ヶ条要求とは何だったのか—第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、二〇一五年、二～三頁。

<sup>167</sup> 本稿で言う対外硬派とは日本における対外問題をめぐり、強硬外交、対外強硬を主張する人たちのことである。例えば、本稿第一章ですでに触れた対支同志連合会など。

<sup>168</sup> 中見立夫『「満蒙問題」の歴史的構図』東京大学出版会、二〇一三年、二〇〇頁。

<sup>169</sup> 「本会ハ我帝国ノ支那ニ対スル方針政策ノ確立ヲ期シ満蒙問題ノ解決ヲ図ルヲ以テ目的トス」内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三巻』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。

<sup>170</sup>内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第三巻』芙蓉書房出版、一九九四年、二六二頁。

<sup>171</sup> 八月二九日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛『文書三年』五五一～五五四頁。

一九一二年五月、阿部守太郎は政務局長に就任、一〇月の始め、阿部が内田康哉外相の命をうけ、「対支政策」を起草した。第一次山本権兵衛内閣（一九一三年二月二〇日～一九一四年四月一六日）発足した後、牧野伸顕外相は日中親善強化に資する合理的な中国政策の展開を意図したため、阿部がこの「対支政策」に更に整理を加え、長文となって、山本内閣の対華政策の基軸となった。その要点は、満蒙に対してはあくまでも領土的な野心を排し、平和的な方法によって利権の伸張をはかり、中国との親善関係をはかることに努め、ロシアとの協調関係を維持することであった。また、中国全体に対しては、日英同盟にそってイギリスと協調関係を持って、通商の伸張に努め、在留邦人の平和的活動を進展させることを根本方針とし、これらの方策を遂行するためには、軍部を押さえて、外交の統一をはかるべきであるというものであった。<sup>172</sup>

日本政府のこの対華政策からもわかるように、政府は満蒙問題に対して消極的な態度を持つと同時に、列強との協調関係を持って中国との親善関係をはかっていた。一方、実際には、政府は袁世凱政権に借款を通じて援助を与えた。不満をたまっていた対外硬派は当年九月五日ついに阿部を暗殺し、政府に圧力をかけ、「満蒙問題の解決」などを唱導し、対華強硬な政策をとるよう働きかけていた。

阿部の後、政務局長に就任した（一九一三年一〇月一三日）のは小池張造である。小池は明治二九年七月、東京帝国大学法科大学を卒業後、同年九月の第四回外交官領事官試験に合格した。外務省入省後、外交官補として同年一〇月から在韓公使館、翌三〇年一〇月から在英公使館に在勤した後、明治三三年一二月に加藤高明外相秘書官となり、その後、三等書記官として明治三四年一〇月から在清公使館、続いて明治三五年一二月から再び在英公使館に在勤し、明治三六年六月には二等書記官に昇進した。小池は、明治三九年一二月には、英国から米国に転じて在ニュー・ヨーク総領事を拝命、次いで明治四〇年一月一二日には、領事館から総領事館に昇格する在サン・フランシスコ総領事館に転任し、初代総領事に起用された。明治四一年一二月奉天総領事として任命され、明治四四年一〇月まで中国で滞在していた。<sup>173</sup>小池のこの経歴から、彼は二回にわたって中国で勤務していた経験があるのだが、計四年ぐらいしかなかったのである。小池の欧米で在勤した経験とくらべると、彼は中国の状況の対して豊富な経験を持つとは全然言えない。

一九一四年四月、山本内閣に替って第二次大隈内閣が成立した。加藤高明が三度目に外相の職に就いた。内閣が成立の際、前外相牧野伸顕より政府の対華政策について加藤外相に提議をした。牧野は日本政府の中国に執るべき政策が「軍事上よりみるも、政治上より

<sup>172</sup> 栗原健、栗原健「阿部外務省政務局長暗殺事件と対中国（満蒙）問題」『国際法外交雑誌』五五（五）一九五六年、同著者『対満蒙政策史の一面』（原書房、一九六六年）所収、九六-九七頁、外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻三六九-三七六頁。

<sup>173</sup> 井上勇一「在奉天総領事小池張造：在奉天総領事がみた満州問題」『法學研究：法律・政治・社会』八四（三）、二〇一一年、二九頁。

みるも、将又経済政策の上よりみるも、支那領土の保全に在る事は動かすべからざる定則なり。従て帝国は従来既定の政策を確守するに於いて、対支方針の軌道を同ふせる英仏等の諸国と相謀り、飽迄其方針の実現を望み、之が為に努力すべきは我が対支政策上第一義となす」<sup>174</sup>と唱えた。ここから、牧野は山本内閣時期の対華政策の核心、即ち、中国領土の保全、欧米列強との協調が続いて加藤外交の中核として堅持する意向が分かる。

そして、くる六月二三日には、大隈首相が施政方針演説を行い、その内容は日英同盟と日仏日露の両協商を基礎とする外交方針や外交及び財政と調和する国防力の充実などを公布した。<sup>175</sup>この両協商を基礎とする外交方針から、大隈内閣は日本の対華政策の連続性を保っていたと思われる。これはまさに加藤外相の中国に対する見解、即ち、日英同盟にアメリカへの配慮を加えた対英米協調論だと言え、加藤の「日英同盟骨髓論」<sup>176</sup>の核心的な内容となっているものである。これも第一次世界大戦が勃発すると、加藤は日英同盟によって独逸に戦わないと日本が孤立することを恐れるために参戦のひとつの動因とされていた。<sup>177</sup>

このように外務省は英米協調の重視の側面から、外務大臣の加藤にしても、政務局長の小池張造にしても、実は、中国の状況に対してよく知らないことが見逃せないことがまず確認できる。このような外務省には中国在勤経験を有する人材や準備の不足も後の満州問題という難交渉に至った要因のひとつとして従来が指摘した。<sup>178</sup>

しかし、当時の加藤外相はこれを全然問題視しなかった。加藤は「外務省に行ってみると、謂わば日支間の諸懸案が棚一ぱいに列んで居る。塵埃が其上に積って居る。何うしても一掃除せねばならない」と痛感し、日本が満蒙その他に於ける諸懸案を、外交的に解決する必要は文字通りの焦眉の急に迫っていると感じた。<sup>179</sup>

奈良岡はさらに加藤外相の参戦の意図が山東權益を来るべき日中交渉での「取引材料」として活用すること、いわゆる、「名を避けて実をとるの方針」、つまり、山東半島を無償で中国に返還する気はなく、青島の自由港化、鉄道・鉱山の合弁化、専管居留地の設定な

<sup>174</sup> 田中幸策「伊東伊東巳代治『翠雨荘日記』(解説):シベリア出兵秘録』『国際政治』(六)、一九五八年、一四五頁。

<sup>175</sup> 松岡八郎「第二次大隈内閣の施政』『東洋法学』(二)一九八一、四二頁。

<sup>176</sup> 櫻井良樹「第二次大隈内閣期における外交政策の諸相』『国際政治』第一三九号「日本外交の国際認識と秩序構想」(二〇〇四年一月)六三～六四頁を参照。

<sup>177</sup> 日本の参戦外交について、奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年。斎藤聖二「日独青島戦争の開戦外交』『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年などを参照。

<sup>178</sup> 奈良岡は「第一に、日本は山東におけるドイツの脅威を強調したが、それが、日英同盟を参戦理由として掲げるための口実という意味合いが強い。第二に、日本はドイツが山東半島や南洋に持っていた權益を奪取することも主因ではない」とも指摘した。奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、五五～六〇頁を参照。

<sup>179</sup> 加藤高明伯伝編纂委員会編『加藤高明』下巻、原書房、一九七〇年、一四八頁。



どを要求する以外、満蒙において、より大きな利益をはかると指摘した。<sup>180</sup>中国における権益の拡張という点においては確かにそうである。

この意味で、加藤は参謀本部との主張に近く、大陸問題につよい関心をもち、参戦を通し、中国における日本の権益を拡張することを狙ったのであったのである。そして、「この時、外務・軍務官僚ならびに有力政治官連には、対独開戦に積極的な者が多かったのである。彼等の抱く外交政策の枠組みは、ヨーロッパの混乱を機に極東に日本の覇権を確立し、「中国問題」の解決をはかることにあった。順序や方法は異なるとしても、ここで日中関係を支える中・長期的な構造を造り出したいという望みは一致していた」。<sup>181</sup>これで加藤は日本の参戦問題に関し、陸軍、対外硬派と同一の地点にたっていたとも言えるだろう。

## 第二節 山東鉄道の攻略

八月四日、膠州湾に戒厳令<sup>182</sup>が發布され、通信制限をうけ、日本は情報を収集するため、天津領事館より宗村書記生を青島に出張させることを決めた。<sup>183</sup>このほか、日独戦争が始まった一〇月中旬になると、済南に集まった在留邦人を保護するため、日本は新たに領事館が開設することをきめ、北京公使館より船津辰一郎も済南に出張させた。<sup>184</sup>これを通し、外務省は同地における情報源を確保した。

八月一五日、日本はついに対ドイツに最後通牒を發し、軍事力を以て東アジアにおけるドイツの勢力を排除しようとして着手していた。しかしながら、青島ドイツ軍排除の「作戦方針」はすでに八月三日に海軍軍令部に策定された。作戦は第二艦隊を中軸とすること、進攻手順、本国との通信手段、上陸地点を龍口とすることなどがすでに明記されてある。同日、陸軍参謀本部も「対独作戦所要兵力」を概定し、「作戦計画」の立案をはじめた。<sup>185</sup>さらに、八月七日、参謀本部第二部長福田雅太郎は「日支協約案要領」も作り、小池政務局長に提出した。<sup>186</sup>ここから、早い時期に、日本陸軍はすでに作戦や日中交渉の用意を着手した。

<sup>180</sup> 奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、五七頁を参照。

<sup>181</sup> 斎藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、一九七頁。

<sup>182</sup> 民国三年八月、山東特派員より外交部宛電「徳調兵赴青島事」『中华民国外交部檔案』03-33-123-01-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>183</sup> 八月四日、加藤外務大臣より在天津吉田総領事代理宛、電信第二三号『日本外交文書』大正三年第三冊、三五一頁。「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B13080738900、第一次世界大戦関係/支那ノ部 第一巻(7-1-8-28\_4\_001)(外務省外交史料館)」を参考。

<sup>184</sup> 在華日本紡績同業会『船津辰一郎』ゆまに書房、二〇〇二年、一一六～一一七頁。

<sup>185</sup> 斎藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、一九四頁を参照。

<sup>186</sup> 福田陸軍少将「日支協約案要領」『日本外交文書』大正三年、第二冊、九〇三頁。

八月二日、北京の日本公使館附武官吉田は軍令部長宛に電報を發した。それによると、山東鉄道会社は既成未成鉄道すべてを米國へ讓渡しようとして交渉中である。この情報について、加藤外相は直ちに在中國日置公使に訓令を發し、眞實性を確かめさせた。<sup>187</sup>翌日、日置は中國における内偵などを通して情報の信頼性がなしとを確認したが、山東鉄道の状況に関し、当時陸軍や外務省は非常に注意を払ったことが見える。しかし、八月六日、中國政府はすでに局外中立の宣言を公布し、中立条規も宣布した。<sup>188</sup>この情況で、日本は山東に出兵すれば、中國の中立侵害をもたらした。そして、日本のドイツにたいする最後通牒を發してまもなく、山東出兵にともない交戦地域限定問題に関し、中國と本格的な交渉も始まった。八月いっぱいまで、兩國は交戦地域や鉄道の使用<sup>189</sup>などをめぐり、繰り返して交渉していた。三十一日、日本政府の再三の要求の下、中國はついに濰縣以東における日本軍の軍事行動を大体承認すると同時に、昌邑方面に駐屯している中國軍も撤退させた。山東鉄道について、濰縣より青島に至る鉄道は日本軍が便宜布置することに任せた。<sup>190</sup>中國がこのような日本の要求を受け入れることは当時の弱い立場と密接な関係があるいっぽう、当時日本の山東に対する少しも野心を持たない声明や日本軍の青島を攻撃するのは中國に還附する目的とも深く関わっている。九月七日、北京政府は芝罘道尹に「日本國ハ山東ニ對シ、毫モ野心ヲ有セサルコト、濟南ニ日本軍ヲ進メサルコト及濰縣ニ侵入セサルコトヲ聲明シタリ、而シテ、日本軍カ膠州ニ進軍スルハ、結局同地ヲ中國ニ還附スヘキ目的ナルヲ以テ、中國ハ之ニ對シ相当好意ト便宜ヲ許与セサルヘカラス」とのような訓令を發した。<sup>191</sup>

中國のこの好意から、当時北京政府は日本の青島出兵にある程度の期待を寄せたことが見える。しかし、九月一三日になると、參謀本部第二部長福田は政務局長小池に覚書を送ってきた。主な内容は「一、陸軍ハ濰縣以東ノ鉄道ヲ占領スルト同時ニ山東鉄道全部ノ占領ヲ宣言ス；二、爾後濰縣以西ノ鉄道カ他ヨリ使用セラルル事實アルトキ、又ハ濰縣以東ノ鉄道ノ運轉ニ関連シテ、濰縣以西鉄道使用ノ必要アル時ハ時機ヲ見、我ニ於テ山東鉄道全部ノ運轉業務ヲ開ク」<sup>192</sup>としていた。このほか、福田はこの覚書が陸軍方面の意見を取りまとめたもの、すでに參謀総長に上申したと説明した。

九月二二日、加藤外相は在中國日置公使に日本の濰縣以西の鉄道管理經營の計画につい

<sup>187</sup> 大正三年八月二日、加藤外務大臣より在中國日置公使宛、第三六九号、『文書三年』三五三頁。

<sup>188</sup> 八月七日、在中國小幡臨時代理公使より加藤外務大臣宛、第五五二号『文書三年』一〇四頁。

<sup>189</sup> 八月二九日、加藤外相はすでに物資調弁や意外な衝突をひき起こす恐れがあるため、山東鉄道を守備する中國兵の撤去を求めた。(大正三年八月二九日、加藤外務大臣より在中國日置公使宛、第三九〇号、『文書三年』三六九頁)

<sup>190</sup> 八月三十一日、在中國日置公使より加藤外務大臣宛、第六三七号、『文書三年』三七五～三七七頁。

<sup>191</sup> 九月一〇日、在芝罘松本領事代理より加藤外務大臣宛、第四九号、公信第一五号、『文書三年』三九四～三九五頁。

<sup>192</sup> 九月一三日、福田參謀本部第二部長より小池外務政務局長宛、『文書三年』三九六～三九七頁。

て中国政府と交渉するよう訓令を与えた。<sup>193</sup>日本の鉄道占領の理由として、加藤は山東鉄道がドイツ政府より敷設、事実上同租借地と一体を為し、その延長ともみなし、ドイツの青島経営の主要な機関のひとつだと日置公使に提示した。同日、加藤は日本の山東鉄道管理経営に関し、日置に訓令を発し、中国との交渉のことを在英、米、仏、露国の大使にそれぞれに訓令を与え、駐在国の政府へ内話させた。

二三日、加藤はさらに陸軍の一部隊兵力約一大隊がくる二六日濰県の東における鉄道線路の一地点に達する予定、また、該部隊が鉄道列車を利用し、二八日より濰県及び其の西に出発し、順次各停車場に少数の兵員を配置、済南まで鉄道線路を押収することを在中国日置公使に通報した。加藤はまた日本軍のこの行動が中国側出先軍隊に誤解を生ずる恐れがあり、その衝突を避けるため速やかに中国政府へ要請するよう日置公使に要求した。<sup>194</sup>

ところが、北京公使館ではこの訓令に対し小幡首席書記官以下館員協議の末、「そんな事は支那朝野の感情を刺激し、日支国交上重大不利益を招来する許りだから見合すべし」ということになり、その旨日置公使に意見具申をした。<sup>195</sup>

九月二四日、加藤外相の連続の日本軍が山東鉄道占領の電報を受け、日置公使は中国の中立除外問題（交戦地域限定）が幾多折衝のすえ、幸いに日本に満足する解決を告げ、政府の公正な対支方針が漸く袁世凱政府の当路者の脳裏に徹底し、彼我の感情も大いに融和した今、突如鉄道占領の問題を提起すると、諸般関係上我に極めて不利益な影響をもたらすと懸念したことを表明した。日置はまた日本が濰県以西に兵を進むならば、中国側の反感を招き、激烈な世論を喚起する結果になるかもしれない。これは青島攻撃上に不便をもたらすのみならず、将来時局の解決にも不利益な立場に陥ると考えた。日置は山東鉄道占領問題が日中国交上重大な関係を有し、帝国政府の措置として一步を誤れば容易に回復できないと思料し、加藤外相の再訓を仰いだ。<sup>196</sup>

同日、日置は中国における日本出征軍の暴行（婦女の強姦、不当の価格で物品の強買や恣意に家屋の徴発などの行為）に対する非難が高まり、中国外交当局より非難が多いため、陸軍当局者に対し、出先軍人の戒飭を加藤外相に請う。<sup>197</sup>

二四日、加藤は再び在英国、米国、仏国、露国の日本大使に電報を発し、それぞれの政府に内話する時、多少の裁量権を与えた。<sup>198</sup>しかし、翌日の二五日、加藤外相は在米国、在英国の大使に急電を発し、米、英政府に内話することを見合わせるよう伝えた。<sup>199</sup>同時

<sup>193</sup>九月二二日、加藤外務大臣より在中国日置公使宛、第四四〇、四四一号、『文書三年』三九八～四〇〇頁。

<sup>194</sup>九月二三日、加藤外務大臣より在中国日置公使宛、第四四三、四四四号、『文書三年』四〇一頁。

<sup>195</sup>小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、八六頁。

<sup>196</sup>九月二四日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛、第七〇〇号、『文書三年』四〇三～四〇五頁。

<sup>197</sup>九月二四日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛、第七〇一号、『文書三年』四〇五～四〇六頁。

<sup>198</sup>九月二四日、加藤外務大臣より在英国井上大使宛、第二二五号、『文書三年』四〇五頁。

<sup>199</sup>九月二五日、加藤外務大臣より在英国井上大使宛、第二五一号、『文書三年』四〇七頁。

に、日置公使の提議についても詮議をつくすと表明した。<sup>200</sup>

このように、一三日に参謀本部の山東鉄道占領の覚書を小池に送ってきてから、外務省内部はどのような折衝を経ていたかわからないが、加藤外相が直ちに英、米、仏、露国の大使に急電を発したことから、彼の英米との協調を重視する態度がよく窺われる。しかし、彼は日置公使への連続な電報や日置の提議に対する詮議の態度、また対駐在英米仏露大使への指令の反復から、陸軍の鉄道占領問題が事前に予測しなかった。つまり、問題が起こってから、事後にも明確な対応策をとらなかったことが推測できる。

二四日、尾野参謀本部第一部長は前日の参謀本部より山東鉄道の警備に関する出征軍に与えた指示及び注意を再び小池政務局長に通報した。<sup>201</sup>二六日、加藤外相はくる二八日に濰州以西の鉄道占領のことを暫く見合わせ、予め中国の同意を得るため交渉するよう日置公使に訓令を与えた。<sup>202</sup>同日、中国外交部曹次長は急いで日置との面会を求め、前日の日本軍が濰州及び以西の鉄道を占領したことについて日本軍の撤退を要求した。翌日、日本軍の行動に対し、中国側は公文を以て抗議を提出した。<sup>203</sup>一〇月七日、再び抗議をだした。

204

しかし、中国の再三の不同意や抗議にもかかわらず、日本軍はついに鉄道全線を占領した。一〇月末、外務省の外交交渉を通し、鉄道警備の中国巡警の撤退が進まない状況で、日本軍は強硬に鉄道を警備している中国巡警の撤退を強硬に迫るようになった。このようにして山東鉄道は最後に完全に日本に占領された。

上述のように、日本は、第一次世界大戦の勃発を中国における権益の拡張の好機としてとらえた。特に、参謀本部は早い時期に参戦の用意に着手した。このほか、加藤外相も積極的に日本の参戦を通し、中国における権益の拡張をもとめようとした。中国における権益の拡張という目的では両者の主張は合致していた。しかし、実施において、参謀本部の強硬な行動は加藤外相の対華外交に意外な攪乱を引き起こした。日中両国は交戦地域限定などについて繰り返しの交渉を経て、漸く確立できた中国人の対日好感が、陸軍出先部隊の山東鉄道の占領によって直ちに逆転された。このような状況を直面し、加藤外相は英米との協調を重視し、参謀本部の行動を承認しながら、対応策を講じた。その対応が二転三転したことから、加藤は戦争が勃発してから中国に対する明確な政策を固めなかったことがわかる。これはまさに加藤が八月二九日に日置公使の中国問題解決するための意見具申に対する回答「時機稍早キニ過グト認ムルヲ以テ今暫ク形勢ノ推移ヲ看望シ」<sup>205</sup>からの態

<sup>200</sup>九月二三日、加藤外務大臣より在中国日置公使宛、第四四五号、『文書三年』四〇七頁。

<sup>201</sup>九月二四日、尾野参謀本部第一部長より小池政務局長宛『文書三年』四〇二～四〇三頁。

<sup>202</sup>九月二三日、加藤外務大臣より在中国日置公使宛、第四四八号、『文書三年』四〇八～四一〇頁。

<sup>203</sup>九月二七日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛、第七〇三号、『文書三年』四一一～四一二頁。

<sup>204</sup>一〇月八日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛『文書三年』四五五～四五六頁。

<sup>205</sup>八月二九日、加藤外務大臣より在中国日置公使宛『文書三年』五五三頁。

度がそのまま保っていた。このような加藤の形勢観望の態度はこの時期だけではなく、日本の青島攻略後もそれほど変らなかった。

### 第三節 国民外交同盟会とその行動

大隈内閣の発足直後に、対支連合会が早速政府に満蒙問題を根本的に解決することを進言した。五月一三日、対支連合会協議員会を開き、中西、松村、柴、伊東、内田其他二五名の協議員が出席し、田鍋幹事が起草した「支那の近状に対する警告書」を決議したうえ、委員をして首相及び外相を訪問させ、対支意見を陳述させることもきめられた。<sup>206</sup>五月三〇日、柴四郎、大竹貫一、伊東知也、松平康国、五百木良三の五人は大隈首相を訪問、対支連合会の満蒙問題に対する意見を述べ、会談した。<sup>207</sup>その意見は「吾徒は新内閣が旧来外交の謬策を一変し（中略）、我帝国は宜しく満蒙問題を解決して政治的に大陸活動の根柢を定め、之と同時に、支那本部の利権競争に参加して、南方に経済的發展を謀らざるべからず」としていた。<sup>208</sup>しかし、この意見に対して加藤外相は重視しなかったと言われた。

日本はドイツに対する宣戦布告した後の八月二五日、対支連合会が評議員会を開き、調査委員会の調査によってまとめた対支根本政策に関する意見書をめぐり、慎重に研究をしていた。日置公使は、対支連合会のこの対支根本政策の意見が陸軍の時局を利用して遂行しようとする対支政策と比べると、両者の主張が非常に似ていると感じ、両者の間で何等かの連絡があるかどうかと疑いながら加藤外相に報告を出した。<sup>209</sup>しかしながら、対支連合会の根本政策は、標準(政治上支那指導ノ地歩ヲ占ムルコト)と刻下解決スベキ要領(一、満蒙問題解決ノ事；二、膠州灣還附ニ際シ充分ナル代償ヲ取得スル事；三、山東ヲ中心トセル独逸ノ利権一切ヲ継承取得スル事；四、経済上特殊ノ約束ヲ得ヘキ事)の項目五款からなっている。これに対して、陸軍は六つの要求<sup>210</sup>を出し遂行しようとしていた。両者の要求を比較すると、対支連合会の案は満蒙問題の解決が最優先の順位であり、対支連合会が従来から堅持していた立場と一致している。一方、陸軍の案も満蒙において自治制を実現しようとするほか、福建省や揚子江沿岸、つまり中国南部中部における権益の獲得にも関心をはらったことを示している。

<sup>206</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年五月一三日、四頁。

<sup>207</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年五月三一日、三頁。

<sup>208</sup> 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四卷』芙蓉書房出版、一九九四年、五五頁。

<sup>209</sup> 八月二九日、在中国日置公使より加藤外務大臣宛『文書三年』五五一～五五四頁。

<sup>210</sup> (イ) 支那ノ大陸ニ関スル外交ハ細大トナク予メ日本ニ相談セシムル事；(ロ) 支那ノ軍事ハ日本ノ将校ヲ傭シテ軍隊教育ヲ施シ或ル特別ニハ其将校ヲシテ軍隊ヲ指揮セシムル事；(ハ) 日支軍隊ノ共同動作ヲ容易ナラシムル為メ共通ノ兵器ヲ製造セシムル事；(ニ) 満蒙ニ対スル行政ハ自治制タラシムル事；(ホ) 揚子江沿岸ニ於テ鉄道敷設権ヲ日本ニ与ヘシムル事；(ヘ) 福建省ヲ事実上日本ノ勢力範圍トシ外国ヨリノ借款其他利権ノ割与ヲ許サシメサル事。

一〇月六日、対支連合会はこの意見に修正を加え「対支根本政策ニ関スル意見書」として議決した。その内容は八月二五日の案と比べると、標準は「支那指導ノ実権ヲ占ムル事」となった。刻下解決すべき要領は膠州湾占領の効果を確実にする事や山東を中心とするドイツの利権を一切継承取得することや満蒙問題の解決をはかることなどとしていた。<sup>211</sup>

対支連合会のこの決議案は八月の草案より要求が一層明確的になり、中国における指導の実権を獲得することが最終の目的として、明白に打ち出した。そして、この目的を達成するため、目下は山東におけるドイツの利権を「継承取得」するうえ、満蒙問題の解決もはかる。対支連合会のこの主張は前述のように確かに陸軍の要求と非常に似ているが、加藤外相の所見と比較すれば、必ずしも一致しないと考える。

十一月二七日、対支連合会と政友、国民、同志など各政党の合同主催の下に、築地精養軒で対支問題意見交換及び大懇親会を開いた。その席で、大竹貫一は中国問題に対して論旨を多岐に亘り、国民的対外政策を確立するよう呼びかけた。続いて、守屋此助、岡部次郎、田鍋安之助、寺尾亨など数人が演説を行い、意見を陳述した。この会合で各派の意見が集約された。この意見によると、各派有志の代表が新しい一つの団体を作るため一二月一日に集まって相談することを決めた。<sup>212</sup>

一二月一日、対支連合会の決議を基礎とし、中正会は中国保全策及び利権問題について、対支連合会と協商した。<sup>213</sup>このほか、同日、築地精養軒で政友、同志、中正会の各派有志二十余名が相談会を開き、葛生周亮が従来経過を報告し、今後の実行方法につき協議した。その結果、四日午後二時から決議文を発表するほか、将来、対支問題につき、挙国一致の外交問題に対し、国民の声を挙げ、遺憾なく其の目的を達するため、同地で大会及び懇親会を開催することが決定された。<sup>214</sup>

対支連合会によって主催されていたこれらの同志の会合の状況からみると、同志の最大関心事はやはり対中国問題の根本的解決であることがわかる。加えて、この時期第一次世界大戦の勃発や日本のドイツの租借地の青島の攻略などによって、当時は、中国問題を解決する絶好の時機だという認識が共有され世論として醸成されて行った事がわかる。

四日になると、対支連合会はもちろん、頭山満を始め、政友会、同志会、中正会などに所属の代議士数十名のほか、有志二百余名が大会に参加し、新たな国民外交同盟会の結成を宣言した。国民外交同盟会の規則第一条の「本会は自主的外交の本義に依り、挙国一致対外政策の基礎を確立し、対支問題の根本的解決を期するを以て目的と為す」によると、同会は自主的外交、挙国一致対外政策の基礎の確立、中国問題の根本的解決が発足の主要

<sup>211</sup>内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四巻』芙蓉書房出版、一九九四年、六六～七〇頁。

<sup>212</sup>黒龍会『東亜先覚志士記伝』(中巻)、原書房、一九六六年、五七二頁。『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年一月二八日、四頁。

<sup>213</sup>『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年一月三日、二頁。

<sup>214</sup>『大阪毎日新聞』朝刊、一九一四年一月二日、三頁。

な目的である。また、大会の決議「吾人は今日を以て、対支問題を根本的に解決し、東洋永遠の平和を確保する上に於て、絶好の機会なりと認め、此目的を遂行せんことを期す」も中国問題の根本的な解決、当時機は絶好の機会とのことを再び強調した。<sup>215</sup>

国民外交同盟会は同目的を遂行するため、二つの活動方針を定めた。一つは当局者の訪問、もうひとつは演説会の開くことである。同月七日午後、同会の訪問委員伊東知也、小川平吉、大竹貫一、渡辺国重、田鍋安之助、内田良平、福田和五郎の七人が加藤外相を訪問した。同会の決議を提出してそれぞれの意見を開陳した。これに対して、加藤は「諸君が憂国の至誠は飽く迄之を諒とす、然りと雖も自分は職責上諸君に対し我方針を陳ぶる能はざるを遺憾とす」、「日本国民として諸君の希望せられるところは尤もであるが、それは孫子の時代にでもなければ実現のできぬことと思う」と答えた。すなわち、国民外交同盟会の対中国外交上の方針に対して、支持しない態度を明らかにしたのである。<sup>216</sup>

一三日、国民外交同盟会が本郷座で「対支問題演説会」を主催し、同志多数が交々壇上に現れ、熱弁をふるった。最後の決議も同じように中国問題の根本的な解決や当時機は絶好の機会などを確認した。<sup>217</sup>

国民外交同盟会が掲げたこの自主的外交というのは、加藤外交を対英追随の軟弱外交とみなすものであった。加藤が同会の対中国方針不支持の立場を公表して間も無く、同会はついに大隈内閣打倒の決議をなすに至った。<sup>218</sup>

一二月二七日、芝公園三縁亭で、杉田定一、古賀廉造の両貴族院議員を初め、政友会、国民党の前代議士其他の百余名が出席した国民外交同盟会の大懇親会が開かれた。会議の宣言は現内閣が「対支政策たる一定の方針計画なく（中略）、対支政策は対外経綸の根軸にして東邦安危の岐るる所、又帝国存亡の決する所なり、而して現内閣の外交たる徒らに末節に拘泥して大局を忘れ、事毎に機宜を失する」と批判した。由って、現内閣を倒し、中国問題の根本的解決に堪える強硬な新内閣の樹立を呼びかけた。<sup>219</sup>

## まとめ

第一次世界大戦の勃発にともなう欧米列強の中国における影響力が小さくなってきた。日本はこれを中国における権益拡張の絶好の時機としてまもなく参戦の決定を下し、ドイ

<sup>215</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年一月二日、四頁。内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四巻』芙蓉書房出版、一九九四年、一〇四～一〇七頁。

<sup>216</sup> 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四巻』芙蓉書房出版、一九九四年、一〇五頁。黒龍会『東亜先覚志士記伝』（中巻）、原書房、一九六六年、五七一頁。

<sup>217</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年一月二日、四頁。

<sup>218</sup> 櫻井良樹『加藤高明』ミネルヴァ書房、二〇一三年、二一六頁。

<sup>219</sup> 『東京朝日新聞』、一九一四年一月二日、朝刊、四頁、四段。

ツの勢力を東アジアより排除するため青島戦争を發動した。この意味において、この戦争は確かに「元老・軍・出先の一部に多少の乱れはあったものの、陸海両軍を含めた閣内一致の敏速な決定に基づき、それを支える国内的素地も十分に存在した総合的な国家意思のものとのものであった」。<sup>220</sup>

加藤外相にとっても、これは関東州の租借期限（一九二三）や満鉄の買戻請求権発生日（一九三六年ないし三九年）の延長などの「棚一ぱいに列んで居る日支間の諸懸案」が解決できる好機であった。<sup>221</sup>

加藤外相の参戦問題について奈良岡は加藤の狙いが山東権益の獲得を取引材料として、中国との間で外交交渉を行い、懸案の満州問題を解決するが、肝心の日中交渉の具体的方法について見通しの無さが問題で失敗したと指摘した。<sup>222</sup>これは基本的に間違いない。国民外交同盟会は加藤外交が対英追従の軟弱外交であるとみなし、反旗を翻す前の十一月、加藤外相から中国関係事項を一任されていた小池張造が、陸軍などから外務省に寄せられた各種の要求を取りまとめて、すでに作成していた二十一か条の要求案を、臨時閣議で決定した。<sup>223</sup>国民外交同盟会の幹事、政友会代議士の小川平吉は「当時加藤外相の提出した『二十一ヶ条』の要求は、その内吾が輩の意見を採用したとみるべきものも確かにあるのであるが、やり方の根本が相違したが為に、吾が輩の要求する所とは全く違う結果を来したことは甚だ遺憾である」<sup>224</sup>と述べたように、やり方の違いが加藤外交に断固反対する一つの要因である。このほか、陸軍側の参戦の狙いも見逃せない。この時期、中国南部の福建、中部の揚子江沿岸における権益が従来陸軍側に特に重視されていた。しかし、戦争勃発の後、日本は山東半島の旧ドイツ権益（膠済鉄道など）を獲得して経営するほうが中国南部に巨費を投じて新たな鉄道を敷設するよりはるかに経済的であった。<sup>225</sup>ゆえに、加藤外相が袁世凱政府と繰り返しの交渉によって解決した中国の中立問題、即ち、交戦地域限定政策は、出先の軍隊によって容易に破壊され、陸軍が待望の山東鉄道を全面占領した。この過程で、加藤外相は陸軍が作ったこの既成事実を承認するほかなくなり、その後片付けを余儀なくされた。

イアン・H. ニッシュ（Ian. H. Nish）は、加藤外相と二十一か条要求について、加藤が政策形成に際して中国通に左右され、膨張主義的雰囲気の中で、様々な専門家が持ち出した過度

<sup>220</sup> 斎藤聖二「日独青島戦争の開戦外交」『国際政治』第一一九号「国際的行為主体の再検討」一九九八年、二〇〇頁。

<sup>221</sup> 加藤高明伯伝編纂委員会編『加藤高明』下巻、原書房、一九七〇年、一四八頁。

<sup>222</sup> 奈良岡聡智「参戦外交再考」戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年、六九～七〇頁を参照。

<sup>223</sup> 千葉功『旧外交の形成 日本外交一九〇〇～一九一九』勁草書房、二〇〇八年、二九五頁を参照。

<sup>224</sup> 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書一』みすず書房、一九七三年、五八七頁。

<sup>225</sup> 小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容—一九一四～一六年」『歴史学研究』六五六号、一九九四年、一〇頁を参照。



の要求をコントロールせずに、彼らの手に政策形成をまかせてしまったと指摘した。<sup>226</sup>このような状況をなす原因について探してみると、対中交渉の方法に見通しが無い以外、加藤が基本的に対英(米)協調路線と中国内政不干渉路線を堅持していたことと関係がある。この不干渉路線のもと、加藤は中国情勢について静観する態度を取っていたのである。<sup>227</sup>加藤は陸軍や国民外交同盟会などの対外硬派の従来からの大陸問題への強い関心や主張と、彼自身が解決しようとする日中間の懸案を混同し、対中交渉も明確な方策を考究せず、ただ、各派の要求を盛りあわせ、二ヶ条として中国に突き付けたのである。

その後、周知のように、日本は最後通牒をもって、中国側に二ヶ条要求の受諾を迫った。このため、中国国内に大きな反日運動を引き起こした。この二ヶ条要求に関し、従来日中両国はそれぞれ膨大な先行研究業績を積み重ねてきた。論者はこれに対して特に新しい見解を付け加えず、続けて大隈内閣後期に中国で発生した鄭家屯事件に目を向けたい。

---

<sup>226</sup>対中要求を通すに当たって用いられた強引な戦術は、加藤の外交政策を見る中で、不可解な側面をなす。彼は、列強との外交に最も高いレベルで携わった豊かな経験を有し、また、ロンドン滞在中に、議会その他の民主的手続きの重要性について十分学んでいたようにも見える。しかし一方、中国に関しては、余り経験がなく、敬意を払わなかった。それ故、政策形成に際して「中国通」に左右されることになる。膨張主義的雰囲気の中で、様々な専門家が持ち出した過度の要求をコントロールする代わりに、加藤は彼らの手に政策形成をまかせてしまった。これは、加藤の性格とは相容れない図であった。(イアン・H. ニッシュ著、宮本盛太郎監訳「日本の外交政策一八六九～一九四二 霞か関から三宅坂へ」、第五章「加藤時代一九一～一九一五年」ミネルヴァ書房、一九九四年、一〇九頁)

<sup>227</sup>櫻井良樹「第二次大隈内閣期における外交政策の諸相」『国際政治』第一三九号「日本外交の国際認識と秩序構想」(二〇〇四年一月)を参照。

## 第四章 鄭家屯事件と日本対華政策の転換

### はじめに

鄭家屯事件<sup>228</sup>とは、一九一六（大正五）年八月一三日、鄭家屯に駐屯する日本軍が中国の奉天二八師と衝突した事件である。この衝突によって、日本側が川瀬松太郎巡查を含め、一二名が死亡し、五名が重傷を負った。一方、中国側は死者四名、重傷者一名を出した。

この事件は日本が中国に提出した二十一か条要求に対する中国国内の反日運動がようやく鎮まりつつある時期に発生した。日本の大隈重信内閣はこの二十一か条要求を中国に提出して以降、強硬な対華政策を執っていた。そして同事件を利用してさまざまな特殊権益を要求したが、この強硬姿勢は貴族院の不满を招き、総辞職を余儀なくされた。後任の寺内正毅内閣は外交方針を刷新し、日中の親善策をとった。鄭家屯事件は日本のかかる対華政策の転換期において発生し、事件をめぐる対応や最終的な決着などが、実に当該時期における日本国内における各政治勢力の対華政策などを明確に映し出すものと考えられる。

鄭家屯事件について、中国における先行研究では、三つの側面に大別して検討されてきた。一つ目は、事件そのものの検討を通して、事件の真実を追求するものである。<sup>229</sup>二つ目は、日中関係の視点から、鄭家屯事件の中でも張作霖の事件に関する対応を分析したものである。<sup>230</sup>三つ目は、外交交渉の視点から、北京政府外交総長が参加しなかったことに着目し、そのことが日中外交交渉における中国側の受動的な原因であったと指摘する考察である。<sup>231</sup>

一方、日本の先行研究は二つに大別される<sup>232</sup>。一つ目は、事件に関する人びとに注目し、その発言や事件の処理方法について検討したものである。例えば楊憲霞は、吉野作造の鄭家屯事件に対する発言に着目し、そこに現われた満蒙権益への固執などについて検証した。その結果、吉野が政府側に立って帝国主義政策を支持し、満蒙権益を堅持する立場をとっ

<sup>228</sup> 同事件について主に次の資料を参照した。日本側外務省編『日本外交文書 大正五年第一冊』（一九七三）（以下『文書五年』と略す）。外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第一二巻、一九九七年、五〇～七五頁。中国側は『中華民国外交部檔案』03-33-012 から 03-33-014 まで、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。李毓澍・林明德主編『中国近代史資料彙編・中日關係史料・排日問題』中央研究院近代史研究所、中華民國八十二年。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』（第三輯外交一〇六～一一七頁）江蘇古籍出版社、一九九一年。アメリカ側は U. S. Department of State, *Papers relating to the foreign relations of the United States*, 1917, pp. 241-257. 以下は *U. S. F. R, 1917* と略称。

<sup>229</sup> 有田直矢「鄭家屯事件と中日關係の轉變」『南京大學學報』（二）、No. 37、四一～四九頁、二〇〇〇年、有田直矢「鄭家屯事件始末」『民國春秋』（二）、一九九九年、楊永耀、梁桂華「簡述鄭家屯事件」『歷史檔案』（二）、一九九一年。

<sup>230</sup> 車維漢「張作霖と鄭家屯事件」『近代史研究』（五）、一九九二年。

<sup>231</sup> 李曉蘭「中日鄭家屯交渉と北京政府外交総長の選任」『黄河科技大学學報』（二）、二〇一四年。

<sup>232</sup> 藤本博生も当該事件を帝国の罪業として取り上げ、概略的に述べた。（『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函三、京都：同朋舎、一九八二年、六七～七二頁を参照）。

た行動が、この事件で最高潮に達したことを明らかにした。<sup>233</sup>また、井上勇一は在奉天総領事代理の矢田七太郎によるこの事件の解決交渉を検討し、矢田が張作霖の言動に加え、日本参謀本部や関東都督府にも翻弄されたと指摘した。<sup>234</sup>二つ目は事件に対する米国の反応に焦点をおき、米国の対日政策の形成とその性格について検討したものである。<sup>235</sup>

以上のように、事件をめぐる様々な先行研究が存在するが、事件に関する従来の研究の多くは、日中両国それぞれの史料や視点に依拠したものであり、両国側の史料を照らし合わせる考察は十分に行われてきたとはいえない。また、事件そのものについては、すでにある程度の研究が存在するが、日本軍が中国軍に包囲されたかどうかや、事件の発端、日中両軍どちら側が先に手を出したかなどの主要な事実が未だに諸説紛々としている。

そこで本章は、既存の研究成果をふまえ、先述のような問題点を念頭におきながら、一九一六（大正五）年夏、日中間で発生した鄭家屯事件を取り上げる。そして、事件に関する日中両国の調査報告や、事件発生後の関東都督府の対応、事件発生前の日本陸軍の行動と満蒙独立運動などに焦点をあて、当該期における陸軍の動き、事件にかかわる陸軍、外務省の対応を検討する。特に事件の真実を明らかにし、事件発生後に関東都督府が積極的に関与した経緯の解明を試みる。

## 第一節 事件に関する報告と調査

鄭家屯事件に関する日本側の報告と調査は、次のようなものである。事件が発生した当日、矢田七太郎在奉天総領事代理は日本の石井菊次郎外務大臣に宛てて、日中両国の兵士が衝突したと急報を送った。また同報では、事件を調査するよう張作霖が町野武馬少佐を同地へ急行させたことも報告した。<sup>236</sup>

翌日の一四日、事件について、日本側諜報者より石井外務大臣宛てに「戦死九、屍惨状を呈せり、七時知県参謀長仲裁戦闘中止、二十八師兵街外一〇支里迄引揚ぐ、在留邦人七名財産安全なり、原因は邦人に暴行を加えたるによる」との電報が届いた<sup>237</sup>。

同日、八面城駐在の日本警察官も「一三日、鄭家屯在留一邦人が二十八師兵の為、殴打せられし件に関し、我川瀬巡查は交渉の為、支那軍隊に赴きたるに、支那兵は銃を擬し威喝たるに由り、川瀬は我守備隊に護衛兵を要求し、守備隊より松尾彦治中尉以下二十名を

<sup>233</sup> 「吉野作造と鄭家屯事件」『社会システム研究』（一四）、一〇一～一一七頁、二〇一六年。

<sup>234</sup> 「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五（一二）、四五～六八頁、二〇一二年。

<sup>235</sup> 岡俊孝「満蒙特殊権益と米国の対日外交：第一次大戦参戦前米国対日政策の一側面」『法と政治』一六（二）、一七一～二一三頁、一九六五年。

<sup>236</sup> 八月一三日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三一九号、『文書五年』五九一頁。

<sup>237</sup> 八月一四日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三二三号、『文書五年』五九二頁。

派遣せる所、支那兵は兵營の墻壁により我兵と銃火を交え、我兵等は重圍に陥り、我川瀬巡查は即死、松尾中尉重傷、下士死傷少なからず、また行方不明者あり、同地は混雜中なり」と石井外務大臣に報告した<sup>238</sup>。

また、同日北京公使館の齊藤季治郎武官も上原勇作参謀総長あてに<sup>239</sup>、事件の情報を送った。

そして、一七日、牛島満鉄交渉局鄭家屯出張所員より白仁武関東都督府民政長官を経て幣原喜重郎外務次官へ<sup>240</sup>、翌一八日、棚谷亮蔵奉天領事館鄭家屯領事分館より矢田七太郎奉天領事館総領事代理を経て石井外務大臣宛てに<sup>241</sup>、それぞれ電報で報告があった。

一七日、井上大鬼智鄭家屯隊長の報告も、陸軍側の公報として『大阪朝日新聞』に掲載された。<sup>242</sup>

事件に関する前述の各報告の要点をまとめれば、次の通りである。まず、事件の発端は当地在留の日本人である吉本喜代吉が中国二八師騎兵団の一兵士に凌辱を加えられて、負傷したことである。次に、領事館出張所の川瀬松太郎巡查が吉本の申告を受け、鎮守使署に赴いたが交際員不在のため、直ちに二八師団に行き司令官へ面会を求めると、衛兵に拒絶され進入できなかった。そこで、川瀬は吉本に同伴して直ちに鄭家屯に駐屯していた日本守備隊に援助を要請した。井上隊長は直ちに松尾彦治中尉に兵員二十名を率いて川瀬と同行するように命じた。そして日本側は再び二八師団部に赴いて、面会を求めようとしたが、中国側の歩哨が拒否した態度で、交渉中、中国側は拳銃を発射して事件を惹き起した。これに加えて、衝突中、日本軍が中国軍の重圍に陥り、多数の死傷者がでた。また、満鉄交渉局の報告には、日本人の死体には、頭部や顔面部が銃剣や棍棒などで打砕かれ、侮辱された痕跡が残っていたという内容のものもあった。

一方、中国側の報告については、事件が発生した翌日の一四日、北京政府外交部奉天特派員の馬廷亮が報告を外交部に急電で送った。<sup>243</sup>同日、奉天督軍の張作霖と、幫弁奉天軍務の馮德麟も北京外交部に急電を發している。<sup>244</sup>

<sup>238</sup> 八月一四日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、第三二号、『文書五年』五九二頁。

<sup>239</sup> 八月一六日、齊藤公使館附武官より上原参謀総長宛て、支極秘三二、『文書五年』五九九頁。

<sup>240</sup> 八月一七日、白仁武関東都督府民政長官より幣原外務次官宛て、公第一二四〇号、『文書五年』六〇一頁。

<sup>241</sup> 八月一八日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣宛て、第三四三号、『文書五年』六〇四頁。

<sup>242</sup> 大阪朝日新聞朝刊、一九一六年八月一七日、一頁。

<sup>243</sup> 十三日午後六鐘許、日本商人與二十八師兵、因口角爭執將日本人毆打、駐遼日兵遽然出隊、闖入裕勝當駐兵院内、兩造互相開槍攻撃、共計日本軍隊死七人、二十八師兵死四人、受傷者三、四人、華兵已由張司令帶去、日本死尸經靖縣知事檢驗后、昇回日營。現日本軍隊將靖縣知事及商會趙經理均留日營、街市隨時彈壓刻尚安。(訳文：一三日午後六時頃、日本人商人は二八師兵士の一人と喧嘩して毆打された。当地日本駐屯軍は直ちに出勤して裕勝當司令部に闖入した。両軍の衝突によって日本軍は七人が死亡した。二八師は四人が死亡、負傷者三、四人であった。中国兵は張司令に連れられて戻った。日本兵の死体は県知事靖兆鳳の確認検査を経て日本營に送られた。日本軍は靖知事と商會趙正栄經理を拘留し、市街が隨時の弾圧に面するが、未だに安定している。) 民国五年八月一四日、奉天特派員より外交部宛電「報告遼源縣中日兵衝突縣知事商會總理被日營扣留」『中華民國外交部檔案』03-33-012-01-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>244</sup> 本日上午六鐘許、日商于該處張司令海鵬所統之廿八師騎兵、因爭執該處日兵遽然出隊、闖入裕勝當司令部院

中国側の報告はともに、二八師兵士が日本人商人と口喧嘩し、当地の日本駐屯軍が突然武装して二八師司令部裕勝當に闖入したため、双方が攻撃するに至ったと事件の発端を報告している。言い換えれば、武装した日本の当地駐屯軍による闖入は、中国側にとって突然のことで、想定外であったと考えられる。このため、事件発生後に日中両軍の仲介役となった靖兆鳳県知事、趙正榮商会会長が、日本軍に抑留されたことも中国側にとって極めて理解し難いことであった。当然、日本側の報告にあるような日本人が包囲されたこと、死体が侮辱されたことなどは中国側にとって荒唐無稽であった。

八月一五日、日本の在北京公使館林権助公使は着任挨拶の際に、中国側の陳錦濤北京政府外交部総長と面会し、鄭家屯事件について両国の認識を交わした。<sup>245</sup>林公使によれば、日本軍が中国軍に包囲されていたので、救助のための関東都督府が当地に援軍を派遣した。これに対して陳総長は、事件の発端は日本人商人と中国兵士の間の単なる口喧嘩であったが、日本軍が突然中国側の司令部に闖入し、事件を起したのだと主張した。両国側の言い分が完全に食い違っていたことが分かる。

八月一六日、日本の（外務省）石井外務大臣は諸方面の情報が一致しないことを鑑み、酒匂秀一在鉄嶺領事代理に現地へ出張を命じ、事件の原因を明らかにするために正確な調査を実施するよう求めた。<sup>246</sup>

中国側も、八月二一日、外交部が公約科長の王鴻年を鄭家屯事件調査のため、急行列車で現地に派遣させた。<sup>247</sup>

八月二二日、鉄嶺領事代理である酒匂秀一は、事件についてかなり詳しい調査の報告をし、二八日に事件調査の復命書も石井外務大臣に提出した。

酒匂の調査報告は次の七部から成っており、あらゆる細部を含め、詳細に日本政府へ報告された（事件発生前の前兆、事件の発端、支那兵の発砲と我兵の応戦、休戦、在留邦人に対する支那地方官民の態度と我増派警察官の邦人保護、我増援軍隊の入鄭と同市の占領、

---

内、互相開槍攻撃。該知州等聞警當即冒險馳往攔阻，即各停止攻擊，彼此均有傷亡，刻聞日人將派大隊來遼，商民異常惶恐，請迅予核辦等情。當即飭交涉特派員與日領開始協商，并電致日公主嶺日本守備隊藤井司令官，請勿派兵赴遼，以安人心，一面派本署町野顧問一翻譯員趕赴遼源查詢確情。（訳文：本日午前六時頃、日本人商人は当地張海鵬司令が統率した二十八師騎兵の一人と喧嘩した。当地日本駐屯軍は直ちに出勤し、裕勝當司令部に闖入して両軍の銃撃を引き起こした。当地知事は危険を冒し、即時の調停を行った。これにより攻撃は止められた。日中両軍ともに死傷し、日本側の大隊の救援が来ると聞き、当地商民は非常に恐慌をきたしていたため、速やかに調査、交渉を依頼した。よって、交渉特派員を派遣し、日本側領事と協商しつつ、公主嶺の日本守備隊藤井司令官に人心を安定させるため、援軍を派遣しないよう打電した。同時に、当地の確実状況を調査するため本署の町野顧問と通訳一名を派遣した。）民国五年八月一四日、奉天督軍・幫辦奉天軍務より外交部宛電「報告遼源中日兵衝突縣知事商會總理被日營扣留日軍將派大隊來奉」『中華民國外交部檔案』

03-33-012-01-002、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>245</sup> 民国五年八月一九日、總長晤日本林公使問答「遼源中日兵衝突兩方面報告不同尚待調查」『中華民國外交部檔案』03-33-012-01-003、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>246</sup> 八月一六日、石井外務大臣より在鉄嶺酒匂領事代理宛て、第四〇号至急、『文書五年』五九七頁。

<sup>247</sup> 民国五年八月二一日、外交部より奉天督軍・奉天幫辦軍務・奉天特派員宛電、「派本部王科長鴻年調查遼案真相」『中華民國外交部檔案』03-33-012-01-027、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。八月二二日、在奉天矢田總領事代理より石井外務大臣あて、第三四九号、『文書五年』六〇八頁。

付録)。<sup>248</sup>

酒匂の報告によると、事件の発端は、前述の日本側の事件報告と同じく、吉本が中国兵とぶつかったために殴打されたことが原因であった。そして吉本からの申告を受けた川瀬は、鎮守使署に赴いたが不在だったため、直接二八師二八団司令部に向かった。歩哨は団長が不在であるため帰るよう伝えたが、川瀬は団長が故意に面会を避けたと考え守備隊の所に行き援助を求めた。川瀬は松尾中尉以下の護衛を伴い、再び二八団司令部に赴いた。そして門前の歩哨に何等抑制されることもなく、川瀬は司令部に入り団長室へ進んだ。室内で中国兵と交渉しているうちに、中国兵が先に拳銃を発砲して事件が勃発したようである。

また多数の死傷者を出した日本守備隊が、退却しつつ応戦したのに対して、中国側が追撃に追撃を重ね、さらに守備隊の東西南北の各隣接の家屋に宿営していた中国軍隊が合流して、日本守備隊を包囲したと報告している。

さらに死者については、一人の日本兵が休戦後守備隊営門側で中国側の兵に射撃され負傷し翌日死亡した他、一人が惨殺された。そして、川瀬は、この死者が死亡後に打撲傷を受けた形跡があると確認している。

一方中国側は、八月二三日、特派調査員の王鴻年より先に、謝祖元在鉄嶺交渉署長が事件についての調査報告を中国外交部へ提出した。<sup>249</sup>

謝交渉署長の調査報告によれば、この事件の発端は二つの出来事であった。一つは、吉本喜代吉が午後五時ごろ西大街において魚（或いは甜瓜）を買おうとした時に、値段について魚売の少年と口論になった。そこへ偶然通りかかった二八師第三營第十連の兵士の一人が、騒動の理由を尋ねたが、互いの言語が通じないためにさらなる衝突を引き起こした。そして通行人の仲裁により、その場の騒動は収まった。もう一つの発端は、吉本喜代吉が西大街を通行していた時に、中国軍兵士と接触したことから口論となったことである。

両軍の衝突について謝交渉署長の報告では、二十名の兵士を率いた松尾中尉が、川瀬巡查と共に（中国）師団長の居室に突然闖入したと伝えている。そしてそこで衛兵等がこれを阻止しようとした時に、日本側が刀で衛兵を切りつけ、また小銃で二名を射殺した。これが互いに射撃することになった事情だとしている。

調査報告にある知事の見撃情報では、日本人の死者計一二名は、いずれも赤毛布で包まれ庭に並べられていた。翌々日の一五日、死体が臭気を放つことから、井川隊長は知事と相談し、急遽死体を焼くことに決めた。そのため、知事は車両を準備し、薪二車を購入し

<sup>248</sup> 八月二日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、『文書五年』六二七～六四〇頁。

<sup>249</sup> 民国五年八月二四日、奉天特派員より外交部函「報告日軍不法行動并函送鐵嶺交渉局長調査情形報告書」『中華民国外交部檔案』03-33-012-02-003、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。八月二三日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、機密公第一六七号、『文書五年』六一一～六一八頁。

て送った。

謝交渉署長の調査報告では、中国側が包囲したことについては言及していない。

九月四日、中国外交部特派調査委員である王鴻年は事件調査を終え、帰途酒匂鉄嶺領事代理と会見し、事件の真相について、双方の意見を交わしている。

川瀬巡査は当初より中国側に対して極めて強硬な態度を取っており、中国側から嫌悪されていた。また事件発生時、中国側の二八師団長が不在だったことが事実として双方で確認された。しかし、中国軍が包囲して攻撃したことについては、酒匂は当時中国軍隊の宿舎は守備隊の四圍に散在して隣接していたと認めたが、発砲したことについては、守備隊の外壁に弾痕が残っているのを否認できないと主張した。また王鴻年の調査では、事件発生後、中国軍の宿営する営舎を提供した当地の商人たちを日本憲兵が抑留し、顔面その他を殴打し負傷させたことが明らかとなったが、このことについても酒匂は事実として認めた。

中国外交部は王鴻年の実地調査を根拠に、日本側の報告書に対して以下のような反駁意見を提出した。

- (一) 何レカ先ニ手出セシヤハ支那側ハ川瀬先ツ斬附ケタリト云ヒ要スルニ不明ナリ
- (二) 支那兵宿舎ノ關係上日本兵營包圍ノ形トナリタルモ包圍セルモノトハ認メ難シ
- (三) 虐殺又ハ死体侮辱ノ事實ハ其証ナキノミナラス当時ノ状況ヨリ判断スルモ事實ト認メ難シ
- (四) 二十七師兵ノ宿舎ノ主人日本軍隊ニ拘禁セラレ革様ノモノニテ殴打セラレタリトノコトニテ顔面ニ負傷シ居レルカ同人ノ自白ニ依レハ二十七師兵モ発砲シタリトノコトナルモ右自白ノ如キハ信ヲ措キ難シト思考シ<sup>250</sup>

さらに王鴻年の調査によれば、川瀬巡査が最初に鎮守使公署へ董吉慶参謀長（前遼源知州）を訪ねた際、実は董は在宅であったものの食事中のため、陳参謀を面会に行かせたという。川瀬は陳に日本人が中国兵に殴打され、負傷させられたことを告げて、すぐに立ち去った。陳からこのことを聞いた董は、二八師は従来 of 巡防兵と違って、川瀬が従来のように、中国兵舎に行つて強硬な態度をとつて何か不意なことを引き起こすのではと懸念した。そこで、治療費等を支出する決定を下し、知事に伝えた。そして川瀬が知事公署に行くまで対応を待つことにした。しかし、後に王鴻年が確認したところでは、川瀬は知事公署に行かずに直接二八師団の駐屯地へ赴き、武装した日本兵とともに、団長の居室に闖入

<sup>250</sup> 民国五年九月一六日、外交部より駐日本章公使宛電「密示王科長報告及與日使交渉情形」『中華民国外交部檔案』03-33-013-01-046、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。九月五日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三九七号、『文書五年』六五七頁。

して事件を引き起こしたことが明らかにされた。

前述の日中両国の三人による事件についての報告をまとめると、事件の発端は、吉本と二八師兵士との喧嘩だというのが共通の認識である。ただ、喧嘩の原因については、日本側ははっきりしなかったのに対し、中国側は魚の値段もしくは街の混雑が事件を誘発したと伝えている。そして両国のどちら側が先に手を出したのかについては、日本側は川瀬巡査が団長室に入って中国兵士と交渉しているうちに中国兵が銃を発射したと主張するのに対して、中国側は川瀬が衛兵を切りつけたことに起因するとしている。また中国軍が日本軍を包囲して攻撃したことについては、酒匂領事も当時中国軍隊の宿舎は守備隊の四囲に散在して隣接していたと認めている。

このように比較してみると、中国側の報告は具体的であるのに対して、日本側の報告はやや曖昧で何かを隠蔽している印象を拭えない。特に酒匂領事の調査が事実だとすれば、川瀬が当地の日本駐屯軍とともに再び二八師司令部に赴いた際に、衛兵から何も抑制されないまま団長室に入ったことは、極めて非現実的である。そもそも川瀬が最初に司令部を訪れた時、衛兵にはっきりと拒絶されたことが、彼が駐屯軍の援助を求めるきっかけとなった。このことを踏まえると、川瀬が二度目に駐屯軍と司令部を訪れた際、衛兵が何の抑制もしなかったとは想像し難い。なぜ今回、衛兵は川瀬らを抑制しなかったのだろうか。

また日本軍が包囲されたことについても、酒匂の報告では、中国軍兵營が日本守備隊の周りに散在して隣接していたとしながら、包囲されたと譲らないことも、整合性があるとは言えない。当地に駐屯する中国軍は二七師、二八師の二個師団で、日本守備隊はわずかの約六〇人であった。もし包囲、攻撃されたのが事実であれば、県知事の仲介により攻撃を停止する前に、守備隊は全滅していたかもしれない。当時の中国側の状況に基づいて、冷静に考えてみても、中国軍が日本軍を包囲して攻撃する意識もなく、またその必要もない。

いったい事件の真相はどうだったのだろうか。なぜ中国側は川瀬が衛兵を切りつけたと主張したのか、なぜ日本側はこれについて何も反論しなかったのだろうか。

そこで、この三人による調査報告の前にあった、もう一人の報告を見てみたい。八月一日、事件の状況について、張作霖奉天督軍と馮德麟幫弁は、北京政府に電報で報告をした。<sup>251</sup>

<sup>251</sup> 此次中日兵士衝突情形經於願日電陳在案，茲據駐遼參謀梁序芳、洮遼鎮署參謀長董吉慶、遼源縣知事靖兆鳳銑電查報肇事情形略稱：查此案起原確情係因八月十三日晚四鐘有中國兵士向日商濟本喜代吉在西街魚市因挨擠口角爭毆，該日商報由日警河瀨至遼源西大街裕勝當院內尋釁，我楊團長經岡兵攔阻。河瀨即於四鐘帶日軍隊二十餘名身帶軍裝，闖入裕勝當院內，先將岡兵砍斷臂膊，并向二十八師兵士住屋開槍猛擊。旅團長均出街查看地勢，屋內住兵五人還擊。鳳聞警親往解散、查驗。裕勝當屋內院內有二十八師兵士死尸四具、日兵死尸六具、街中有行路中國人死尸一具、均係供槍傷誤死。復驗得裕勝當屋內二十八師兵受刀傷一名、日兵受槍傷十一名、是夜晚日兵因傷死三名、十四日又死二名、二十八師亡兵盛殮浮屠，日兵尸身擡送日營，由隊長於刪日大葬。張旅長、楊團長現住遼街外迤北一區，蔡團長暫紮由山赴懷德一路。謹陳等語理合據情電陳敬祈鑒核張作霖馮德麟洽



この報告は張作霖奉天督軍、馮德麟幫弁の名義で北京政府に打電されたものだが、これは当地駐屯の参謀梁序芳と洮遼鎮署参謀長董吉慶、遼源縣知事靖兆鳳の三人による調査報告である。この三人は当地の官僚であり、同時に事件の仲介役としての役割も果たした。三人の調査によると、事件の発端は魚市の混雑が原因で吉本が二八師兵士と喧嘩したことにあったという。そして、川瀬が二度目に日本駐屯軍を伴って司令部に到着した際に、衛兵の手を切りつけたことから両軍の衝突となったと伝えている。勿論、これも単なる中国側の調査報告にすぎず、その信憑性については疑いの余地があるかもしれない。しかしながら、この報告は事件の現場にいた仲介役、言い換えれば当事者であった三人によるものであり、その内容と中国側の事件調査報告とが概ね一致することから、事件の真相を把握するうえで、重要な参考になると考えられる。

実際にはこの鄭家屯事件は、日本の対華二十一か条要求を提出して以来の日本の大隈内閣による強硬な対華政策を背景に発生したことで、この強硬な対華政策は日本の政界で大きな問題とされた。そしてこの事件が大隈内閣崩壊の一因となり、やむなく退陣するに至ったのである。当時、大隈内閣の失政を以て内閣崩壊を策した後藤新平の腹心ある西原亀三が、当時中国にかかわる実情調査の文書を収集して政界有力者に配布した。<sup>252</sup>この中の三つ目の文書が「満蒙における革命軍並宗社党と日本軍及日本人の関係、附鄭家屯事件の真相」という文書である。西原の日記<sup>253</sup>によれば、この文書の原本は中野二郎<sup>254</sup>の实地視

---

(訳文：今回の日中兵衝突の状況は願日の電報により既に報告した。茲に駐遼の参謀梁序芳、洮遼鎮守署参謀長董吉慶、遼源縣知事靖兆鳳の銃電による事件の状況の報告によると、この事件は八月一三日午後四時頃中国兵士が日本人商人濟本喜代吉と西街の魚市で混み合ったため引き起こされた。該日本人商人は巡査川瀬に申告し、川瀬が遼源西大街裕勝當に入ろうとしたが、歩哨に阻止された。四時頃、川瀬は当地駐屯軍二〇余名を率い、軍服のまま裕勝當の中に闖入し、歩哨の腕を切断して二八師兵士の部屋に向かって猛撃した。旅団長は地勢の調査に出かけていたため、部屋の中にいる兵士五人が反撃した。当地知事靖兆鳳は事件勃発の情報に接すると直ちに現場に行き調停、調査を行った。裕勝當の中に二八師四人の死屍を残し、日本兵の死屍六人、街中中国人の死屍一人、ともに銃撃で死亡した。この他、裕勝當の部屋の中で二八師兵士一人が刀傷を負い、日本人兵士一名が銃傷を負った。当夜日本人兵士は重傷で三名死亡、翌日の一四日、また二名が死亡した。死亡した二八師の兵士は柩に納め、仮埋葬したのに対して、日本人兵士の死体は日本守備隊營に送られ、隊長が即日葬儀を行った。張旅長楊団長は今現在当地街の外北一区、蔡団長は暫く由山から懷德一帶に駐箭している。) 民国五年八月一日、奉天督軍・奉天幫辦軍務より外交部宛電「據情電陳肇事情形暨我軍現駐地點」『中華民國外交部檔案』03-33-012-01-021、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>252</sup> 栗原健「第一次・第二次満蒙独立運動」『國際政治』一九五八(六)、六二頁、同氏『対満蒙政策史の一面』(原書房、一九六六年)、一六〇頁。

<sup>253</sup> 山本四郎編、『西原亀三日記』同朋舎、一九八三年、一三六頁。

<sup>254</sup> 中野二郎(一八六四～一九二六年)、号は天門、旧会津藩士中野喜通の次男、元治元年会津若松に生る。年少にして東京に登り、岡千仞の門に入って漢籍を修め、次いで東京師範学校に入り、業を卒へて府下の小学校教員となったが、夙に大陸雄飛せんとする志あり、明治一七年上海に渡航し東洋学館に投じ、幾くもなくして転じて福州に赴いた。清仏戦争の時、哥老会の徒と提携して中国改造の旗を挙げたが、画餅に帰した。ついで荒尾精の漢口楽善堂に入った。玄洋社の志士の上海への留学に努めた。明治二六年札幌の北門新報社記者となり、後社長に任じた。日清戦争後三國干渉によって遼東還附のことが起きると、一転して対露政策に心血を濺ぎ、二八年札幌に露語研究会を設立して有為の士を養成するに努めた。晩年、楽善堂以来の理想たる中国を積年の弊政より救って日中提携の大抱負に努力を重ねたが、中国における排日運動などにより意のごとくならなかった。大正六、七年の頃セミヨフ援助の為に奔走し、本野一郎、後藤新平らに謀って画策したが、また蹉跌した。大正一〇年脳溢血に罹り、昭和二年二月一四日伊豆伊東に歿した。(黒龍会編『東亜先覚志士伝記』(下)、原書房、一九六六年、三五三～三五四頁)

察報告によるものようだ。

この文書の信憑性について、一九一七（大正六）年七月二九議会で、尾崎行雄が後藤内相を攻撃した材料として取り上げ、「満蒙日本軍隊及人民の挙動に関する件の記述せるものにて、その内容は支那新聞素他に掲載せられしものを捏造したるものなり」と発言している。これに対して、西原は、これらが決して捏造したものでもなく、誇張して針小棒大に伝えたものでもなく、確かな筋による現地調査であって、当時としてこれ以上正確な情報は得られなかったと弁解している。<sup>255</sup>ここでは、この文書と前述の本文の分析とを照らし合わせて、事件の真相に迫りたい。

### 鄭家屯事件ノ真相

同事件ハ実ニ些々タル事実ニ原因セルモノニシテ、始メ在住日本人ガ支那人魚商ノ三拾錢ト唱フル魚類ヲ拾錢ニセヨト称シ、半強奪セントセルニ胚胎シ（此ノ手段ハ曩ニ朝鮮ニテ慣行シ、現時満州ニテ邦人ノ慣行セル手段ナリ）、偶々傍觀セル支那兵憤慨シ、遂ニ邦人ト支那兵トノ間ニ争論ヲ生ジ、延テ相互乱打セルニ至リ、邦人ハ擦過傷ヲ被リシニ依リ、直ニ之ヲ日本巡査川瀬某ニ訴ヘタルヲ以テ、川瀬巡査ハ直ニ兵營ニ至リ、犯人ヲ捕ヘントシ、茲コ亦門衛トノ争論ヲ生ジ、川瀬巡査ハ其目的ノ達スル能ハザルヲ見ルヤ、日本守備隊ニ応援ヲ求ムルニ至リ、遂ニ松尾中尉ハ兵士十余名ヲ率ヒ、支那兵營ニ迫リ、隊長ト面談センコトヲ求メタルニヨリ、支那兵營ヨリ把長（曹長ニ相当ス）出デ来リ、其来意ヲ問ヒシニ、曩ノ事実ヲ以テセルニ依リ、支那把長ハ答テ曰ク、茲処ハ陣營ニシテ恟ル事件ヲ尋問スル処ニ非ズ、宜シク事ヲ知県ニ依リ調査セラルルヲ正当ナ順序トス、從テ隊長面談ノ要ナシト、拒絶セルヨリ其間言語ノ不通行違ヨリセル乎、松尾中尉ハ突然ニ軍刀ヲ以テ該支那把長ノ右手ヲ切断セルニ至リ、茲ニ双方銃火ヲ交ユルニ至レルナリ。是レ所謂鄭家屯事件ノ原因ナリトス。其後日本守備隊ハ遼源知県事並ニ商務總會々頭ヲ拘置シテ、数日間帰宅セシメズ、一面其守備隊ヲ増置シ、更ニ支那兵ヲ三清里ノ地ニ退去セシムル等ノ手段ヲ講ジタル等是其真相ナリトス。<sup>256</sup>

この西原の自伝に記された事件に関する文書によると、事件の発端は、吉本中国人が営む魚屋で、三〇銭と言われた魚を一〇銭で購入しようとしたことによるようだ。更に当時は中国在住の日本人による半強奪行為が常態化していたことも指摘している。また両軍の衝突については、日本側の松尾中尉が突然軍刀で中国把長の右手を切断したことによることが明記されている。

この文書を前述の中国側の報告と合わせて考えれば、吉本が三〇銭の魚を一〇銭で買お

<sup>255</sup>北村敬直編、西原亀三『夢の七十余年』平凡社、一九六五年、八八頁。

<sup>256</sup>北村敬直編、西原亀三『夢の七十余年』平凡社、一九六五年、一一二頁。

うとしたことが事件の発端であるとみて恐らく間違いないであろう。そして川瀬巡査が当初より中国側に対して極めて強硬な態度をとり、二八師司令部を訪れて拒絶され、そして当地に駐屯する日本軍の援助を求めた。強い軍事力を率いて川瀬が再び司令部を訪れた際に、衛兵の右手を切りつけたことで、両軍の衝突が勃発した。このような記録は、前述の中国の事件調査の報告と照合すれば、両者は概して齟齬無く合致している。

さらに、事件発生後の一月三〇日、在鄭家屯岩村成允分館主任は本野一郎外務大臣宛に次のような「鄭家屯在留邦人ニ対スル論達ノ件」を送っている。

(前略) 当地(鄭家屯)ニ人込ミタル邦人ノ多クハ、南満州鉄道沿線ニ於ケル失敗者又ハ落伍者ニシテ「モルヒネ」「コカイン」等禁制品ノ密売ヲ為シ、又ハ牛馬其ノ他ノ臓品ヲ故買シ、又ハ支那人ノ古証券ヲ買取り、債務者ヲ威喝シテ多額ノ元利金ヲ徴スル等不法ノ利ヲ貪リツツアリシモ、鉄嶺領事館ヨリ一、二名ノ巡査ヲ派遣シ居リタルノミナリシ、以テ其ノ取締十分ナラズ、随テ一般ニ生活ハ放縱ニ流レ、謙讓ノ念ニ乏シク邦人相嫉シテ、成功者ヲ陥シ或ハ党派ヲ結ビテ互ニ軋轢シ、或ハ飲酒度ニ過ギ酩酊ノ結果行人ヲ傷害シ、或ハ故ナク支那人ヲ殴打シ侮辱スル等我法令ノ存在ヲ忘レ居ルガ如ク、帝国臣民タル体面ヲ傷ケ、日支国交上ニ悪影響ヲ及ボス事多キ<sup>257</sup>

岩村副領事は鄭家屯赴任の途次、在奉天領事館及び在鉄嶺領事館に立寄り事務打ち合わせを行った際に、鄭家屯在留民間の軋轢が甚だしく、種々の注意をせざるを得ないとの提議を聞いた。そして着任後、取り調べた当地状況の報告である。従って史料の信憑性は極めて高いと思われる。同報告によると、鄭家屯当地に駐留する日本人の多くは、南満州鉄道沿線の「失敗者」又は「落伍者」であり、当時彼等は禁制品の密売、動物の臓品の売買、古証券の買い取りや高利貸しなどの仕事に従事し、不法の利を貪っていた。そして彼等を取締まるため、鉄嶺領事館から巡査が派遣された。しかしながら、巡査は生活に放縱し、党派を結んで日本人同士を対立させ、更には酒に酔い通行人を傷害し、故なく中国人を殴打、侮辱したことも多々あったようである。これは帝国臣民の体面を傷つけると同時に一方、日中両国の国交にも悪い影響をもたらすと伝えている。

この報告と事件発生前後の当地巡査川瀬の強硬な態度、及び日本軍の行動を合わせて考えても、中国側の事件調査の報告はより事件の真相に近いと考えられる。しかしながら、このような報告の一致があるにもかかわらず、事件発生後、現地の日本駐屯軍は中国兵に包囲されたものとして処理された。そして、これに対し日本陸軍および関東都督府が極めて強硬な対応をとったのである。

<sup>257</sup> 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、一九九七年、第一二巻七一頁。

## 第二節 事件発生後の関東都督府による対応

事件が発生した翌日八月一四日、関東都督府の西川虎次郎参謀長は鄭家屯増援のため騎兵二中隊を同地に急派させた。<sup>258</sup>同時に、中国軍による包囲攻撃で日本駐屯軍から多数の死傷者が出たことから、四平街・鄭家屯の間に軍用電線の架設が必要であるため、陸軍省からの認可を早急に得るよう、西川参謀長は田中義一参謀次長に要請した。

同日、中村覚関東都督は、中国兵が朝の時点で未だ包囲しているという理由で、防戦のために公主嶺の騎兵連隊を急派するための承認を、上原参謀総長に要請した。この直前に、鉄嶺歩兵の内、一大隊を増援派遣することの許可が先に下りた。

一五日になると、鄭家屯に増援するため、日本軍は歩兵一個大隊、関原、昌図、四平街各守備隊より各一個小隊、公主嶺騎兵隊より一個中隊を出動させた。

このように日本側の情報によると事件発生の日一四日までの間に、鄭家屯の日本駐屯軍はまだ中国兵に包囲されていたため、周辺地域からの増援部隊が次々に送られていった。しかし後の酒匂領事の調査報告によれば、事件が発生した当日の六時二〇分に、派遣隊の井上隊長が提出した二つの休戦条件<sup>259</sup>を中国側が承諾したことにより、六時四〇分以降双方はすでに休戦状態に入っていたという。そして第二八師及び第二七師兵は、当日の夜、鄭家屯市街より撤退した。なお、日本軍増援軍隊が一六日午後七時ごろに到着するまで、井上大尉は靖兆鳳知事、董参謀長、商務会総理趙正栄を人質として捕えていた。

中国軍隊は休戦条件に沿って当日の夜すでに鄭家屯より撤退していた。しかしながら、日本側はまだ増援軍隊を次々に出動させた。一五日、日本側北京公使館の林公使は着任挨拶のため、陳外交総長を訪問し、懇談した。その際陳は、戦闘がすでに停止したにもかかわらず日本側が未だ救援隊を派遣していることを指摘し、両軍が衝突する事態を避けるため、日本側にさらなる前進を見合わせるよう求めた。林は日中双方の情報が一致しないので、真相を取り調べるよう奉天領事館に指令を出した。<sup>260</sup>

一六日に在奉天矢田七太郎総領事代理が領事館館員を通して張作霖に確認した結果によると、事件発生当時、張は直ちに二八師に引揚げの命令を下していた。したがって、遅くとも八月一四日朝までには康平県にすべて引揚げたはずである。また、二七師も作為的な衝突を避けるため鄭家屯の北方三支里にある楊家庄子への引き上げを命じた。そのため、

<sup>258</sup> 八月一四日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、第三四号、「文書五年」五九三頁。

<sup>259</sup> 一、第二十八師は直ちに銃火を収め鄭家屯市外に退くへしまた第二十七師兵は本件戦闘には参加せざるも兎に角乱暴の嫌あり成るべく退去せしむるに努へし、二、向後鄭家屯の治安維持は呉統領部下の軍隊及巡警を以て之に当らしむること。(八月二八日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、『文書五年』六三八頁。)

<sup>260</sup> 民国五年八月一九日、總長晤日本林公使問答「遼源中日兵衝突兩方面報告不同尚待調査」『中華民国外交部檔案』03-33-012-01-003、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。八月一六日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三二八号、『文書五年』五九七頁。

日本軍には何等危険が及ばなかったと、責任をもって誓うと林公使に報告している。<sup>261</sup>

中国軍の撤退にもかかわらず、日本の増援軍は既定の増援方針通り、一六日午後七時に、騎兵隊が鄭家屯市街に入り、歩兵大部隊も一八日午後三時に到着した。

一九日の中国側の報告によると、旧四平街の西方に、日本軍の大きな車十台余りが見え、各車に皆日本郵便局の工夫三五名または六七名を随伴していた。更に、陸軍将校が後方で監督し、一週間内に軍用電線の架設が終了すると見込まれた。<sup>262</sup>実は、二二日の『東京朝日新聞』の記事によると、この電信線は二一日にすでに竣工され、同日には開通していた。

263

二一日、午前八時、日本の松村連隊長は、董参謀長及び靖知事を招致し、下記の要求を現地中国側に出した。

一、鄭家屯及其ノ附近ニアル支那軍隊ノ全部ヲ同日午後一時迄ニ当地ヲ距ル三十支里外ニ撤退セシムヘシ

一、鄭家屯及同地ト四平街間沿道三十支里以内ニ支那兵ノ立入ルコトヲ許サス

一、市内ノ保安ハ従来ノ通知事ニ於テ責ヲ負フヘシ

一、右保証トシテ人質三名ヲ本隊ニ差出スヘシ<sup>264</sup>

さらにこの条件を承諾するまで、日本軍隊は自由に行動すると宣言した。なお、商団は従来兵士と同様に看做されていたので、撤退を要求したが、靖知事と董参謀長は商団が戦闘力ないと述べ強く請願した結果、広徳魁、北大營からの外出を許可しないという条件つきで、承認した。

このような要求に対して、靖知事と董参謀長は商議を通して、当日一一時に全て応諾した。同時に、董参謀長は李副官を、靖知事は長男靖子障を、趙正栄商務会総理は自身をそれぞれ人質として、日本軍隊に拘束された。中国側軍隊も全て集合し撤退を始めた。そしてその代わりに、日本軍は当地の各軍衙、知県衙門を包囲、占領した。ここにおいて鄭家屯は事実上、日本軍隊に占領された。

かかる強硬な軍事行動とともに、同日二一日、八面城に駐屯する日本軍も同じく当地の中国軍隊及び中国官憲に次のような通牒を突きつけた。

<sup>261</sup> 八月一六日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三二八号、『文書五年』五九七頁。

<sup>262</sup> 八月二三日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、機密公第一六七号、『文書五年』六一八頁。

<sup>263</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一六年八月二二日、二頁。

<sup>264</sup> 民国五年八月二四日、奉天督軍・奉天幫辦軍務より外交部宛電「日軍行動不法請迅向日使交渉」『中華民国外交部檔案』03-33-012-02-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。八月二八日、在鉄嶺酒匂領事代理より石井外務大臣あて、機密第五七号、『文書五年』六四〇頁。

#### 支那軍隊之興フル通牒

- 一、日本軍ハ支那軍ト鄭家屯ニ於テ交戦中ナリ
- 二、支那軍隊ハ速ニ八面城ヲ退去スヘシ  
但シ退去ノ為ニハ三時間ノ猶予ヲ与フ
- 三、退去区域ハ四平街—鄭家屯間道路ノ兩側各三十清里トス
- 四、退去ヲ肯ンセサルニ於テハ武力ヲ以テ撃退ス

大正五年八月二十一日 在八面城大日本守備隊長佐藤

#### 八面城支那地方官憲ニ与フル通牒

- 一、別紙ノ如ク支那軍隊ニ退去ヲ命ス
- 二、各官憲ハ各其管轄スル所ノ部下並地方人民一般ニ布達シ且之ヲ公示スヘシ
- 三、各官憲ハ各其管轄スル区域中退去区域内ニ支那兵ヲ入ラシムルヲ嚴禁ス  
若シ之ヲ犯ストキハ嚴罰ニ処スヘシ

大正五年八月二十一日 在八面城大日本守備隊長佐藤<sup>265</sup>

日本軍のこのような強硬な行動に関して、奉天特派員の馬廷亮が北京外交部に打電し、両国の国交が断絶していないのに、日本軍がなぜこのような強硬な要求を押しつけるのか、速やかに在北京日本公使と交渉するよう要求の撤回を求めた。また、日本の章宗祥公使に訓令を發し、日本政府に抗議するよう要望した。

八月二四日、在日本章宗祥中国公使は石井外務大臣を訪問し、両国関係がようやく改善しつつある時期に、両国軍隊の衝突が起こったことに対して、極めて遺憾の意を述べると同時に、先述したような日本軍の強硬な行動に対して抗議した。

同月の二四日、在北京林公使も、日本側が出動させた軍隊の行動について、今回の事件に出動した軍隊の任務は、包圍された我が軍隊の救助以外のほかに何の目的があるかという疑問を呈した<sup>266</sup>

<sup>265</sup> 民国五年八月二九日、奉天特派員より外交部公函「報告交渉詳情請商日使電章使請撤日軍」『中華民國外交部檔案』03-33-012-02-030、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所藏。與支那軍隊之通牒：一、日本軍與支那均現已在鄭家屯交戦中；二、支那軍隊從速退去八面城但與退去之事件為三小時；三、退去區域為四平街與鄭家屯道路之兩邊各三十里；四、若不肯退去時即以武力撃退。與八面城中國地方官憲通牒：一、如前所載令支那軍隊退去；二、各官憲布達各其所管轄之部下并一般地方人民且公示之；三、各官憲個於其管轄之區域中退去區域內嚴禁中國兵進來、若違犯之時處以嚴罰。

<sup>266</sup> 八月二三日、關東都督發在奉天總領事宛電報ニ抛レハ、鄭家屯事件ニ關シ關東都督ハ出先軍隊ヨリ其ノ任務遂行ノ必要上、支那軍隊ニ對シ沿道ヨリ三十支里以外ノ地ニ撤退スル様要求シタル旨報告ニ接シタル所、右ハ機宜ノ措置トシテ同都督ニ於テ之ヲ是認セリトノコトナルカ、今回ノ事件ニ關シ出動セル軍隊ノ任務ハ、被包圍我軍隊ノ救助以外、他ニ何等ノ目的ナキ次第ト承知セラルル処、前記關東都督ノ言ニ抛レハ、出先軍隊ハ右以外何等カノ任務ヲ有スルヤニモ解セラレ、我軍隊其後ノ行動ニ關シテハ、本使ニ於テ聊カ解シ兼ヌル点ナキニアラス、關東都督ノ所謂我軍隊ノ任務トハ如何ナル任務ヲ指ス次第ナリヤ、將又ワレ出動軍隊ノ任務カ單ニ被包圍軍隊ノ救助ニアリトセハ、沿道ヨリ三十支里以外ニ支那軍隊ノ撤退ヲ求メタル行動ハ、果タシテ其ノ任

ここからも分かるように、中国軍隊が沿道三十支里以外の地に撤退を要求したことは、実は関東都督からの指示であり、機宜を得た措置として納得できる。しかし軍隊が出動した唯一の目的は、あくまでも包囲された日本派遣隊を救出するというものであった。林は、日本軍のこのような強硬な行動が、単に派遣隊の救助を目的としたものだとなれば、明らかに必要以上の行動だと認識し、軍隊の任務について関東都督に説明を求めた。

しかし陸軍の強硬且つ必要以上の行動は、実はこれだけではなく、二三日、中国外交部は林公使に、次のような日本軍の抑圧的な行動を中止するよう要請した。

- 一、日本軍隊ハ八面城地方官ニ目下軍事行動中ナル旨布告セムコトヲ強要シ
- 二、八面城四平街ニ於ケル支那警察駐在署ノ移転ヲ要求シ
- 三、以上ニヶ所ニ於ケル牛車ヲ徴發シ後公衆電報ヲ差止め
- 四、遼源県ニハ統領鎮守使公署及第四団隊第三營ノ兵舎ヲ占領セムト強要セル<sup>267</sup>

この要請によると、二三日午前八時に日本軍への引渡しを強要したので、中国側の軍隊はやむを得ず彰武へ移駐することとなった。この中国側から提示された情報について、林公使は矢田在奉天総領事の調査内容を受けて、最終的に事実として確認した。

日本軍のこのような強硬な事件への対応を背景にして、八月三〇日、中村関東都督は外務省に事件の善後策の案<sup>268</sup>を提出した。

中村関東都督が提出したこの善後処分案は、前述の日本政府閣議で決定した正式な解決案と比べて、一か条少ない。しかし内容からみれば、勝るとも劣らないほど、甚だ厳しい内容であった。

中村の処分案では、その要求事項中の第一（項）、第二（項）について、日本側は実行済みの事実問題として扱っており、今回の交渉時に中国政府の公認を得ればよいとの認識だ

---

務ノ遂行上、必要已ムヘカラザリシ次第ナリヤ、本件ハ目下当地各方面ニ於テ論議ノ焦点トナリ居ルニ鑑ミ、自然本使ニ於テ説明上軍隊ノ任務ナル意味ニ付、関東都督ノ考篤ト承知シ置ク必要アルニ付、右本使ノ疑点関東都督へ御移牒ノ上、何等ノ説明ヲ徴セラレ御回電ヲ請う。（八月二四日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三六三号、『文書五年』六二二頁。）

<sup>267</sup> 八月二五日、在奉天矢田総領事代理より石井外務大臣あて、第三六四号、『文書五年』六二三頁。

- <sup>268</sup> 一、鄭家屯及四平街鄭家屯間ニ於テ我カ必要ト認ムル地点ニハ軍隊ヲ駐屯スルコトヲ公認セシムルコト  
駐屯軍隊ノ為必要ト認ムル地点ニ兵營鍊兵場射撃場等ヲ設置スルニ付之ニ要スル敷地ハ官有地ハ無償ニテ提供シ民有地ハ其買入又ハ借入ニ関シ支那官憲ニ於テ斡旋スルコト
- 二、南滿東蒙内ニ於テハ居留民保護ノ為必要ト認ムルトキハ我カ政府ハ何時如何ナル地点ニモ警察官ヲ配置スルヲ得ルコトヲ公認セシムルコト
- 三、四平街鄭家屯間ニ架設シタル電線ハ永久ニ之ヲ存置スルコト
- 四、今回ノ我カ死傷者ニ対シ支那官憲ヨリ相当ノ弔慰金及慰藉金ヲ贈与セシムルコト
- 五、今回ノ事件ニ責任アル第廿七師並ニ第廿八師ノ団長以下関係軍人ノ罷免責罰シ以テ謝罪ノ誠意ヲ表明セシムルコト
- 六、今回我カ軍隊ノ出動ニ関スル費用ヲ支那官憲ニ負担セシムルコト
- 七、南滿及東蒙ニ於ケル支那軍隊及警察署ニハ我政府ノ推薦スル教官ヲ聘用セシムルコト（八月三〇日、中村関東都督より石井外務大臣あて、機外第一〇八号、『文書五年』六四三頁。）

った。

実は中村が認識したこの「実行の事実」は、今回の事件を契機とする既述の陸軍、関東庁による事件発生後の対応だと理解して間違いないだろう。そしてその「事実」は、事件発生前に日本側が先駆けて実行したという理解でも相違ないだろう。そこで次節では、事件が発生する前の状況について考察する。

### 第三節 事件発生前の日本軍の行動と満蒙独立運動

一九一四（大正三）年八月一九日、福島安正関東都督より加藤高明外務大臣あてに、鄭家屯附近に於いて日本軍が中国巡查等の射撃を受けたことを伝える報告があった。報告によると、鉄嶺行軍隊は一七日午後二時に鄭家屯の東方一里半の地点で巡警及び現地住民の奇襲を受けた。そして日本軍であると証明を示したにもかかわらず、さらなる猛烈な射撃が続いたため、やむをえず反撃しこれを撃退した。この衝突事件で、日本側の準士官一人、卒一人、馬一頭が負傷し、中国側は一人が死亡、八人が負傷、馬二頭、小銃九を遺棄して逃走したという。<sup>269</sup>

この事件について、後の森田寛蔵在鉄嶺領事の調査によれば、当初中国側は、この事件は現地住民と馬賊との間の銃撃戦であり、日本部隊を標的としたものではないと述べていた。しかしながら、日本軍が日本国旗を掲げて日本の部隊であることを明示したにもかかわらず、旗手の兵士が銃撃され負傷したこと、またその直前に中国警官が、昼夜休憩中の同部隊と接触していたことから、日本軍であることを承知していたことなどの事実から、中国側が故意に日本軍を攻撃したのではないかと疑った。<sup>270</sup>

これに対して、中国外交部の曹汝霖次長は、なるべく奉天地方で事件を解決できるよう日置益公使と懇談した。外務部の孫宝琦総長も日本軍が鉄道付属地以外に駐屯することは条約上の根拠がないとして、速やかに撤退させるよう要求した。

しかし、二二日、加藤外務大臣は中国側が事情を理解していながら、故意に日本軍隊及び国旗に対して暴行を加え、日本兵士に重傷を負わせることは極めて重大な事態であると述べた。そして、中国側の巡查等は馬賊に応戦したのであって、日本軍に向けて発砲したのではないという中国の主張は遁辞にすぎず、このようなことを不問に附することは南満州における日本の立場から到底忍ぶことのできないことだと応答した。<sup>271</sup>

福島関東都督も、この事件は南満地方においてこれまで起こった諸小紛争と異なり、事態が頗る重大で、談判交渉時に、帝国の権威を畏敬すべきものだと中国官民に知らしめること

<sup>269</sup> 八月一九日、福島関東都督より加藤外務大臣あて、『文書三年』一八九頁。

<sup>270</sup> 九月一日、在鉄嶺森田領事より加藤外務大臣あて、機密第二四号、『文書三年』一九〇～一九五頁。

<sup>271</sup> 九月二二日、加藤外務大臣より在奉天落合総領事あて、政機密送第一一二号、『文書三年』一九八頁。



が最も肝要であると述べた。そして福島は、事件に直接関与した者の処罰、監督者の処分、負傷者に対する慰謝金の要求のほか、満蒙における日本人の居住権、不動産の所有権、鉱山採掘権など重要な利権の獲得を要求するよう加藤外務大臣に開陳した。<sup>272</sup>

後任の中村覚関東都督は、福島はこの意見を引き継ぎ、再び加藤外務大臣に対応を求めた。しかしながら、加藤は、福島の見解は全局面に亘る問題を扱っているため、鄭家屯事件が突発的な事件として到底勘案できないと回答した。<sup>273</sup>二二日、加藤は日本側の事件解決の要求条件<sup>274</sup>を落合謙太郎在奉天総領事に訓電した。そしてこの中で加藤は、直接関係する者の処罰、監督者の処分、負傷者に対する慰謝金を要求すべきという福島の見解を採用している。

この要求を解決条件として、日中両国の交渉が当年一一月に開始された。一方、事件発生直後に関東都督府より増援軍として派遣された一個中隊は、事件の鎮静化に伴って撤兵するはずであったが、実際は撤兵しておらず、そのまま現地に駐屯するようになっていた。これに対して、中国側は再三にわたって、日本軍が鉄道付属地外の鄭家屯に駐留することは法的根拠に乏しいと、撤退の要求をしたが、日本軍は応じなかった。このため、両国間の交渉も暗礁に乗り上げた。

翌年の一九一五（大正四）年一月一四日になると、日本は東三省当局に対して、事件の解決に関する交渉と日本軍の撤兵問題とは全く別の問題であると強く主張した。落合在奉天総領事も、日本軍に対する銃撃事件が中国側の警官の故意であったにしても、日本軍が鉄道付属地外の鄭家屯に駐留することは法的根拠に乏しいとし、日本軍の撤退に応じなければ交渉の妥結は難しいと加藤外相に意見を具申した。しかし加藤は応じようとしなかった。結局、日本軍の鄭家屯からの撤兵問題は遂に何等触れられることなく、二月二五日、中国側は関係者に対する処罰や日本側負傷者の慰謝料の支払いなどをする条件で交渉は妥結した。<sup>275</sup>

それ以後、一九一六（大正五）年八月一三日、鄭家屯事件が発生するまで、中国側は幾

<sup>272</sup> 九月一日、福島関東都督より加藤外務大臣あて、機外第一四〇号、『文書三年』一九七頁。

<sup>273</sup> これについて、島田俊彦は「それは加藤の示したひとつのポーズにすぎなかった。加藤外相は、一二月三日に日置益駐華公使を東京に呼んで、対華要求についての重大な訓令を与えた。訓令をたずさえて帰任した日置は、翌大正四年一月一八日、訓令全文を袁世凱に手渡した。これがいわゆる「対華二十一か条」の要求である。」（島田俊彦『関東軍在満陸軍の独走』中公新書81、中央公論社、一九七〇年、二七頁）

<sup>274</sup> 第一、暴行下手人タル巡警及土民ヲ嚴重処罰シ右巡警ノ直屬長官タル予備巡警郷長（孫佐臣）ヲ免官スルコト。第二、右巡警及予備巡警郷長ノ直屬長官タル予備巡警総長ヲ嚴重懲戒シ且其直屬長官タル関係知県知事ヲ嚴重戒飭スルコト、第三、右関係県知事ヨリ村民一般ニ対シ将来日本官民優遇ニ関スル告示ヲ為スコト。第四、支那政府ハ九月九日付機密第二九号本省宛森田領事来信所載両負傷者ニ対スル慰謝料トシテ金壹万貳千円（佐藤特務曹長九千円由井二等卒三千円ノ割合）ノ額ヲ支出スルコト。第五、左ノ声明ニ対シ文書ヲ以テ承認ノ旨回等スルコト、不幸ニシテ将来又々同様ノ事件発生シタル場合我方自ラ適当ト認ムル措置ヲ執ルノ已ムナキニ至ルヘキコト。第六、洮遼鎮守使呉俊陞ハ本件責任者トシテ免官又ハ更迭セシムルコト。（九月二二日、加藤外務大臣より在奉天落合総領事あて、政機密送第一一〇号、『文書三年』一九八～二〇〇頁）

<sup>275</sup> 井上勇一「在奉天総領事 落合謙太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五（五）、二五～二九頁、二〇一二年を参照。

度も日本軍の撤退を要求したが、日本側は終始応じなかった。さらに、在留邦人保護という理由で、在奉天領事館鄭家屯分館も設置するようになった。

まさに、先述した日本軍の鄭家屯駐屯に法的根拠がないことを十分に意識したうえで、在北京日本公使館の林公使は鄭家屯事件について、次のように述べている。「川瀬巡査が従来の慣行とは云いながら当該地方官憲に交渉することを為さず、直接軍隊に向かいて談判を試みんとし、剩え其の行動の頗る常軌を逸したるものある」と批判した。また、「本使の最も不審に堪えざるは、我外務省巡査が斯かる場合に於いて何等出兵を要求し得る権限無きに拘らず、守備隊長が軽々しく之に応じたる点」だとして、軍事力を背景に中国と交渉することの妥当性や「鄭家屯には我兵員を駐屯せしめ得る権利あるや否や甚だ疑わしき地方」と、そもそも鄭家屯に日本軍が進駐する法的根拠の有無を有ついても疑問を投げかけた。<sup>276</sup>

林公使のこのような疑問は陸軍や関東都督府も当然意識していたはずであった。にもかかわらず、なぜこのような強硬な態度をとり続けたのだろうか。この理由を探るため、当事件について、在奉天アメリカ総領事ハインツレーマン(P. S. Heintzleman)がアメリカ政府へ提出した報告をみてみよう<sup>277</sup>。

ハインツレーマンは鄭家屯事件が発生した後、この事件に関わる詳細な情報を収集し、八月一六日にアメリカ政府へ報告している。

この報告によると、事件の遠因としては、中国の内乱を利用したロシアが蒙古に勢力を確立しようとしており、このロシアの動きに刺激された日本が、満蒙に勢力を画定しようとし、蒙古人或いは清朝復活を狙う宗社党を援助したことにありと指摘している。また、日本の新聞が伝える原因とは異なり、直接の原因として、中国側が鄭家屯に駐屯する日本軍に対し、蒙古軍征伐の作戦上支障があるため一時撤退するよう要請したことが挙げられている。<sup>278</sup>

ハインツレーマンがこの事件の発端として挙げた遠因と直接の原因は、前述の日中両方の調査報告で、両者とも全く触れていなかったものである。彼が述べた、日本が蒙古人や宗社党を援助したことが事件の遠因であるとは、いったいどういうことなのだろうか。また、直接の原因として述べられた、中国にとって蒙古軍征伐の作戦上の支障があるとは、どういうことなのか。ここで鄭家屯事件が発生した背景を考察するため、辛亥革命後の満蒙独立運動<sup>279</sup>に関する先行研究をもとに事件が発生した背景をみてみよう。

<sup>276</sup> 八月一八日、在中国林公使より石井外務大臣あて、第七四四号、『文書五年』六〇四頁。井上勇一「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五(一二)、六二頁を参照。

<sup>277</sup> *U. S. F. R.*, 1917, pp. 241-257.

<sup>278</sup> *U. S. F. R.*, 1917, pp. 242. 岡俊孝「満蒙特殊権益と米国の対日外交：第一次大戦参戦前米国対日政策の一側面」『法と政治』一六(二)、一九七～一九八頁、一九六五年を参照。

<sup>279</sup> これについては以下の資料を参照、会田勉『川島浪速翁』大空社、一九九七年、二一四～二五七頁、栗原

辛亥革命勃発後の翌年二月、清王朝の復辟を断念した肅親王善耆は北京から脱出し、日本関東都督の庇護を受けた。そして川島浪速や一部の日本陸軍関係者等の支援を得て、満蒙独立運動を開始した。しかし、事前にその策略を察知した在奉天領事館の日本政府への報告によって、いわゆる第一次満蒙独立運動は瓦解した。

一九一五（大正四）年一二月、北京政府袁世凱が帝政を実施した。この状況に応じて、日本は対華政策もともなって調整した。翌年三月、大隈内閣は「支那目下の時局に対し帝国の執るべき政策」<sup>280</sup>を制定された。同政策によると、袁世凱の帝政実施により、権威は失墜し、民心は離反し、中国国内の不安定顕著となった。そこで、袁世凱が中国の権力圏内から逃れることを期して、「帝国ニ於ケル民間有志者ニシテ、袁氏排斥ヲ目的トスル支那人ノ活動ニ同情ヲ寄せ、金品ヲ融通セントスルモノアリ、政府ハ公然之奨励スルノ責任ヲ執ラサルト同時ニ、之ヲ黙認スルハ叙上ノ政策ニ適合スルモノナリ」という政策を執るようになった。

この閣議決定に従って大倉喜八郎が肅親王善耆に百万円を出して、満蒙独立運動を支持した。同時にこれが討袁策に利用された。川島浪速は蒙古の塩湖附近に大本営としていた蒙古騎馬隊の首領巴布札布（バボージャブ）に連絡し、肅親王善耆を中心する宗社党と結びついた。そこで、青柳勝敏（予備騎兵大尉）、また第一次運動の時から関係者である木沢暢（同歩兵大尉）、さらに新たに工兵大尉の軍職を去って加わった入江種矩らの協力を得て、第二次満蒙独立計画が企てられた。

この計画は、さらに大陸の政客として有力者であった柴四郎、松平康国、押川方義、大竹貫一、五百木良三らが同志として結束し内密に謀議したものであった。

一九一六（大正五）年一月下旬、青柳は肅親王の子・憲奎王とともに蒙古軍の本拠地へ先発した。そして、三月中旬ごろには木沢、入江らも大連に急行し、川島も本部を大連に置いた。一方、参謀本部では、総指揮者として土井市之進大佐を朝鮮経由で満州に派遣した。

この頃の関東都督府は福島安正に代って中村覚陸軍大将が就任した。中村都督は前述した日本政府の閣議を知るや、部下を在満各地の領事館ならびに軍憲のもとに派遣し、都督の内命として「排袁を目的とする本邦人の活動に対し其の取締りに手心致され度右は本月

---

健「第一次・第二次満蒙独立運動」『国際政治』一九五八（六）、五七頁、同氏『対満蒙政策史の一面』（原書房、一九六六年）一三九～一六〇頁、山本四郎「第二次満蒙挙事について」『奈良大学紀要』（一）、八七～九五頁、一九七二年、井上勇一「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』（一二）、一九八五年、中見立夫「“満蒙独立運動”という虚構と、その実像（特集 近代日本の外交）」、『近代日本研究』（二八）、七三～一〇六頁、二〇〇一年、同氏『「満蒙問題」の歴史的構図』（東京大学出版会、二〇一三年）、北村敬直編、西原亀三『夢の七十余年』平凡社、一〇八～一〇九頁、一九六五年。波多野勝『満蒙独立運動』PHP 研究所、二〇〇一年、小針彰彦『満蒙独立運動の研究』国立台湾師範大學歴史研究所碩士論文、一九八八年。

<sup>280</sup>外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻、四一八頁。栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、三六九～三七〇頁。

七日決定の閣議の趣旨に副ふ次第」であると伝えた。<sup>281</sup>

しかし、当年六月六日袁世凱が急死したため、事態が一変した。日本政府のいわゆる反袁工作も一切中止となった。対中国政策の調整で、日本政府内部の満蒙独立運動の支持者も僅かに留まった。これにも拘らず、中村関東都督は満蒙挙事が既定の方針として、着々と準備を取り進めた。

このような状況で、三〇〇〇名の巴布札布率いる蒙古騎軍は、青柳らの指揮下で計画通り、七月一日南満州を目指して南下東進を開始した。そして途中の七月二〇日過ぎ、突泉附近で呉俊陞の軍と衝突して敗戦したが、残存した勢力は続いて八月一〇日頃洮南付近に達した。さらに東河を渡った蒙古騎軍は、一四日には目的地である満鉄沿線の郭家店に到着し、夜襲によって旧市街を占領した。

この巴布札布軍の進攻を防ぐため、中国側は鄭家屯に巡防隊や二七師、二八師の中国軍隊を派遣して防戦した。鄭家屯事件はまさにこのような背景をもって勃発した。しかしながら、特殊部隊はそもそも蒙古騎軍に呼応して用意されたものであったが、日本政府の政策変更によってすぐさま解散を余儀なくされた。八月三〇日、川島浪速は郭家店に赴き、巴布札布軍を慰労して、事の次第を告げ、蒙古へ帰軍させることにした。第二次満蒙独立運動もついに失敗に終わることになった。

上述からもわかるように、鄭家屯事件は、事件そのものの動向というよりは、従来の日本の満蒙政策が大きく影響した、日本帝国拡大の分岐点であったと考えられる。この点からみると、ハインツレーマンの報告の中で指摘された事件の原因は、むしろ鄭家屯事件における要諦をつかんでいたとも言える。

## まとめ

以上、ここまでみてきたように、鄭家屯事件の実相、及び事件発生前後の日本側の行動と対応が明らかとなった。

まず事件の発端は、当地に在留する日本人の吉本が、中国人が営む魚屋で30銭の言い値に対して10銭しか支払わず、半ば強奪するかたちで購入しようとしたことによる。そしてそこに通りかかった中国兵士が憤慨し、事件へとなったことが明らかとなった。また、日本守備隊の松尾中尉が突然軍刀で中国軍門衛の右手を切断したことによって日中両軍の衝突が生じたこともと分かり、日本側が先に手を出したことが確認できた。

つぎに、事件発生後、中国軍に包囲された鄭家屯に駐屯する日本軍を救済する名目で、日本陸軍は多数の増援軍隊を派遣し、強硬な態度で軍用電線を架設した。そして、中国軍

<sup>281</sup> 栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、一四九頁。

を三〇里より遠方へ撤退させることや、日本の警察を駐在させること、鄭家屯当地の事実上の占領などを迫った。

最後に、この鄭家屯事件は、元来中国巡査による日本軍隊への射撃への対応を口実に日本軍が駐留したことから発生した。当地は鉄道付属地以外に位置するため、日本軍の駐留は初めから法的根拠に乏しいはずであった。にもかかわらず、日本陸軍と関東都督府は大隈内閣の対華政策の調整によって、満蒙独立運動を支持し、事件発生後に強硬な姿勢を持った。そして、事件をきっかけに満蒙における日本の特殊権益を得ようとしたが、日本政府の干渉によって、第二次満蒙独立運動は失敗に終わる。

以上が事件の顛末だと考えられるが、大隈内閣は八月二九日、日本側の酒匂領事による事件の調査報告書に基づき、事件の解決案として、八ヶ条の峻厳な要求<sup>282</sup>提案を中国政府に突きつけることを閣議決定した。九月二日、在北京林権助公使はこの要求案を中国政府に伝達した。

七日、中国政府は国务院会議において事件に関する交渉方針を決定した。王鴻年の現地報告を踏まえて、九日の閣議で討議・決定され、一日には林公使へ中国側の回答が伝えられた。その内容は、日本側の事実認識に誤りがあり、満蒙で日本の警察官ないし警察顧問を備聘するという日本側の提案は、中国の主権を侵害することであり、拒絶せざるを得ないというものであった。また、満蒙の陸軍司令部に日本将校を軍事顧問として備聘すること、中国士官学校に日本軍将校を備聘することが将来必要な際は、これをあくまでも中国側の自由意志で決定し実行すべきであると強調した。さらに、事件発生時、第二八師団長は不在であったため、懲戒することは困難であると回答した。つまり中国政府は調査報告に基づき、日本政府が提出した要求をすべて婉曲に拒絶したのである。

この時、中国は袁世凱の死後で、段祺瑞が組閣し、唐紹儀が外交総長として任命されたものの、国内の反対勢力によって、終始就任できずにいた。これに伴い、事件についての交渉も進捗が滞る状態であった。一〇月に入ると、陳錦濤は新任外交総長が就任するまで、臨時で外交総長を兼任し、日本側の在北京林公使と事件の解決交渉を開始した。しかし、林は事件の責任が中国側にあると強く主張し、一方中国側の陳総長は事件の責任が日中双

<sup>282</sup> (甲) 支那政府ニ成ルヘク其ノ任意ノ発案トシテ左ノ事項ヲ声明スルコト。一、南満州及東部内蒙古ニ駐屯スル支那ノ各部隊ニ日本将校若干名ヲ顧問トシテ備聘スルコト。二、支那士官学校教官トシテ日本将校若干名ヲ備聘スルコト。三、奉天督軍ヲシテ親ク関東都督及在奉天帝国総領事ヲ訪問セシムルコト。四、被害者又ハ其ノ遺族ニ対シ相当額ノ慰藉金ヲ贈ルコト。(乙) 帝国政府ノ要求トシテ支那政府ヲシテ左ノ事項ヲ実行セシムルコト。一、第二十八師団長ヲ懲戒スルコト。二、責任アル将校ヲ悉ク免黜シ其ノ中直接ニ暴行ヲ指揮シタル者ヲ嚴刑ニ処スルコト。三、支那軍隊又ハ軍人ヲシテ今後帝国ノ軍隊、軍人又ハ人民ヲ挑発スヘキ何等ノ言動ナカラシメクカ為南満州及東部内蒙古ニ駐屯スル支那軍全部ヲ嚴飭シ其ノ命令ノ写ヲ右地方ニ於ケル支那各官庁ニ於テ一般ニ布告スルコト。四、帝国政府カ南満州及東部内蒙古ニ於テ在留帝国臣民ノ保護及取締ノ為必要ト認ムル地点ニ日本警察官ノ駐在ヲ承認スルコト、南満州支那官憲ニ於テ日本人警察顧問ヲ増聘スルコト。(八月三十一日、石井外務大臣より在中国林公使宛て、第三三五号、『文書五年』六四五頁。)

方にあると唱え、両国の意見は一致しなかった。結果事件の交渉は難航することとなった。

一〇月九日、日本では寺内内閣が発足した。そして日中国にとって不快な懸案を解決するため、事件の交渉において中国側に譲歩することを表明した。十一月一六日、寺内首相兼外務大臣は、日本帝国政府が日中両国の親善関係を樹立するにあたり障害となるこの事件を速やかに妥結するよう林公使に指示した。翌年一月、日本側による警察権問題及び軍事顧問採用問題の譲歩によって、事件はようやく最終的な解決に至った。この事件の解決とほぼ同時に、両国間にはかの有名な西原借款の交渉も開始した。この西原借款の交渉をきっかけとして、寺内内閣は中国へ経済援助し、親善提携政策を正式に打ち出した。この意味で、鄭家屯事件の解決への交渉はまさに大隈内閣の対華強硬政策から寺内内閣の親善政策への転換期において、象徴的な事件だと言えるだろう。

## 第五章 寺内内閣における日本対華政策の形成

### はじめに

大隈内閣（一九一四（大正三）年四月一六日～一九一六（大正五）年一〇月九日）は第一次世界大戦の勃発をいわゆる「大正新時代の天佑」<sup>283</sup>、つまり千載一遇のチャンスと捉え、対中国に二十一か条の要求を突きつけた。また、後の反袁世凱政策などによって日中の関係が悪化し、列国の猜疑を招き、漸次元老、軍閥、官僚等から不評されるようになった。次いで大正四年四月大浦事件の勃発により、内閣改造が行われたが、ついに頹勢を挽回できず、退陣することになった。後継の寺内内閣（一九一六年一〇月九日～一九一八（大正七）年九月二九日）は、対華外交方針の刷新を目指し、中国の段祺瑞政権への積極的な支援を通して、日中の親善をはかった。寺内内閣の援段政策は、主に政治借款や実業借款などの形で実現した。これらの多額の借款の成立は西原亀三という人物が大きな役割を果たしたため、西原借款という名で世によく知られている。

西原借款を中心に、寺内内閣の対華政策については従来多くの先行研究が蓄積されてきた。<sup>284</sup>これまでの研究は主に西原亀三のアジアにおける自給自足経済圏の構想を中心に、西原と寺内正毅・勝田主計・坂西利八郎の関係や、寺内内閣の援段政策確立の経緯、そして西原借款の経済思想などが注目されてきた。そして西原の構想を中国の統一・独立の強化を目指す「援助＝提携」政策とする<sup>285</sup>ほか、中国が制度的経済的構造を改造することを目的としていたことも指摘されてきた。<sup>286</sup>つまり、従来の研究は「援助」を通じた日中の提携を重視してきたと言える。

これらの諸研究は、寺内内閣の対華政策の様相を明らかにしたが、この「援助」の対華

<sup>283</sup> 井上馨伝記編纂会『世外井上公伝』内外書籍、一九三四年、第五巻、三六七頁。

<sup>284</sup> 波多野善大「西原借款の基本的構想」、『名古屋大学文学部創立一〇周年記念論文集』一九五九年。勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社、一九七二年。大森とく子「西原借款について」、『歴史学研究』第四一九号、一九七五年四月。谷寿子「寺内内閣と西原借款」、『東京都立大学法学会雑誌』第一〇巻第一号、一九七五年四月。波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』早稲田大学出版部、一九八五年。北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年。小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容」、『歴史学研究』第六五六号、一九九四年三月。山本四郎「大隈内閣末期の西原亀三」、『ヒストリア』第八九号、一九八〇年一二月。山本四郎「寺内内閣初期の対華政策」、『史窓』第三七号、京都女子大学文学部史学会、一九八〇年。山本四郎「寺内内閣時代の日中関係の一面-西原亀三と坂西利八郎」、『史林』第六四号、一九八一年一月。斎藤聖二「西原亀三の対中国構想-寺内内閣期対中国政策の前提」、『国際政治』第七一号、一九八二年八月。斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年。斎藤聖二「寺内内閣における援段政策確立の経緯」、『国際政治』第八三号、一九八六年。西川潤「日本対外膨張思想の成立」正田健一郎編『近代日本の東南アジア観』アジア経済研究所、一九七八年。『森川正則「寺内内閣期における西原亀三の対中国「援助」政策構想』、『阪大法学』第五〇号、二〇〇一年。

<sup>285</sup> 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年、一九六～二二二頁を参照。

<sup>286</sup> ピーター・ダウス（浜口裕子訳）「日本/西欧列強/中国の半植民地化」、『岩波講座・近代日本と植民地』（二）岩波書店、一九七二年）、七三頁を参照。

政策が形成された過程や対華政策実施の過程などについては、従来の研究が十分行ってきたとは言えない。よって本章は寺内内閣成立後、中国における復辟問題、中国の参戦問題、対外政策の討議決定機構としての臨時外交調査委員会に目を配り、寺内内閣の援段政策の登場した背景を検討する。

## 第一節 中国における復辟問題

一九一七年一月、鄭家屯事件の解決交渉において寺内内閣の警察権問題及び軍事顧問採用問題の譲歩によって、事件はようやく最終的な解決に至った。これにより、宗社党らの主導による二回の満蒙独立運動がともに失敗した。一方、袁世凱の帝政が失敗した後、籌安会の一派が旧武派軍人張勳の盤踞する徐州に移り、そこを根拠地として陰謀を企てていた。一九一六年九月張勳は唐紹儀の入閣を反対し、第二次徐州会議を開き、ついに復辟実施の決議を出した。しかし、袁世凱の帝制失敗を鑑み、復辟は日本の援助がなければ、成算が見えなかった。張勳は一九一三年九月の南京事件<sup>287</sup>で、激しく日本から攻撃され南京督軍を罷免された。その後、長江巡閱使に遷されたため、日本との間に齟齬がずっと存在していた。

このように宗社党が満蒙独立運動に失敗し新たな活動をしようとした時期に、張勳は復辟の決議を宣言した。このことにより両者が結合する機会が生まれた。一二月二日、天津駐屯軍司令官石光真臣の張勳訪問を進めていた謝介石（徐州定武軍營務会弁、天津都督朱家寶の幕友）は天津に戻った。天津領事館は池辺を派遣し張勳の動きを尋ねた。謝の話によれば、張勳は袁世凱の帝制に賛成しており、前清復辟を最大事業と決め、肅親王、恭親王、鉄良はじめ其他前清忠臣の宗社党一派と緊密な連絡をとり、大事を画策していた。<sup>288</sup>

実際には、宗社党は張勳と接近するばかりでなく、復辟に興味を持つ日本人も張勳に接近していった。第二次満蒙独立運動が失敗した後、二回の満蒙独立運動、日本国内の対支同志連合会、国民外交同盟会などで活躍していた佃信夫は、北京に入った。この頃はちょうど張勳復辟の噂が流れていた九月であった。佃は張勳の復辟主義に対し、非常に大きな興味を持ち、復辟の実現に大いに期待を寄せ、日本に戻り活動をしていた。帰国した佃は早速寺内首相を訪問して意見交換した。佃の復辟論に対して寺内は賛同し「誰か強力なものが居て復辟を断行すれば、吾々の理想に合致する」と洩らした。寺内の激励を得た佃は再び中国に向かい、李経邁（李鴻章幼子）の紹介により、単身で徐州に行った。時は一九一七年一月初旬であった。佃は復辟には日本の援助がないと実現できないと張勳に力説し、

<sup>287</sup> 本稿第一章「辛亥革命後日本対華政策の出発」を参照。

<sup>288</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224800、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」



遂に認められた。<sup>289</sup>

これより少し前の一九一六年一二月一九日、謝介石の斡旋のもと、天津日本駐屯軍司令官石光真臣は徐州に至り、同地で二泊し、張勳と面会した。張は同司令官の来訪を喜び、胸襟を開き、復辟の秘密を打ち明けた。そして日本側の援助を得ることを同司令官に懇請した。そして張は袁世凱の没後直ちに復辟を実行する計画だったが、日本の意向が不明であるため中止したと言明し、もし日本の援助を得ることができれば、日支両国間における積年の誤解を一掃し、復辟を断行すると伝えた。<sup>290</sup>

一方宗社党は、張勳と緊密な連絡をとりつつ、青島在住の恭親王及び升允（清末陝甘総督、辛亥革命後宗社党領袖）は上海の宗社党員と連絡をとり、秘密通信を受けとった。この通信によれば一二月一六日上海に帰来した宗方小太郎と会見した結果、寺内内閣は大隈内閣と異なり党人を匪賊と見做すことはなく、復辟について賛意を表していたことが分かる。<sup>291</sup>

他方、張勳の信任を得た佃は、早速張勳に特使を任じられ、日本政府の復辟に対する真意を打診するため、升允とともに日本に赴くことになった。そして、一月一三日、上海松井中佐が参謀総長に宛てた電報によると、上海滞在中の升允は同日東京に向けて出発し、その目的が日本政府の対支方針の意向を確かめることであることが分かる。<sup>292</sup>

一九一七年二月二日、寺内は日記に「佃信夫来訪復辟ニ就キ談アリ。渋沢男来訪（中略）張勳及升允ノコトニ談及セリ」と書いている。<sup>293</sup>佃が升允とともに寺内首相に謁見したのは、この日だろうと考えられる。そして会見で升允は第二次徐州会議の十三督軍の連名宣誓書を寺内に差し出した。寺内は張勳から申し込まれた内容について、かかる十三督軍の連名宣誓の趣旨に基づき張らが復辟を実行することに対して、日本が不同意を唱える理由はないと答えた。<sup>294</sup>

一方北京の動向は、袁世凱の帝制失敗後、帝制の残党が張勳を煽動し、種々の計画を立てた。その中では陸建章（北京警衛軍統領、北京軍政執法处处长）と、段芝貴等の活動は特に注目に値する。九月中旬、段は徐州で張に対して、精兵五千を率いて上京して国会を解散させるよう勧めたが、張はまだ時機ではないと考え、これに応じなかった。その後、陸は京津間を頻繁に往復し、ある画策を練っていた。この画策とは、当時北京にある第十

<sup>289</sup> 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』（中）、原書房、一九六六年、六九二～六九五頁。

<sup>290</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224900、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001) (外務省外交史料館)」

<sup>291</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050225000、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001) (外務省外交史料館)」

<sup>292</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050225000、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001) (外務省外交史料館)」

<sup>293</sup> 山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学、一九八〇年、七二九頁。

<sup>294</sup> 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』（中）、原書房、一九六六年、六九六頁。

二師の某旅団長、歩軍統領に属する旗人将校及びその他の従来の人、また関係のある旧拱衛軍の軍人等、現政府に不平を抱く者を集め、黎元洪、段祺瑞を倒れ、国会を解散させ、宣統帝を擁戴することであった。<sup>295</sup>しかしこの計画は、黎大總統の探偵長である王天縱の告発により、明らかとなってしまった。黎と段は相談の上、直ちに京師警察總監の吳炳湘に、事実を調査するよう命じた。吳は陸と従来から親交があり、計画を洩らしたと陸に伝えた。同時に吳は黎と段に事実無根と報告した。陰謀は一時的に実行を見合わせたか、水面下の活動は依然として続けられ、時機が来たら決行するという方針を堅持していた。<sup>296</sup>

一月三日、北京執法局長雷震春（陸建章一派と連絡を取り合い、復辟運動に関する天津の首脳として種々画策中であった）は、天津日本駐屯軍司令官石光真臣と会見した。雷は袁世凱の帝制失敗は日本の賛同を得られなかったからと考えており、また徐世昌、張勳派も日本の賛同無しには復辟は不可能だと主張し、日本政府の賛同を得るよう同司令官の尽力を求めた。また会見で雷は、日本の賛同を得るために徐世昌、曹汝霖が主に北京の日本公使館方で運動しているほか、陸宗輿が本月一〇日頃北京を立ち徐州、上海を経て東京を訪れ運動する予定であることも伝えた。<sup>297</sup>

一月二五日に林公使は、陸宗輿が同月三〇日頃夫人同伴で北京を出発し、奉天、朝鮮を経て、二月一〇日前後に東京到着予定であることを本野外務大臣に報告した。同時に林は、陸が過日徐州に赴いたことも伝えている。この徐州の旅が表面上は、交通銀行への借款に反対する張勳を説得するためとしているが、実際には徐世昌の内命を受けて復辟運動に対して張勳が軽率の行動を控えるよう伝えるためであるという情報が日本政府に伝わった。更に林は、種々の内報に基づき、徐が中国にとって共和政体が果たして適当であるか否かを考え、帝政が適当だという意見もあり、今回腹心である陸の日本行きは、中国の帝制回復に対して日本政府の意向を聞きだすことが陸の使命であることも日本政府に報告していた。<sup>298</sup>

一月二七日齋藤季治郎公使館付武官は、段総理及び徐世昌の使命を帯び、来る三〇日に日本に向けて出発する陸宗輿が、本日来訪したことを参謀総長に報告した。この報告によると、中国が共和政治を実施して既に五年が過ぎたが、何等良好な徴候は見えない。黎大總統には大綱を治める能力がなく、段祺瑞も思慮が単純、経世の才に缺いている。今日国

<sup>295</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224700、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一卷(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>296</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224800、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一卷(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>297</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224900、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一卷(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>298</sup> 一月二五日、在中国林公使より本野外務大臣宛、第九九号、『文書六年』第二冊、九～一〇頁。「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050225000、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一卷(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

家統治の才を有するものはひとり徐世昌のみだと考えたが、徐は大総統を務める野心はなく、人格においても政争に介入することを卑しいと考えていると述べた。更に陸は張勳が復辟を実現する見込みについて徐世昌に諮った。徐がまだ時機ではないと返答した。徐は中国の存立には日本の提携が必須だと語った。<sup>299</sup>

日本到着後陸は、寺内と会談を行った。寺内の二月一五日付の日記には「午前陸宗輿章公使同伴来訪談一時間余に及ぶ」<sup>300</sup>とあり、おそらくこの日だろうと推測できる。そしてこの時の談話の内容については、後に陸が参謀本部第二部長町田中将と会談の時、「予ハ寺内首相ト会見ノ際ニハ談復辟ニ及ハサリキ」<sup>301</sup>と語っている。これは事実かどうか不明だが、陸と町田の会談で、陸は多くの復辟分子が復辟の名を借りて「クーデター」を行い、国会解散、民党を圧迫していることを通して、中央政権の弱体化を求め、徐世昌のような大物に名実ともに中国の実権を握らせたいと話している。<sup>302</sup>このように陸は、徐世昌の腹心として、徐に対する日本側からの援助を求めていることが確認できる。

ところで満蒙独立運動失敗後、独立を目指す内外蒙古では新たな動きが出てきた。一九一六年一〇月二四日に関東都督府陸軍参謀部は、外務省幣原喜重郎外務次官に「復辟論の近況」という報告を送っている。その中で第二回徐州会議後の、陸建章と肅親王の間の連絡状況を詳しく伝え、更に喀喇沁王の時局談、蒙古王公が復辟を期待していることにも言及している。<sup>303</sup>

さらに、一二月三一日天津駐屯軍司令官石光が参謀総長へ宛てた電報によると、喀喇沁王は日本公使の取次により密書を寺内首相に出し、共和政府の治下にある中国人民が今や塗炭の苦を受け、日本から救済の方法を講じてもらいたいというような内容を送ったことが分かる。これに対して寺内の返信は、一二月二日に北京公使館に到着すると、直ちに同王に送られた。寺内は王の意見に同情を表し、相当の援助を与えるべきで、一切の事に関しては直接親友である林公使と談合すべきだと返答した。そのため喀喇沁王は林公使を訪ね、内蒙独立の内意を打ち明け、その援助を求めた。しかし林公使は、内蒙独立については外蒙の活仏のような主体を擁立しなければならないが、そのような主体はいるのか、また今日の状況において果たして成功する可能性はあるのかと質問した。喀喇沁王は、主体として宣統帝を擁戴し、挙事については十分の可能性があると答えた。そして林公使は、喀喇沁王が言うようであれば、日本は相当の援助を与えることに躊躇しないと明言した。<sup>304</sup>

<sup>299</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050225000、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>300</sup> 山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学、一九八〇年、七二七、七三一頁。

<sup>301</sup> 三月三日、本野外務大臣より在中国芳沢臨時代理公使宛、政機密送第三六号、『文書六年』第二冊、一七頁。

<sup>302</sup> 三月三日、本野外務大臣より在中国芳沢臨時代理公使宛、政機密送第三六号、『文書六年』第二冊、一七頁。

<sup>303</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224900、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻(1-6-1-4\_2\_11\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>304</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03050224900、各国内政関係雑纂／支那ノ部／復辟問題 第一巻

天津駐屯軍司令官石光のこの報告について、本野外相は一月六日に林公使へ電報を出し、この内容が真実かどうかを確かめた。翌日、林公使は事実が異なると返電した。この返電によれば、五日に喀喇沁王は林公使を訪問し、内蒙古が中国政府に圧迫されており、自治を何とか維持できる方法を相談したようである。そして林は自治を維持するには、内蒙古全体の諸王公をまとめて団結する核心となるべきものがあるのかと質問した。喀喇沁王は清朝が回復すれば蒙古諸王公がこれを歓迎する意向を洩らした。そして林は喀喇沁王に対して躊躇せず援助を与えることを言明するはずがないと返電で述べた。林は天津駐屯軍司令官がこのような重要事項を、別段の調査もせずに政府へ報告することは遺憾だと述べた。<sup>305</sup>

喀喇沁王と林公使の会談の内容に関して、天津駐屯軍司令官と林公使の報告は相違が存在する。しかしここで二つの報告に共通する事項を整理すると、まず喀喇沁王と寺内首相の間に書翰の往復があったことは確かであったろう。次に喀喇沁王は林公使に援助を求めたことも事実だったと思われる。また、清朝の回復に対して、喀喇沁王をはじめ、蒙古諸王公はこれを歓迎する立場を持っていたことも確認できる。このように喀喇沁王は書翰で日本政府に援助を求めたことが分かる。つまり、蒙古は当時国内の復辟動向に大いに期待を寄せ、また日本の援助を求めるため積極的に行動していたのである。そして寺内首相も相当な援助を与えると答えた。

このように、中国において復辟への動きが活発化していた頃、一月一二日、本野外務大臣は一月九日の閣議で決定した対支方針<sup>306</sup>を林公使に打電した。そして中国の内政上の陰謀運動に無関係の方針を堅持するようにと訓令を出した。<sup>307</sup>三月二日には田中参謀次長も、中国にある陸軍の出先機関の各担当者に対して、日本が復辟に援助する風説は全くの事実無根であり、日本が中国のいずれの政党政派に対しても公平な態度をとるという対中国方針を改めて強調し、機会があれば適当な弁明を与え、中国人の誤解を一掃するよう求めた。

<sup>308</sup>

ところが三月一八日に青島在住の宗社党首領升允が当地日本守備軍司令官を訪問した際

---

(1-6-1-4\_2\_11\_001) (外務省外交史料館)」

<sup>305</sup> 一月七日、在中国林公使より本野外務大臣宛、第一九号、『文書六年』第二冊、一～二頁。

<sup>306</sup> 一、帝国は支那の独立及び保全主義を尊重し且之を擁護すること。二、支那をしてその独立及保全に必要な庶政の改善を實行せしめんが為帝国は誠意を以て支那を指導啓発し両国親交の増進を図ること。三、帝国は支那に於ける何れの政治系統又は党派に対しても不偏公平の態度を持し一切の内政上の紛争に干渉せざること。四、帝国は支那に於て特殊利益を有する地域に関する問題を除くの外成るべく列国と協調を保つと共に漸次列国をして帝国の優越なる地位を承認せしむるやう努むること。五、帝国は南満州及東部内蒙古に就ては既定の方針に依り帝国の特殊權益を益々拡充増進し、福建省に就ても支那政府が明治三十一年及大正四年両国の公文を以て承認せる帝国特殊の關係を確保し尚漸次我勢力の扶植に努むべく、山東省に至りては之が終局の処分は平和克服の後に譲ると共に当面の問題としては独逸が戦前同省に関して享有したる一切の利権は挙げて之を帝国に収むるの方法を講ずること。(小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、二〇二頁を参照、一月一二日、本野外務大臣より在中国林公使宛、第二九号『文書六年』第二冊、三頁)

<sup>307</sup> 一月一二日、本野外務大臣より在中国林公使宛、第二九号『文書六年』第二冊、二～六頁。

<sup>308</sup> 三月二日、田中参謀次長より各宛、『文書六年』第二冊、一五頁。

に、日本政府の対中国方針を確かめようとした。二月四日に東京で三浦観樹將軍と会談した際に、清朝復辟に関して「(三浦) 將軍曰ク現内閣ハ決シテ支那ノ内政ニ干渉スルモノニアラス、速ニ実行ニ着手スルヲ可トス、躊躇シアラハ時機ヲ逸セント奨励セラレタリ」との話があったからであった。また升允は、三浦との会談時に、三浦が首相も同じ意見を持つと述べたことにも言及した。この電報の欄外注記に升允は三浦との談話は事実であるが、中国の内政に干渉するわけではないと付け加えている。<sup>309</sup>

このように袁世凱の帝制失敗後、籌安会は迅速に南下し、徐州に盤踞する張勳を中心に、新たな復辟の根拠地を形成した。そして満蒙独立運動が失敗してからは、宗社党も実力派の張勳に接近し、清朝の復辟をはかったのである。他方、北京では陸建章が積極的に活動し、張勳及び宗社党と密接な連絡を取りながら、復辟を通して自分の勢力の拡大をはかった。前清の旧臣である徐世昌も腹心の陸宗輿を通して、張勳や日本に積極的な運動を行い勢力の拡大を求めた。内蒙古では、喀喇沁王をはじめとする諸王公が、清朝の復辟に大いに期待を寄せており、歓迎する立場をとっていた。これらの諸勢力は復辟問題をめぐり、各自それぞれのルート、あるいは相互に重なるルートを通して非常に幅広い連絡網を作り上げていた。そしてこの連絡網の中心は言うまでもなく日本政府の中枢であった。当時の時勢からみると、復辟が実行するかどうかは日本政府の援助次第であったとも言える。よって各勢力は各ルートを通じて日本政府の意向を打診した。これに対して寺内首相をはじめ内閣要人は、表面上は政府の対華政策の閣議決定の対華方針を貫くと示す一方で、水面下では、中国の復辟問題に対して相当の援助を与えるとの態度を表明していた。この表裏両面の矛盾は、まさに寺内内閣の堅持する不干渉の対華政策が紙上の政策にほかならないことを表していた。まさに日本政府のこのような態度が、復辟に取り組む各勢力に多大な刺激を与え、復辟派は積極的に準備を進めていった。

このように寺内内閣の中国の復辟問題への態度は、確実に復辟問題の活発化を誘発し、もともと不穏であった中国の政治状況を一層攪乱した。そして一九一七年二月に日本は、中国の世界大戦への参加を要請した。その結果、中国の参戦問題は顕在し、更に復辟問題と絡むことで、非常に複雑な様相を呈したのである。

## 第二節 中国の参戦問題

本節では寺内内閣の中国の参戦問題に関する先行研究に基づきながら、寺内内閣が中国へ参戦を要請した状況などを検討する。

中国の参戦については、大戦勃発の翌年一九一五年末に、英、仏、露三国の政府から中

<sup>309</sup> 三月二〇日、森岡青島守備軍参謀長より田中参謀次長宛、『文書六年』第二冊、一九～二一頁。

国を連合国の一員として戦争に参加させる提議があった。しかし日本政府は中国の行動が日本の対華政策と矛盾し、また中国が国際的地位を向上させることで日本に掣肘する恐れがあると考え、極東平和維持の根本と反するという理由で反対した。<sup>310</sup>

ところが一九一七年二月三日アメリカは、潜水艦問題によりドイツと国交を断絶することを宣言した。そしてアメリカは、中国を含めた中立国に、ドイツと国交を断絶するように勧誘した。四日駐中国アメリカ公使ラインシュは、黎元洪大總統と段祺瑞総理に面会し中国へドイツと断交するよう求めた。アメリカの求めに対して中国は、アメリカがドル借款及び軍備改良資金借款に応じること、また団匪賠償金の長期債券への繰込みを承認し、他列国にも同じ措置をとるよう促すこと等の条件を出した。<sup>311</sup>そして六日在中国英米公使は、在中国日本芳沢臨時代理公使にこの件を報告した。<sup>312</sup>報告を聞いた芳沢は、中国が連合国側に参加することによる日本の利益について、本野外務大臣に意見を上申した。この意見で芳沢は、八つの理由をあげて、日本政府は今回断然中国が連合国側に参加させることが将来的に得策だという考えが伝えられている。<sup>313</sup>芳沢は当時の中国をとりまく情勢について、黎大總統があくまで反対し、段総理が一時的に形勢を見守る姿勢をとり、政府の多くがアメリカの提案に賛成するだろうと見ていた。

芳沢の意見を聞いた日本政府は、二月九日アメリカのドイツとの国交断絶と、中国へ断絶を求めるが閣議決定した。<sup>314</sup>本野外相は一日寺内首相と協商を行い、一三日には中国とドイツ断交に関して西原亀三を北京へ派遣した。<sup>315</sup>これより三日前の二月一〇日には、連日会議を開いていた中国政府も、アメリカの求めに応じドイツに抗議をおこなった。<sup>316</sup>

半月前に西原は、中国との第一次交通銀行借款交渉の成功<sup>317</sup>により、激流の中国政界の

<sup>310</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090591900、欧州戦争ニ支那引入問題一件(極秘)(5-2-1-0-27\_001)(外務省外交史料館)」。二月九日、閣議決定「中独国交断絶ニ関スル米國ノ対中国勧誘支持ノ件」『文書六年』第三冊、二二五～二二七頁。

<sup>311</sup> 白井勝美『日本と中国-大正時代-』原書房、一九七二年、一〇五頁。

<sup>312</sup> 二月六日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第一三一号『文書六年』第三冊、二二〇頁。

<sup>313</sup> 要約すると次の通り。一、税関のドイツ人に代わり日本人を傭用すること。二、山東の善後することについて容易に解決できる。三、中国領水に日本の軍艦が入れる。四、中国における戦争中のみならず戦後の経営においても日本が有利。五、ドイツを合法的に除外するので、銀行団が容易に改造する。六、中国のドイツの債務の支払いは不要。七、中国の日本に対する悪感情の緩和。八、中国が自発的に連合国に参加することを懸念する。(二月七日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第一三五号『文書六年』第三冊、二二一～二二二頁。)

<sup>314</sup> 二月九日、閣議決定「中独国交断絶ニ関スル米國ノ対中国勧誘支持ノ件」『文書六年』第三冊、二二五～二二七頁。芳沢のルート以外にも、総督府顧問坂西利八郎大佐、公使館付武官齋藤季次郎少将も上原勇作参謀総長に意見上申した。(「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090593100、支那参戦一件(極秘)／海外駐在陸海軍武官報告(極秘)(5-2-1-0-28\_1)(外務省外交史料館)」) 齋藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、一九～二〇頁。

<sup>315</sup> 二月一三日、本野外務大臣より在中国芳沢臨時代理公使宛、第一二四号『文書六年』第三冊、二四六頁。山本四郎編『西原亀三日記』京都女子大学、一九八三年、一八三頁、大正六年二月一日を参考。

<sup>316</sup> 二月一〇日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、『文書六年』第三冊、二三五頁。

<sup>317</sup> 一九一七年一月、勝田・西原による大蔵省ルートは、外務省ルートに結合された形で、興業・朝鮮・台湾の三銀行が中国の交通銀行へ五〇〇万円の借款を供与する契約が調印された。(齋藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、一三～一九頁。千葉功『旧外交の形成：日本外

中枢にいる有力者と人脈を持っていた。そして今回再び西原を中国に派遣させるということは、中国に代償としての借款を負わせる可能性を臭わせた。<sup>318</sup>そして実際に、西原の中国派遣前に本野外相は、中国が連合国に加盟した場合には、団匪賠償金支払いの延期、ドイツ賠償金解消保証、関税の一定額引き上げ、参戦費調達などの条件を日本政府が斡旋し、引き受けるという姿勢を表した。<sup>319</sup>

二月一五日、中国はドイツと国交を断絶した時には、協定税率の引上げと北清事変の賠償金支払いの停止を実行するよう連合国に申し出た。<sup>320</sup>一六日進歩党領袖梁啓超から七分五厘の輸入税率案が日本政府に提出された。<sup>321</sup>中国側のこの提案については、すでに前年一二月二七日に西原が北京の林公使と会談した時に触れていた。当時西原は中国施政の改善のためには、関税の改めることが必要だと考えていたが、この関税を改めることは、中国の連合国への参加の報酬として列国から承認を得るだろうと話している。<sup>322</sup>

このように中国の参戦問題をめぐって、財政難に陥っていた中国は、参戦を利用して解決を図ろうとしていた。日本もまた中国の参戦を利用し、中国における権益の拡張や、日中関係の緊張状態の緩和、そしてアジア進出の土台作りなどを考えていたことが見える。また中国の参戦に伴い、米中二国が接近することへの日本の警戒心も見られる。

一六日北京に着いた西原は、坂西から北京の現状を聞いた。翌日、芳沢代理公使を訪ね方針を尋ねた。午後西原は曹汝霖、梁啓超と、それぞれ約四時間会談を開き議論を行った。この会談では中国側が国交を断絶にあたって、四つの懸念があること伝えられた。<sup>323</sup>また芳沢は西原とともに、中国当局者の間には、日本の侵略的な野心を疑う者がいるため、本野外相から章公使を経て段総理に勧告することが最も有効だと上申した。

二一日、西原は段総理と会談を行った。段は日本の厚意に基づき、機会を利用して国政の改革、東三省の幣制改革実行を伝えた。そしてドイツとの関係については、馮国璋副総統の入京後懇談して決定するとも伝えた。<sup>324</sup>ドイツとの断交については、当時段の積極的な態度をとっていたのに対して、馮副総統の態度は不明で、黎大総統は依然として中立維持を主張し続けていた。これは黎の背後に、反北洋派の民党勢力とドイツ留学軍人等がお

---

交一九〇〇～一九一九』勁草書房、二〇〇八年、三三九頁。

<sup>318</sup> 斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-对中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二〇～二一頁。

<sup>319</sup> 山本四郎編『西原亀三日記』京都女子大学、一九八三年、一八四頁、大正六年二月一日を参考。

<sup>320</sup> 二月一六日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第一八三号『文書六年』第三冊、二五九頁。

<sup>321</sup> 二月一七日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第一五九号『文書六年』第三冊、二六四頁。

<sup>322</sup> 一二月二七日「林公使ヲ訪ヒ对支政策ニ付キ会談シ、支那ノ施政改善ニハ関税ノ改訂ヲ必要トシ、其改訂ニ支那ヲ連合国ニ加盟セシメ、其報酬トシテ列国ノ承認セシメ、而テ悪税ヲ改廢シ恣テ釐革振興の途ヲ求ムルヨリ外ナシト談シ、公使モ余ノ意見ニ同意セラレタリ」。(山本四郎編『西原日記』京都女子大学、一九八三年、一六三頁)

<sup>323</sup> 即ち、一、日中交渉当時の第五項の提出、二、日本は枢要地への軍隊の派駐と軍港の租借要求、三、中国の兵工場に人員が入り經理の奪い去ること、四、日本はドイツの利権の全てを継承。(二月一八日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第一九七号『文書六年』第三冊、二六五～二六六頁)

<sup>324</sup> 山本四郎編『西原日記』京都女子大学、一九八三年、二一日条、一八六頁。二月二一日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第二〇四号『文書六年』第三冊、二七三頁。

り、更に民党の後ろには、参戦による混乱を避けたい上海ブルジョアジーがいたからだった。<sup>325</sup>

梁啓超は二月二〇日、中国における財政救済について西原亀三に希望条件を申し出た。<sup>326</sup>これを聞いた西原は、二四日に中国が対独宣戦を決定する前に、協商国賠償金支払いの延期、対独賠償金取り消し保障、既成品の関税七分五厘と未成品五分の実価率の改訂の三つを保障するよう日本政府に求めた。<sup>327</sup>

二八日には西原の要請に対する日本政府の回答が届いた。政府は同時にこの西原の要請を連合側にも開示し、意見を求めた。<sup>328</sup>また同日勝田大蔵大臣から、中国が宣戦する場合には交通銀行に二千万円の借款を提供する内容の返電が届いた。<sup>329</sup>

中国にとって好条件である日本政府の意向が中国側に伝えられると、中国國務院もドイツとの国交断絶について正式に閣議決定した。<sup>330</sup>日本のこのような積極的な働きかけによって、ドイツとの開戦に反対する立場をとっていた黎元洪大総統も、ついに「地方督軍並国会ノ同意ヲ条件トシテ同意ヲ表シタルコトヲ確メタル」<sup>331</sup>と表明した。つまり、黎はドイツとの開戦が地方督軍及び国会の同意が得れば自分も同意すると表した。しかし国交断絶と参戦問題の二段化（国交断絶と参戦問題が二つの問題、まずは国交断絶、そして参戦）に伴い、段総理と黎大総統の対立が再び緊迫していく。<sup>332</sup>三月四日、段祺瑞は対ドイツ国交断絶問題について、来る六日の国会に附議するため、黎元洪大総統と会見し蓋印を求めたが、拒絶された。そして段は直ちに天津へ向かった。<sup>333</sup>

段祺瑞が参戦に積極的であったのは、連合側に加わることで、英・米・日・仏・露という列強国からのより一層の支持を得ることができ、それは軍国的支配体制の強化、そして国内における地位安定を導くと考えたからであった。<sup>334</sup>さらに今回参戦することを、中国の国際的地位の向上と、アヘン戦争以降中国を列強の従属下に置いてきた不平等条約体制からの脱却をはかる絶好の機会と捉え、ドイツ租界の回収やドイツの治外法権の廃止を

<sup>325</sup> 斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二二頁、「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090593100、支那参戦一件(極秘) / 海外駐在陸海軍武官報告(極秘)(5-2-1-0-28\_1)(外務省外交史料館)」。

<sup>326</sup> 二月二〇日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第二〇一号『文書六年』第三冊、二七一頁。

<sup>327</sup> 二月二四日、西原亀三より本野外務大臣宛、『文書六年』第三冊、二八四頁。山本四郎編『西原日記』京都女子大学、一九八三年、二四日条、一八六頁。

<sup>328</sup> 二月二八日、本野外務大臣より在英国珍田大使、在露国内田大使宛、『文書六年』第三冊、二九七～二九八頁。

<sup>329</sup> 山本四郎編『西原日記』京都女子大学、一九八三年、二八日条、一八九頁。

<sup>330</sup> 三月一日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第二五二号、『文書六年』第三冊、三一～三一二頁。斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二二頁。

<sup>331</sup> 三月一日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第二五四号、『文書六年』第三冊、三一～三一二頁。

<sup>332</sup> 具体的な詳細は斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二三～二五頁を参照。

<sup>333</sup> 三月四日、在中国芳沢臨時代理公使より本野外務大臣宛、第二七〇号『文書六年』第三冊、三二〇頁。

<sup>334</sup> 臼井勝美『日本と中国-大正時代-』原書房、一九七二年、一〇九～一一〇頁。



することで、中国の主権回復の嚆矢にしようとしたからでもあった。<sup>335</sup>

三月六日黎は、馮国璋副総統、徐世昌、王士珍を招き、徐そして王に、総理就任を求めたが、ともに快諾しなかった。そしては、この時局を收拾する者は、段以外にはいないと発言した。そこで黎はついに馮の意見を取り入れ、将来責任内閣を実行する条件付きで、馮国璋副総統、徐世昌、王士珍の勸告により、段総理の復職が実現した。<sup>336</sup>そして一〇日にはドイツとの断交案が中国の衆議院を通過し、翌日には参議院も通過した。一四日段内閣はドイツとの国交断絶を通告した。

この中国のドイツとの国交断絶の過程からみれば、中国の連合国加盟は外務省から上がり、閣議決定を経て、中国への説得し、国交断絶支持を得るに至った。しかし、中国に対する説得は、中国中枢に有力な人脈を持つ西原によって始まった。西原が日中第一次交通銀行借款の締結において仲介者としての役割を果たしたと言うなら、この対中国の参戦説得においては、日中の政治外交の領域に足を踏み入れたと言えるだろう。言い換えれば、西原ルートは、従来の外務省や参謀本部ルートと協力関係であろうと、また併行関係であろうと、<sup>337</sup>中国の参戦説得に積極的に参与することは外務省の対華政策の実施において一部の権力が譲渡されたことを意味している。この西原ルートはなぜ役割を果たせたのかと言えば、西原の「援助」を通じた日中親善関係を構築する構想<sup>338</sup>、また中国参戦に対する大きな代償を提供できることが、当時財政危機に陥っていた段祺瑞政権には拒絶できないからである。

### 第三節 臨時外交調査委員会の設置

大正初期に入ると、日本国内の政治情勢は「政党政治出現の前夜」というべき状態にあり、非立憲、非民主主義的なものであった。卒直に言うと「元老」なる者の前には政府も議會も殆ど頭が上がり、政治のモットーと言えば常に「挙国一致」ということに要約されていた。<sup>339</sup>これに対して、政党は口では憲政常道、閥族打倒を主張しながら、その実現のために協力して藩閥官僚勢力に対抗することはなく、かえって元老の顔色を窺いながら藩閥勢力と協力し、これを利用して政権に割り込み、政党相互の抗争に優位となることに腐心していた。<sup>340</sup>このように政府の重要な国務や施策などは、元老の諒解を得られなけれ

<sup>335</sup> 千葉功『旧外交の形成：日本外交一九〇〇～一九一九』勁草書房、二〇〇八年、三三九頁。

<sup>336</sup> 北村敬直編『夢の七十余年-西原亀三自伝』平凡社、一九六五年、一四五頁。

<sup>337</sup> 斎藤聖二「寺内内閣と西原亀三-対中国政策の初期段階」、『国際政治』第七五号、一九八三年、二五頁を参照。

<sup>338</sup> 森川正則「寺内内閣期における西原亀三の対中国「援助」政策構想」、『阪大法学』第五〇号、二〇〇一年、を参照。

<sup>339</sup> 小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、一九四頁を参照。

<sup>340</sup> 小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置：日本外交史の諸問題 II」『国際政治』二八、一九六五年、五六頁。

ば実施が非常に難しい状態だったのである。

大隈内閣では加藤外相がこのような元老の独断場とも言える状況を変えるため、外交一元化の実現を目指した。そして外交機密の漏えい防止のため、従来行われてきた元老に対する外交文書の回覧を止めた。しかし後の加藤が対華外交政策を失敗したことで、元老たちは猛烈な批判をしたため、大隈内閣は遂に改造を余儀なくされ、加藤外交の幕は閉じた。

このような状況は元老の高齢化に伴い、政治への指導力も次第に低下していき、その代わりに、政党や民間世論の台頭を迎えていった。

周知のように、寺内内閣は元老の奏薦によって山県系官僚を基盤とする超然内閣であり、閣内に一切の政党勢力を含まない内閣だった。しかし、衆議院の政党勢力との提携がなければ、内閣の政治運営は不可能だった。寺内内閣成立の翌日である一〇日（大正五年一〇月九日成立）、同志会は中正会、公友倶楽部と合同して憲政会を結成し、衆議院の定数三八一名中一九七名を占め、絶対多数党が生まれた。同志会はかつて大隈内閣の与党であり、寺内が組閣する以前より冷戦状態だった。そして国民党党首犬養の計略により、憲政会は政府不信任案を提出し、衆議院は解散し、再選挙が行われた。結局寺内が兼ねてより望んでいた通り、政友会は衆議院内の最大政党となった。これで寺内内閣は、政友会および少数政党の国民党の協力を得た。外交政策の領域においては、寺内内閣はこの二政党の領袖、政友会総裁原敬と国民党党首の犬養毅を準大臣待遇で包摂した臨時外交調査委員会（以下外交調査会と略称する）を設置した。外交調査会の成立は、本来外交を政争の外に置くことを名目としながら、元老も棚上げという目的もあった。<sup>341</sup>このように従来外交調査会の成立は、複雑な政党間の関係と深く関わっていることが強調されてきた。政府の政権運営において、政党は勿論非常に重要で、見逃せない存在である。しかし政策の発想、成立は、決して政党で完全に決められるわけでもない。外交調査会の設置は、寺内内閣の成立当初の国内の状況にも非常に緊密な関係を持っていると考えられる。

辛亥革命勃発後、日本民間では満蒙問題の解決を唱導し、中国に於ける帝国の權益を拡大することをはかるため、対支研究会が立ち上げられた。二次革命が起ると、対支研究会は満蒙問題の解決を推進するため、活動していた中国問題に関係ある十二団体を集め、対支同志連合会の成立を宣言した。そして世論の沸騰に力をいれ、政府に圧力をかけた。一九一四年八月、日本はドイツに宣戦を布告した。対支連合会もこれを絶好のチャンスとして捉え、中国問題の根本的解決を掲げ、挙国一致の国民的対外政策の確立をはかり、国民外交同盟会を発足した。そして政府の対華外交の鞭撻に取り組んでいた。

このように辛亥革命の勃発以降、対支研究会のような民間勢力の対外硬派は、次第に影

<sup>341</sup>外交調査会の設置について、小林龍夫は大正デモクラシーの混迷、三党首会談、寺内内閣と政党、外交調査会の発想などから外交調査会の成立に至る政治的経緯を詳しく論じてきた。小林龍夫「臨時外交調査委員会の設置：日本外交史の諸問題 II」『国際政治』二八、一九六五年、五三～七一頁を参照。

響力が拡大していき、看過できない存在として注目されていった。とりわけ一九一四年一月二日四日に新たに結成された国民外交同盟会は、対支連合会をはじめ、政友会、同志会、中正会などの政府与野党に所属する代議士数十名も参加していた。国民外交同盟会の規則第一条には次のような規定がある。「本会は自主的外交の本義に依り、挙国一致對外政策の基礎を確立し、對支問題の根本的解決を期するを以て目的と為す」。同規則から、同会は自主的外交、挙国一致對外政策の基礎の確立、中国問題の根本的解決が発足の主要な目的であることがわかる。<sup>342</sup>

国民外交同盟会のこの挙国一致について、翌年八月、九月に同会の幹事である政友会代議士の小川平吉は、内田良平と共に、中国問題について内閣大臣と二回にわたって会見を行った。第一回の会見では逓信大臣の箕浦勝人、農商務大臣の河野広中との間で行われた。同会が唱えた挙国一致について、次のように説明した。

今日日本の天下の人心は何う云ふ状態であるかと云ふと、此三年間ばかり、政治上の混雑が打続いた為に、既に国民は政治上の紛擾を厭ひ、挙国一致と云ふことを非常に希望して居る。然るに、何が故に挙国一致ができないかと云ふと、挙国一致はしたいけれども、之を為すべき目的が無いからである。<sup>343</sup>

つまり小川は挙国一致の実現が全国民の希望だと考えたが、実現できない原因は挙国一致の目的が不明だからだと主張した。そして小川は、日清戦争後、日本国民が挙国一致できたのは当時明確な目標、即ちロシアへの復讐という目的があったことを例にあげた。そして現在の挙国一致の目的は「支那問題を措いて他に無い」と述べた。この時日本は中国に突き付けた二一か条要求に関する条約がすでに締結されていたが、小川はこの日中交渉は失敗したと考えていた。この原因は、政府の対華政策の到着点への不満、つまり、中国の政治指導権の獲得、または満蒙の独立という小川や国民外交同盟会の言う政府の根本方針がたてられていないためであった。

国民外交同盟会成立後、同会のこの目的を遂行するために、訪問委員が設けられ、当局者の訪問を通して、意見が交わされていった。しかし大隈内閣の当局者は、同会の対中国方針を支持しない立場を示したことで、同会は大隈内閣打倒の決議を行うに至った。<sup>344</sup>

後継の寺内内閣成立後の一月二三日、国民外交同盟会委員の田鍋安之介、中西正樹、

<sup>342</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一四年一月二日六日、朝刊、四頁、八段。内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四卷』芙蓉書房出版、一九九四年、一〇四～一〇七頁。

<sup>343</sup> 小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書2』みすず書房、一九七三年、九一～九二頁。

<sup>344</sup> 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四卷』芙蓉書房出版、一九九四年、一〇五頁。黒龍会『東亜先覚志士記伝』（中巻）、原書房、一九六六年、五七一頁。

佃信夫の三名は寺内首相を訪問し、対支外交問題についていくつか進言した。<sup>345</sup>実は寺内内閣成立前日の一〇月八日に、国民外交同盟会はすでに評議会を開いており、対中国問題をめぐる方針を協商していた。<sup>346</sup>そして二日に国民外交同盟会は長文の「対支問題意見」をまとめた。この意見は次の七事項から構成されている。「国防同盟の形式の下に支那指導の実権を収むべき事、国防同盟の条件として財政整理監督権を収むべき事、満蒙は国防条約中の一条件として別に条約を以て其特殊地域たる関係を明確にする事、対支問題の解決と政体問題、列国の関係、大隈内閣と対支政策、根本問題解決の緩急」である。<sup>347</sup>この意見と見ると、国民外交同盟会が従来唱えていた中国問題の根本的解決方針、即ち中国における政治、財政指導の実権の獲得を一貫するほか、政治借款と実業借款の形で中国財政の監督、整理をはかることが、特に目を引く。これは寺内内閣後の対中国援助政策の重要な事項として重視された。もちろん、この国民外交同盟会の意見も、十一月二三日に同会委員の三名が寺内に進言した内容と基本的に同じものと推測できるだろう。

成立後の寺内内閣にとって、大隈内閣の失政を是正することや、対華外交失敗の善後処理は、大きな課題であった。この問題を解決するため、寺内首相をはじめ閣内外で緊密な協商が行われた。<sup>348</sup>民間からも、上述したように国民外交同盟会が積極的に意見を具申した。

このような状況で、寺内内閣は同内閣初となる対中国政策の大綱として、閣議決定された「対支方針」<sup>349</sup>が一九一七（大正六）年一月九日正式に公布された。中国問題について寺内内閣は、中国の独立及び保全主義を採用し、中国国内のどの党派に対しても公平な態度をとり、内政上の紛争に干渉しないと標榜した。また、満蒙問題についても既定の方針に従い漸次権益の拡充増進をはかることを決定した。

言うまでもなく、寺内内閣の対華政策は、国民外交同盟会の主張と相違点があった。そのため、一月一三日に国民外交同盟会評議員の寺尾亨を皮切りに、一六日には同会評議員の頭山満が、二月二日には評議員の佃信夫等が続けて寺内首相を訪問し、中国問題について意見を上申した。<sup>350</sup>この意見の具体的な内容はわからないが、前述の方針から逸脱したとは思えない。

<sup>345</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一六年十一月二五日、四頁。

<sup>346</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一六年一〇月一〇日、四頁。

<sup>347</sup> 内田良平文書研究会『内田良平関係文書 第四巻』芙蓉書房出版、一九九四年、一八七～一九七頁。

<sup>348</sup> 一〇月二日、田健治郎（内閣通相）は原敬と大隈内閣の対支外交失敗の善後策に関し討究した。一〇月二〇日、田健治郎は寺内首相を訪ね、対中国政策改善方針に関し、相互反覆詳論した。一二月八日田は山県を訪ね、中国政策の要領を通告した。翌日、後藤内相と対支根本政策確立遂行に関する手段方法を協議した。一二月二日、寺内を訪ね、対中国根本政策を決定、有力政治家に通告することを陳述した。（一般社団法人 尚友倶楽部・内藤一成編『田健治郎日記』芙蓉書房出版社、二〇一二年、二五〇、二六九、二七七、二八二頁。）

<sup>349</sup> 具体的な成立経緯については小幡西吉伝記刊行会編『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、二〇〇～二〇四頁を参照。

<sup>350</sup> 山本四郎編『寺内正毅日記』京都女子大学、一九八〇年、七二七、七二九頁。

寺内の外交調査会設置の発想と、国民外交同盟会との具体的な関係は不明である。しかし外交調査会を設置する趣旨及び目的とする「時局の重大性に鑑み中外の情勢を考査審議し応機啓沃の任に当らしむる」、「国論の統一」によって「国策を確立すること」、<sup>351</sup>すなわち、外交調査会が掲げた挙国一致の態勢で統一ある外交政策の確立、推進することは国民外交同盟会の趣旨と一致する。上述したように国民外交同盟会は、寺内内閣の成立後、頻りに当局者を訪問し、意見を具申ししていたことから、この一致が見られても不思議ではないと思われる。

まさにこの一致が存在することこそ、国民外交同盟会が寺内内閣を支持し続けたからである。一九一七年一月に国民議会は、寺内首相、本野外相と会見し対中国方針について聞いた結果、大きな食い違いがあることに気づいた。そして今後反対姿勢をとると通告したのに対して、国民外交同盟会は国民義会の行動への反対を表明した。<sup>352</sup>

外交調査会が設置された後の状況について、当時の政務局長小幡西吉は自身の伝記の中で次のように述べている。

寺内内閣に於て行われた援段政策、支那参戦勧告、日支陸海軍共同防敵協定、対支経済援助借款（通称西原借款）、シベリア出兵等々の諸外交政策の如きもその根本大綱は何れもこの外交調査会に於いて先ず討議決定し、然る後形式的に閣議決定事項として外務省にその実施を命じて来るという状態であった。従ってこれらの外交政策や施策に対し反対論や不平不満があっても、既に外務省に外交大権がなく、本質的には国策として確定してしまっているのであるから、正面から反対する訳にも行かず、また仮に異議を申し立てたとしても、次官や局長等の事務官程度の反対では断じて容認さるべき筋合ではなかった。若し飽く迄も反対を貫こうとすれば自ら辞職する以外にまず方法はなかったのである。<sup>353</sup>

このように外交調査会の設置によって、本来外務省に属するはずの外交政策の立案、討議などの職責が奪われた。そして外務省は、閣議決定を経た事項を単に実施だけとなった。しかし前述したように、すでに対中国参戦説得段階では、西原ルートは外務省ルートと比べより効果的な主体性を発揮していた。そのため政務局長の小幡西吉は、寺内内閣の政策に異議があったとしても、従うしかなく、もし反対しようとするれば、辞職する以外方法がなかったのである。このようにして寺内内閣は、外交調査会を通して挙国一致を掲げる対外政策を樹立したのである。

<sup>351</sup> 小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』、原書房、一九六六年、二五五～二五六頁。

<sup>352</sup> 『東京朝日新聞』朝刊、一九一七年一月二三日、二頁。

<sup>353</sup> 小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、一九六頁。

## まとめ

本章は寺内内閣成立後の、中国における復辟問題、中国の参戦問題、対外政策の討議、そして決定機構である臨時外交調査委員会に目を配りつつ、寺内内閣の対華政策、つまり援段政策の形成過程を検討してきた。

袁世凱の帝制失敗後、籌安会は迅速に南下し徐州に盤踞する張勳を中心に、新たな復辟根拠地を設けた。一方満蒙独立運動が失敗に帰してからは、宗社党も実力派の張勳に接近し、清朝の復辟をはかったのである。これらの諸勢力は、復辟問題をめぐり、各自それぞれのルートや相互に重なるルートを通して非常に幅広い連絡網を形成していった。しかし復辟の実行は、日本政府の援助次第であったので、各ルートから積極的に日本政府の意向を打診した。これに対して寺内首相をはじめ内閣要人は、表向きには政府の対華政策の閣議決定の対華方針を堅持すると姿勢をとりながら、水面下では、中国の復辟問題について相当の援助を与える態勢をとった。この日本政府がとった矛盾した姿勢は、寺内内閣が堅持する不干渉の対華政策が紙上の空論に過ぎないことを示していた。

また寺内内閣が中国の復辟問題についてとった態度は、確実に復辟問題の活発化を誘発し、不穏な中国の政治状況を一層攪乱した。そして一九一七年二月に日本は、中国の世界大戦参戦を要請し、中国の参戦問題も顕在化していった。

中国の連合国への参加に関する提議は、外務省のルートから上申され、政府閣議を経て、国交断絶支持と共に決定した。しかし中国の参戦勧誘については、中国中枢に有力な人脈を持つ西原によって始められていた。西原が日中第一次交通銀行借款の締結で仲介者としての役割を果たしたと言うならば、この中国の参戦については日中間の政治外交の領域に足を踏み入れていたと言える。言い換えれば、対中国の参戦勧誘に積極的に参与することは外務省の対華政策の実施において一部の権力が西原へ譲渡したと言える。

そして後に外交調査会が設置されることで、外務省の地位は一層悪化していった。外交調査会の設置によって本来外務省が行うべき外交政策の立案、討議などの職責が奪われ、外務省は閣議決定を経た事項などを単に実行するだけとなってしまった。しかし前述したように、すでに中国に参戦を説得した段階で、西原ルートは外務省のルートよりも効果的な主体性を発揮していた。だからこそ政務局長の小幡西吉は、寺内内閣の政策に異議があるろうとも従うしかなく、もし反対しようものなら辞職する以外方法がなかったのである。<sup>354</sup>このような状況を背景に、寺内内閣は一九七二年七月二〇日に正式に段祺瑞政権を「援助」する対華政策を打ち出したのである。

<sup>354</sup>小幡西吉伝記刊行会『小幡西吉』小幡西吉伝記刊行会、一九五七年、一九六頁。

## 第六章 寛城子事件に至る在華日本領事館警察の自国民保護の実像

### はじめに

十九世紀後半、中国は西洋列強に近代的条約外交システムへと引き込まれ、従来のいわゆる朝貢システムとは異なる近代的な法整備が進められた。この中で、日中両国の関係も再調整を必要とする段階へと入ることになった。特に、日清戦争の中国の敗戦により、日本は一躍東洋の巨大国として西洋列強と肩を並べるようになり、中国における特殊権益の獲得に加わり始めた。この中国における権益獲得の過程やこれに対する抵抗が行われた期間に、整備されつつあった法的なシステムの動きや役割は重要な課題として注目に値する。本章は寛城子事件を通して、この点について検討したい。

一九一九（大正八）年七月十九日、寛城子<sup>355</sup>で当地の吉林軍は日本軍と戦闘を交え、日本軍が十八名戦死、重軽傷十五名、中国軍が十三人死亡、重軽傷二十数人を出す重大な事件が発生した。この事件は寛城子事件<sup>356</sup>と呼ばれている。

この事件について従来の研究では、張作霖軍閥の形成期において、張作霖が事件を利用して、反対勢力の駆逐や、事件をめぐる日本の対応、そして東三省を統一するに当たって、自己の勢力を伸張するため、日本との抱合関係の形成など行ったと指摘されている。<sup>357</sup>そして近年では、事件発生時、中国本土が英米と協調しながら権益を求めるのに対して、満蒙において原敬内閣が「鮮満防衛」体制の構築を試みようとしたことに言及する研究も出てきた。<sup>358</sup>

このように、先行研究は様々な視点からこの事件を分析してきたが、事件における近代

<sup>355</sup>寛城子は長春の北側、中東鉄道寛城子駅一帯を指す。別称、二道溝。

<sup>356</sup>この事件は日本側が寛城子事件、中国側が長春事件と呼ばれている。本章の事件に関する主要な参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正八年第二冊(下)』(一九七〇)、以下は『文書八年』と略する。「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03030291000、大正中期ニ於ケル政務局第一課所管支那関係懸案要領(1-1-2-94\_001)(外務省外交史料館)」。中国側は『中華民国外交部檔案』03-33-015-01 から 03-33-015-02 まで、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。『奉系軍閥檔案史料彙編』(第三冊)(遼寧省檔案館編、江蘇省古籍出版社一九九〇)。

<sup>357</sup>藤本博生『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函三、京都：同朋舎、一九八二、九二-九四頁。林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応：日本外交史研究 外交と世論」『国際政治』(四一)、一二二～一四二、一九七〇年。水野明『東北軍閥政権の研究：張作霖・張学良の対外抵抗と対内統一の軌跡』東京：国書刊行会、一九九四年、一〇九頁。野村浩一「満州事変直前の東三省問題：日本外交史研究 日中関係の展開」『国際政治』(一五)、七一～八六、一九六一年。臼井勝美「一九一九年の日中関係」『史林』(三)、一九六〇年。松重充浩「張作霖による奉天省権力の掌握とその支持基盤」(『史学研究』、第一九二号、一九九一)、五三～七〇頁、同「張作霖による在地懸案解決策と吉林省督軍孟恩遠の駆逐」(横山英、曾田三郎編「中国の近代化と政治的統合」、溪水社、一九九二)、一九九～二二九頁。Gavan McCormack, *ChangTso-lin in Northeast China, 1911-1928* (Stanford, 1977) を参照。

<sup>358</sup>服部龍二「鮮満防衛」体制の模索」『社会文化科学研究』第四号、三九～六八頁、二〇〇〇年。

的システムについての検討は明らかに欠落している。周知のように、一八九六（明治二九）年、「日清通商航海条約」の締結によって、日本は中国における領事裁判権<sup>359</sup>を獲得した。この領事裁判権の行使にあたって、犯罪捜査に関する検事の補佐として司法警察官を、検事又は司法警察官の補助として司法警察吏を随属することが必要となり、中国の領事館に警察<sup>360</sup>を配置するようになった。

領事館の警察附設に対する中国側の認諾については、間島をめぐる日清間の協約交渉、即ち、明治四十二年八月十七日中国外交部から日本に送られた次のような内容を根拠に容認されたと考えられる。「将来ノ商埠ハ清国自ラ先ツニ、三カ所ヲ開キ埠界ヲ画定スヘシ埠内ニ於テハ各国ヨリ領事館ヲ設置シ約ニ照シテ通商スルコトヲ承諾スヘシ埠内ノ行政警察及各種ノ工程ハ凡テ清国之ヲ弁理シ領事館ニ司法警察ヲ附設シ専ラ当該国居留人民ノ召喚訊問ノミヲ掌リ商埠外ニ及ホスコトヲ得サルモトス」。つまり少なくとも商埠地外国人の居住及び貿易のため、開放地内において日本司法警察の行使を容認するというものである。<sup>361</sup>

一八九六年十月十九日清国と日本の間で調印された専管居留地に関する議定書第一条、第三条ではそれぞれ次のように定められた。第一条「新開通商市港場ニ日本専有ノ居留地ヲ置クコトヲ妥定シ道路管轄及ヒ地方警察ノ権ハ日本領事ニ専属スルモノトス」。そして第三条では「日本政府ヨリ請求ノ上ハ早速上海天津厦門漢口等処ニ日本専有ノ居留地ヲ設クルコトヲ允スヘシ」。これによって日本の領事が専管居留地の警察権を掌握することが決められた。ただし、この議定書はあくまでも租界に限定するものであり、租界以外の地域にまで警察権が及ぶことについては、何ら明文上の規定はなかった。しかし、領事の日本人保護取締の権能は租界外にも及び、その領事の職務を執行する警察官の任務の範囲も租界外に及ぶことになったのである。<sup>362</sup>

これによって、日中両国は領事警察の配置問題をめぐり、対立するようになった。<sup>363</sup>中国は領事警察権を中国の主権の侵害とし、再三にわたって抗議した。にもかかわらず、日本は在外居留民の保護取締や権益擁護などを主要な任務として、中国駐在公使館・領事館に警察官を配置するようになった。この寛城子事件は後述するように南満州鉄道長春駅夫

<sup>359</sup> 第二十二條、清国ニ於テ犯罪ノ被告トナリタル日本国臣民ハ日本国ノ法律ニ依リ日本国官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ処罰スヘシ

清国ニ在ル日本国臣民ニ対シ犯罪ノ被告トナリタル清国臣民ハ清国ノ法律ニ依リ清国官吏之ヲ審理シ其ノ有罪ト認メタルトキハ之ヲ処罰シヘシ。『官報』第四千二號、一八九六年一〇月二九日、内閣官報局

<sup>360</sup> 領事館警察全般に関する先行研究として荻野富士夫『外務省警察史』（校倉書房二〇〇五年）；満州事変までの中国での領事館警察については、副島昭一「中国における領事館警察」『和歌山大學教育学部紀要人文科学』第三九集、一九九〇年；中国の外事警察制度に関しては川島真「中国外事警察制度之形成」（甘懷真他編『東亜視域中的国籍、移民與認同』台湾大学出版中心、二〇〇六年、八三～一〇〇頁を参照。

<sup>361</sup> 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第五卷、二〇六頁。

<sup>362</sup> 副島昭一「中国における領事館警察」『和歌山大學教育学部紀要人文科学』第三九集、一九九〇年、六五～六六頁。

<sup>363</sup> 梶居佳広「国際問題としての領事館警察小論：ワシントン会議からリットン報告書まで」『人文學報』一〇六、二〇一五年、九七～一二四頁を参照。



の船津藤太郎が中国兵に殴打されたことによって引き起された。この単純な日本人殴打事件が両軍の衝突事件へと発展していく過程における領事警察の動きは注目に値する。事件発生後、領事警察はどのように対応したのか、また、どのような役割を果たしたのか。これを糸口にし、清末から民国初期にかけての近代日中両国の法的システムを背景とした中国における領事館警察の邦人保護の実像を明らかにしたい。

## 第一節 寛城子事件の経過

一九一六年四月、張作霖が段芝貴に代わって奉天盛武將軍督理奉天軍務兼奉天巡按使として任命された。そして中央の北京政府とは距離を置き、自立し勢力の拡大を着々と図りつつあった。一九一八年、張作霖は東三省巡閱使に任命され、名目上は東三省を治めるようになった。しかし、袁世凱が天津小站練兵であった際の部下である吉林都督の孟恩遠は、袁世凱の嫡流として、長年の功勞を自負し、反張作霖の立場を堅持していた。これは張作霖にとって東三省統一の最大の障害となっていた。

一九一九（大正八）年五月四日、「五四運動」が勃発した。張作霖は同運動の東三省への波及防止に全力を尽くすと同時に、孟恩遠を吉林から駆逐する動きを始める。六月、張は吉林財政紊亂を口実に孟恩遠を弾劾し、彼の退陣を迫った。張の策略は一時的には成功したが、孟の部下の腹心の一人であり、姻戚関係もある高士儻第一師長は強硬な主戦策をとり、吉林独立を宣言し開戦の準備を積極的に行った。両軍は吉林を中心に対峙するようになる。やがて吉林の隣の長春にも戦雲が覆うようになった。<sup>364</sup>七月十四日、吉林軍第三混成旅二団は孟恩遠の命令に応じて、戦備のため、ハルビンから農安へ赴く途中、寛城子で幕営をした。

長春は元来ロシアが経営していた中東鉄道の南の最終駅（寛城子駅）であり、また日露戦争によって、日本へ譲渡された南満州鉄道の起点でもある。

日露戦争後、ポーツマス講和条約の締結によって、日露両軍は順次撤退していった。そしてその代わりに、中東鉄道守備兵のみが駐留した。日本は一九〇五年九月、関東総督府が創立され、満州駐劄師団の二個師団と大連灣要塞諸部隊を隷下に置いた。一九〇七年三月、遼陽に司令部を置く一個師団のみが二年交代で駐留した。これを補うように独立守備大隊が発足した。これは六大隊で編制され、同月に全部隊が満洲に着任した。<sup>365</sup>ロシア革

<sup>364</sup>詳細は林正和「張作霖軍閥の形成過程と日本の対応：日本外交史研究 外交と世論」『国際政治』（四一）、一二二～一四二、一九七〇年を参照。

<sup>365</sup>麻田雅文「中東鉄道警備隊と満洲の軍事バランス：一八九七～一九〇七年」『スラブ・ユーラシア学の構築』研究報告集（一七）、二〇〇六年、八九～九〇頁を参照。

命後、日中米ソは中東鉄道をめぐって競争が激しくなっていた。<sup>366</sup>このような動きを背景に、日本は一九一九年一月（大正八年）、在ハルビン歩兵一中隊（歩兵第二十七聯隊第五中隊）を寛城子に増加し、その一小隊を審門に配置した。<sup>367</sup>

かかる時機において、七月十九日、寛城子事件が起きた。当日午前十一時満鉄長春駅夫船津藤太郎が寛城子日本守備隊付近を歩行中、同地幕営中の吉林軍混成第三旅第二団の兵士二十人に殴打され昏倒した。同地を通りかかった日本人がこれを見て直ちに同地日本守備隊に通報した。守備大隊長林少佐は大隊副官住田米次郎中尉、谷中尉下士卒四名と共に被害現場に急行し、同時に中国軍隊露営の天幕より約二百メートル突出する寛城子中央東側村端まで兵三十名を警備のために出動させるよう将校の指揮が出た。住田中尉以下は中国軍露営地に到着した頃には、被害者がすでに他の日本人の助けにより日本守備隊兵営に送られていたため、中国幕営に行った。幕営では孟（奎魁、孟恩遠の甥）団長が不在であったため、第一、第三営長及び第二営古参連長に面会し、日本人を殴打した加害者の取り調べを求めた。営長らはこれを承諾した。暴行した兵士が第二営に所属していることが分かり、該営連長に取り調べを依頼した。この時ちょうど団長帰営の情報が入った。戻って来た該営長が休憩する天幕に、日本将校を招こうとした時、突然数発の弾丸が天幕に飛来した。該営長は中止を命じたが、効果はなく、幕営付近から一斉に激しい射撃が開始された。これにより、日中将校らは四方に散開した。<sup>368</sup>

戦闘の経過について、日本側当事者の一人松岡大尉の話によると、射撃が開始してから、日本将校らは撤退しようとしたが、弾丸が雨のように降ってきたため進行することができなかつたろう。中国兵は予め準備を整えていたように見張りをしていた日本兵三十名の部隊及び守備隊営舎に対し、集中射撃を行った。日本軍は何等戦闘の準備をしておらず、死傷者が続出し、後方にある家屋に逃れたが、中国巡警数名によって背後から攻撃された。当日正午頃、日本軍応援部隊の到着により、中国軍は漸次北の方に退却した。

この事件によって日本側十八人が死亡、十七人の負傷者が出た。中国側は十三人が死亡、負傷者二十余名であった。日本守備隊の松岡大尉の後日談によると、営長ら中国将校は日本将校に対する態度は終始懇懇にして厚意的であったという。しかし、この中国側の証言について、事件発生後、軍隊を撤退させたため、松岡が収集できなかった。

事件発生翌日の二十日、在長春森田寛蔵領事は内田康哉外務大臣に事件に関する詳細な

<sup>366</sup> 中国はロシア革命後にハルビンで起きた騒擾を奇貨として、中東鉄道沿線を制圧し、空席であった理事長のポストには、吉林省長郭宗熙を送り込んだ。（麻田雅文『中東鉄道経営史』名古屋大学出版会、二〇一二年、五〇頁を参照。）

<sup>367</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C14030415600、戦時月報 大正8. 1～8. 5(防衛省防衛研究所)」

<sup>368</sup> JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A04017276000、寛城子事件ノ顛末単 02142100(所蔵館：国立公文書館)；大正八年七月二十日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第九二号「文書八年」九八七頁；『中華民国外交部檔案』03-33-015-01-015を参照。

報告を出した。この報告について、二十二日内田外務大臣はいくつかの疑問を提起し、事件発生の原因および他の実情について、森田領事に再び調査の訓令を發した。このほか、二十一日日本在旅順関東庁より事件調査のため赤塚正助外事部長、関東軍司令部より浜面又助少将参謀長が現地に派遣された。<sup>369</sup>

日本側のこの慎重な事件調査態勢に対して、中国側は事件発生後の二十三日、当地道尹陶彬が孟团长からの通知を受け取った。その内容は、事件発生の原因は日本側森田領事の調査と全く同じであった。しかし最初に発射した中国兵は奉天の間者である疑いがあるため<sup>370</sup>調査中とも伝えられていた。<sup>371</sup>

二十日第一師高士儻師長は、高山公通守備隊司令官、森田領事と当地日本領事館で会合し、当地方に対する暫定治安維持法<sup>372</sup>を發布した。二十一日、中国陸軍部から北京日本公使館に使者が送られ、事件発生について遺憾の意が伝えられたほか、大總統の耳に本件の報告が入ると、激怒し直ちに該团长及び營長が免職されたことが伝えられた。二十三日、北京政府は大總統令を公布した。日本側の事件解決の要求が提出される前に、事件に関する責任者の処罰が命じられた。

該团營カ長春ニ駐劄シ、近隣ノ軍ニ接スル応ニ、如何ニモ節制申明スヘキニ、乃チ平時漫ニ約束スル所ナク、該团營長ハ実ニ咎ヲ辞シ難シ、陸軍部ヲシテ職名ヲ查明シ、先ツ免職セシム、師長高士儻カ擅ニ軍隊ヲ長春附近ニ調集シ、重案ヲ釀致セルハ、尤モ謬妄ニ属ス、師長ノ職務ヲ免シ（中略）孟恩遠ハ軍符ヲ縮シ、紀律ヲ嚴申スル能ハス、亦タ応ニ得ヘキノ咎アルモ、既ニ転任シタレハ、鮑貴卿ヲシテ迅速赴任交代シ、一切ノ善後処置ヲ為サシム<sup>373</sup>

北京政府が公布したこの大總統令は自発的且つ敏速に事件責任者の処分を行った。この処分について予め日本政府の了解を得た。そのうえ、八月十五日、内田外務大臣は在北京小幡公使及び在奉天赤塚総領事に電報を發し、事件に関する解決条件を提示した。

<sup>369</sup> 大正八年七月二十一日、在旅順林関東庁長官より内田外務大臣宛、至急秘第七八号『文書八年』九八三頁。

<sup>370</sup> この事件が奉天からの間者の策謀によって起きたかどうかについては、日本側の調査の中でその疑いも生じてきたが、いずれもその証跡がなかった。

<sup>371</sup> 大正八年七月二十四日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第八三号「文書八年」九八八頁。

<sup>372</sup> (一) 寛城子ニ於ケル巡警ヲ全部七月二十日引払フコト；(二) 第一着ニ南嶺ノ砲兵ヲ付属地ヨリ三十支里以外ニ退去セシムルコト；(三) 第二着ニ歩兵及騎兵夫々從來裴中將ノ部下ナリシモノ二百五十名ヲ限り城内及北門外ニ残留セシメ其他ノ付属地周囲ニアル軍隊ハ総テ付属地ヨリ三十支里以外ニ退去セシムルコト但シ南嶺ノ歩兵四營輜重兵三營ヲ除クモ此ノ部隊ニ対シテハ支那側ニ於テ責任ヲ以テ嚴重之ヲ取締ルコト；(四) 南嶺ノ砲兵ノ退去ハ即時之ニ着手シ七月二十一日迄ニ完了スルコト其他ノ付属地ノ周囲ニアル軍隊ノ退去ハ其大部分ヲ七月二十二日迄ニ残余ヲ七月二十四日迄ニ完了スルコト；(五) 今後附属地ヨリ三十支里以内ニ軍隊ヲ入レントスル場合ニハ在長春領事ニ対シ通知ノ上其ノ承認ヲ経可キコト；(六) 此ノ際一切附属地ニ支那兵ヲ出入セシメザルコト但シ日本領事ノ許可書ヲ有スルモノヲ除ク。(大正八年七月二十一日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第七三号、『文書八年』、九八二頁。)

<sup>373</sup> 七月二十三日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛、公第二九七号、『文書八年』、九八七頁。

提示された条件は次の通りである。

(一) 大総統令の全文を公文にして帝国政府へ遺憾の意を表す。(二) 大総統令に基づき、張巡閱使は事件責任者の査弁を了し、その結果を帝国領事館に通報する。(三) 直接の指揮者である將校及び暴行加担の下士卒及び凌虐を行った者を嚴重処罰する。(四) 巡警が暴行に加わったかどうか査明し、もし加わった場合は直属の指揮者を処分する。(五) 将来のため、最も有効な方法をとることを保障する。(六) 南滿州鉄道株式会社長春駅それぞれの被害事件に関し、在長春帝国領事と中国当局の間に別に協議を行う。<sup>374</sup>

このような要求条件は後に多少の修正、増補が加えられた後、九月九日中国外交部に提出された。同時に、日本側は日本の事件解決に対する公正、寛大な態度を表明するため新聞記者に漏洩した。十月八日、一ヶ月の交渉を経て、中国側は日本が提出した解決案をほぼ全て受諾した。

## 第二節 事件における法的な動き

この事件が発生した原因について、日本側の調査によると、長春駅夫船津藤太郎が殴打される前に、中国兵は輜重などの軍需品を運送するために満鉄附属地及び附属地内の車馬を徴発していた。しかしながら、日本官憲はこの徴発が日本居留民の生活に支障を及ぼすとして強く警告し、中国兵の不満を招いていた。事件発生前日の十八日には、附属地内で日本人が雇った馬車の強要を制止した日本人の巡查は中国兵に暴行を加えられ、負傷した事件が発生していた。<sup>375</sup>

この満鉄附属地とは、日露戦争後日本がポーツマス条約の規定によりロシア帝国が経営していた東清鉄道の南滿州を受け継いだ際に<sup>376</sup>、そのまま鉄道附属地制度も継承した由来がある土地であった。日本はこの附属地において所有権のみならず、行政権なども行使していた。<sup>377</sup>このことから考えると、中国軍が満鉄附属地で車馬の徴発を行ったことに対し

<sup>374</sup> 八月十五日、内田外務大臣より在中国小幡公使及び赤塚総領事宛、『文書八年』、九九五頁。

<sup>375</sup> 前述の在長春森田領事、関東庁赤塚外事部長、関東軍浜面参謀長のそれぞれの調査報告の中で共に指摘した。

<sup>376</sup> 「日露両国講和条約及び追加約款」第六条「ロシア帝国政府ハ長春（寛城子）旅順口間ノ鉄道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附属スル一切ノ権利特権及財産利益ノ為ニ経営セラルル且清国政府ノ承諾ヲ以テ日本帝国政府ニ移転譲渡スヘキトヲ約ス」（「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03020652399、日露両国講和条約及追加約款・御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日」）

<sup>377</sup> 南滿州鉄道附属地内ニ於ケル帝国ノ行政権ハ前述ノ「ポーツマス」条約及滿州ニ関スル日清小村条約ニ依リ同条約締結當時露国ノ東清鉄道附属地ニ於テ行使シ来リタル行政権ヲ寛城子以南ノ鉄道ニ就キ其儘繼承シタルモノニシテ支那及露国ハ其際帝国行政権ノ行使ニツキ何等ノ制限又ハ条件ヲ附スルコトナカリシナリ

（「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B03030296100、大正末期ニ於ケル亜細亞局所管東亞關係懸案要領(1-1-2-96\_001)(外務省外交史料館)」）。詳細は大野太幹「1920年代満鉄附属地行政と中国人社会」『現代中国研

て日本官憲が干渉したことは不当ではないと考えられる。ゆえに、十七日日中の摩擦に関し、東清鉄道東路司令官旅長高俊峯は附属地内において絶対に馬車の微発をしないと日本側に誓約した。勿論、日本側のやりかたが中国兵士の日本官憲に対する不満を招いたことは極めて正常であることは言うまでもない。しかしながら、十八日に発生した中国兵が日本人巡査を殴打した事件は、明確に中国兵の不法な行動であったことがわかる。このほか、森田領事は、中国兵が多数を伴い日本軍を無視して軍用道路を無断通過し、日本守備隊兵舎附近の禁煙場所で喫煙したことなどを調査報告書の中で指摘された。このことは史料がないため事実かどうか確認できないが、不当であることは疑いない。十八日に日本巡査の殴打事件が発生した後、日本領事館の交渉に応じ、高旅長の同意を得て、中国側は二道溝東西両橋に兵士を派遣して軍の行動を監視するようになった。日本側もこれに対して、橋の北側に数人を派遣して厳しい検査をした。しかし、長春には当時兵隊が多く滞在しており、市内から駐屯地まで、二道溝附属地を避けて通ることができなかつたため、両国の検査が却って大きな不便をもたらした。十九日午後一時、当地道尹兼交渉員陶彬はこれについて再び日本領事館を訪れ交渉した際に、日本人が中国兵に殴打された情報を聞いた。

この長春駅夫船津藤太郎という日本人が中国兵に殴打された事件は、その前日の殴打事件と同じく、一種の民事事件に過ぎず、一九〇八（明治四十一年）年発布した勅令「関東都督府官制中改正」<sup>378</sup>によると、日本居留民保護の責任に当たる日本領事館が処置機関として積極的に対応するはずであった。しかしながら、当地の日本守備隊が事件の報に接すると直ちに行動を取った。事件の現場に人を急行さうえで、中国軍露営地に将校を派遣させた。前述のように、長春当地駐屯の日本軍を含め、満州における日本守備隊は、元々日露戦争後、「満州二関スル日清条約」の附属協定第二条「若シ満洲地方平靖ニ帰シ、外国人ノ生命財産ヲ清国自ラ完全ニ保護シ得ルニ至リタル時ハ、日本国モ亦露国ト同時ニ鉄道守備兵ヲ撤退スベシ」<sup>379</sup>、及びポーツマス講和条約追加約款第三項「両締約国ハ満州ニ於ケル各自ノ鉄道線路ヲ保護セムカ為、守備兵ヲ置クノ権利ヲ留保ス、該守備兵ノ数ハ一キロメートル毎二十五名ヲ超過スルコトヲ得ス」<sup>380</sup>で定められた鉄道守備条件で留まっていた。その目的は「独立守備大隊ハ、関東都督ニ隷シ南満州鉄道（鉄道線路及之ニ附属スル電線

---

究』第二一〇号、九二～一一一頁を参照。

<sup>378</sup>第二十四条二左ノ一項ヲ加フ、領事官ニシテ事務官ヲ兼ヌル者ハ上官ノ命ヲ承ケ鉄道線路ノ警察事務ヲ掌理ス（外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、一六八頁；JACAR. Ref. A01200027500（第6画像目）、

公文類聚・第三十二編・明治四十一年・第二巻・官職一・官制一・官制（内閣・宮内省・外務省・内務省）関東都督府官制・関東都督府職員官等給与令・関東都督府職員特別任用令中ヲ改正シ・在南満州帝国領事館附警察官ニ関スル件ヲ定ム（国立公文書館）などを参照。）

<sup>379</sup>JACAR. Ref. A03020693900（第7画像目）、御署名原本・明治三十九年・条約一月二九日・日清間満洲ニ関スル条約（国立公文書館）。

<sup>380</sup>「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. A03020652399、日露両国講和条約及追加約款・御署名原本・明治三十八年・条約十月十六日」。

其ノ他財産ヲ含ム以下同シ) の守備二任ス」<sup>381</sup>のように、あくまで租借地であった関東州の守備及び南満州鉄道附属地の警備などであった。また「独立守備大隊勤務令」で定められたように、守備隊長は守備区域内で地方行政に干渉することはできず、加えて鉄道に関する法令を犯す者に対しては、事実を調査の上、憲兵あるいは警察官に引き渡すべきであるとしていた。<sup>382</sup>従って本件は鉄道に関する犯罪でもなく、一種の殴打事件に過ぎず、守備隊の職責以外だと考えられる。にもかかわらず、守備隊は領事館より先に行動を取ったのである。この意味で、当地守備隊の反応は過剰だと言わざるを得ない。この点について、日本内田外務大臣も事件発生後の二十二日に、疑義の念を抱き、次のように在長春森田領事宛に訓令を發した。

(前略) 我軍隊ハ何故ニ普通ノ警察事故ト認メラルヘキ事件ニ関シ、当然ノ保護機関タル我領事館ニ事件ヲ移送スルコトナク、自ラ支那軍隊当局ニ直接ノ交渉ニ及ヒタル次第ナリヤ、若シ又領事館ニ予メ何等協議アリタルモノトセハ、領事館ニ於テハ如何ナル措置ヲ執リタルヤ等ノ諸点ニ関シ、彼我双方並ニ第三者ノ有スル的確ノ証拠ニ基キ、詳細ニ事実ノ真相ヲ突留メ電報アリタク (後略)<sup>383</sup>

前日に発生した殴打事件の当地領事館の対応と比べてみると、内田外務大臣がこの事件の対応に疑問を持ったのは、至極当然だと思われる。同じく通常の警察事件として、前日の事件では当地日本領事館は外交交渉員兼道尹の陶彬を通して調査、解決などの交渉を行ったにもかかわらず、この事件ではなぜ当地守備隊は領事館に移送せず、直接中国軍隊当局と交渉したのか。内田外務大臣のこの疑問に対して、森田領事は守備隊が日本人被害の凶報に接し、救護のため、看護卒などを派遣したと解釈したと説明している。また彼は、守備隊が事件の真相を取り調べるため、中国軍幕営地へ赴くと同時に、電話で領事館に日本人被害の事実を報告したとも述べている。そして、領事館は電話を受けると、神田警部に警部補一名、巡查五名を引率させ、現場に急行するよう命じたと弁解している。衝突の原因について、森田は当時守備隊が交渉中中国兵逃亡の見張りとして、中国軍幕営に二百メートル離れた所に兵員数十名を駐筈したことが中国側の誤解を招いたと推測している。

384

<sup>381</sup>JACAR(アジア歴史資料センター). Ref. C03022855100、軍務局・独立守備大隊勤務令制定の件(防衛庁防衛研究所)。

<sup>382</sup>「(守備) 隊長ハ守備区域内ト雖地方行政ニ干渉スルコトヲ得ス (中略) 其ノ他鉄道ニ関スル法令ヲ犯ス者アルハ之ヲ取り押ヘ其ノ事実ヲ調査シ犯人軍人軍属ナルハ軍法會議ノ審判ニ付スル手續ヲ為シ又ハ憲兵ニ交付シ其ノ他ハ憲兵若ハ警察官ニ交付スヘシ」(JACAR(アジア歴史資料センター). Ref. C03022855100、軍務局・独立守備大隊勤務令制定の件(防衛庁防衛研究所)。

<sup>383</sup>八月十五日、内田外務大臣より在長春森田領事宛、第五二号、『文書八年』、九八五頁。

<sup>384</sup>七月二十八日、在長春森田領事より内田外務大臣宛、第一〇五号、『文書八年』、九九一頁。

当地日本守備隊が事件現場に赴くと同時に領事館に電話で報告したにもかかわらず、領事館が行動を取る前に、守備隊が出動したことは妥当な処置とは言えない。実際に、前述のように、事件の情報が当地日本領事館に入った際、長春道尹陶彬はちょうど日本新山（学習）領事官補と前日事件のことについて交渉中であった。そして、日本守備隊がすでに出動したと聞くと、直ちに撤退の要求を該領事に提出した。しかしながら、領事館の要求に応じて、守備隊長が撤退の命令を下した時には、衝突はすでに起こっていた。<sup>385</sup>つまり、領事館は守備隊の不当行動に気づき、これを止めようと試みたが、間に合わなかったのである。この事件が発生した原因を考えると、当該事件は一種の民事事件に過ぎないにもかかわらず、守備隊が敢えて積極的に出動し、中国軍当局と直接交渉を行ったことが事件をさらに大きくした主因とも言える。換言すれば、まさにこの守備隊の不当行動が事件を起こした理由である。

このほか、前述のように、事件発生翌日の二十日、当地治安維持のため、高士儻師長は森田領事、当地守備隊高山司令官と「暫定治安維持法」の協定を結んだ。この協定の内容を検討する前に、三人それぞれの身分に注意すべきだと考えられる。前述のように、ポーツマス条約により南満州鉄道附属地において、日本は行政権を行使している。治安維持を考慮すると、当地領事館と守備隊は鉄道附属地における日本側の代表としてふさわしくないとは言えない。しかしながら、高士儻師長は当地鉄道附属地以外の中国側の行政長官ではない上、治安維持の責任者でもなく、その身分はあくまでも吉林軍の事実上の最高責任者に過ぎず、日本と治安維持の協定を結ぶことは実に法的な根拠がなかった。さらに、治安維持法の第一条「寛城子二於ケル巡警ヲ全部七月二十日引払フコト」は、最も疑わしい項目である。中国巡警らがまさに治安の任に当たるのだが、高士儻師長は職権がないにもかかわらず、日本側の巡警らの退去させる要求に何も反対することなく協定を結んだ。

このように、事件発生前後を日中両方の法的根拠を比較してみると、事件発生後の日本側の調査報告に沿って考えれば、事件は当地日本守備隊の積極的な行動によって起こされたと推定できるだろう。つまり本来は日本人が中国兵に殴打された事件にすぎず、居留民保護の責任者である当地日本領事館が当地中国の交渉員を通じて、事件の対応に取り組むべきであったしかし実際には守備隊が領事館より先に行動を取ったことで事件が引き起された。ここで注意すべきは、居留民保護の任に当たる領事館が、普段どのようにして在留居留民の保護に取り組んでいたのか、なぜ守備隊は領事館が行動を取る前に積極的に出動したのかということである。この問題について、日本が長春に領事館を設置して以来行った居留民保護の事例を考察することで明らかにしたい。

---

<sup>385</sup> 民国八年七月、長春交渉員より外交部函、「長春案肇事原因及事後詳細情形附呈高師長與森田日領議定維持治安辦法」『中華民國外交部檔案』03-33-015-01-015、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

### 第三節 長春における邦人保護の実像

日清戦争後、日本は中国内地における貿易、経済の利益を求めて、積極的に領事館の設置を進めていた。日露戦争後、日本は中国東北地方、いわゆる満州におけるロシア帝国の勢力の南下を抑制することに成功した。加えて南満州鉄道の獲得により、満州における権益も獲得した。これに伴い、従来それほど重視されてきていなかった当地の状況も一変し、日本人の進出が活発になってきていた。

一九〇四年に日露戦争が勃発し、一八九七年から設置された牛莊領事館（營口）は一時閉鎖された。そして七月に日本軍が營口を占領したことによって、八月には領事館の業務は再開された。同時に、当地の在留日本人の増加によって警察事務も大幅に増加したため、領事館から巡査の派遣が上申された。これに対し外務省は警視庁から巡査二名を外務省巡査として採用し、牛莊に派遣した。<sup>386</sup>これが東北地方における領事館警察派遣のはじまりであった。

一九〇六年、日露戦争終結後、占領地域の軍政の継続をめぐる日本政府内では方針の対立があったが、最終的には軍政の撤廃が決定された。そして七月以後、軍政を漸次領事に引継ぐよう命令が下りた。これと並行して、各地で日本領事館の設置が進められた。<sup>387</sup>このような風潮の中で、長春領事館は奉天領事館分館として同年十一月十五日に開館した。領事館警察署には警部一名、巡査八名が配属された。<sup>388</sup>

長春領事館が開館する前、同年十月二十日、奉天領事萩原守一総領事は外務大臣宛てに次のような電報を送った。

長春ハ其ノ重要ナル地位ニ顧ミ、本邦人ノ取締ニ付テハ、今ヨリ充分ノ注意ヲ要スル所、昨今本邦人数百名入込ミ、忌ムベキ行動ヲ為ス者少カラズ、此際右等本邦人ノ行動ヲ取締リ、他日開放ノ場合ニ我方ニ利益ナル素地ヲ作り、他面ニハ露国官憲ノ行動ヲ監視シ、併セテ鉄道連絡点ニ於ケル我利権ヲ保護スル為、同地ノ開放ヲ待タズ、当館出張員ノ名義ニテ、他日開放ノ場合ニ領事トナルベキ者ヲ今ヨリ出張セシメ置ク様、取運ヒアラバ好都合ナルモ若シ其ノ運ビニ至ラザル場合ニハ、書記生及警部各一名ヲ不取出張セシメラレ度シ<sup>389</sup>

<sup>386</sup> 副島昭一「中国における日本の領事館警察」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第三九集、一九九〇年、六七頁。

<sup>387</sup> 副島昭一「中国における日本の領事館警察」『和歌山大学教育学部紀要 人文科学』第三九集、一九九〇年、六七頁。

<sup>388</sup> 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、九二頁。

<sup>389</sup> 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、九一頁；荻野富士夫『外務省警察史-在留民保護取締と特高警察機能』校倉書房、二〇〇五年、一五六頁。



この時期、長春はまだ開放地ではないにもかかわらず、日本人の進出が活発になるに伴い、いわゆる「不良日本人」の取締も急務のひとつとなっていた。この取締によって他日当地が開放される時には日本側の利益の素地を作れることや、ロシア官憲の監視ができ、また鉄道連絡点における日本側の利権も保護できると萩原守一が外務省に進言した。

ここでは、いわゆる「不良日本人」の取締の任務を担当しているのは領事警察官である。しかしながら、中国にとって、「未開放」の地域において日本が警察の配置を進めていたことは、言うまでもなく中国の主権の侵害である。中国政府もこの点について、再三にわたって抗議をしたが、日本は全く無視して警察網を拡充する一方であった。

長春における在留日本人の状況について、一九〇六年十二月七日に長春分館の柴田主任が林外務大臣に宛てた報告によると、長春における日本人の事業の開拓状況は未だに秩序がなく、混沌たる状態だったようである。当地に開業した日本人商店は三井物産会社支店、煙草専売出張所およびマッチ製造に従事する会社以外は、五、六売春を営む料理店があるのみだった。そして当地に在留した日本人の中で、二、三の真面目な商人を除いては、多くの者が中国人を欺瞞し、一時的に利用しようとしており、当地中国人からの不信を招いていたようである。柴田はまたこの状況が開拓地で常に免れないことであっても、将来事業経営にとって阻害となるため警察による不良者の取締の必要性を述べている。<sup>390</sup>

この報告から、当時長春に進出した日本人は二、三「真面目」な商人以外は、殆どいわゆる「不良者」であったことが分かる。では、日本政府に重視されている「不良日本人」とは具体的にどのような者のことを指していたのだろうか。一九〇六年七月一日奉天領事館令第四号（明治四十一年十月二十一日警察犯処罰令トシテ制定セリ）<sup>391</sup>によると、強制的な売買、技芸の演出による報酬を求めること、路上の規則を守らないこと、異様な衣服を着ること、伝染病の隠蔽、夜中の喧噪などの事項を犯す者が取締の対象となっていたことが分かる。当然、刑事的な犯罪事件を起こした者は刑法によって処罰することも決められていた。このほか、芸妓や酌婦についても厳しく取締規則を制定していた。

<sup>390</sup> 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、九三頁。

<sup>391</sup> 奉天及其ノ附近ノ日本人ニシテ左ニ列挙スル事項ノ一又ハ数項ヲ犯シタル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ科料又ハ一日以上十日以内ノ拘留ニ処ス  
但刑法ニ正条アル者ハ各本条ニ拠テ処断ス

一、正当ノ事由ナクシテ当領事館ノ召還ニ応セス又ハ指定ノ時刻ニ出頭セルルモノ；二、警察官吏ノ戸口調査ニ対シ事実ヲ告ケサルモノ；三、強テ物品ヲ売買シ又ハ強テ合力ヲ求メ又ハ他ノ謝絶ニ拘ハラズ技芸ヲ演シテ報酬ヲ求ムルモノ；四、路上ニ於テ故ラニ人車ノ通行ヲ妨ケ又ハ喧嘩争論及人ノ驚愕スヘキ噪鬧ヲ為シ或ハ之ニ参加シ又ハ教唆誘導シタルモノ；五、路上ニ於テ放歌高声シ制止ヲ肯セサルモノ；六、男子ニシテ帽子ヲ冠ラス外出シ又ハ男女装姿ヲ換ヘ其ノ他異様ノ容装ヲ為シ猥リニ路上ヲ徘徊スルモノ；七、裸体又ハ袒裼シ又ハ股脚及足部ヲ露シ又ハ其ノ他ノ醜態ヲ為シ路上ヲ行歩スルモノ；八、伝染病者ヲ隠蔽シ其ノ届出ヲ為ササルモノ；九、自己又ハ他人ノ為ニスル目的ヲ以テ自己又ハ他人ノ族籍身分職業氏名年齢ヲ詐称シタルモノ；十、制止ヲ肯セスシテ午前一時以後遊戯ノ為歌舞音曲ヲ為シ他喧噪シテ他ノ安眠ヲ妨ケタルモノ。（外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七巻、一四二頁）

この時期、規則や法令に違反する日本人居留民を厳しく処罰するだけでなく、領事警察に対してもその不当、不法行為の取締が徹底されていた。

一九〇六年十一月遼陽領事館兼子初男巡査は、頻繁に酒色の巷に出入りしたため、厳しく訓戒を加えられたが、改悛の情がなく、外務省に上申されたうえで免職された。翌月、当領事館在勤の柏木広巡査は、内勤勤務を利用して官印を盗用した疑いがあるほか、当地業者から強いて金銭の借り入れたことも確認されたため、厳重に処分された。一九〇七年七月長春領事館孟家屯派出所勤務中の稲童丸巡査は、度々無頼の徒と共に酒樓に出入り、甚だしい金銭の収賄もおこなったため、免職された。また同年、鉄嶺領事館在勤の山岡康、坂井再二巡査は酒樓に流連し、警察官吏の職を瀆がしたため免職された。<sup>392</sup>

このような実例はこの時期において枚挙にいとまがない。このため、一九〇七年五月、外務省は「近来在満州帝国領事館警察官は往々酒樓ニ出入り、粗暴挙動ヲ為スモノスクナカラズ」、本来風紀維持の任に当たる警察がこのような「行為ニシテ為ニ官職ノ威厳ヲ損シ人民ノ取締ヲ忽ニスルニ至ル甚ダ不都合ノ次第」は頗る遺憾だと捉え、改善の方法をとるよう在満州各領事館に所属する警察官の行動に関する訓示を發した。<sup>393</sup>ここから当時日本政府は中国における領事警察に対する不当、不法行為の取締を厳しく実施していたことがわかる。

このように、日本は当時中国に進出した一般の日本人居留民や法的根拠がないまま派遣された領事警察の行為を厳正に管理、監督した。それでは監督された領事警察の居留民取り締まりや保護の状況はどうだったのだろうか。同じく実例を取り上げ、検討してみたい。

一九〇六年九月鉄嶺の西五十清里にある後網戸屯において中国の演劇の興行に参加した三、四十人の日本人は、各自の賭博場を開いていた中国兵士十三、四名と衝突闘争した。結果として日本人宮下松之助、坂下藤松は銃創を受け、搬送中、宮下は死亡した。領事館は直ちに危害を加えた中国兵士の逮捕処罰を要求した。調査の結果、故意ではないため過失行為とみなされ、中国の刑法によって過失傷罪として当中国兵を一年禁錮及び罰金百四十圓に処罰することになった。罰金の内、百圓は宮下の遺族に対する扶助料とし、四十圓を坂下の治療費として充てられた。<sup>394</sup>

この衝突事件は鉄嶺で発生し、当事者は中国兵士と日本人在留民であり、衝突発生後、当地の日本領事館は中国側に加害者の逮捕、処罰を要求した。そして事件の経緯についての調査責任者は中国側官憲であり、依拠した法律は当時の清国刑法であったことなどが確認できる。このような事件および処理の手続きから、事件は「日清通商航海条約」が規定

<sup>392</sup>外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七卷、七七、八六～八七、九八頁。

<sup>393</sup>JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B15100871400、在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件(6-1-2-49)(外務省外交史料館)。

<sup>394</sup>外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七卷、七八頁。

された領事裁判権に沿って解決されたことが分かる。

一九〇七年六月二十二日、鉄嶺火神廟町後方の溝梁内で死体が発見された。領事警察が現地を検証した結果、他殺であることが分かり、直ちに犯人の捜査が始まった。同日午後加害容疑者久保田太郎は西門外の路上で逮捕された。そして、この殺人事件の首謀者たる明法寺金五郎並びに同人の妻が死者日本人小林一郎を自宅に招き、殺害したことを自白した。<sup>395</sup>

この事件は前述の事件と異なり、加害者と被害者の両者とも中国に在住する日本人だった。しかしながら、これも「日清通商航海条約」が規定された領事裁判権に準ずる事件である。それゆえ、事件の調査、審理、処刑などはすべて当地領事館の主導によって日本の刑法に沿って処理された。

上記のような例は、この時期の中国において多く存在する。本章で挙げた事例からだけでも、領事警察官は酒樓への出入りや粗暴な行動などをしながら、「日清通商航海条約」で日本に付与した領事裁判権に則り領事館管轄地で発生した事件に対処していたことがわかる。

しかし領事裁判権は元来戦勝国が強行に押し付けたものであるため、現地官民からの反発があったであろうことは容易に想像できる。とりわけ、日本は中国政府が再三にわたって抗議をしたにもかかわらず、なかば強引に各領事館に警察を配置し、中国の警察権を侵害した。そのため、衝突は免れないことだった。

一九〇七年八月一日午後三時、長春府北門外に中国人煙草行商千書閣は、煙草代金請求のため日本人前川源作と争いを引起した。長春領事館分館警察が加害者の中国人を引致すると、七、八十人の中国人に包囲され、棒などによる殴打を受け、制服も奪われた事件が発生した。<sup>396</sup>事件を聞きつけた領事館は、直ちに当地中国政府と交渉し、制服の取り戻しや事件首謀者の引致、嚴重処分を要求した。

この事件の首謀者千書閣は煙草行商として当地で大きな勢力を持っていた。事件の具体的な詳細については今のところ明らかではない。また領事警察の行動が当地日本居留民の生命財産の保護という警察の職権の範囲を超越したかどうかとも判断しづらい。しかし中国の大商店との間の衝突事件として取り扱うならおそらく問題がないだろう。

まさに、この時期の領事警察の行動は対象者の身分、財産などの区別がなかったため、当地中国官憲からの不満を招いた。これは後の中国の日貨排斥運動のような強い反発感情を抱くに至った遠因とも言える。勿論、このような強行的な行動は当地日中間の関係の緊張をもたらしただけでなく、日本の満州経営にも悪影響を与えた。まさにこれが原因で、

<sup>395</sup>外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七卷、八〇頁。

<sup>396</sup>外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、第七卷、一〇〇頁。

一九〇七年五月に外務省は「在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示」を通して領事警察の行動を厳しく取締ったのである。ここから日本外務省は、領事警察の不当、不法行動について認識していたと考えられる。このような状況は中華民国ができて相変わらず続いていた。

一九一三（大正二）年五月、在奉天日本領事館総領事は牧野伸顕外務大臣宛に「南満州日本警察官の支那人に対する態度に関し稟申の件」<sup>397</sup>の電報を發した。その中で、「長春ニ於ケルボイコットノ根源ハ同地警察署ニ於ケル支那人犯罪者ニ対スル処置ノ稍苛酷ナリシニ胚胎シ其結果同地方ニ起リシ日貨排斥熱ハ南満州一帯ニ蔓延セントセシ」と伝えるように、長春におけるボイコットの根源が中国人に対する警察の苛酷な処置にあるとはっきり指摘されている。また南満州、特に鉄道沿線各地における日本警察官の中国人に対する態度は穏当を欠き、前年度の相当身分ある中国人犯罪容疑者に対する警察官の審問がやや苛酷であったことなどを懸念し、警察官に嚴重注意したことを伝えている。また中国人への過度な刺激を避けるため、警察官は中国人官民の感情を考慮して、大商店の支配人のような中国人容疑者を審問する際には、拷問、拘禁中の変死などに注意し、想定外な物議を引き起さないようにするよう提議した。

つまり中華民国建国以降、南満州鉄道沿線各地で領事警察の中国人に対する粗暴な行動が依然として続けられていたと言える。特に、相当な身分がある中国人に対する苛酷な扱いが多く中国人の不満を招くと懸念し、当地駐在の領事警察の行動の指導監督を在奉天日本総領事は外務省に要請したのである。

この提議に対して、当年七月、牧野外務大臣は福島関東都督に次のような訓令を發した。

南満州各地方ニ駐在スル我警察官憲ハ、南満州ニオケル我特殊ノ地位ニ鑑ミ、支那側ニ対シ十分威厳ヲ保ツト共ニ、警察権ノ執行ニ當ヘハ、平素極メテ慎重ナル考慮ヲ用イ、苟クモ他ヨリ非難攻撃ヲ受ケルガ如キ、事態ヲ發生セスメサル様注意スヘキ<sup>398</sup>

牧野は奉天総領事からの提議を殆ど受け入れ、警察官憲が日本居留民の安寧利害を図ると同時に、中国人に対する侮蔑をせず、できるかぎり中国側との物議をひき起さないように平素適切な指導監督を行うよう命じた。しかし牧野外務大臣のこの訓令は、当時の実情を変えなかったと考えられる。

一九一三年九月十五日午後四時ごろ、日本駐長春領事館警務署の宮木巡查は私服で城内を視察中、荷車を牽いていた中国人に足を轆かれた。その中国人との交渉時、付近に立哨

<sup>397</sup> JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B15100871400、在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件(6-1-2-49)(外務省外交史料館)。

<sup>398</sup> JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B15100871400、在満州警察官ノ行動ニ関シ訓示一件(6-1-2-49)(外務省外交史料館)。

した中国巡警は多数の巡警を集めて宮木巡査を殴打し、巡警分局へ引致しようとした。この報告を受けた当地日本督率守備隊第一大隊第四中隊長は中隊を率い、救援のため城内に向かった。途中、日本警務署員十名に対して、ほぼ同数の中国巡警が突然発射して退却させようとした。そこで、日本守備隊の一部は中国巡警を追跡し、主力は中国巡警分局に向かった。日本警務署員らは宮木巡査を暴行した中国巡警を捕縛し、連れ帰った。中国巡警を追跡させた守備隊の一部は途中他の中国巡警分局の家屋内から十五、六発の射撃をうけ、直ちに散開、射撃を開始した。結局、分局内に侵入し、逃げ遅れた巡警二名、小使一人を捕まえ、小銃、軍刀等を多数虜獲して憲兵に引き渡した。<sup>399</sup>

この事件については中国側の全く異なる説があるのだが<sup>400</sup>、史料が乏しいため、真相の判明が難しい。しかし上記の日本側の事件報告に即して考えても、事件が単に荷車が宮木巡査の足を轆いたことによって引き起こされたことが分かる。仮に宮木巡査が本当に多数の中国巡警に殴打されたとしても、事件はあくまでも一種の民事事件であり、守備隊が出動する必要はなかった。

一九一六（大正五）年八月十三日、当地に在留する日本人の吉本（喜代吉）が、中国人の魚を強買することを通りかかった中国兵士が見て憤慨し、吉本を殴打した。負傷した吉本は当地領事館出張所の川瀬（松太郎）巡査に申告した。川瀬は鎮守使署に赴いたが交際員が不在のため、直ちに二十八師団に行って司令官に面会を求めるも、衛兵に拒絶されて進入できなかった。そこで、川瀬は吉本に同伴して直ちに鄭家屯に駐屯していた日本守備隊に援助を要請した。井上隊長は直ちに松尾（彦治）中尉に兵員二十名を率いて川瀬と同行するように命じた。日本側が再び二十八師団部に赴いた際、守備隊の松尾中尉が軍刀で中国軍門衛の右手を切断したことによって日中両軍の衝突が起った。<sup>401</sup>

ここでは、事件が発生した前提、つまり、日本軍が鄭家屯当地に駐屯することは元々法的な根拠がないことに留意しておく必要がある。それでも、当時在北京日本公使館の林（権助）公使が「川瀬巡査が従来慣行とは云いながら当該地方官憲に交渉することを為さず、直接軍隊に向かいて談判を試みんとし、剩え其の行動の頗る常軌を逸したる、（中略）我外

<sup>399</sup>JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C03022316100、密大日記 大正二年 四冊の内1(防衛省防衛研究所)

<sup>400</sup>『時事彙報』という雑誌には「二次革命後之対日交渉（二次革命後の対日交渉）」という記事があり、当時発生した、南京事件、漢口事件、昌黎事件、長春事件などを報道している。この記事による説明は以下の通りである。午後七時頃、長春東三道街日本料理店喜楽亭の前で、一人の日本人が犬一匹を引いてしゃがみ込んでいた。梨売りの荷車を牽いている中国人王振聲がその前を通した時、この日本人は荷車を押し倒した。結果二人は喧嘩を始めた。その間、この日本人は料理店の遊女何人かを呼び出し、王振聲を殴打させた。立哨の中国巡警は解決ず、巡警分局に連れ帰った。この時、通りかかった日本人が当地守備警察署に報告し、直ちに四十人程の日本人を集め、それぞれ棒を持って巡警分局に押し寄せた。王振聲を引致したかったが、区長が拒絶したため、帰途巡警二人を縛り、街中を引き回した。九時頃日本守備隊百余名が巡警分局に殺到し、発砲しながら巡警二人、手伝いの一人を縛った。このほか、銃、弾丸、刀などを使い全て略奪し、多数の物品も破壊された。（「二次革命後之対日交渉：第五、長春事件」『時事彙報』一九一四年第二期九頁。）

<sup>401</sup>第四章「鄭家屯事件と日本対華政策の転換」を参照。

務省巡査が斯かる場合に於いて何等出兵を要求し得る権限無きに拘らず、守備隊長が軽々しく之に応じたる」と批判し、川瀬巡査が軍事力を背景に中国と交渉することの妥当性や鄭家屯に日本軍が進駐する法的根拠を有するののかについて疑問を投げかけた。<sup>402</sup>

このように、この時期になると、在華日本領事警察はますます横暴な行動をとるようになっていたことがわかる。

長春における日本領事警察の発展の歴史の中で寛城子事件を再考すると、事件が通常の殴打事件から日中両軍の衝突事件へと発展していく過程において、領事警察などに関する近代的な法システムは存在していたものの、役割は充分には果たせていなかったことが分かる。これは寛城子事件だけではなく、日本が長春に領事館設置以降、続いていた現象である。とりわけ、「南満」鉄道に駐屯した日本守備隊は、「邦人保護」の名目で領事警察の職権を積極的に代行し、地方行政への関与を通して、独自の権益を求めようとしていた動きに注意しなければならない。

## まとめ

日清戦争後、日本は「日清通商航海条約」の締結により、中国における領事裁判権を獲得した。さらに、これを根拠に中国における領事警察権を要求した。しかし、警察権は明らかに中国の主権を侵害するため、中国は再三に亘って抗議した。しかし日本は居留民の保護取り締まりを口実に中国の抗議を取り合わず、警察網の拡充を進めて行った。そして日露戦争後、日本は南満州鉄道の獲得により、満州における権益の擁護を進めた。これに伴い、当地における日本人の進出も活発になりつつあった。この状況を背景に、日本は満州における権益を守るため各地に領事館を積極的に設置していった。またこの時期には当地における日本人社会の秩序は乱れ、事業の展開もまだ軌道に乗らず、いわゆる「不良」日本人の取り締まりも急務の一つとなっていた。これを取り締まるため領事警察の派遣は全力を挙げて進められた。

日本は満州における居留民の保護取締りのため、「不良」日本人を取り締りながら、領事警察自身に対しても厳しく監督した。これを近代法システムが整備されつつあった背景から考えると、法に則って行動していたとも見えるだろう。しかし、元々法的根拠無く、派遣された領事警察の行動が、当地の中国人の日本に対する不満を煽り、更には当地駐屯の日本守備隊から助けを借り、当地中国人を圧迫したという事実も見逃せないだろう。ごく普通の日中民間人の争闘事件が最終的には日中両国の軍隊の衝突事件に発展していった過

---

<sup>402</sup> 八月十八日、在中国林公使より石井外務大臣あて、第七四四号、『文書五年』六〇四頁。井上勇一「在奉天総領事代理 矢田七太郎：在奉天総領事の見た満州問題」『法学研究』八五(一二)、六二頁を参照。

程からもわかるように、法的な措置が取られない、あるいは法的システムが作動していないことが日中の衝突事件を引き起した主因となった。

この寛城子事件に即して考えると、当事件は張作霖の策略により起されたという噂も日中両国当局の耳に入っていたが、特に対応が取らなかった。本章ではこの事件の発生、発展、解決の段階においての法的な動きの考察を通して、領事警察の横暴、当地守備隊の強硬はまさに事件を引き起した原因であることが分かる。またこの横暴や強硬は一時的なものではなく、領事警察が派遣された当初からずっと実在していた。このことから、寛城子事件の発生は偶然ではないと言えるだろう。

## 第七章 在華領事館の謀略：福州事件を中心に

### はじめに

一九一九年五月四日中国で、いわゆる五四運動が勃発した。またこれをきっかけに、中国全土で日貨排斥運動も起こった。そして、中国市場に対する依存度が高くなりつつあった日本企業に大きな打撃を受けた。十一月、日本在福州領事館森浩総領事代理の内諾により、日本人、台湾人が参加する所謂「商品保護隊」が組織され、貨物の安全保護に取り組んだ。一六日、保護隊が福州台江地方で学生や市民を殴り、死傷者数人まで出す事件が起った。当地巡警兵士が鎮圧に当たり、数名の兵士はまた料理店に隠れ、器具などを破壊し、多大な損害をもたらした。

この福州事件<sup>403</sup>に関わる従来の研究を大別すると、中国側は主に事件が五四運動の延長線に捉えている。五四運動の最後の高潮として、その歴史的意義、即ち、帝国主義に抵抗する全国人民が一致して日本に打ち勝ったことを強調している。そして、事件交渉をめぐって、「これは百年来の中国外交史上初めての勝利」という北京政府の認識をしばしば引用している。<sup>404</sup>これに対して日本側は主に、外交の面から取り上げられている。福州事件発生後の日中両国政府間の外交交渉に注目し、地方外交と中央外交が併存<sup>405</sup>していた当時、中央政府が果たした機能を明らかにしている。<sup>406</sup>

しかしこの事件は、日中両国の共同調査により、真相を明らかになったものの、両国の共同調査がどのような背景で、そして如何なる形で行われたのかという点、またなぜこの事件において共同調査が役割を果たせたのかという点は明らかとされていない。そこで本章は、日中両国の外交史料に基づき、福州事件とその後の日中両国の外交交渉と、原内閣の対華政策を取り上げ、事件解決に至るまでの両国の共同調査および福州事件の歴史的な意味を明らかしようとする。

<sup>403</sup> 本章の参考資料は日本側外務省編『日本外交文書 大正八年第二冊下巻』と『日本外交文書 大正九年第二冊下巻』（一九七三）、以下は『文書八年』と『文書九年』と略する。中国側は『中華民国外交部檔案』03-33-102 から 03-33-109 まで、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、李毓澍・林明德主編『中国近代史資料彙編・中日關係史料・排日問題』中央研究院近代史研究所、中華民國八十二年。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料彙編』（第三輯外交一〇六～一一七頁）江蘇古籍出版社、一九九一年。

<sup>404</sup> 王大同「福州惨案和中国人民的反日闘争」『福州師範大学学報』一九八八年第一期、中共福建省委党校編『福建革命史』上冊、福州：福建人民出版社一九九一年一〇一～一〇八頁、福州文史資料工作委員會編『福州文史資料』第二集、一九八三年三六頁など、を参照。

<sup>405</sup> この時の中国外交機関としては北京では中央政府内に外交を管轄する外交部を置くとともに、地方では「交渉署」も設置、その長は「外交部特派交渉員」で、各地方に設置していた外国領事館と地方レベルの外交交渉が直接できる。

<sup>406</sup> 塚本元「福州事件と中日交渉」中央研究院近代史研究所編『第三屆近百年中日關係研討會論文集』上冊、台北：中央研究院近代史研究所、一九九六年、三八三～四一四頁。藤本博生『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函三、京都：同朋舎、一九八二年、一〇一～一〇五頁、を参照。



## 第一節 福州事件の発生と日中両国主張の対立

北京で五四運動が発生すると、それは全国に波及し、学生その他、労働者、商工業者を含む全人民規模の反日運動となった。五月九日北京で全国学生連合会が、一日には上海学生連合会が結成された。そして緊急会議が開かれ、国内各商店に対して日本製品の不売を求め、また日本製品の調査、国産商品の紹介などの活動が展開された。

このような日本製品の排斥はかつてないほど徹底的に行われ、中国大陸市場に依存した日本経済（主にマッチ・紙・雑貨類）に致命的な打撃を与えた。

福州も運動の影響を受け、学生連合会などが成立し、猛烈な日貨排斥運動が展開された。これに対して、日本駐福州総領事館は何回も排日活動の取り締まりを交渉した。福建当局は布告を出し、日貨排斥運動を取り締まる姿勢を示したものの、法律の範囲内の運動には法律外の取り締まりを行うことができないという立場に立ち、完全に禁止する措置はとらなかった。<sup>407</sup>

一〇月一〇日の国慶記念日で、学生たちは愛国心を確かめあおうと、この日に一大提灯行列を催す準備を進めていた。しかし事前にこれを知った当地領事館森総領事代理は、中国官憲に圧力をかけ厳しく取り締まるよう求めた。しかし、一〇月三十一日には中国巡警が日本人居留民たちを守るかたちで天長節祝賀提灯行列が行われた。<sup>408</sup>これにより反日感情はよりいっそう高まったのである。十一月一日に森領事は、台湾籍商瑞順洋行が運搬中であつた燐寸が学生団によって押収・焼棄された事件<sup>409</sup>を口実に、福建当局に対して「日本人民憤怒ノ極ニ達シタレハ、将来若シ学生ノ不法ニ遇ヒ、双方衝突血ヲ流ス場合アリトモ責任ヲ負ワス」<sup>410</sup>と抗議を出した。このことから、在留日本人の利益を代表する領事館の不満が高まっていたことがわかる。

森領事はこの抗議だけでなく、水面下で日本人、台湾人が参加する所謂「商品保護隊」を組織し、貨物の安全保護に取り組んでいた。一六日には商品保護隊が福州台江地方で学生や市民を殴り、死傷者数人が出ず事件が起つた。巡警兵士が鎮圧に当たり、保護隊の数名がまた料理店に隠れ器具などを破壊し、多大な損害をもたらした。

事件が発生した翌日の一七日には森領事は事実を歪曲して、非が全て中国側にあると日

<sup>407</sup> 塚本元「福州事件と中日交渉」中央研究院近代史研究所編『第三届近百年中日関係研討会論文集』上册、台北：中央研究院近代史研究所、一九九六、三八八頁。

<sup>408</sup> 『健報』一九一九年一月四日、「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090286000、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件／福州事件／回復命書 第一巻五九頁(3-3-8-5\_2\_1\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>409</sup> この事件については大正八年十一月一三日、在福州領事森より内田外相宛て、第七八号電(『日本外交文書』大正八年二下一〇五〇頁)に記載してある。しかし後の森の報告からみれば、極めて信憑性低いと思われる。しかし日本の先行研究である前掲塚本元「福建事件と中日交渉」や藤本博生『日本帝国主義と五四運動』ではそれぞれ事実として記されている。中国の先行研究では、この事件も森が捏造したものと捉えられている。(王大同「福州惨案和中国人民的反日闘争」『福州師範大学学报』一九八八年第一期)

<sup>410</sup> 民国九年一月、福建交渉員より外交部呈「福州案」『中華民國外交部檔案』03-33-106-02-032、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵三～四頁。

本政府に報告した。<sup>411</sup>森はさらに事件発生の遠因は、学生を中心とする不法な日貨排斥運動を地方官憲が充分に取締まることができていないことに、在留日本人たちの不満が高まったことにあると主張した。そして、在福州居留民が危険な状態にあり、保護のために軍艦派遣を要請した。<sup>412</sup>

そして一八日には台湾総督も、福州で同地学生と台湾人そして内地人間で死傷者が出るほどの衝突が発生しており、在留本邦人の通行さえ危険になっている状態に鑑み、在福州台湾籍民保護のために軍艦派遣を要請した。

日本外務大臣内田康哉は報告を受け、一九日に再び在福州森領事に打電し、一六日以降の状況について折返し報告するよう求めた。二〇日、森は次のように回電した。

人心漸次鎮静ニ帰シ、一般状況緩和ニ向ヒツツアルモ、本邦商店ヲ襲撃スヘシトカ、或ハ本邦人ヲ暗殺スヘシトカ等ノ謠言流説熾ンニシテ、在留民一般著シク不安ノ念ニ駆ラレ居ルヲ以テ、此際是非軍艦派遣方御詮議ヲ請フ<sup>413</sup>。

つまり森は回電で、福州では日本人暗殺などの謠言流説が広がり、日本在留民は不安を抱き、危険な状態にあることを強調し、改めて軍艦派遣を強く要請したのである。この要請を受けて、一九日原敬首相は海軍大臣加藤友三郎、外務大臣内田康哉の命によって出席した政務局長と相談して、軍艦派遣について「躊躇なく、軍艦派遣を実行して異議なし」と決定した。<sup>414</sup>

そして日本政府は福州事件について詮議し、森の要請に応じることが決まった。二〇日には佐世保から軍艦嗟峨号、駆逐艦二隻を福州に回航することになった。<sup>415</sup>

一方、中国側は、事件発生翌日の一七日に、福建省長兼督軍の李厚基が、北京外交部に事件について報告した。李は、事件の非は完全に日本人にあるとして強く日本側を批判し、同時に北京政府外交部から、在華日本公使館に対して、事件について憤りを感じていること、そして日本公使が在福州領事に在留日本人の取り締まり強化を命じ、事件の責任を負うことを要求した。<sup>416</sup>

<sup>411</sup> 要約すると、(一) 学生は邦商アマダ洋行のレース糸を奪おうとした。運搬を依頼した苦力が拒絶したため、衝突した。(二) 一時間後、籍民四五十名、内地人五、六人が現場に駆けつけた際に、ちょうど数百名の学生が青年会より出てきたため、再び衝突した。(三) 途中、武装巡警や兵隊が駆けつけ、更に無数の中国人無頼漢なども加わったため負傷者が出た。(四) 領事館江口署長が現場に行くと、一回目の衝突はすでに終息していた。そして巡廻していると二回目の衝突と遭遇した。(五) やむえず、付近の料理店に逃げ込んだが、学生は器具などを破壊した。

<sup>412</sup> 大正八年(一九一九)一月一七日在福州森総領事代理より内田外務大臣宛第八〇号電、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B11090282200 (第 009 画像目から)、支那に於て日本商品同盟排斥一件/福州事件 第一卷(外務省外交史料館)、大正八年一月一七日、在福州森領事より内田外相宛、第八〇号電外務省編『日本外交文書』大正八年第二冊下巻一〇五一～一〇五二頁、一九一九年一月二二日『東京朝日新聞』三頁、を参照。

<sup>413</sup> 大正八年一月二〇日、在福州森領事より内田外相宛、第八二号電『文書八年』第二冊下巻一〇五四頁。

<sup>414</sup> 原奎一郎編『原敬日記』、福村出版、一九八一年、第五巻、一九一九年一月一九日、一七三頁。

<sup>415</sup> 大正八年一月一九日、内田外相より森領事宛、第三九号、『文書八年』一〇五三頁。

<sup>416</sup> 十六日午後、省會南臺地方有日本人聚眾用刀槍傷我國學生、并不服警察制止、又用手槍打傷巡警一人、如此

一八日、李厚基は事件発生の際及び中国側の被害状況などを北京外交部に詳しく報告した。そして同時に、日本側が責任を負うこと、在福州日本人の不法行動を厳重に取り締まることなどを在華日本公使と交渉するよう求めた。また、電報では「現在城台地方は元のような安定した状態に戻っており、学生等も警察庁より大義を以って曉し、皆本分を守り、日本居留民に対しても完全に保護する責任を負える」とも言明した。<sup>417</sup>

このように、事件発生後、事件経緯に関する両国側関係者の報告がそれぞれ異なり、主張もお互いに対立するようになっていった。

北京政府側は、在華日本公使との交渉の求めに応じて、事件発生の翌日の一七日、外交部熊垓秘書を派遣し小幡公使と会見させた。そして熊秘書は事件の非は日本側にあるとして抗議し、居留民の取り締まりの強化と事件の拡大の防止を福州領事に命じるように申し入れた。

一八日在福州特派交渉員は、北京政府に日本領事が軍艦派遣を本国政府に要請していることを報告した。外交部は再び日本公使に対して軍艦を派遣すれば当地の人心をより煽ることとなり、事件が更に拡大する恐れがあるため、軍艦派遣を取り止めるよう要求した。また北京外交部は、一九日在東京中国代理公使莊璟柯に、福州事件の概要を伝え、日本外務省に抗議し、軍艦の福州派遣を中止するよう求めることを命じた。二四日、莊代理公使は日本外務省植原次官と会見し、その旨を口頭で申し入れた。そして二六日には正式に照会を日本外務省に提出した。

一月二〇日、外交部は小幡公使に再び覚書を送り、日本人の暴挙について抗議すると同時に、事件発生の詳細を伝え在留日本人居留民の取り締まり及び軍艦派遣の中止するよう申し出た。

二一日小幡公使は森の報告に基づき次のように外交部に照会を出した。「福州において排日気勢再び盛んに返し、領事館は再三嚴重の抗議を提出したが、当地の政府官憲は一片の告示を發したとか、形式的な回答を送付するに過ぎない。結局、日本人及び台湾人が日本貨物を保護するため自ら組合を設け、貨物保護を取り組んだ。当日の事件についても、学生が日本商天田洋行の貨物を取り押えられ、奪おうとし、運搬の苦力はこれを拒絶するため、引起したのである」<sup>418</sup>。外交部は直ちにこの日本公使から送られた照会を、福建省李

---

無禮横行、暑恐釀成重大事故。應請照知日使、速電福建日領、取締籍商完全負責、除查明詳情續報外特此電達。李厚基銑（一六日午後、省会南台地方で日本人が集まり、刀や銃で我が国の学生を傷つけた。彼等は警察の制止に従わず、巡警一人を銃傷した。このような無礼が横行すると重大な事件が発生する恐れがあるため、速やかに日本公使に照会し、在福建日本領事に取り締まりを命じさせ、責任を負うよう交渉することを請う）、訳文は筆者による。民国八年一月一七日、福建督軍より外交部宛電「日人刀傷學生槍傷巡警請交涉取締」『中華民國外交部檔案』03-33-102-03-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>417</sup>（前略）現在城臺地區安謐如常，其學生經飭，警聽曉以大義，均能各守本分，能憑本廳照舊交涉，對於保護日商，尤能擔負完全責任。（民国八年一月一八日、福建督軍より外交部宛電「日人刀傷學生槍傷巡警事」『中華民國外交部檔案』03-33-102-03-006、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵）

<sup>418</sup>大正八年一月一七日、在福州森領事代理より内田外務大臣宛て第八〇号、『文書八年』第二冊下卷一〇五〇頁、『五四愛國運動檔案資料』中国社会科学院近代史研究所中国第二歴史檔案館史料編集部編、中国社会科学出版社、一九八〇年、四四七頁。

督軍に伝え事件の詳細を明らかにするよう求めた。

同日、李督軍は北京外交部に回電を送っている。事件は完全に日本人が引き起したものであり、福建当地官庁は終始日本在留民に対して完全保護の責任を全うした。そして一人の警察官は日本人に銃傷され、重体であるが、警察官は終始発砲しなかった。むしろ暴行により逮捕された日本人を、安全に日本領事館に送還したと伝えた。そして事件の非は日本側にあると強調し、軍艦派遣は国交を脅かし、更なる問題を引き起す恐れもあるので、日本公使と嚴重に交渉し、軍艦派遣の中止を求めた。<sup>419</sup>

民間では、一九日には福建省国民大会が開かれ、事件をめぐって、李督軍に対する四か条の要求が議決された。この四か条とは、日本政府と交渉して在福州領事を変更すること、新任領事に謝罪させること、損害を賠償すること、そして日本側関係者を日支合同裁判によって処罰することだった。これらの議決要求からもわかるように、中国の民間でもこの事件の非は全て日本側にあるものとして捉えており、日本側が事件の責任を取るべきだと考えていたのである。このように事件発生後、中国の官民は事件に対する認識が一致していたのである。同日、上海の有力新聞紙上に、「福州電」として福州における日中衝突の様子が掲載された。この記事では日本人が青年会に闖入し、中国人学生及び米国人十数名を殺傷し、領事館警察署長が日本人を指揮したと報道している<sup>420</sup>。

これを機に、森領事の報告と異なる報道が各地に広がっていった。五四運動以降、各地で一時下火になっていた排日運動は、この事件により再燃しつつあった。日本側も、一月二日に在中國小幡公使が内田外務大臣に宛てて次のように打電している。

当地方支那側人心ノ激昂甚シク、漢、英字新聞共一斉ニ曲我ニ在ル如ク報道論議シ、外交部ヨリモ頻リニ申越ノ次第モアリ（中略）、貴電所報ノ事実以外報告洩れノ事柄、又ハ訂正ヲ要スルコト等アラハ、至急電報相成度、（中略）本件ニ及ヒ貴地ニ於テ自衛団的組合ヲ組織シタルコトハ穩ナラスト認ムル旨語り、外交部側ニテハ之ヲ重視シ居ル模様ナル処、右組合組織ノ件ハ、貴電第五四号中ニモ見ユレト、其成立ノ模様組織等猶詳細ニ承知致度シ大臣、上海、広東ニ電報セリ<sup>421</sup>。

このように福州事件に関する新事実やその経緯、そして自衛団組合についての詳細な報告を森副領事に指示したのである。

中国側からの絶えない抗議と事件の非が全て日本にあるという雰囲気の中、一月二日には内田外務大臣が森に対して事件報告の信憑性について再び確かめている。

<sup>419</sup> 民国八年一月二日、福建督軍より外交部宛電「日人傷害學生巡警人等事」『中華民国外交部檔案』03-33-102-04-001、台湾中央研究院近代史研究所檔案館所蔵。

<sup>420</sup> 大正八年一月十九日、在上海山崎総領事より内田外務大臣宛て、第四二八号、『文書八年』第二冊下巻一〇五三頁。

<sup>421</sup> 大正八年一月二日、在中國小幡公使より内田外務大臣宛て、第一四七三号、『文書八年』第二冊下巻一〇五五～一〇五六頁。

当方入手ノ情報ニヨレバ、今回貴地ニ於ケル衝突事件ハ、予メ日本側ニ於テ其ノ計画ヲ立テ、殊ニ現場ニ於テ日本巡査指揮ヲ為シ居リタルヤニ伝ヘラルル処、今回ノ事件ニ付キテハ目下支那政府ト交渉中ニテ、考慮ヲ要スル次第モアリ真相承知致度ニ付、折り返シ右様事実ノ有無回電アリタシ<sup>422</sup>。

内田外務大臣はこの情報をどこから手に入れたかは不明である。しかし福州事件は事前に計画を立て、日本巡査が指揮したことが真実であるかどうかを尋ねており、明らかに森の報告の真偽を疑っていることがわかる。

これらの疑いに対して、森領事の解釈はともかく、疑いができ、問われたら回答という森と内田外務大臣の間の応答の形だけからも、森自身にまだ何かの隠蔽があるという印象を人に与えざるを得ない。

日本政府は軍艦派遣を決定した後、更に中国側の反感を買った。北京政府は二〇日在中国日本公使に嚴重に抗議をすると同時に、駐東京の外交部代理公使莊璟柯を通して、日本政府に事件の照会を出した。

この時、軍艦派遣の中止はもはや不可能だったが、陸戦隊の上陸及び武力の使用に関しては「緊急特ニ已ムヲ得ザル場合ノ外、海軍大臣ニ請訓ノ上処置スヘキ」と日本政府から森領事に伝えられた。そのため、嵯峨号の入港に際して、福州の人心が刺激され、衝突の再発を恐れた福建当局は、陸戦隊の上陸取り止めは実現する可能性がないわけではなかった。<sup>423</sup>

しかし、二三日の夜一時に鴨母洲の船に侵入した台湾人李塗水を、船員は賊として殴打した。そして船修繕用の桐油煙を李の体に塗り、夜明けに警察に引き渡したという事件が発生した。在福州領事代理森はこの事件を知ると、直ちに日本政府に報告した。<sup>424</sup>

この時森は、再び事件の真実を歪曲して、学生による暴行事件として日本政府に報告した。<sup>425</sup>そしてこの事件発生により、元々日夜不安の念に駆られていた在留民の神経は興奮

<sup>422</sup>大正八年一月二四日、内田外務大臣より在福州森総領事代理宛、第四三号（至急）（極密）電『文書八年』第二冊下巻一〇六〇頁。

<sup>423</sup>大正八年一月二〇日、加藤海軍大臣ヨリ内田外務大臣宛て、官房機密第一五二六号、大正八年一月二〇日、内田外務大臣より在福州森領事代理宛て第四二号、『文書八年』一〇五四～一〇五五頁。

<sup>424</sup>この事件は後の調査によれば、学生の指示ではなく、福州事件とは関係ないことが明らかになった。大正八年一月二六日、在本邦中国公使館書記官より芳沢政務局長宛て、『文書八年』一一〇～一一〇五頁。

<sup>425</sup>昨夜十二時頃、当地南台ニ於テ、十二三名ノ学生通行中ノ一籍民ヲ取押へ、激シク殴打ノ末、「ジャンク」造船所付近ニ連行キ、鈍刀ヲ以テ脊部太腿部、其他数ヶ所ニ切創ヲ与へ、且裸体トナシ、全身ニ「コールタール」ヲ塗付ケ、何人ナルヤ判明セザル様ニナシ、夜間其儘棄置キタルヲ今朝通行ノ支那人ニ発見セラレ、支那巡警ニ於テ車ニ乗セ、檻樓ヲ以テ掩ヒ支那警察署ニ運搬ノ途中、一ノ籍民之ヲ発見シ、付近巡邏中ノ当館巡査ニ密報シタルヲ以テ、直チニ当館ニ引取りタリ、目下手当中ナルガ重体ナリ、衝突事件ニ依リ日夜不安ノ念ニ驅ケラレタル在留民ハ、本件ノ発生ニ依リ神経ノ亢奮甚ダシク、更ニ何時如何ナル衝突事件ヲ惹起スルヤモ、計リ難キ形勢ナルヲ以テ、極力鎮撫取締リヲ加ヘ居レルガ、此際彼等ニ安心ヲ与フルコト必要ト認め、昨二十三日晩着ノ軍艦嵯峨艦長ニ対シ、福州迄溯江方ヲ依頼セリ、尚支那側ニテハ該籍民ハ、其付近ニ碇泊セル支那「ジャンク」船ニ泥棒ニ来リ、船頭ノ為ニ殴打セラレタルモノナリト曲弁シ居レリ。（大正八年一月二四日、在福

状態となり、衝突事件がいつまた起こるかわからない状況になった。このため二四日と二五日、もともと上陸を見合わせていた嵯峨号の陸戦隊は、それぞれ四十名を見物を名目に非武装状態で上陸させた。

事件の拡大を憂慮した福建当局は、二四日李督軍が強硬な布告を発し、福州において排日運動の取り締まりを強化した。その結果市内の日貨排斥運動はほぼ完全に終息し、日貨の取引も平常通りに回復した。一方日本公使に対しは、軍艦入港に従った日本水兵の上陸を取り止めることを北京外交部に強く要請した。

二六日北京外交部は在華日本公使に抗議した。また北京外交部外交総長代理陳篆は小幡公使と会談した際に、人心が興奮にある時は「双方ニ於テ嚴ニ注意シテ之ヲ避け」、「陸戦隊ヲ陸上ゲシ若シクハ兵員ノ上陸遊行等（脱）コトハ、徒ニ人心ヲ鼓動シ、益々事件ノ拡大ヲ来ス外何等ノ効果モナク、地方ノ秩序ハ地方官憲ニ於テ、其ノ責ニ任ズルニ付、右様ノ事は無キヲ希望スル」と伝えた<sup>426</sup>。しかし三〇日には、陸戦隊員約六十名が上陸し、日本人倶楽部で開かれた民会及び台湾公会連合の歓迎会に参加した。

この陸戦隊の上陸したことに対して、一二日一日、日本政府も事件に関し正式に中国外交部に対して照会をした。このため、福建督軍は同日、学生連合会の解散を命じた。このように、日中両方は事件の真偽をめぐって主張が正面から対立し、口頭あるいは文書で激しい応酬が繰り返された。<sup>427</sup>

## 第二節 共同調査と事件の真相

事件解決が難航する中で、両国の外交当局はそれぞれ現地へ人員を派遣して共同調査を行い、その調査結果に基づき、解決を図るという構想が浮上した。

一一月二六日小幡公使は外交部外交総長代理と会談した際に、「事件の曲直ハ何レノ側ニアルニセヨ、夫ハ調査ノ上判定スルコト」とし、この点について双方同意した。二九日には中国側はこの調査案ですでに具体化を進めた。外交部は参事王鴻年、陳煥章、秘書瀋觀辰を派遣することを決定した。これに対して小幡公使は至急日本側も委員の派遣をするよう申し出た。<sup>428</sup>

この時の日本政府の決定経緯は不明だが、一二月二二日、首相官邸において第二六回外交調査会が開かれた際、内田外相は「実は福州事件たるや、其内情を探索するに、日本人側より手出しして殊更に喧嘩を買いたるの形跡なきに非ず」と述べている。そして事実査

---

州森総領事代理より内田外務大臣宛て、第八六号、『文書八年』一〇六〇～一〇六一頁)

<sup>426</sup> 大正八年一二月二七日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛て、第一五〇二号、『文書八年』一〇六九頁。

<sup>427</sup> 塚本元「福州事件と中日交渉」中央研究院近代史研究所編『第三屆近百年中日關係研討會論文集』上册、台北：中央研究院近代史研究所、一九九六年、三九七頁を参照。

<sup>428</sup> 大正八年一二月二九日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛て、第一五一五号（至急）、『文書八年』一〇七二頁。

明のため、外務省から松岡書記官が現地に派遣されたと報告している。<sup>429</sup>

一二月二日には外務省から松岡洋右書記官を福州へ派遣することが決定した。九日東京を出発することと、北京公使館からも西田畊一翻訳官を派遣することが決まった。<sup>430</sup>

以降、両国は自国側の報告に基づき事件処理に対応する局面へ変化していく。両国は共同調査に基づき、事件の真相を明らかにし、両国の意見一致によって事実として認定された内容を確定的なものとし、これを公表して、事件の解決を図るようになった。

一二月三日、在中国小幡公使は共同調査施行の手續き及びその旨を中国政府に申し入れた。北京外交部はこれを受け入れ福州官憲及び特派調査員その旨を電訓した。

一二日には西田通訳官が福州当地に到着し、福建督軍は特に小蒸気(蒸気船)を仕立て、二人の出迎え員に迎えられた。そしてすでに到着していた中国側の共同調査員王鴻年一行が宿泊しているイギリス人経営の「グランドホテル」に、西田も宿泊することになった。

一二月一五日、共同調査委員は初めての会見を開いた。そこでは調査を公平且つ徹底的に行うために次のような内容が決められた。「(一)共同調査ハ双方委員限リトシ、当地日支官憲ヲ全然関与セシメザルコト (二) 共同調査場ヲ旧独逸領事館トスルコト (三) 共同調査ノ結果ハ双方ニ於テ署名シ、本国政府ニ報告スル迄、委員以外絶対秘密トスルコト (四) 調査ノ方法ハ双方ヨリ事件ノ顛末ヲ述べ、証拠ヲ提示シ、先ツ実地調査ヲ行ヒ両国関係者ヲ取調ブルコト」。しかし松岡書記官がまだ福州に到着していなかったため、(三)(四)についての回答は松岡の到着を待つことになった。<sup>431</sup>

共同調査は二〇日午前から開始された。この一日前の一九日には、松岡書記官が内田外務大臣に送った電報の中で、次のように軍艦の引揚げを求めている。

目下当地ノ状況ハ平穩ニシテ、差当リ在留邦人ニ危害ノ恐ナルベシトノコトニモアリ、此ノ上引続き軍艦碇泊ノ必要ナシト認メラルルノミナラズ、共同調査ヲ進ムル上ニ於テモ、此ノ際先ツ軍艦ヲ引揚ゲラルルコト、却テ好都合ナリト信ズルニ付、至急右御詮議相成様致度シ<sup>432</sup>。

<sup>429</sup> 小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』原書房、一九六六年、七六二頁。

<sup>430</sup> 大正一二年一二月二日、四日、内田外務大臣より在中国小幡公使宛て、第一四八四号、第一四九六号(至急)、『文書八年』一〇九六頁、一一〇三頁。一二月八日、松岡は調査の命を受けたので、首相原敬を官邸に訪ねた。その時の様子について原は「同人が先般欧米にて得たる感想を内話して日米関係の大切なる事を言い、かつ福州事件に付訓示を仰ぐにつき、余は委細は外相より訓示せしならんが、要するに、いかなる実際にせよ、ことごとく日本側を負かす事もとよりでき得べからざるは勿論なるも、さりとして従来之如くことごとく支那側を圧制する事も将来のため得策ならざれば、公平なる態度を取りて、この問題の解決をなすべしと言いたるに、松岡は事実の調査を命ぜられたるわけなるも、単に調査のみならず解決も要する事ゆえ、その心得にて処理すべしと言えり」と日記に記している。(原奎一郎編『原敬日記』、福村出版、一九八一年、第五卷、一九一九年一二月八日、一八六頁)

<sup>431</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090284100、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件/福州事件 第三卷(3-3-8-5\_2\_003)(外務省外交史料館)」。大正八年一二月一六日、在福州森領事代理より内田外務大臣宛第一〇二号、本官発在支公使宛て第九二号、西田通訳官より左の通第一号、『文書八年』一一一二頁。

<sup>432</sup> 大正八年一二月一九日、在福州森領事代理より内田外務大臣宛第一〇六号、松岡書記官より第三号、『文書八年』一一二〇頁。

松岡のこの報告は事件が発生してからすでに約一ヶ月が経っており、福建当局李督軍の報告からも一ヶ月が過ぎ、表面上では福州の平穩は戻っていると見て間違いないだろう。注目したいのは、共同調査を進めるにあたって、軍艦が福州沖に停泊していることが、日本にとって不利に働くことを考え、軍艦の引き上げることで調査の公正性や真実性を確保しようとしたことである。

このように、調査開始前から、日本側は調査結果の客観性を重視している姿勢を示していた。同時に外務省は森領事代理の報告の真偽について疑念を抱いているようであった。

共同調査開始前の一二月一八日、内田外務大臣から松岡に送られた電報の中には、内密を通して得た事件報告が審査の参考資料として含まれていた。<sup>433</sup>

この報告は事件発生前の計画から、陸戦隊上陸にわたる詳細な部分まで言及しており、その要点を整理しながら、森の報告をめぐる日中交渉の争点も明確に映し出されていた。陸戦隊の上陸の日付から考えて、この報告が日本政府に届いたのは、恐らく陸戦隊員が参加した歓迎会の一月三〇日以降だと考えられる。勿論、松岡書記官が福建に到着してから届いた電報であるため、松岡が東京から離れた一二月九日以降ということも十分考えられる。

一二月二二日の外交調査会において、内田外相は「実は福州事件たるや、其内情を探索するに、日本人側より手出しして、殊更に喧嘩を買いたるの形跡なきに非ず」と報告した。<sup>434</sup>委員の後藤新平も「福州事件に付、台湾方面より種々の情報を接到し居り、我邦人側より事端を挑発したる形迹を掩ふへからざるものあるのみならず、其中には曾て外務省に奉職し居りたる者も、参加しおり事実を查明するに及ひては、曲直孰れに帰すへき歟、頗る疑訝に堪えざるもの」だと発言している。<sup>435</sup>当時日中両国の共同調査が始まったばかりで、調査の結果はまだ出ていなかった。しかし内密の情報から外務省はすでに福州事件の真実が分かったいたと考えられる。原首相はその日の日記に「外交調査会を官邸に開く、内田外相より（中略）福州事件の真相等を報告したり」と記しており、内田外相の報告が事件の真相として捉えられていたことがわかる。<sup>436</sup>

この内密から得た事件報告は、後に松岡の調査報告と比較検討するが、まず先に松岡の軍艦引き上げに関する報告を見ていきたい。

---

<sup>433</sup>要約すると（一）事件は予め領事館側の黙認を得ていた。（二）十五日夜決死隊を組織し、十六日の計画を協議した。天田洋行のレース糸運搬は故意の行為であった。（三）前記護衛隊の一行は、拳銃又は棍棒等で学生を殴打し、三名を逮捕して中国巡警に引渡した。（四）日本側決死隊は、更に前進して青年会の学生等五六十名と衝突した。四五の籍民は青年会構内に闖入して暴行した。（五）中国巡警及北軍兵は共に空弾を発射した。日本側負傷者の中興津、三木の両人は、北兵に捕えられた。（六）軍艦派遣について、中国側から水兵の上陸見合を求められたが、艦長は受け入れず、市街見物の名で上陸させ、在留民の熱い歓迎を受けた。「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090284400、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件／福州事件 第三卷(3-3-8-5\_2\_003)(外務省外交史料館)」。大正八年一二月一八日、内田外務大臣より在福州森総領事代理宛（電報）第五〇号、松岡書記官へ、極密、『文書八年』、一一一八～一一一九頁。

<sup>434</sup>小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』原書房、一九六六年、七六二頁。

<sup>435</sup>小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』原書房、一九六六年、七六五頁。

<sup>436</sup>原奎一郎編『原敬日記』、福村出版、一九八一年、第五卷、大正八年一二月二二日、一九一頁。



先に述べたように、松岡は福州到着するとすぐに、軍艦引き上げについて日本政府に一度報告したことがある。そして、内田外相は事件の真相を伝える内密に基づき、軍艦引揚について、「元来居留民保護の為派遣したる軍艦のことは、保護の必要なことを認むる場合には、何等召還するに差支なきも、成るべく支那の請求に対して、召還するの形迹は之を避くるを得策なりと思考」するとの対応を表明した。<sup>437</sup>

そして松岡は一二月二七日に再び、軍艦が引き続き碇泊するのであれば、兵員の上陸を止めることは困難で、もし上陸した時には現地の学生たちは好機とばかりに噂と流すことが考えられるため、軍艦を一刻も早く引き上げるよう求めた。<sup>438</sup>

一二月二八日には海軍大臣加藤友三郎が内田外務大臣宛てた「軍艦嵯峨の行動に関し同艦長宛電訓通牒の件」から、海軍大臣が嵯峨艦長に対して引き上げを命じる訓令を発したことがわかる。同日、外務大臣内田も小幡公使と松岡書記官に宛てて同旨の訓令を発した。<sup>439</sup>こうして、軍艦の引き上げは松岡の提議に応える形で実現した。しかし、これは福州当地の治安状況が落ち着いてきたことを意味するわけではない。森領事の報告によれば、むしろ当地の治安は悪化しつつあったようである。共同調査が具体的に進んでいた一二月に、森は福州の日貨排斥事件を立て続けに日本政府に報告した。<sup>440</sup>

中国側は絶えず軍艦の引き上げを強く要求していた。しかし日本は「支那政府ヨリハ、頻リニ軍艦引揚方請求シ来レルモ、右決定ハ帝国政府自発的行動ニシテ、支那政府ノ請求ニ応シタル次第ニ非ス」と、この軍艦嵯峨の引き上げは中国政府とは全く関係がなく、日本政府の自発的な行動であることを強調した。<sup>441</sup>

前述のように、日本は内密情報に基づき、軍艦の引揚が二二日の日本政府の外交調査会ですでに決定されたことで、時機次第実行のみのである。その結果、当地の中国人社会や未だ不穏であるという趣旨の森の報告は、日本政府は聞き流すようになった。つまり、森の日貨排斥事件に関する報告はすでに軍艦引揚の事実を変えないことが確実であった。軍艦の引揚が決行された要因考えると、日本政府が福州事件に対する認識を変えたことにあるとも言える。

一九二〇年一月二日、瑞順洋行から燐寸の運搬時、事前にそれを知っていた学生がこれを強奪しようとした事件が発生した。森領事代理は嵯峨艦長とともに事件による当地の動

<sup>437</sup> 小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』原書房、一九六六年、七六五頁。

<sup>438</sup> 大正八年一二月二七日、在福州森総領事代理より内田外務大臣宛て、第一〇七号、『文書八年』一一三二～一一三三頁。

<sup>439</sup> 大正八年一二月二八日、加藤海軍大臣より内田外務大臣宛て、官房機密第一六八一号、『文書八年』一一三三頁。

<sup>440</sup> 大正八年一二月四日、在福州森領事代理より内田外務大臣宛て、第九九号、「邦商瑞順洋行及台華会社の貨物に対し中国学生不法行為をなしたる旨報告の件」、『文書八年』一一〇三頁。大正八年一二月三〇日、在福州森領事代理より内田外務大臣宛て、公第一五四号、「排日運動取締りに関する中国官憲宛公文写送付の件」、『文書八年』一一三八～一一四〇頁。

<sup>441</sup> 大正八年一二月二八日、加藤海軍大臣より内田外務大臣宛て、官房機密第一六八一号、『文書八年』一一三三頁。

揺を日本側に報告した。しかし松岡書記官は「(軍艦)引続き碇泊スル場合ニハ、彼等ハ日本委員等ハ軍艦ノ威力ヲ藉リテ、共同調査ヲ行ヘリナド唱フベク、何レカト云ヘバ、先ヅ後者ノ如キ口実ヲ与ヘザル」<sup>442</sup>と考へ、軍艦は予定通りに一月四日に馬尾から出航した。

この軍艦引揚については、日本政府は内密を通じて、事件の真相を知っていたため下した判断とも言える。しかし松岡の数度にわたる報告が果たした役割も無視できないだろう。

松岡は一月二四日に日中双方の証人訊問及び事件現場の調査を踏まえたうえで証言をまとめて報告した。さらに二五日にはまた、各種の情報を総合して事件の沿革を推定した報告を日本政府に出した。

(前略) 領事館ニ於ケル申出ト雖モ、要領ヲ得ザル廉多キノミナラズ、虚構捏造ト認メラルル点亦尠カラズ (中略)

- 一、天田洋行ノ荷物ヲ現実ニ運搬セルハ事実ナルモ、右ハ全ク学生ヲ引掛クル為ノ囷ニ使用シナルモノニシテ、延平ノ支那商ヨリ注文ヲ受ケタリトノコトハ、作り事ナリ
- 二、十一月十二日夜古沢書記生トサクヲカタクマトノ間ニ、現実日貨ヲ侵害セル学生ヲ捕ヘ、之ヲ支那官憲ニ引渡スベキ工夫ヲ為サンコトヲ相談シ、其ノ実行ヲ台湾総督府留学生等ニ依頼シ、同留学生等ハ更ニ台湾人等ニ謀リ、一団体ヲ組織シ、実行計画ヲ立テタリ、尚主トシテ台湾人間ノ訴訟代言ヲ業トセル、アラタニキヨシナル者裏面ニアリテ、最モ画策ニ参与セリ
- 三、天田洋行ノ荷物ニハ尠ナクトモ、十数名ヲ見エ隠レニ随行セシメ、大橋頭ヨリ羊頭街及新橋付近ニ掛け二時間余持廻ハレリ
- 四、争鬪ニ関与セル日台人ノ数ハ、尠ナクトモ二十名ヲ下ラズ、(外ニ泉州人十数名加担セリト云フ) 其内鉄棒棍棒等ヲ持テルモノ鮮カラズ、又拳銃ヲ所持セルモノ少数アリ、単ニ学生ヲ捕フル丈ノ程度ヲ超越シテ可ナリ、積極的ニ暴行ヲ遂ゲタリ<sup>443</sup>

この松岡の報告は森領事代理の報告の多くの点を否定している。この報告で森が事件の実態を隠蔽し、事実を歪曲していたことも明らかとなった。これで、事件の非は日本側にあることが確実になるとともに、日本政府の事件への対応も根底から大きく揺らぐことになった。またこの報告は、前述した内密と比較すると、電報の標題通り、報告は事件の沿革を推定し、松岡の報告は事件の細部を白日の下に晒したとも言える。

言うまでもなく福州事件は、日本人の指揮の下、周到な計画によって、意図的に発生した日中衝突事件であり、事件実行については事前に領事館も知っていた。事件発生後、在福州領事代理森は意図的に事件の真実を歪曲し、その非が全て中国側にあるとして、軍艦

<sup>442</sup> 大正九年一月一〇日、在福州領事代理より内田外務大臣宛て、第三号、松岡より第一号、『文書九年』第二冊下巻六九九～七〇〇頁。

<sup>443</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090284100、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件/福州事件 第三卷(3-3-8-5\_2\_003)(外務省外交史料館)」。大正九年一月二五日、在福州森領事より内田外相宛、第一〇号電、松岡書記官より第七号、『文書九年』第二冊下巻七一四～七一五頁。

の派遣まで要請した。中国側が繰り返し抗議をしていた時、森の事件報告は綻びが出るようになり、遂には日本政府が同報告を疑うようになった。

そして事件の真相を解明しようと、両国は初めての共同調査に取りかかった。この共同調査は調査結果の客観性を確保するために、両国の当局者は参与せず、また調査内容は委員以外には漏らさないこととなっていた。以降、共同調査は事件を解決に導く基本となった。

共同調査の終了後、日中両国の調査委員はそれぞれ北京、東京へ戻り報告した。そして両国政府は調査の結果<sup>444</sup>に基づき、事件の解決を目指す交渉が始めた。事件当初の中国側の要求である、福州領事の更迭、正式公文による日本政府の謝罪、損害賠償、そして犯行に関わった日本人及び台湾籍民の処罰などが改めて日本に提出された。

一九二〇年二月二七日、中国外交部王鴻年は日本公使小幡を訪ねた。そして正式交渉を始める前に、日本側がもし自発的に森領事代理を異動することを明言すれば、中国は交渉時に領事更迭を要求条件の中に加えないと伝えた。<sup>445</sup>そして三月一二日福州事件の共同調査前より外務省で決定していた人事異動として森に帰朝する訓令が下りた。また同日『官報』には、既定の異動として森の異動が公表された。そしてこのことは日本公使小幡を通して中国側に伝えられた。<sup>446</sup>

事件の最終決着を見てみると、中国側はかなり大きな成果をおさめたといえるだろう。つまり、事件直後に提出した四つの要求、即ち、領事更迭すること、謝罪すること、損害賠償、責任者を処罰することの中で、領事更迭は事件解決の正式交渉前にすでに実現した。そして責任者を処罰することを除いては、全て政府公文によって実現された。この意味でも、当時の外交当局にとってはこの事件交渉は外交史上初めての勝利だと言える。

この福州事件を見る限り、事件発生後の両国共同調査体制の導入によって、事件の真相が明らかとなった。そして、両国の外交交渉は始めて実質的な進展を遂げたのである。事件の解決においても、共同調査が果たした役割は予想以上に大きいものであった。共同調査開始一ヶ月後には、軍艦の引き揚げも実現し、事件全体の解決に向けて実質的な一歩を踏み出された。この意味で、共同調査が両国間外交交渉中において果たした役割を、高く評価しなくてはならない。しかし日中共同調査自体は、この福州事件が初めてというわけではなかった。ではなぜ今回の事件に限って大きな役割を果たせたのだろうか。<sup>447</sup>次節では事件当時の原内閣の政策という視点より、この点を明らかにしたい。

<sup>444</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090285300、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件／福州事件／同復命書 第一巻(3-3-8-5\_2\_1\_001)(外務省外交史料館)」

<sup>445</sup> 大正九年二月二八日、在中国小幡公使より内田外務大臣宛て第二〇八号、『文書九年』第二冊下巻七一五～七二六頁。

<sup>446</sup> 大正九年三月一二日、内田外務大臣より在中国小幡公使宛て第四号、『文書九年』第二冊下巻七二八頁。

<sup>447</sup> 本稿第二章「昌黎事件に関する一考察」を参照。

### 第三節 原内閣の対華政策

日本政府は一八七〇年代に、近代史上初めての海外派兵である台湾出兵と琉球処分を行い、南方への進出を始めた。日清戦争後、台湾列島が日本に割譲され、日本の領土となった。これに伴い、対岸の福建省は古来台湾と密接な関係を持つため、日本にとって重要な拠点となった。そして、第三次伊藤内閣期の一八九八年四月には、ついに福建省不割譲に関する宣言を清朝政府に迫った。<sup>448</sup>

辛亥革命後、福建省問題は満蒙問題と並んで、単独に問題化して打ち出された。<sup>449</sup>しかし、当時、日本は福建省に特殊な利害関係があることから、他国の勢力を排除しても、事実上、具体的な利権として樹立しなかった。日本政府はこのような状況を鑑み、臨機応変に列国を頼り、福建の利権を獲得したいと考えた。そのため他国の行動を注視しつつ、福建官民の猜疑心や誤解を解き平和に経済的根拠を福建に築き、利権獲得の目的を達成することを目指した。

一九一六年一〇月に寺内内閣が成立すると、日本政府は中国の統一政府の樹立を望み、西原借款を始めとする段祺瑞を中心とした北方派政権への単独援助に踏み切った。そしてかつての駐華臨時代理公使の小幡酉吉は外務省政務局長に就任した。小幡は「対支外交方針」を起草し、福建省における日本帝国の特殊利益が、元来の政治面における利権の扶植から、主として経済面の特殊利益の経営への変更を強調した。

しかし寺内のこのような段祺瑞を支援する対華政策に対して、日本参謀本部は段祺瑞による政権統一が可能とは見ていなかった。参謀本部は、次のように危惧していた。「北軍の徹底的武力討伐は前途頗る覚束なく、しかも一度北軍の蹉跌を招くことあらんか、現時雌伏せる中支督軍等は再び排段の旗幟を翻して、妥に北洋派分裂の幕を開き、更に段の失脚を誘起するの虞なきにあらず」と見ていた。そして「帝国の単に軍資又は兵器を提供するも、彼ら北方派をして武力解決を貫徹せしめ得ざるべきを以て、勢い南北妥協調停を策する外なけん。而して支那一般民衆の兵禍の惨害に苦しむや既に久しく平和を望むの情は大旱の雲霓も畜ならざるものあり」と判断していた。<sup>450</sup> 加えて寺内内閣の援段政策は中国南方派をはじめとする中国民衆からの反発を招いた。また、寺内内閣の援段政策が実際に期待の通り効果がないものという参謀本部の考慮も一つの要因と考える。

そして一九一八年九月寺内内閣の後継として原内閣が成立すると、日本の対華政策も変更された。原内閣による寺内内閣の援段政策の方針転換は、内閣成立からちょうど一ヶ月

<sup>448</sup> 外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻一八五頁。

<sup>449</sup> 「福建省ハ我台湾トノ関係上固ヨリ他国ノ窺竄ヲ容ルヘカラス」、外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻三七四頁。

<sup>450</sup> 大正七年四月一六日付、参謀本部稿「南北妥協促進に関する意見」、白井勝美「段・汪両政権に関する若干の資料」『歴史学研究』二二〇号、二二頁、同氏『日本と中国-大正時代』一三六頁を参考。

経った十月二十九日に行われた対華借款停止の閣議決定と、駐華公使の更迭はその手初めであった。<sup>451</sup>この目標は日本にとって有利な政治的安定を中国に作ることにおかれ、そのための条件として対立する南北両派の自主的統一を支持した。

原は小幡の着任に当たって、「日支親善の新方針実行の為南北の妥協に尽力すべき旨」という内訓を発している。<sup>452</sup>原のこのような外務省との結びつきは、外務省のイニシアチブによる外交指導の一元化へと進ませた。それは「外務省と陸軍側との軋轢不統一は我外交を害すること実に多し」<sup>453</sup>と、二重外交への批判に基づくものであったことはいうまでもない。

寺内内閣の援段政策には同調しながらも、それが外務省を疎外して行われたことに強い不満を抱いていた駐中公使林権助は、田村直臣に託して中国における「軍人の横暴」を原に伝えた。更に林は「此弊を矯むるには原君の力に待つの外なし」とも伝えた。これに対して原は「外務省第一」と応えた。<sup>454</sup>

原のこの外交一元化を目指す努力が、第二次西園寺内閣を増師問題による退陣以降、陸軍少壮派田中義一の政党に対する態度と切り離せない。田中は衆議院に多数を占める政党の協力なしには陸軍軍拡も対華膨張政策も実現不可能であることは熟知していた。<sup>455</sup>田中は対外的には機会を利用して満蒙問題を解決し、中国本土でも資源と戦略用地を獲得する方針であった。そして同時に国内的にはこのような陸軍の政策に、政党を同調させていた。

<sup>456</sup>

このように原内閣において陸相に就任した田中は、権力維持のために山県及び軍の支持を必要とした政友会に対して、積極的に媒介者的役割を果たした。そして遂に原をして「田中は比較的軍事上の注意もありて、余等と大体同意見」であり、「依て、十分田中を援助して其政権を遂行せしむるを国家の為に可なり」といわしめた<sup>457</sup>。すなわち、原と田中との間に（また、原と田中とを媒介した政友会と陸軍との間に）外交の基本方針についての原則的合意が成立したのも、国防問題についての原則的合意が成立していたからである。増師問題を巡って原と田中との接触の間に、対米外交の重視について相互の了解が成立したことは、このことを示唆するものである。<sup>458</sup>

<sup>451</sup> 小林道彦[ほか]編『内田康哉関係資料集成』第三卷、柏書房、二〇一二年、二二六頁。

<sup>452</sup> 原奎一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、一九八一年、大正七年年一〇月二九日、十一月一三日条。三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成』東京大学出版会、一九九五年、三一〇頁。千葉功『旧外交の形成』勁草書房、二〇〇八年、三八二頁。

<sup>453</sup> 原奎一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、一九八一年、大正七年六月五日条。

<sup>454</sup> 田村直臣「我が見たる原首相の面影」警醒社書店、大正一一年、四三～四四頁。三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成』東京大学出版会、一九九五年、三一〇頁。

<sup>455</sup> 坂野潤治『近代日本の政治と外交』研文出版、一九八五年、一一八頁。

<sup>456</sup> 坂野潤治『近代日本の政治と外交』研文出版、一九八五年、一一九頁。

<sup>457</sup> 原奎一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、一九八一年、大正九年六月二一日の条を参照。

<sup>458</sup> 三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成』東京大学出版会、一九九五年、三一五頁。

しかしながら、両者の相互の理解は一枚岩的なものではない。対華政策において、両者の間では齟齬も確実に存在していた。

一九一九年、パリ講和会議において山東問題をめぐる日中間の交渉が、戦後公平な裁判を待ち望んでいた中国の人々を完全に失望させた。そして外交的失敗の情報は、国内に伝わり、瞬く間全国的な排日運動が起こった。当時の日本外務省では、刻々と拡大していく中国の反日運動の状況を、関係各方面に伝えるために「支那排日運動ノ情況」という小冊子を作成した。<sup>459</sup>この中では、今回の排日運動の近因として山東問題を、そして遠因として従来行われてきた武断的な侵略政策を取り上げ、対応策としては暫くの間日本は傍観を以て対応することが望ましいと提唱されている。六月二日、外相内田康哉は、この方針を在中國各領事に対して排日運動に対する措置として訓令を發した。内田は日中両国関係を改善するため、中国官民に圧迫を加えず、いたづらに感情を挑発することは避け、冷静に事態を観察し、中国官民憲に対して良好な関係を保つよう各領事に提案した。このような傍観方針は、六月上海で発生した不敬事件<sup>460</sup>からみれば、暫くの間完全に遵守されていたとも言える。

しかし外務省のこの傍観策に対して、陸軍側は不満を募らせた。六月一九日、当時の陸軍大臣田中義一は、臨時外交調査委員伊東巳代治に送った書翰に陸軍の意見を表明している。

現今ノ如ク親日派ハ、売国奴ノ汚名ヲ被リテ、悉ク排斥セラレ、其生命スラ迫害ヲ受クルノ窮状ニ対シ、帝国カ依然英米ト協調ヲ保ツニ、急ニシテ何等自ラ積極的態度ニ出ツルコト能ハス、動モスレハ英米ノ後塵ヲ拝セントスルノ形勢ナルニ於テハ、彼等親日派ト雖、帝国ノ權威ト実力トヲ疑ヒ、(中略)斯ノ如キ状態ノ下ニ放任センカ、帝国勢力ハ親日派ト共ニ遂ニ一掃セラレ、(中略)故ニ帝国ノ対支政策ハ英米トノ協調ノミヲ主トスルコトナク、寧ロ日支ノ提携ヲ基礎トスルヲ当然トス、此ノ見地ニ於テ帝国ハ今ヤ英米ノ意嚮如何ニ拘ラス、自ラ適当トスル処置ヲ断行スルノ必要ナル時機ニ、逢著シタルモノト認ム<sup>461</sup>

以上のように、外務省の傍観策は親日派の迫害と帝国の威信及び実力の失墜を招くと陸軍は見ており、また同時に英米各国とは関係を維持しつつ、中国政府との提携を基礎にして、積極的に運動抑圧する処置を断行するべきだと唱えた。また中国政府との提携は、財

<sup>459</sup> 「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B11090258500、支那ニ於テ日本商品同盟排斥一件 第一卷 (3-3-8-5\_001) (外務省外交史料館)」、藤本博生『日本帝国主義と五四運動』京都大学人文科学研究所共同研究報告『五四運動の研究』第一函三、京都：同朋舎、一九八二年、七六頁を参照。

<sup>460</sup> 一九一九年六月一二日、仏租界付近で天皇の写真が目に爪切鋏が刺さった状態で電柱に貼られていた。上海領事館有吉総領事が、警察に搜索させたが、犯人は見つからなかった。この事件は日本内地で大きく取り上げられた。特に政府は重視した。しかし外務省は、中国から自発的な陳謝によって解決するように提議した。そして中国政府は遺憾の意を表明し、嚴重取り締まりの方針を宣言したことを以て解決した。

<sup>461</sup> 小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』原書房、一九六六年、八一〜八一三頁。

政上及び他の援助としてあげたのである。

中国国内の排日気運の高まりに伴い、親日派の失権は日を追って明確となり、陸軍側のこの意見も徐々に説得力を持つようになった。政策を見直す機運が熟しつつあったこの時、北京在駐の小幡公使も外務省に意見を出した。<sup>462</sup>小幡公使によれば、中国は財政難に陥り、数万の支出すら難しくなっている。そして排日運動が終息する兆しがまだ見えず、今にも軍隊による革命起こりそうであったようである。このため日本政府はそれに備えて、政策の見直しを迫られる。実は小幡の報告以前に、六月一二日の内閣閣議において、原敬首相は自ら次のように述べている。

親日派ノ擁護其他ニ於テ、現況ヲ傍觀スル事能ハス、今日大局ノ上ヨリ、徒ラニ騷擾ヲ重ヌルカ如キ手出ハ不可ナレドモ、多少彼等ノ窮情ヲ救ヒ、又人心ヲ我ニ向ハシムルニハ、多少ノ金銭ヲ支出スル必要アルヘシ<sup>463</sup>

つまり、中国政府に大局上から援助する意向を表明したのである。このように内務省の傍観策は、実施して間も無く動揺が見られるようになったのである。

ここからも分かるように、九月九日に日本政府は「徐総統並ニ徐総統統率ノ下ニ在ル現内閣ニシテ、借款ノ希望ヲ有シ、且其希望ニシテ四困ノ事情ニ顧ミ、真摯ナリト認メ得ヘキニ於テハ我方ニ於テ可成之ニ応スルコト」<sup>464</sup>という閣議が決定される前に、内閣では事実上、対華政策転換の動きが既に出てきた。

在福州領事館はまさにこのような政府の対華政策を背景にして、五四運動以降福州で起こっていた排日事件を積極的に鎮圧しようと思ひ、福州事件を計画したのである。しかし事件前に日本政府に報告せず、更に事件直後には事実を歪曲して日本政府に報告した。このことは「計画首脳者等ニ於テ聊カ思慮ヲ欠ケル点ハ遺憾ナガラ之ヲ認メザルヲ得ズ」<sup>465</sup>と言われたように、在福州日本領事館のこの行動は、あまりに軽率であった。そして結局、想定した結果を得どころか、むしろより一層中国の反発を招いたと言えるだろう。

一二月八日松岡は、調査の命を受け、原敬を官邸に訪ねた。原は政府として欧米の協調を保ちながら、従来のように中国側を圧制することは避け、事件の調査だけでなく、解決も公平な

<sup>462</sup>風潮トハ互ニ相抱合シテ、極メテ憂慮スヘキ不安ノ状態ト危険ナル傾向ヲ現出スルニ至リ、加フルニ政府ノ財政ハ弥々逼迫ノ極ニ達シ、殆ド收拾スヘカラザル破綻ノ情勢ニ陥リ、其窮乏ハ時ニ数万ノ支出ニスラ窮スルヲ得ザル実情ニ在リ、(中略)然ルニ一方過日來ノ学生運動ノ風潮モ尚未ダ全ク終息セス、何時其余焰ノ再燃スルヲ保シ難ク、剩ヘ過激派思想ノ宣伝動モスレバ、其間ニ乗ジテ台頭セントスルヤノ風潮伝播セラレ、人心危惧ノ念ニ侵サレツツ有ル、此際万一軍隊ニ対スル給与、意ノ如ク成ラサルに於テハ、サラデタニ危険性ニ富メル軍隊ノ動揺ハ何時如何ニ爆發スルヤモ計リ難ク『文書八年』第二冊上、一三三頁。

<sup>463</sup>原奎一郎編『原敬日記』第三卷、福村出版、一九八一年、大正八年六月十三日。

<sup>464</sup>外務省編『日本外交年表並主要文書』、東京、財団法人日本国際連合協会、一九五五年、上巻五〇三～五〇六頁。

<sup>465</sup>大正九年一月二五日、在福州森領事より内田外相宛、第一〇号電、松岡書記官より第七号、外務省編『文書九年』第二冊下巻、七一四～七一五頁。

態度ですべきだと松岡に伝えた。<sup>466</sup>

そして日中両国の共同調査を経て、事件の実相が明らかになった。また事件の解決においても公平に進められた。

## まとめ

本章は、福州事件及び事件に関わる日中両国の共同調査そして原内閣の対華政策を検討してきた。そして以下の点が明らかになった。

福州事件発生後、在福州日本領事が意図的に事件の事実を歪曲して、日本政府に報告した。このことによって両国それぞれの主張が対立するようになった。そして事件解決のため、日中両国が共同調査を行い、事件の事実を明らかにする話が浮上した。この共同調査体制の導入によって、事件の真相が明らかとなり、両国の外交交渉も始めて実質的な進展を遂げた。共同調査が始まった一ヶ月後には、軍艦も引き揚げ、事件解決が更に進められた。この意味で、共同調査が両国間外交交渉中において果たし役割は、高く評価できるだろう。

しかし近代日中両国の間で頻発した衝突事件は、いずれも福州事件のように、共同調査が大きな役割を果たしたわけではない。その背景には、五四運動以降中国で発生した日貨排斥運動や、当時日本をとりまく国際状況、そして日本の対華政策などがあり、それらと深く関わっている。

福建省は従来台湾と密接な関係を持っていた。台湾割譲後は、日本は大陸の南の拠点として重視してきた。中華民国が建国されると、福建問題は満蒙問題と並んで、問題化になっていく傾向が現れた。特に、日本は中国に二十一か条要求を出した後、中国人の排日情勢を配慮しつつ、福建における利権の拡大を求めようとした。五四運動勃発後、日本は冷静にその成り行きを傍観する方針をとったが、暫くすると中国政府に経済的な援助をし、積極的な抑圧政策をとるようになった。このような状況下で、在福州日本領事館が意図的に福州事件を起こしたのである。しかし、この行動はあまりに軽率であり、結局事件前の想定どころか、むしろより一層中国の反発を招いた。そして原内閣はついに欧米と協調しながら、事件を公平的に調査、解決しなくてはならなくなったのである。

---

<sup>466</sup>原奎一郎編『原敬日記』、福村出版、一九八一年、第五巻、一九一九年一二月八日、一八六頁。



## 終章 結論

中華民国誕生間もない一九一〇年代の中国は、中央政治の求心力は乏しく、財政も困窮し、さらに社会が不安定であったことなど様々な問題に直面していた。

付録の統計の表が示すように、この時期の日中衝突事件は様々な形で起きていた。一九一三年と一九一七年に起こった日中間の衝突事件は、ともに九件と最も多い。それぞれで全体の三分の一を占めている。<sup>467</sup>次に多い年は一九一五年の四件で、最も少ないのは一九一八年である。そしてこれら衝突事件の日中両国の当事者を見てみると、中国側では、一般の民衆から、治安維持を目的とした巡警、中国軍隊（北軍、南軍を含む）がおり、日本側では、日本駐中国領事館、巡警（巡查、領事館警察）、駐屯軍（鉄道守備隊を含む）、居留民などの広い範囲に及んでいることがわかる。

これら事件当事者の属性を割合でみると、日本駐屯軍が参与した事件は最も多く一五件、これは全体の半数以上を占める。一方、中国軍隊が参与した事件は一四件で、全体の半数近くを占めている。このように日中軍隊が参与した事件は、それぞれ全体の半数以上及び半数を占めることがわかる。そして日本駐屯軍が参与した衝突事件は、さらに三つの種類が分けられる。一つ目は日本駐屯軍と中国軍の間で起こった事件である。これは主に日本駐屯軍将校が中国軍の動向を偵察するため、引き起こした衝突事件である。一九一三年の兗州事件や漢口事件、そして一九一七年の衡州事件が該当する。そして二つ目は、日本駐屯軍と中国巡警との間の衝突事件である。これは主に中国における日本駐屯軍の不法行動、例えば強引な購買、酒酔いなどによって起った事件である。最後に三つ目は、日本駐屯軍が中国の一般民衆<sup>468</sup>との間で起こった事件である。一方、中国軍隊が参与した衝突事件を見てみると、中国軍と日本居留民との間で起こった事件が特に多いことがわかる。これらはほとんどが中国南北戦争の際に中国兵が日本人から財産などを奪った事件である。

これら衝突事件の規模や犯行の特徴<sup>469</sup>、事件の経緯、衝突事件の解決などからみれば、一九一三年の兗州事件、漢口事件、南京事件、昌黎事件、一九一六年の鄭家屯事件、一九一九年の寛城子事件は、日中両国とも死傷者が多く、全て日中軍隊間の衝突事件として、

---

<sup>467</sup>一九一三年において発生した日中衝突事件について概観すると、さらに二つに分けられる。一つは中国軍と日本駐屯軍の間で発生した事件である。これらの事件の発生に関しては、当時中国で発生した二次革命と切り離せない。もう一つは中国巡警と日本駐屯軍の間で発生した事件である。これらの事件動機からは、当時中国における日本駐屯軍の強硬な対華姿勢が窺える。一九一七年における衝突事件は、中国軍と日本居留民の間で発生した衝突事件が多数を占めていることがわかる。これは同年九月に中国南北戦争の際に中国兵が日本から財産などを奪った事件である。

<sup>468</sup>日本の調査によると一般民衆を馬賊や土匪と見なしていた場合もたくさんある。

<sup>469</sup>銃殺、斬殺、略奪、身体的暴行に分類すると、銃殺事件は一〇件、斬殺事件は四件、略奪事件四件、身体への暴行事件は一二件である。しかしこれらの犯行の特徴は、同一事件で、複数の特徴が見られる場合も多数存在している。

事件後いくつかの段階を経て終息に至った。そして、事件発生後、日中両国内で世論を騒がせ、中央外交機関の交渉により解決した。いずれも一九一〇年代における日中衝突事件を検討する場合には見逃せない存在である。<sup>470</sup>

日本の対華政策の展開過程を、これらの日中衝突事件の発生から解決交渉に至るまでのプロセスに注目してみると、対華政策を推進するアクターがそれぞれ異なっていることがわかる。外務省、陸軍（参謀本部および出先機関）、対支同志連合会（後国民外交同盟会）、西原亀三、臨時外交調査会などは、対華外交の主導権をめぐって対立や協調、または独自のルートを通して、日本の対華政策の展開において決定的な働きを果たしたのである。まさにこのような状況が存在することこそ、この時期における日中衝突事件の発生およびその処理のプロセスにおいて、理不尽な様相や結果をもたらしたのである。

この時期の日本では、大正政変を経て陸軍の勢力がある程度に抑えられていた。これに対して、政党勢力が台頭し、外務省でも独自の対華政策を決定、推進する動きが出て来た。しかしながら陸軍およびその出先機関は、日本政府や外務省の対華基本方針に背反し、独自に行動する動きが出てきた。陸軍（参謀本部および出先機関を含む）、対支同志連合会（後国民外交同盟会）などは、独力でまたは国内外の膨張主義者と結託して、中国の無力を軽蔑し、不法な行動あるいはかつて西洋列強諸国の常套手段（例えば、宣教師の殺害など）を用い、故意に口実を作り、多くの日中両国間に衝突事件を引き起こした。彼らはさらに、武力を背景に中国側の非を責め上げ、中国側の不満や反発を招いた。そして更に彼らは、これらの事件を利用して、国内の世論を煽り、外務省及び政府に圧力をかけ、自らの主張の貫き、中国における権益を獲得しようとしていたことも、この時期において看過できない点であろう。

外来勢力の圧力を受け、外務省は本来所持する立場が維持できず、対華外交政策の主導権も握り続けることができなかった。その結果、対華外交は常に外来勢力に容易に左右され、外交担当者のリーダーシップも、時には発揮すらできていなかった場合も確実に存在したのである。この時期に発生した諸事件の対応及び解決交渉のプロセスでは、外務省は外交一元化あるいは中心化を進めようとしたが、実現できずにいたことがわかる。

このような状況に、日本初となる政党内閣の原内閣が成立すると転機が訪れた。原は陸軍の代表である田中義一と緊密な協力関係を保つことで、対華政策では、公平な不干涉政策を掲げた。そして原内閣は、中国における日本軍の関与を極力排除することで、外務省は一時的に外交の一元化を実現できたのである。

---

<sup>470</sup>本稿第七章で取り上げる福州事件は、日本在福州領事館が意図的に引き起こした事件として、ほかの事件の性格とは異なる。当時の原内閣は、陸軍の協力を得たうえで外交一元化の実現を目指していたという点で、当時日本の対華外交も新たな転換点を迎えていた。

## 付録：一九一〇年代における日中衝突事件とその概要

番号	日期 事件名	衝突の当事者 及び直接原因	衝突の特徴 日中死傷者数	概要
1	一九一三年 八月五日  兗州事件	北軍と日本駐屯軍  原因：軍事偵察	特徴：身体への 暴行 日本側一人負傷	北支派遣隊中隊長陸軍大尉川崎享一は佐藤鋼次郎司令官の命令により、通訳一名を従えて、七月二十八日天津を立ち私服で津浦線沿道地方の中国軍隊の動静を視察していたところ、八月五日兗州・済南間進行中の汽車内で南軍の間諜の疑いで北軍の兵士に捕らえられた。八日まで兗州の北軍兵営内に監禁された。(詳細は本稿第一章参照)
2	一九一三年 八月一日  漢口事件	北軍と日本駐屯軍  原因：軍事偵察	特徴：身体への 暴行 日本側一人負傷	漢口与倉喜平大佐の中支派遣隊は、西村彦馬少尉及び兵士一名を北軍軍事偵察の目的で厳重な警戒下にあった江岸停車場に派遣した。西村少尉は歩哨の注意を顧みずに警戒線内に入り、短刀で中国側当直武開疆少尉の腕上部を刺傷し奔逃した。そのため中国兵士たちに取り押えられ、監禁、殴打された。(詳細は本稿第一章参照)
3	一九一三年 九月一日  南京事件	北軍と日本居留民  原因：略奪	特徴：銃殺 日本側三人死亡	張勳率いる政府軍が南京を攻め、都督府に攻め入った際、十一名の日本人が都督府から逃げ出し、うち四名が都督府近くの館川の家へ逃げ込んだ。そして掠奪に遭い、危険となったので、館川宅にいた四人の日本人と計八名が一隊となって日の丸を掲げて領事館に避難しようと逃げたが、途中北軍兵士に射撃され、二人は即死、一名が負傷後死亡し、他は領事館に到着した。(詳細は本稿第一章参照)
4	一九一三年 九月一日  昌黎事件	中国巡警と日本駐屯軍  原因：強買	特徴：銃殺 中国側五人死亡	昌黎停車場で、中国巡警と日本守備兵の間に発生した衝突事件。(詳細は本稿第二章参照)
5	一九一三年 九月一五日  長春事件	中国巡警と日本駐屯軍  原因：道争い	特徴：身体への 暴行 中国側負傷四人	長春城内にある日本料理店喜楽亭の前で、中国人の梨売りが日本人と道を争い殴打を受けた。中国警察官はこれを仲裁し、梨売りの中国人を警察署に連れて行く途中、約百人の日本駐屯兵が警察署に闖入し、警察官を殴打、四名を縛り去った。また弾薬、刀剣多数の物品も奪った。(「二次革命後之対日交渉：長春事件」『時事彙報』一九一四年第二期九頁)
6	一九一三年 八月二日  公主嶺事件	中国巡警と日本駐屯軍  原因：免許無し屠殺	特徴：身体への 暴行 負傷者なし	公主嶺騎兵連隊中国人苦力が、同連隊から与えられた驢馬一頭の肉皮を中国人街に運搬していると、交渉局迭警と出くわし連隊長の証明書を持っていたにもかかわらず、苦力を五日間拘留しようとした。同連隊は兵を出して中国官憲を威喝し、釈放を求め、死馬に対する賠償も要求した。(出

				典：「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B07090231200、南満洲鉄道沿線守備隊関係雑纂(満洲独立守備隊) / 将卒行為二関スル事故関係 第一巻(5-1-4-0-27_1_001)(外務省外交史料館)」以下番号のみ記す)
7	一九一三年 九月一六日  甜水井子事件	中国予備巡警と日本駐屯軍  原因：匪徒と疑い射殺	特徴：銃殺 中国側一人死亡	中国予備巡警王俊臣は甜水井子から半里ほどの鉄道西側において、農作物を看視していたところ、日本鉄道守備兵から匪徒と疑われ射殺された。この事件を日本側は認めたが、守備兵が任務遂行上やむを得ざる処置として、責任を負わないことになった。(B07090231500)
8	一九一三年 十一月二日  小西門外事件	中国商人と日本駐屯軍将校  原因：酒酔い	特徴：軍刀斬り 中国側一人負傷	日本陸軍将校一名は酩酊し小西門外側露北にある煙草菓物等を販売する露店の落花生を撒き散らした。店主は腹をたて、拾いながらその不法を訴えた。すると将校は軍刀を抜き店主を斬りつけようとした。店主は左顔が斬られた。(B07090231300)
9	一九一三年 (月日不明)  海城事件	日本巡査と海城知県  原因：不明	特徴：斬殺 中国側一人死亡	日本人巡査が海城知県との面会時、巡査は突然剣を抜き斬りつけようとした。そして知県を護衛する従僕たちも斬殺された。(C03022401200)
10	一九一四年 八月一九日  第一次鄭家屯事件	中国巡警と日本駐屯軍  原因：匪徒と疑い	特徴：銃による衝突 日本側二人負傷、中国側一人死亡、八人負傷	日本鉄嶺行軍隊は、十七日午後二時に鄭家屯の東方一里半の地点で巡警及び現地住民の奇襲を受けた。日本軍であると証明を示したが、猛烈な射撃を続行したため、やむをえず反撃し撃退した。この衝突事件の中で、日本側の準士官一人、卒一人、馬一頭が負傷し、中国側は一人が死亡、八人が負傷、馬二頭、小銃九丁を遺棄して逃走した。(詳細は本稿第四章参照)
11	一九一五年 五月七日  連山関事件	中国馬賊と日本駐屯軍  原因：匪徒と疑い	特徴：銃殺 日本側一人死亡	守備隊第四大隊の警戒兵は連山関東端で中国巡警(馬賊)約20名から発砲を受け、田中倉太郎が死亡した。(B07090231700)
12	一九一五年 六月一七日  奉天事件	中国学生と日本商人  原因：排日	特徴：身体への暴行 日本人四人が負傷	奉天邦商売薬店村井延寿堂がガラス窓から爆裂弾を投げ込まれ、店員四名負傷した。(一九一五年六月二〇日、朝日新聞朝刊五頁)
13	一九一五年 八月二日  曲家店事件	高等女学校長と日本駐屯軍  原因：酒酔い	特徴：軍刀斬り 中国側一人負傷	曲家店駐屯日本守備隊黒澤吉之進が酩酊して女学堂に入り、同調長陳玉吾の上膊部を斬りつけた。(B07090231900)
14	一九一五年 八月二日  八面城事件	中国商人と日本駐屯軍  原因：強買	特徴：身体への暴行 中国側一人負傷	日本駐屯軍は八面城で、代価銅貨十八枚の茄子を銅貨十一枚で買おうとし、それを拒んだ中国商人を斬りつけた。(B07090231900)

			傷	
15	一九一五年 八月四日  三江口事件	中国人と日本駐屯軍 原因：日本兵が作物を荒らす	特徴：身体への暴行 日本側二人死亡、一人重傷	三江口で鄭家屯派遣隊日本兵三名が被害にあった事件（C03011110900）（『文書四年』五九五～六一五頁）
16	一九一六年 五月五日 濰県事件	中国軍と日本居留民 原因：略奪	特徴：身体への暴行 負傷者なし	中国軍の戦乱時、濰県の居留日本人は、現金などを馬車に積み鉄道附属地へ避難する途中、中国軍歩兵の一部に包囲され、略奪を受けた。（B08090277500）
17	一九一六年 一二月四日  濰県事件	中国軍と日本居留民 原因：略奪	特徴：身体への暴行 負傷者なし	濰県に動乱が突生し、川越次部の付近一帯で革命軍第四団の散兵が数十発発砲した。銃声を聞いた川越等は、略奪されると誤認し、隣家井上方に避難した。川越の不在中、該四団兵は自宅に侵入し、銀八十元と銅児百元を略奪した。（B08090277500）
18	一九一六年 八月一三日  第二次鄭家屯事件	中国軍と日本駐屯軍 原因：強買	特徴：銃による衝突 日本側十二死亡、五人重傷 中国側四人死亡、一人重傷	鄭家屯に駐屯する日本軍が中国の奉天二十八師と衝突した事件。日本側は川瀬（松太郎）巡査を含め十二名が死亡し、五名が重傷を負った。一方中国側は死者四名、重傷者一名を出した。（詳細は本稿第四章参照）
19	一九一七年 八月二五日  輯安県事件	中国民衆と日本駐屯軍 原因：排日	特徴：身体への暴行 日本人一名死亡	鴨緑江上流玉洞出張所の憲兵補助員二名は、状況調査のため対岸黄柏甸子に向かう途中、一名が溺れかけたため付近の中国船夫に救援を求めた。船夫は付近の群衆と共に、救援にくる憲兵二名と補助員一名を暴行し、一名は殺害され、他は拘禁された。（B03050026200）
20	1917年9月 12日  琿春事件	中国巡警と日本領事館 原因：塩密輸入朝鮮人の拘留	特徴：身体への暴行 負傷者不明	琿春で食塩を密輸入する朝鮮人が中国官憲に拘留されたため、琿春領事は中国官憲と交渉したが応じなかった。武装した巡警は領事館に闖入し暴行陵辱した。（B03050026200）
21	一九一七年 九月二九日  高台子事件	中国人と日本駐屯軍 原因：匪徒と疑い	特徴：銃殺 中国側一人死亡	開原鉄道線路巡察兵が開原の南約三里の高台子で中国人を銃殺した事件。（B07090232100）
22	一九一七年 九月一四日  錦州事件	中国軍と日本居留民 原因：争闘	特徴：銃殺 日本側一人死亡	日本人数名が第二八師中国兵と争闘し、寺町茂は銃殺された。（朝日新聞一九一七年一二月二八日二頁）（B03050026200）
23	一九一七年 七月七日 豊台事件	中国軍と日本居留民 原因：流弾	特徴：身体への暴行 日本側一人負	北京局送達人小野寺徳助は軍事郵便物の送信中、京奉線豊台駅で支那軍の流弾によって負傷した。（B08090277500）

			傷	
24	一九一七年 一〇月一四日 衡州事件	中国軍と日本駐屯軍 原因：軍事偵察	特徴：身体への暴行 負傷者無し	湖南南方状況の調査目的で、中支司令官は平野大尉を湖南衡州方面に派遣した。一〇月一六日衡州城外で、平野が両軍配置図を携行したため、北軍密探の嫌疑をかけられ在衡州湖南総軍司令部に拘留された。(B08090277000)
25	一九一七年 十一月一六日 湘潭事件	中国軍と日本居留民 原因：略奪	特徴：身体への暴行、略奪 日本側一人負傷	日本人安東栄彦は、湘潭県から四五十清里の炭鉱に滞在していた十一月一六日に、南軍の兵と思わる者数十名が武装して炭鉱を襲撃、暴行略奪を行い立ち去った。その時安東は銃傷を受けた他、殴打の為数カ所を負傷し、携帯金品全てが略奪された。(B08090277300)
26	一九一七年 十一月九日 中島・青海略奪事件	中国軍と日本居留民 原因：略奪	特徴：身体への暴行 負傷者無し	日本人中島康三郎と青海信太郎の自宅宅に、本人等留守中、湖南陸軍第一師所属兵士が闖入した。居合わせた中国人を脅迫し、自宅内の什器を破壊、金品を略奪した。(B08090277400)
27	一九一七年 十一月二四日 長沙暴行事件	中国軍と日本居留民 原因：水かけられ	特徴：身体への暴行 日本人二人微傷	長沙城内の日本人病院である同仁院内に、中国兵一名が侵入し、居合わせた本邦人と衝突し応援に来た三名の兵も加わり、主人の妻や看護婦等も微傷を負い器具も破壊された。(B08090277200)
28	一九一九年 七月一九日 寛城子事件	吉林軍と日本駐屯軍 原因：殴打	特徴：身体への暴行 日本側十八死亡、重軽傷十五、中国側十三死亡、重軽傷二十	寛城子の吉林軍は日本軍と戦闘を交えた。日本軍が十八名戦死、重軽傷十五名、中国軍が十三人死亡、重軽傷二十数人を出す重大な事件が発生した。(詳細は本稿第六章参照)
29	一九一九年 十一月一六日 福州事件	日本領事館と中国民衆 原因：日本領事館の謀略	特徴：身体への暴行 中国側一人死亡、七人負傷	日本在福州領事館森領事の内諾により、日本人と台湾人が参加する所謂「商品保護隊」が組織され、貨物の安全保護に取り組んだ。一六日、当隊は福州台江地方で学生や市民を殴り、死傷者数人が出る事件が起った。巡警兵士が鎮圧に当たり、当隊の何名かが料理店に隠れ、器具などを破壊した。(詳細は本稿第七章参照)

## 参考文献：

### 中文史料：

- 曹汝霖『曹汝霖一生之回憶』傳記文学出版社、台北、一九八〇年
- 程道德・張敏孚・饒戈平等編『中華民國外交史資料選編』北京大学出版社、一九八八年
- 杜春和・林斌生・丘權政『北洋軍閥資料選輯』（下）中国社会科学出版社、一九八一年
- 遼寧省檔案館編『奉系軍閥檔案史料彙編』江蘇省古籍出版社、一九九〇年
- 中国第二歷史档案館編『中華民國档案資料匯編』第三輯〈外交〉江蘇古籍出版社、南京、一九九一年
- 中国社会科学院近代史研究所「近代史資料」編輯室主編・天津市歷史博物館編輯『秘籍錄存』中国社会科学出版社、一九八一年
- 中華民國中央研究院近代史研究所檔案館所藏の関連檔案
- 『東方雜誌』 『大公報』 『民国日報』 『申報』

### 日文史料：文書・日記・伝記等

- 外務省編纂『日本外交文書』
- 外務省外交史料館蔵『外務省警察史』復刻版、不二出版、一九九七年
- 明治大正昭和新聞研究会 編『新聞集成大正編年史』
- 原奎一郎編『原敬日記』乾元社、一九五〇年
- 在華日本紡績同業会『船津辰一郎』ゆまに書房、二〇〇二年
- 岩井尊人編著、林權助述『わが七十年を語る』第一書房、一九三五年
- 北村敬直編、西原龜三『夢の七十余年』平凡社、一九六五年
- 芳沢謙吉『外交六十年』中央公論社、一九九〇年
- 山本四郎『第二次大隈内閣關係史料』京都女子大学、一九七九年
- 山本四郎『寺内正毅日記 1900～1918』京都女子大学、一九八〇年
- 山本四郎『西原龜三日記』京都女子大学、一九八三年
- 山本四郎『寺内正毅關係文書 首相以前』京都女子大学、一九八四年
- 山本四郎『寺内正毅内閣關係史料』京都女子大学、一九八五年
- 尚友俱樂部山縣有朋關係文書編纂委員会 編『山縣有朋關係文書』山川出版社、二〇〇六年
- 千葉功 編『桂太郎關係文書』東京大学出版会、二〇一〇年
- 立命館大学西園寺公望伝編纂委員会 編『西園寺公望伝』岩波書店、一九九〇年～一九九

七年

馬場恒吾『大隈重信伝』改造社、一九三二年

日本史籍協会『大隈重信関係文書』東京大学出版会、一九七〇年

上原勇作関係文書研究会 編『上原勇作関係文書』東京大学出版会、一九七六年

波多野勝〔ほか〕編『海軍の外交官 竹下勇日記』芙蓉書房出版会、一九九八年

坂野潤治〔ほか〕編『財部彪日記：海軍次官時代』山川出版社、一九八三年

小幡酉吉伝記刊行会『小幡酉吉』小幡酉吉伝記刊行会、一九五七年

内田良平文書研究会『内田良平関係文書』芙蓉書房出版、一九九四年

小川平吉文書研究会編『小川平吉関係文書』みすず書房、一九七三年

小林龍夫『翠雨荘日記-臨時外交調査委員会会議筆記等-』、原書房、一九六六年

井上馨伝記編纂会『世外井上公伝』内外書籍、一九三四年

尚友倶楽部・内藤一成編『田健治郎日記』芙蓉書房出版社、二〇一二年

宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策：陸軍大将宇都宮太郎日記』岩波書店、二〇〇七年

黒龍会『東亜先覚志士記伝』、原書房、一九六六年

加藤高明伯伝編纂委員会編『加藤高明』、原書房、一九七〇年

牧野伸顕『回顧録』文芸春秋新社、一九四九年

『東京日日新聞』 『東京朝日新聞』 『大阪朝日新聞』

『読売新聞』 『太陽』 『中央公論』 『日本人』

#### 英文史料：

U.S. Department of State, Papers relating to the foreign relations of the United States, 1917

#### 研究書（日文）：

入江昭『日本の外交』中央公論社、一九六六年

入江昭『極東新秩序の模索』原書房、一九六八年

植田捷雄『神川先生還暦記念—近代日本外交史の研究』有斐閣、一九五六年

臼井勝美『日本外交史——北伐の時代』塙書房、一九七一年

臼井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、一九七二年

臼井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』千曲書房、一九八三年



易顕石『日本の大陸政策と中国東北』六興出版、一九八九年  
 岡部達味『現代中国の対外政策』東京大学出版会、一九七一年  
 岡部達味『中国の対日政策』東京大学出版会、一九七六年  
 岡部達味「各国の外交政策：中国」（有賀貞編『外交政策』東京大学出版会、一九八九年  
 所収）  
 岡部達味編『中国外交——政策決定の構造』日本国際問題研究所、一九八三年  
 王柯編・櫻井良樹〔ほか執筆〕『辛亥革命と日本』藤原書店、二〇一一年  
 大畑津篤四郎『日本外交政策の史的展開』成文堂、一九八三年  
 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、二〇〇四年  
 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』原書房、一九六九年  
 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策：1906—1918年』東京大学出版会、一九七八年  
 近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事：史料と検討』原書房、一九八七年  
 栗原健『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年  
 瀨瀬厚『近代日本政軍関係の研究』岩波書店、二〇〇五年  
 小島眞治・並木頼寿『近代中国研究案内』岩波書店、一九九三年  
 小林道彦『日本の大陸政策 1895—1914：桂太郎と後藤新平』南窓社、一九九六年  
 小林道彦『大正政変：国家経営構想の分裂』千倉書房、二〇一五年  
 酒田正敏『近代日本における対外硬運動』東京大学出版会、一九七八年  
 櫻井良樹『辛亥革命と日本政治の変動』岩波書店、二〇〇九年  
 櫻井良樹『国際化時代「大正日本」』吉川弘文館、二〇一七年  
 櫻井良樹『華北駐屯日本軍：義和団から盧溝橋への道』岩波書店、二〇一五年  
 櫻井良樹『大正政治史の出発：立憲同志会の成立とその周辺』山川出版社、一九九七年  
 櫻井良樹『加藤高明』ミネルヴァ書房、二〇一三年  
 佐藤元英『近代日本の外交と軍事：権益擁護と侵略の構造』吉川弘文館、二〇〇〇年  
 佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年  
 島田俊彦『関東軍：在満陸軍の独走』中公新書八一、一九八〇年  
 辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門：現状と課題』汲古書院、一九九二年  
 信夫清三郎『近代日本外交史』中央公論社、一九四二年  
 関静雄『日本外交の基軸と展開』ミネルヴァ書房、一九九〇年  
 関静雄『大正外交』ミネルヴァ書房、二〇〇一年  
 関静雄等『「大正」再考』ミネルヴァ書房、二〇〇七年  
 関静雄等『近代日本外交思想史入門』ミネルヴァ書房、一九九九年  
 曾村保信『日本と中国』小峯書店、一九七七年

- 曾田三郎『中華民國の誕生と大正初期の日本人』思文閣出版、二〇一三年
- 坂野潤治「日本陸軍の欧米観と中国政策」(細谷千博 [他] 編『ワシントン』東京大学出版会、一九七八年所収)
- 坂野潤治・宮地正人編『日本近代史における転換期の研究』山川出版社、一九八五年
- 坂野潤治『近代日本の外交と政治』研文出版、一九八五年
- 坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四年
- 坂野正高『近代中国外交史研究』岩波書店、一九七〇年
- 坂野正高『現代外交の分析——情報・政策決定・外交交渉』東京大学出版会、一九七一年
- 坂野正高『近代中国政治外交史——ヴァスコ・ダ・ガマから五四運動まで』東京大学出版会、一九七三年
- 坂野正高「政治外交史——清末の根本資料を中心として」(坂野正高 [他] 編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四年所収)
- 坂野正高『中国近代化と馬建忠』東京大学出版会、一九八五年
- 田村幸策『最近支那外交史』外交時報社、一九三八年
- 千葉功『旧外交の形成：日本外交一九〇〇～一九一九』勁草書房、二〇〇八年
- 張秀哲『国民政府の外交及外交行政』日支問題研究会、一九三五年
- 中央研究院近代史研究所六十年来的中国近代史研究編輯委員会『六十年来的中国近代史研究』(上・下) 中央研究院、一九八九年
- 中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』中央大学出版部、一九九九年
- 角田順『満州問題と国防方針:明治後期における国防環境の変動』原書房、一九六七年
- 角山栄編著『日本領事報告の研究』同文館、一九八六年
- 寺本康俊『日露戦争以後の日本外交:パワー・ポリティクスの中の満韓問題』信山社、一九九九年
- 戸部良一編『近代日本のリーダーシップ 岐路に立つ指導者たち』千倉書房、二〇一四年
- 中見立夫『「満蒙問題」の歴史的構図』東京大学出版会、二〇一三年
- 奈良岡聡智『対華二十一ヶ条要求とは何だったのか—第一次世界大戦と日中対立の原点』名古屋大学出版会、二〇一五年
- 野澤豊『日本の中華民国史研究』汲古書院、一九九五年
- 狭間直樹「五四運動研究序説」(『京都大学人文科学研究所共同研究報告——五四運動の研究第1 函1』同明舎、一九八二年所収)
- 波多野勝『近代東アジアの政治変動と日本の外交』慶應通信、一九九五年

- 濱下武志『近代中国の国際的契機——朝貢貿易システムと近代アジア』東京大学出版会、一九九〇年
- 浜名優美監訳『グローバル歴史集成Ⅱ 歴史学の野心』藤原書店、二〇〇五年
- 馬場明『日中関係と外政機構の研究』原書房、一九八三年
- 樋口秀実『日本海軍から見た日中関係史研究』芙蓉書房、二〇〇二年
- 古川万太郎『近代日本の大陸政策』東京書籍、一九八一年
- 古屋哲夫『近代日本のアジア認識』、京都大学人文科学研究所、一九九四年
- 藤間生大『東アジア世界の形成』春水社、一九六六年
- 細谷千博『ロシア革命と日本』原書房、一九七二年
- 細谷千博『日本外交の座標』中央公論社、一九七九年
- 細谷千博『日本外交の軌跡』日本放送出版協会、一九九三年
- 細谷千博『两大戦間の日本外交：1914-1945』岩波書店、一九八八年
- 細谷千博『歴史のなかの日本外交』龍溪書舎、二〇一二年
- 細谷千博『国際政治のなかの日本外交』龍溪書舎、二〇一二年
- マイヤー著、植村清之助・安藤俊雄訳『歴史の論理及方法』岩波書店、一九二五年
- 松尾尊兌『大正デモクラシー』岩波書店、一九七四年
- 宮田昌明『英米世界秩序と東アジアにおける日本——中国をめぐる協調と相克 一九〇六～一九三六——』錦正社、二〇一四年
- 山本四郎『山本内閣の基礎的研究』同朋舎、一九八二年
- 山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、一九七〇年
- 山本四郎『政変 近代政治史の一側面』塙書房、一九八二年
- 山根幸夫・藤井昇三・中村義・大田勝洪『近代日中関係史研究入門』研文出版、一九九二年
- 山根幸夫『中国史研究入門』山川出版社、一九八三年
- 山根幸夫『大正時代における日本と中国のあいだ』研文出版、一九九八年
- 兪辛焯『辛亥革命期の中日外交史研究』東方書店、二〇〇二年
- 楊海程『日中政治外交関係史の研究：第一次世界大戦期を中心に』東芙蓉書房出版、二〇一五年
- 李廷江『日本財界と近代中国：辛亥革命を中心に』御茶の水書房、二〇〇三年
- 中文：**
- 陳元珍『民国外交強人陳友仁・一個家族的傳奇』生活・讀書・新知三連書店、二〇一〇

年

- 黃鳳志『中国外交史：1840—1949』吉林大学出版社、二〇〇五年
- 金光耀、王建朗『北洋時期的中国外交』復旦大学出版社、二〇〇六年
- 李育民『近代中外關係与政治』中華書局、二〇〇六年
- 李揚帆『国恨：民国外交二十人』東方出版社、二〇一〇年
- 李振広『民国外交・親歷者口述実録』中国大百科全書出版社、二〇一六年
- 林明德『近代中日關係史』台湾三民書局、一九八四年
- 錢亦石『中国外交史』生活書店、一九三八年
- 錢実甫『北洋政府時期的政治制度』中華書局、一九八四年
- 石源華『中華民國外交史』上海人民出版社、一九九四年
- 石源華『中華民國外交史』上海人民出版社、一九九四年、社会科学文献出版社、二〇一三年再版
- 唐啓華『巴黎和会与中国外交』社会科学文献出版社、二〇一四年
- 唐啓華『洪憲帝制外交』社会科学文献出版社、二〇一七年
- 田建国訳、川島真著『中国近代外交の形成』北京大学出版社、二〇一二年
- 王芸生『六十年来中国与日本』天津大公報、一九三三年／三聯書店、一九八〇年
- 王建朗『抗戰初期的遠東國際關係』東大図書公司、一九九六年
- 王正華「広州時期国民政府の外交」（中華民國歴史与文化討論会編輯委員会編『中華民國歴史与文化討論集』、一九八四年所収）
- 王正華『国民政府之建立与初期成就』台湾商務印書館、一九八六年
- 王聿均『中蘇外交の序幕——從優林到越飛』中央研究院近代史研究所、一九六三年
- 王綱領『欧戰時期的美国对華政策』台湾学生書局、一九八八年
- 王立誠『中国近代外交制度史』甘肅人民出版社、一九九〇年
- 王立誠『近代中国外交行政』甘肅人民出版社、一九九一年
- 汪兆銘『巴黎和会後之世界与中国』（第一編）上海亜東図書館、一九三〇年
- 吳東之『中国外交史—中華民國時期』河南出版社、一九九〇年
- 熊志勇、蘇浩『中国近現代外交史』世界知識出版社、二〇〇五年
- 楊公素『中華民國外交簡史』商務印書館、一九九七年
- 俞辛焯『近代日本外交研究』天津古籍出版社、二〇〇六年
- 臧运祜『七七事变前的日本对華政策』社会科学文献出版社、二〇〇〇年
- 臧运祜『近代日本亜太政策の演变』北京大学出版社、二〇〇九年
- 曾友豪『中国外交史』上海書店、一九九二年
- 趙佳楹『中国近代外交史』山西高校聯合出版社、一九九四年

趙佳楹『中国近代外交史』山西高校聯合出版社、一九九四年、世界知識出版、二〇〇八年再版

左双文等『困境中的突围—重大突發事件与国民政府的对策』社会科学文献出版社、二〇〇六年

張歷歷『20 世紀的中国：外交關係卷』甘肅人民出版社、二〇〇〇年

張玉法『中華民國史稿』台湾聯經出版社、一九九八年

張忠絨『中華民國外交史』華文出版社、二〇一一年

張金超『伍朝樞与民国外交』廣東人民出版社、二〇一四年

### 民国外交官伝記叢書：

張礼恒『伍廷芳伝』河北人民出版社、一九九九年

金光耀『顧維鈞伝』河北人民出版社、一九九九年

錢玉莉『陳友仁伝』河北人民出版社、一九九九年

陳雁『顏惠慶伝』河北人民出版社、一九九九年

完顏紹元『王正廷伝』河北人民出版社、一九九九年

楊菁『宋子文伝』河北人民出版社、一九九九年

石建国『陸征祥伝』河北人民出版社、一九九九年